

漁村の多面的機能と Ecosystem Based Co-Management  
～東南アジアにおける参加型の統合沿岸域資源管理の発展～

**Multi-functionality of Fishing Community and  
Ecosystem Based Co-management**

平成 16 年度～18 年度科学研究費補助金（基盤研究(B)(1)）

課題番号 16405028

海外学術調査研究成果報告書（V）

研究総括

沖縄・日本の水産業・漁村の多面的機能  
—沿岸域資源の利用保全と漁村振興への新しい視点—

平成 19 年 3 月

研究代表者 山尾 政博

(広島大学大学院生物圏科学研究科・教授)

## はじめに

本報告書は、平成 16 年度～18 年度科学研究費補助金基盤研究 ((B)(1) 課題番号 16405028) 『漁村の多面的機能と Ecosystem Based Co-management』の研究成果報告書(V) である。この研究にかかわる成果報告書は下記のように 5 巻からなっている。その内訳はフィリピン編 2 巻, タイ編 2 巻, それに研究総括と沖縄・日本の水産業・漁村の多面的機能論を含む 1 巻である。I 巻と III 巻はすでに発刊している。

- I 巻 Progress Report of the Survey in the Philippines No.1  
Experiences and Lessons Gained through Banate Bay Resource Management Council, Inc.  
(平成 18 年 3 月)
- II 巻 Progress Report of the Survey in the Philippines No.2  
フィリピンにおける沿岸域資源の多面的利用戦略と漁村開発 (平成 19 年 3 月)
- III 巻 Progress Report of the Survey in South Thailand No.1  
New Movement of Locally Based Coastal Resource Management in Phang-nga Bay  
Arear, South Thailand (平成 18 年 9 月)
- IV 巻 Progress Report of the Survey in South Thailand No. 2  
New Movement and Development of Locally Based Coastal Resource Management, and  
Resource Utilization (平成 19 年 3 月)
- V 巻 研究総括  
沖縄・日本の漁村の多面的機能 – 沿岸域資源の利用保全と漁村振興への新しい  
視点 – (平成 19 年 3 月)

この V 巻は 2 つの部分に分かれている。研究総括, 沖縄・日本の水産業・漁村の多面的機能論である。

研究総括には、平成 16 年度から 3 年間にわたる調査活動の目的と課題, 経過, 得られた成果, さらに今後の検討課題などを概略的に述べてある。タイ, フィリピン, 沖縄・日本等での研究成果については、該当する巻をみていただきたい。

もう一つの部分は、沖縄・日本に関する多面的機能論である。東南アジアの漁村の多面的機能論の発展を意識しつつ、海外ではなかなか設定できないような多彩なテーマで論じてある。

この報告書を通じて、本研究全体の研究成果を理解していただければ幸いである。また、沖縄・日本の漁村がもつ多面的機能の分析を通して、広くアジア海域社会に適用できるような理論的枠組ができることを願っている。

2007 年 3 月 25 日

研究代表者 山尾政博

## 目 次

	ページ
はじめに.....	i
研究総括 漁村の多面的機能と Ecosystem-based Co-management.....	1
第1章 水産業・漁村の多面的機能と貿易自由化.....	20
第2章 自然の資源化ー沖縄・慶良間海域（座間味）のサンゴ礁を事例にー.....	28
第3章 サンゴ礁海域における海洋保護区(MPA)の多様性と多面的機能.....	51
第4章 石川・宜野座村漁協における漁業活性化への取り組みの成果と課題.....	69
第5章 地域資源の活用による漁村・漁業活性化の現状と課題 ー沖縄県恩納村における取り組みを事例としてー.....	90
第6章 漁業と観光資本の良好な関係構築にむけた条件と課題 ー沖縄県恩納村における漁業とリゾートホテルの共存関係を事例にー.....	109
第7章 水産業・漁村の多面的機能と教育 ー「ぎょしよく」教育プログラムの実践をもとにー.....	123
第8章 定着性沿岸資源利用と漁業地域の活性化の問題点 ー干ナマコの事例からー.....	144
第9章 変容する鯨類資源の利用実態 ー沖縄県名護ヒートゥ漁を中心としてー.....	153

第 10 章	Changes in the Uses of Whale Resources Over Time: An Example Using the Hand-Harpoon Fishery of Nago, Okinawa Prefecture, Japan····	178
第 11 章	水産業・漁村地域の多面的機能と水産業・漁村地域体験の状況と課題 —沖縄県を中心として—·····	200



**【研究総括】 漁村の多面的機能と Ecosystem-based Co-management**

## 【研究総括】 漁村の多面的機能と Ecosystem-based Co-management

広島大学 山尾 政博

### 1. 研究の成り立ち

#### 1) 研究の目的

本研究は、東南アジア海域社会が社会的かつ文化的にもつ多面性に着目し、沿岸域資源を多角的かつ持続的に利用しようという戦略を検討し、生態系に配慮した”Ecosystem Based Co-management”という新しいアプローチを提案することを目的としている。

#### 2) 研究の背景

##### (1) 沿岸域資源の持続的利用をめぐる

東南アジアでは、国民経済の発展に伴って漁業生産力の技術革新が進み、国内消費の拡大と水産物貿易のグローバル化への対応がなされている。東アジア消費市場圏の拡大で水産物取引がボーダレス化して、輸出志向型水産業の成長がめざましい。海面漁業では漁獲努力量が飛躍的にのび、また、養殖業に転用される沿岸域が広がっている。資源が多面的に利用されるというより、特定の商業目的のために利用される傾向が強まっている。一方、沿岸域の産業・観光目的の利用が増大し、沿岸域環境が悪化している。

こうしたなかで資源利用者、地域住民、地方自治体、NGOなどが連携して沿岸域資源を回復させ、生態系の保全に努めようという運動が各地で繰り広げられている。国や地域によって活動の目的や内容は異なるが、共通しているのは、地域特有の社会構造や生態系に対応できる、地方分権型・住民参加型アプローチを広く採用していることである。さらに、物質生命循環という視点から沿岸域資源や環境を広くとらえようとする傾向がみられる。

沿岸域資源を持続的に利用するためのアプローチは実にさまざまある。トップ・ダウン的、中央集権的な資源管理方式を改めて、地方分権型、住民参加型の Community Based Resource Management (CBRM)という戦略が広く採用されている。現在、この戦略は Locally Based Coastal Resource Management (LBCRM)や Co-management (CM)といったアプローチへと発展を遂げている。沿岸域の統合的管理 (Integrated Coastal Zone Management, ICZM) への取り組みも本格化している。

本研究は、そうした実態が沿岸地域でどのように進行しているのかを明らかにしながら、今後の東南アジアの沿岸域資源管理のあり方を、漁村振興とあわせて検討してみたいという問題意識から出発している。

## (2) 漁村の多面的機能をめぐって

昨今、漁村振興のあり方をめぐって、さまざまな問題提起がなされている。なかでも世界貿易機構(WTO)は、加盟国政府に対して、農業や漁業に対する振興策・補助策の標準化(スタンダード化)を強く要請している。市場や貿易に歪曲的な効果を及ぼす可能性のある政策を排除し、生産刺激的ではない、生産に対して中立的な農漁業政策への転換を求めている。

これに対して、日本を中心とする食料純輸入国は、農林業・農漁山村がもっている経済外的効果を正しく評価し、食料生産を自国で維持することの合理性と正当性を主張している。農漁業は食料を生産するという本来の目的以外に、食料の安全保障や環境保護の必要性など、貿易では取引できないものがある(非貿易的関心事項; Non Trade Concerns, NTC)。食料貿易の自由化を推し進めることに対して日本は懸念を示し、農漁業がもつ多面的機能を維持することを重要な国家戦略として掲げている。多面的機能論がすぐれて政治的な議論であることは、言うまでもない。

一方、多面的機能論は、住民参加のもとで計画・実施される地域振興を方向づける議論の系譜をもっている。地域資源を多元的に利用してきたという農漁村社会の存在形態、そのために備わっている諸機能に着目し、それらに係わっている人々を地域振興の主人公として位置づけようとする。それは、衰退していく農漁村を維持していくための国家戦略ではなく、住民が主体的に作りあげてきた「内発的発展」の発展系である。

多面的機能をめぐる議論の中で、「地域資源」というとらえ方がある。農業は農地資源だけで成り立つ産業ではなく、地域内にあるもろもろの資源(水、里山、農道、畦など)の連鎖をもとに営まれる生業である。さらに、農業資源の生態的ネットワークを持続的に利用するために築いた社会秩序やしきたりも、大切な地域資源として認められてきた。地域が経験してきた生態系に関する知識やそれを持続的に利用するための技術の蓄積などが体系化されたものを、"indigenous ecological knowledge" (土着の生態系知識)として見直すことが提起されている。こうした地域資源に対する総合的なとらえ方は漁業にもあてはまる。

## 3) 研究の発想

### (1) 二つのアプローチの融合

私たちは、東南アジアの沿岸域の水産資源の持続的な利用を可能にする社会システムを展望する時、単に水性生物にかかわる問題だけをとりあげるのではなく、それを利用して生計をたてている人間社会の営みを含めて検討すべきではないか、と考えた。つまり、地方分権型・住民参加型の沿岸域資源管理を実現するには、同じようなアプローチをとって漁村を活性化する社会的意

義が認められるのではないのか、と考えた。

東南アジアでは、水産資源の商業的利用が極端な形で進んでいる。狭い地域内で機能していた伝統的な資源管理は、急激な漁業生産力の技術革新によって機能しなくなった。近代的な漁業を管理するシステムが整う以前に、水産資源の商業的開発が壮大なスケールとテンポで始まったのである。東南アジアはもとより開発途上国の多くで水産食料資源をめぐる激しい争奪戦が起こり、共有資源の崩壊現象がみられたのには、そうした背景がある。特定有用資源の利用に偏った生業のあり方が、結果的に社会に何をもたらしただろうか。経済的有用魚種に限らず未開発な水産資源に利用対象を広げて、また、地域資源をできるだけ多元的に利用して地域振興をはかるほうがはるかに効果的である。

## (2) コミュニティー・ベースをどう発展させるのか？

今日、資源管理の領域においても、地域振興の領域においても、地域拠点型のアプローチ、いわゆる"community-based approach"が広く採用されている。

コミュニティーをどう定義するかについては複雑な論争がある。私たちは、それにはあまりこだわらず、実態にあわせたコミュニティーを解釈しようとしている。また、現実のコミュニティーを、超歴史的な存在としてみてもいい。それは決して静態的な存在形態をとっているわけではない。資源・生態環境のその時々の変化、それに敏感に反応する人間の生業活動、地方分権化を含む政治・行政システムの発展など、コミュニティーをとりまく環境も条件も、時代によって地域によって、決して一様ではない。そもそも、コミュニティーをどうしたいかという、そこに居住して生業を営む人間個々の意志が強く働いている。「生成するコミュニティー」として動的にとらえておくことのほうが、現実に即している。

ただ、社会開発及び資源管理のアプローチとしてコミュニティー・ベースという発想が戦略化され手法化されている現在、それを無視して研究を進めることはできない。着目したのは、地域の新しい枠組作りであった。東南アジアにはコミュニティー・ベースを超える動きが広がっている。その動きをできるだけ確にとらえ、資源管理として地域振興として、政策化と戦略化できないのかと問いかけることにした。この問いに対応したのが、"co-management" (CM) という考え方であった。

## 3) 研究の課題

### (1) 当初の3つの課題

本研究が当初掲げた課題は次の三つである。

東南アジアにおける地方分権型、住民参加型の地域資源管理および沿岸域環境保全にかかわるシステムの発展過程、問題点、そして今後の方向性を明らかにすること。(課題1)

CBRM に代表される、コミュニティーを拠点とする参加アプローチに基づく地域沿岸域資源管理の代表事例について調査し、地域レベル、国レベルで蓄積された経験・知見を総括する。現在は、より広域な海域・地域を対象とする方式が採用されつつあり（LBCRM (Locally Based Coastal Resource Management) や CM), その実態を明らかにしながら理論的に整理する。

東南アジア漁村の多面的機能を実証的に明らかにすること。(課題2)

漁業・漁村社会がもつ多面的機能について、持続的な資源利用、環境保全をはかるという視点から調査研究を試みる。

以上の2つの課題の解明を踏まえて、”Ecosystem Based Co-management”の実現に向けた政策的提言の枠組みを作ること。(課題3)

東南アジア諸国はもとより、広く熱帯開発途上国を対象とした地域沿岸域資源管理システムに関する調査研究に貢献する。

## (2) 研究経過からの発展課題

計画当初の3つの課題に加えて、次の2つのテーマを追加して検討することとした。

東南アジア漁村社会の水産資源利用と輸出型フードシステム (課題4)

経済のグローバル化が進むなかで、東南アジア漁村にも輸出型フードシステムが深く入り込んでいる。それがどのように地域資源の利用のあり方をゆがめ、あるいは影響しているかを明らかにする。

日本漁村の多面的機能論からの接近：沖縄を媒介にして (課題5)

東南アジア漁村社会の多面的機能論と日本のそれとを比較する。漁村資源の多元的・多面的利用戦略は、日本の漁村振興の要になっている。東南アジアと日本での双方での研究成果が、今後、アジア的な漁村振興をめぐる研究を発展させていく上で有効であると考えた。東南アジアに条件が近い沖縄を中心に調査した。

## 2. 研究体制と予算配分

### 1) 研究体制

研究分担者と協力者

研究代表者	山尾政博 (広島大学大学院)	研究の総括, 水産資源論
分担者	磯部 作 (日本福祉大学)	海域統合管理論 マリンツーリズム
	島 秀典 (鹿児島大学)	漁村の多面的機能論
	山下東子 (明海大学)	水産・漁村開発論

家中 茂 (沖縄大学, 後鳥取大学)	地域資源管理組織論
若林良和 (愛媛大学)	漁村社会論
赤嶺 淳 (名古屋市立大学)	漁村文化論
矢野 泉 (広島大学大学院)	地域振興論
(途中参加) 鳥居享司 (近畿大学 COE)	マリーンツーリズム
(途中参加) 久賀みず保 (広島大学)	水産物流通論

#### 研究協力者 (日本側)

パタリーヤ・スアンラタナチャイ (学術振興会特別研究員)

ハマヅーラ・ラーマン (学術振興会特別研究員)

溝口暢孝 (広島大学大学院博士課程後期)

ワントナ・チェンキトコソン (同上)

ルイス・フランシスコ・オリバ・トリビス (同上)

デバラハンディ・アチニ・デ・シルバ (同上)

遠藤愛子 (同上)

ポンプラバ・サクンセン (同上)

岩尾恒雄 (広島大学大学院博士課程前期)

麻生貴通 (同上)

#### (フィリピン側)

エビリン・ベレーザ (フィリピン大学ビサヤ校准教授)

マリー・ロウ・ラロッサ (バナテ湾沿岸資源管理組織, BBRMCI)

## 2) 配分予算

平成 16 年度 4900 千円

(津波災害のためタイ南部での調査ができなくなり, 560 千円を次年度繰越)

平成 17 年度 4500 千円

平成 18 年度 2300 千円

## 3. 研究活動の概要

本研究の主な活動は, 東南アジアの 2 つの国を対象に海外調査を実施し, 補足的に日本と東アジアの漁村の多面的機能について検討することにした。日本を調査する場合, 東南アジアと地理的に最も近く, 沿岸域資源の利用形態や漁村の成り立ちに共通性がある沖縄を主なフィールドに選んだ。

## 1) タイとフィリピンを中心にした調査活動

課題1から課題4までの研究課題に接近するために、主にタイとフィリピンで詳しい実態調査を計画した。沿岸域資源の利用と管理については、両国とも1-2か所を選定して定点観測することにした。一方、ツーリズムや流通などのトピック的な項目については、定点調査地での調査に加えて、別の地域でも実態調査を行った。

### (1) フィリピン・パナイ島バナテ湾岸地域の調査

フィリピンのパナイ島バナテ湾岸地域、4町のマニシパル自治体が協力して1つの沿岸域資源管理組織(Coastal Resource Management Council)を設立している。したがって、各マニシパル自治体が管轄している海域が4つあわさった共同海域になっており、沿岸漁業者(municipal fisheriesとして登録・分類されている)はこの海域であれば自由に操業ができる。フィリピンの定点観測地をここに定め、漁家の経済構造、操業状況、資源管理組織の活動、さらに漁村社会の成り立ちなどについて、定期的に調査することにした。

### (2) タイ南部のクラビ県・パンガー県での調査

タイでの定点観測地は、クラビ県のカオトン地区とアオルックノイ地区、パンガー県のクロングキエン地区であった。3地点は地理的には近接している。クラビ県の調査対象地は、地域リーダーが操業秩序の維持をはかるよう漁民に呼びかけ、漁民はそれに応じて様々な資源管理を試みている。パンガー県の調査対象地域では、住民による多彩な協同活動が盛んである。グループが共同オークションを開催し、漁民の販売活動を助けている。幾つもの村がオークションに参加している。私たちは、これら対象地域で行われる漁業活動の様子を実態調査し、資源の利用状況や漁民のグループ活動への参加状況を分析した。南部タイの漁村がもつ多面的機能について分析することにした。

### (3) インド洋大津波発生にともなう調査内容の変更：タイの漁村調査

2004年12月26日に発生したスマトラ沖地震は大津波を引き起こし、南部タイのアンダマン海側諸県に大きな損害をもたらした。私たちが調査対象地域としていた3地区とも津波の被害を受けた。幸いなことに、どの地区も人的被害はほとんどなかったが、クラビ県2地区では経済的損失が莫大な額になり、被災後しばらくの間は住民のほとんどが後片付けと復興作業に忙殺された。当然、私たちの調査は中断を余儀なくされ、予定していた調査内容の修正を余儀なくされた。調査地を変更することを検討したが、アンダマン海側全域が被害を受けていたこと等を考えて、引き続きこの地域で調査することにした。

本格的な調査を再開できたのは、津波発生後から半年が過ぎた2006年6月からであった。

## 2) 沖縄・日本の漁村の多面的機能論

課題3と課題5に対応して、日本漁村をめぐる多面的機能論について理論的整理を行いつつ、沖縄漁村社会に例をとりながら、住民が地域資源をどのように多面的に利用しているかを検討した。コモンズの発想が根付く住民参加型資源利用、鯨類資源を含む沿岸域資源の商業的利用とフードシステム、海のツーリズムと漁村振興、環境保全への住民参加などが議論された。また、魚食文化とは何かをあわせて検討した。



図 調査対象地の位置

## 4. 研究活動の成果

研究計画がかかげた3つの課題と2つの補足課題について作業を進め、ほぼ期待通りの成果をあげることができた。以下、研究活動の成果について簡単に述べる。

### 1) 東南アジアの沿岸域資源管理の発展と資源の多面的利用

#### (1) Co-management型の資源管理組織の発展 (課題1・3に対応)

フィリピンのバナイ島、タイ南部のクラビ県とバンガー県の調査によって、地方分権型・住民参加型の沿岸域資源管理の新しい潮流、その到達点、直面している問題点等を明らかにす



ることができた。フィリピンとタイでは事情がかなり異なり、沿岸域資源管理に関する住民の認識にも相当の開きがあった。

フィリピンは地方分権化が進んでおり、法制度的にも体制的にもかなり充実している。マニシバル自治体が条令制定の機能をもっており、地域の環境保全や資源管理に、ある程度までの権限なら行使できる。資源管理の領域では、法執行面で問題が多いと指摘されるが、他のアジア開発途上国に比べると、地域が自主性を発揮しやすい条件はある。私たちが調査対象地として選んだパナイ島バナテ湾では、湾周辺を囲む4つのマニシバル自治体が共同して沿岸域資源管理組織(Reouse Management Countil)を設立・運営していたが、このように共同利用海域をつくって広域管理をしようという動きが各地でみられた。

一方、タイでも、Ao. Bo. To (オーボート, タンボン自治体) が住民とともに資源管理にかかわろうとする動きがある。漁業法で規定されていないが、タンボン自治体が資源管理の役割を果たす地域が増えている。クラビ県カオトン地区はこうした事例のひとつである。最近では、この種のプロジェクトが各地に紹介・導入されている (EU が資金・技術提供)。しかし、フィリピンと比べて法整備が遅れているタイでは、地方分権型の資源管理は制度的には確立していない。

フィリピンとタイでは発展段階に差があるが、いずれの国でも住民参加型の資源管理をめざす活動が底流にあり、その発展過程として今日の動きがある。ただ、最近の傾向は、中央政府によるトップ・ダウン型の資源管理を分権化する過程で、「中間媒体」とでも呼べる資源管理組織ができ、それと Commuynity-based Resource Management (CBRM) のような参加型が合同する、Co-management(CM)型のほうが増えている。政府・自治体行政主導で資源管理の分権化のスピードが速くなった結果と言える。

事例研究を通じて明らかになったのは、これまでプロジェクトとして試行され、戦略的に導入されてきた CBRM は、ひとつの社会制度として定着していることである。今後は、それを十分に機能させる社会機構を整えていかなければならない。その際、生態系や資源の状況とどう調和させるかが課題として残っている。本研究では、地域住民や自治体が、地域の生態系や人々の生活にあわせて資源の持続的利用をはかろうとしている事例を、さまざまな角度から分析することができた。

## (2) 資源利用の一面化：漁家の家計戦略分析 (課題1・2・4)

フィリピンのバナテ湾岸およびその他の地域で観察したのは、特定有用資源に対して著しい負荷をかけ、熱帯沿岸域の生態系や資源動向にそぐわない漁業を行っている現実であった。私たちは、かなりの割合の零細漁家が、特定の有用魚種だけを対象に、単一の漁具を用いて周年操業している実態を、悉皆調査等を通じて明らかにした。その主な原因を、貧困と決めつけて説明する

ことはできない。だが、水産資源の商業的利用が進むなかで、貧困層による特定資源の利用が中上位の漁民層に比べて高くなっているのは事実である。そうした漁家経営の脆弱さをいかに克服していくか、マイクロ・ファイナンス活動を奨励して、新しい漁具・漁法の導入をはかり、漁業の多角化に努めている漁村があった。さまざまな資源管理の手法を効果的に用いるには、漁民の家計構造を見直して、漁業所得の多角化をはかる必要がある。沿岸域資源をめぐる利用と管理は、漁家の家計戦略のあり方を問うことでもある。

タイの南部漁村では、資源利用の多角化が比較的進んでいた。ツーリズムに従事する漁民が多い漁村では、漁業努力量の投入が抑えられていた。しかし、津波災害後、この地域の水産資源の利用状況が一変した。被災漁村周辺の漁場では、津波後しばらくして、漁民の操業頻度が急激に高くなり、定置網やカゴ類の設置数、養殖生け簀台数が津波以前の水準を凌駕するようになった。明らかに資源の過剰利用が生じていた。また、特定の有用魚種に対する漁獲努力量が増えて、その資源が急激に減少し始めた。津波災害からの復興過程で問題になったのは、漁家の家計収入の安定と多角化をいかに実現するかであった。漁業操業の多様化と分散化の動きについて検討する必要がでてきた。

漁村の社会開発と連携をはかりながら資源の持続的な利用をめざす必要性が明らかになり、漁家の家計戦略の分析が有効であることがわかった。

### **（３）地域資源の多角的利用と漁村振興：ツーリズムからの刺激（課題１・２・５）**

ツーリズムへの対応が東南アジア各地で盛んになっている。タイ南部のクラビ県とパンガー県では近くに大きな観光地があることから、漁民のなかでは観光業を副業としている者が多かった。津波被災以前は、漁村にあるさまざまな地域資源及び環境を有効に利用しようという目的意識が住民の間に芽生えていた。水産資源に過度に依存しない地域作りをめざして、ツーリズムを取り入れた漁村振興が行われていた。漁村社会がもっている生産技術、独特の生活習慣や文化、水産インフラが生み出す漁村景観などが、多くの観光客を引きつけた。漁村の存在そのものが、貴重な観光資源になっていた。しかし、津波によってこの漁村がもっていた多面的な機能が失われてしまった。現在もその機能は完全には回復しきっていない。

ツーリズムへの期待はフィリピンでも同じであった。バナテ湾岸域は純漁村的な色彩が強く、周辺には観光地がなかったため、セブ、パラワン、イロイロ市周辺の漁村ツーリズムの実態調査を行った。住民、民間の開発業者、自治体のいずれもが、漁村がもつ地域資源や多面的機能を強く意識して漁村振興をはかっていた。

特徴的なことは、タイでもフィリピンでも、ツーリズムへの関心が高まるなかで、以前は開発の対象であったサンゴ礁やマングローブなどを保全しようという住民活動が活発になったことである。エコ・ツーリストたちとの交流を通じて、漁村住民が資源と環境の守り手であるとする意識が急速に広がった。海洋保護区（Marine Protected Area, MPA）を設定し、保全と利用の両立を

はかろうとするプロジェクトが調査対象地区及びその周辺でもみられた。当初はツーリズムの振興を目的にしたものが多かったが、現在では、沿岸域資源の持続的利用という漁村本来の生業にかかわって設置されるものが圧倒的に多い。

#### **（４）住民参加と利害対立の激化：法執行と制度にもとづく調整（課題１・３）**

漁村がもつ多面的機能を意識して、地域社会が沿岸域資源と環境の多元的利用をはかろうとすれば、利害調整の難しさが浮かびあがってくる。地方分権化が進み、住民参加が資源管理はもとより、地域開発全体の大きな流れになっている。一方、そのぶん地域が自らの責任で解決しなければならない課題が増えている。これまではトップ・ダウン的な解決がはかられたために、住民間の利害対立はある意味で表面化することが少なかった。だが今では、資源利用をめぐる利害対立が、地方政治の場に直接に持ち込まれることも珍しくなくなった。

フィリピンでは、沿岸域水産資源の利用と管理のあり方が、首長及び地方議会議員の選挙の争点になることが多い。タイはそこまでではないが、それでもマングローブ林に対する開発規制、違法漁具の廃棄、違法操業の排除等をめぐって、深刻な争いが時にみられる。地方分権型・住民参加型の資源管理が抱える弱点のひとつは、法執行と取り締まりが十分に機能しないことであろう。取り締まり権限がない、仮にあったにしても予算・施設・人員に制約があって実効性に欠けている。東南アジアの沿岸域資源管理問題の核心は、この法執行にかかわるものが多い。

私たちは、沿岸域資源管理における法執行と制度による調整という問題を、途中から強く意識して実態調査を進めた。その調査結果を踏まえ、タイでは、制度としての住民参加型資源管理システムを政策として提案し、フィリピンでは、法執行と制度の充実をはかるための国際技術援助のプログラムを提示したのである。

#### **（５）フードシステムと資源利用（課題１・４）**

私たちが漁家調査をする際に強く意識したのは、漁民経営が市場と具体的にどのようなつながっているか、ということであった。当初、タイとフィリピンとも市場流通を意識した聞き取り調査を実施する予定であったが、残念ながら、タイでは津波災害後の資源管理問題に時間を割かざるを得なくなり、果たせなかった。

フィリピンでは、バナテ湾地域では漁家調査に連動させて市場調査を実施した。この地域の漁獲漁業は、一部の魚種が輸出市場の影響を強く受け、輸出業につながる集荷業者・加工業者による生産者の組織化がいかに急テンポで進んでいくかをまのあたりにした。輸出向けのカニの水揚げが急増し、多くの漁家がカニカゴないしはカニ刺し網を操業のなかに取り入れ、或いはカニ漁業への転換をはかっていった。魚種転換の機会をとらえて、操業の多角化をはかった経営体がみられた。また、輸出用カニの流通が様変わりをしていく様子が観察できた。想像した以上に、地域の漁業・流通はダイナミックに構造転換をはかっている。

また、ナマコやツナなどの水産物を事例に、地域の生産や流通メカニズムが海外市場のフードシステムとどうかかわっているかを明らかにした。フィリピンの漁業は、先進国消費市場はもとより、日本・中国を含む東アジア消費市場圏の動向に大きく左右されている。私たちは、今後の調査研究のなかに、東アジア市場圏向けの輸出を「在来型貿易」ととらえて枠組を作る必要があることを強く意識するようになった。

## 2) アジア海域社会の多面的機能論

### (1) 戦略としての多面的機能論 (課題5に対応)

日本の多面的機能論の議論には、食料生産が本来的にもっている経済外的効果を評価すること以上の意味合いが込められている。多面的機能論は、魚介類の自給率が低下して水産業が衰退するなかで、漁村を維持するのに必要な、国民が納得するための根拠を提供している。また、水産業・漁村の多面的機能を強調することによって、自国の水産物の価値を国民に再認識してもらって消費需要に結びつけようという、国家および水産業界あげてのマーケティング戦略のひとつでもある。

一方、東南アジアでは、沿岸域の環境や資源がもっている経済外的効果を、資源利用者に正しく認識してもらうことに重きが置かれている。商業的な漁業生産が急速に発達し、生態系や資源の循環などに関わりなく開発が行われる。その結果、漁村がもっていたさまざまな外部経済的な諸機能が失われてしまう。人々が長い年月を経て蓄積してきた、地域に固有な生態系についての知識(local ecological knowledge)、持続的な資源利用を可能にしてきた暗黙のルールや秩序、それを維持してきた社会の諸制度が存立基盤をなくしていく。漁村にあった独特な文化も失われつつある。日本と違うのは、東南アジアで漁村がもつ多面的機能を強調しているのは、国家よりも、地域住民であったり、援助機関やNGOなどの外部者である。

日本の多面的機能論は、ある意味では消費者の視点に力点をおいて展開されるが、東南アジアのそれは、生産者サイドの視点に立っている。

### (2) アジア海域社会の多面的機能論に発展する可能性は？(課題1・5に対応)

WTOの水産物貿易交渉の場で、日本の多面的機能論と東南アジアのそれとが接点をもつことはあまりないだろう。タイやフィリピンが国際貿易の舞台で、日本と同じような内容をもった多面的機能論を主張するとは思えない。では、ワシントン条約のような絶滅危惧種の国際取引を扱う場所ではどうだろうか。ここではむしろ、特定資源を利用し交易をしてきたという歴史性や文化性が、日本と東南アジアの双方によって主張される。日本の場合はクジラに象徴されるが、他の国ではそれほど国際世論に激しく対峙することはないだろうが、日常的な資源利用にもとづく交易に制限が課せられると、経済的損失が大きく、社会や文化の喪失が主張される。もちろん、国際舞台の場で国家がそのような主張をし続けることに東南アジア諸国が意義を見いだすかどうか

かは、不明である。国家よりもむしろ、資源利用者および消費者が、利用することの正当性を外部経済効果を含めて、主張する。

共通に議論できる土俵は、FAO（国連食糧農業機関）が提唱している「責任ある漁業」ではないだろうか。WTO やワシントン条約のような縛りはなく、持続的な水産資源利用をめざして、地域主体・住民参加型の多面的機能論は十分に議論される余地がある。

### （3）沖縄と東南アジアの漁村：「新しいコモンズ」と多面的機能（課題1・5に対応）

沖縄の漁村の成り立ちは、内地府県のそれと比べてかなり異質である。漁業を営むための制度は同じであっても、歴史的にみて沿岸域資源の利用形態はかなり異なる。地域住民に対して資源利用はオープンであり、漁業者集落として存在するというよりは、地域社会が漁業という生業を抱え込んでいた、と表現するほうが適切であろう。「コモンズとしての海」の利用形態が支配的であり、タイやフィリピンの漁村と共通した性格をもっている。しかし、漁業の商業的生産が支配的になるにつれて、コモンズ的な沿岸域資源の利用が急速に薄れ、商業的な漁業経営体による資源利用と管理方式へと転換が急速に進んだが、この点でも沖縄と東南アジアは共通している。

開発が進む沖縄の沿岸漁村では、沿岸域資源の持続的利用と環境保全の両立を考えざるを得ない状況に陥っている。地域住民はもういちどコモンズ的な資源利用形態を模索し、それを支える人間社会関係の修復に努めている。ここでは、現代社会に適合的な「新しいコモンズ」を作り出す努力が続けられている。今まさに住民たちによって作られているという意味合いを込めて、「生成するコモンズ」と呼ばれる。この言葉は、沖縄漁村の地域振興のキャッチ・フレーズになりつつある。

東南アジアで実施されている沿岸域資源管理のプロジェクトの多くは、「コモンズ」という概念をどうやって住民の意識のなかに定着させ、いかなる制度的な枠組のもとでこの資源を利用していくか、の実践と経験作りである。沿岸域のゾーニング、海洋保護区(MPA)の設置、地域ルール作り、漁業権の制定など、取り組みはさまざまである。オープン・アクセス的に利用してきた資源が枯渇・減少という事態に直面した東南アジア海域社会では、沿岸域資源を「コモンズ」として再生していく試みがなされている。

タイのクラビ県やパンガー県での資源管理の試み、フィリピンのバナテ湾岸での広域管理体制を確立するためのさまざまな模索は、一面ではトップ・ダウン的な性格をもっており、それ故に批判する向きもある。だが、それを支えているのは、住民らによる「新しいコモンズ」作りに対する理解と協力である。

私たちが東南アジアで実態調査し、日本特に沖縄での補足調査で確認したことは、海域社会では、沿岸域資源を持続的に利用するために、コモンズとしてそれを生成し、或いは、新しいコモンズ作りを目指して試行錯誤を絶えず繰り返しているという、きわめて当たり前のことであった。漁村社会の存在形態は絶えず変化している。だとしたら、漁村がもつ多面的機能も動的な概念

として把握しておかなければならない。

## 5. この研究活動を通じた社会貢献・国際貢献

この3年間にわたる調査研究活動は、東南アジアの沿岸域資源の利用と管理の実態を明らかにし、漁村の多面的機能に関する研究活動を前進させることができた。そうした学問的な貢献に加え、次のような社会貢献・国際貢献を果たした。

### 1) タイの沿岸域資源管理政策への提案

#### (1) 沿岸資源管理政策における地方分権の進め方

クラビ県のカオトン地区及びアオルックノイ地区で実施した調査をもとに、タンボン自治体(Ao.Bo.To.)が沿岸域資源管理に果たすべき役割を具体的に想定した。さらに、国としてどのような地方分権型の沿岸域資源管理を構築していけばよいか、明らかにした。この政策研究の骨子はタイ水産局にすでに提出してあり、今後、同局を中心に行われる水産資源管理の施策に反映されると期待している。特に、Locally Based Coastal Resource Management (LBCRM)は、タイの地方自治制度を前提に、これまでのCBRMの限界をどう克服していくかを踏まえて練られた政策提案である。私たちの調査研究メンバー2人(山尾政博, 協力者のスアンラタナチャイ)の発案で、すでに4年近く前からタイ南部でパイロット・プロジェクトとして実施されている。今回の私たちの研究にはそのプロジェクト地域を対象にした実態調査は含まれていないが、その活動成果を踏まえて、クラビ県やパンガー県で実施することが可能かどうかを検討した内容になっている。私たちは、ネットワーク型の資源管理組織の育成を展望しており、それを機能させる行政システムについて具体的に提案している。

タイへの政策提案の内容の一部は、他の東南アジア諸国にも適用可能なものが含まれている。SEAFDEC(東南アジア漁業開発センター)などを通して、各国のプロジェクト立案の際に活かされることを期待している。

#### (2) 津波被災地域の生計戦略の検討

クラビ県とパンガー県の調査対象地は津波による大きな被害を受けた。被災住民の多くがマイクロファイナンスの活動に参加し、さまざまな生業活動を始めている。両地域の住民グループの組織と活動に関する分析を当初から計画していたこともあって、私たちは、住民グループの動きを的確に把握することに努めた。沿岸域資源に負荷をかけない復興活動を進めるにはどうしたらよいかを、かなり具体的に検討することができた。私たちの調査研究は、結果として、津波復興支援活動のモニタリングの役割を果たしたのである。調査内容の一部はレポートとしてタイ水産局にすでに提出している。そのモニタリングの結果が、今後の復興支援に活かされることを願う

ている。

## 2) バナテ湾岸域を対象にしたJICA技術協力プロジェクトへの発展

私たちがバナテ湾で調査したことの一部分が、独立行政法人国際協力機構（JICA）による技術協力プロジェクトの計画作成の段階で役にたった。私たちは、調査計画の段階から途中経過や分析結果などを、バナテ湾資源管理組織（BBRMCI）のスタッフや調査に協力してくれた住民に説明し、また、今後の調査活動のあり方などについて助言をいただいた。折々の会議で、BBRMCIを対象にした技術協力プロジェクトを、独立行政法人国際協力機構（JICA）に対して要請できないか、という意見を幾度となく聞いた。

BBRMCIのスタッフと私たちが共同して作成したプロジェクト要請案が、幸運にもJICAフィリピン事務所で検討されることになった。平成18年度に事前評価を終えて、「イロイロ州地域活性化クラスター開発プロジェクト」として実施が決まった。平成19年度から政府開発援助の技術協力スキームの一環として、BBRMCI、4つのマニシパル自治体、それに州政府を対象にしたプロジェクトが始まる。私たちが調査した内容や今後の沿岸域資源管理に対する提言の一部が取り入れられたプロジェクト案になっている。

この3年間の調査活動の成果は、フィリピンの漁村開発の場で活用されることになった。

## 3) 沖縄漁村の地域興しへの貢献

沖縄を中心に、漁村の多面的機能についてさまざまな視点から検討していたが、資料収集などでは沖縄県農林水産部の職員の皆様に大変お世話になっていた。県のほうから研究会のような形で、研究成果を発表してもらえないかという要請を受けた。私たちが研究成果の一部をお知らせする良い機会と考え、県との共同開催という形でシンポジウムを開催したい旨の提案をさせていただいた。

平成18年9月4日・5日、『沖縄漁業と漁村の多面的機能－地域資源の利用促進と漁村振興の新しい視点－』というタイトルで、シンポジウムを開催した。報告者は私たちメンバーの他に、県庁職員や地元関係者にもお願いした。活発な討論が行われたが、研究成果に対するコメントもあわせていただいた。のべ50人近くの参加者があった。

沖縄漁村の振興策について、私たちの研究の一部がお役にたったものと思う。ツーリズム的な沿岸域利用の振興策、それと漁業との利用調整が大きな論点になった。地域資源を広くとらえて漁村振興をはかる必要性が強調された。ナマコ、マグロ、イルカなどの水産物の生産と流通の構造変化、さらには地域の食文化の係わりが議論された。このシンポジウムでは、私たちの今後の研究のあり方に貴重な示唆を、数多くいただいた。

## 6. 報告書の構成について

成果報告書は5巻からなっている。内訳は、フィリピン編2巻、タイ編2巻、それに全体の総括と沖縄・日本編である。最終年度をまたずに発刊したものもある。本巻を除いて、他の巻にはそれぞれ簡単な内容解説をつけてある。

### I 巻 Progress Report of the Survey in the Philippines No.1

Experiences and Lessons Gained through Banate Bay Resource Management

Council, Inc.

(平成 18 年 3 月)

### II 巻 Progress Report of the Survey in the Philippines No.2

フィリピンにおける沿岸域資源の多元的利用戦略と漁村開発 (平成 19 年 3 月)

### III 巻 Progress Report of the Survey in South Thailand No.1

New Movement of Locally Based Coastal Resource Management in Phang-nga Bay

Arear, South Thailand

(平成 18 年 9 月)

### IV 巻 Progress Report of the Survey in South Thailand No. 2

New Movement and Development of Locally Based Coastal Resource Management, and

Resource Utilization

(平成 19 年 3 月)

### V 巻 研究総括

沖縄・日本の漁村の多面的機能 —沿岸域資源の利用保全と漁村振興への新しい視点—

(平成 19 年 3 月)

## 7. おわりに

平成 16 年度に開始した本研究は当初の目標をほぼ達成し、ここに一応の区切りをつける時がきた。この3年間、研究分担者及び研究協力者の皆さんには、それぞれの分野で研究を進めていただいた。ここに深く感謝します。

### スマトラ沖地震・インド洋津波の被害によせて

2004 年 12 月 26 日に発生したスマトラ沖地震・インド洋津波は、私たちの調査地であったクラビ県とパンガー県の漁村にも大きな被害をもたらした。幸いなことに人的な被害は最小限でしたが、漁船、漁具、定置網、魚類養殖用の生け簀などはほぼ全壊であった。当然のことだが、マスコミが真っ先に取り上げたのは、人的被害が集中したアングマン海側の地域や漁村であり、支援の手もまずそこに向けられた。だが、パンガー湾に面した調査対象漁村が被った経済的損失は、実は莫大であった。政府や援助機関からの支援が遅れ、日々の生計を維持するのに苦勞する住民が日増しに増えた。この地域は国内でも有数の魚類養殖産地である。1 経営体あたりの投資



金額が大きく、多額の負債を抱える漁家が多かった。生け簀が全壊して養殖業からの収入が途絶えて、銀行への借入金返済が滞った。それを苦に心を病んでしまう経営者がいた。以前なら笑顔で快くインタビューに応じてくれた人々の暗い表情をみるにつけ、調査地を別に移すことを考えた。

災害発生直後から、援助機関、国内外の大学・研究機関、NGO が大挙して被災地に入り、ありとあらゆる分野の調査活動を行なった。私たちの調査チームでも議論があった。アンダマン海側のパンガー県地域に調査対象地を移動させ、津波災害が及ぼした社会経済的インパクトに焦点をあてた研究にすべきではないか、との意見がだされた。しかし、私たちは、調査活動を半年程度延期することにし、調査地を変えないことにした。また、調査内容の一部を修正はしたが、大きな変更は加えないことにした。調査でいつもお世話になっている方々の生活が落ち着き、その復興の様子や持続的な資源管理を復活させる過程を、少なくともこの研究プロジェクトが終わる時までは見届けたい、と考えた。この報告書には復興の途中経過を記述している。今後何らかの機会をみつけて、継続調査をしたいと思っている。

アジアで津波被害にあった海域社会のほとんどが漁業を生業とする社会、つまり漁村である。私たちが積み上げてきた漁村基礎調査の成果が、今も続けられる復興作業に、何らかの形でお役にたてば、と願っている。

### 資源の減少・枯渇とのたたかい

フィリピン・パナイ島のバナテ湾岸地域で私たちが過ごした時間はとても貴重なものであった。何よりも、持続的に資源を利用することの難しさを、BBRMCI のスタッフや漁村住民の皆さんから学ぶことができた。違法操業の取り締まりを強化すると、時に、BBRMCI のスタッフに身の危険が及ぶという、厳しい現実を目の当たりにした。資源管理は、漁民マフィアとのたたかいでもある、と妙に納得したこともある。「責任ある漁業」の実現を求めることは、実は、壮絶な利害対立、争いの場に、自らの身をおいて調整に割って入っていくことか、との境地にも達した。調査対象地から外さざるを得なかった漁業集落がある。他の周辺地域に比べて、BBRMCI の活動は活発だが、それでも、この海域では依然として違法操業が後を絶たず、特定有用資源の減少が続いている。漁村悉皆調査を行うなかで、何が資源利用を規定しているかを考えてみた。答えはいく通りもあったが、最後は、住民自身が自覚を高めること、しっかりとした制度を作ること、ありきたりの結論に辿りついた。「妥協しつつ資源管理」という姿勢がいかに大切かを、バナテの人たちに教わった。

私たちの研究協力者になってくれた院生はインタビュー活動等を通じて、このバナテで多くのことを学んでくれた、と確信する。そのような機会を与えてくれたバナテ湾岸域の皆さんに深く感謝する。これから始まる JICA プロジェクトが、住民の生産と生活の質の向上に少しでも役立ってくれることを期待してやまない。

実態調査を支えてくれた方々に感謝します

本研究の大きな成果のひとつは、突っ込んだ内容の実態調査を、フィリピンとタイで計画・実施できたことである。2つの国で同時併行で進められたのは、それぞれの国の地域住民の皆さんのご理解と協力あってのことである。タイでは、農業協同組合省水産局の関係部署の皆さんが、カウンターパートのような役割を果たしてくれた。プーケット県・パンガー県・クラビ県の漁村開発や沿岸域資源管理を担当している職員の方々からは、いつも生の情報が得られた。津波復興のために不眠不休で働いておられた姿が、いまでも目に焼き付いている。カセサート大学経済学部の先生方には、折りに触れて研究の方向性などについて助言をお願いした。研究室の一部を、私たちの調査資料整理や作業のためのスペースとして提供していただき、同学部はさながら私たちのタイ事務所のようにであった。

フィリピンでは、BBRMCI のマリー・ロウ・ラロッサ事務局長に本当にお世話になった。スタッフの皆さんとともに、調査チームをいつも快く迎えていただいた。私たちの調査を日常的にサポートしてくれたのが、フィリピン大学ビサヤ校のエビリン・ベレーザ准教授である。彼女の理解と協力がなければ、私たちのフィリピン調査がこれほどの成果を生むことはなかったであろう。BBRMCI を組織する4つのマニシパル自治体の町長、開発部局及び農林業部局の関係職員の方々にもお世話になった。フィリピン海上警察の漁業取り締まりに関係した部署では、日常的な漁業操業の様子に加えて、違法操業の状況について教えていただいた。水産資源局(BFAR)では、フィリピンの法制度からプロジェクトの動向まで、ありとあらゆる疑問に答えていただいた。

補足調査を実施した沖縄では、沖縄県庁農林水産部水産課及び亜熱帯総合研究所の皆さんのご協力をいただいた。現地では、漁業者、自治体、漁協、漁民グループに加え、市場・流通関係者、さらに観光関係業界の方々にもお世話になった。私たちは、今回の調査を通して、沖縄漁村の多面的機能を研究するきっかけを得た、との確信をもっている。

日本側の研究協力者の皆さんに感謝します

最後に、研究分担者の調査研究に協力していただき、支えていただいた、日本側の研究協力者の皆さんに深く感謝します。調査への参加はもとより、報告書や論文の作成にも積極的に参加していただいた。

広島大学大学院生物圏科学研究科の生産管理学研究室に所属する研究員及び院生の皆さんには大変お世話になった。日本学術振興会特別研究員のパタリーヤ・スアンラタナチャイさんには、漁村調査の企画から調査表作り、調査表の集計や分析、報告書の作成まで、あらゆる仕事に関わっていただいた。彼女の存在抜きにはこの研究の成功はありえなかった。彼女は2年の任期を終え、すでにタイに帰国している。今は、東南アジア漁業開発センターに籍を置いて、沿岸域資源管理プロジェクトを担当している。同じく、特別研究員のハマドーラ・ラーマンさんには、生業関係の調査分析をお願いした。

大学院生の皆さんには調査活動に参加していただくと同時に、研究会やシンポジウムなどの運営を手伝っていただいた。溝口暢孝さんにはフィリピン関係の資料整理をしていただいた。彼が作成してくれた初年度の悉皆調査表は、現地では貴重な資料として大切に使われている。ワンタナ・チェンキトコソンさんは、タイ水産局の職員でもあり、そのついでタイ調査で重要な役割を果たしてくれた。Locally Based Coastal Resource Management (LBCRM)という提案の中身を詰めてくれた。ルイス・フランシスコ・オリバ・トリビスさん、デバラハンディ・アチニ・デ・シルバさんにもフィリピン調査を手伝っていただいた。膨大な資料の整理が比較的早く済んだのは、彼らの手慣れた統計処理によるところ大である。

遠藤愛子さんにはフィリピンでの資料収集・聞き取り調査に加え、沖縄で開催したシンポジウムの運営をお願いした。沖縄県側との調整をスムーズにさせていただき、本研究の地域貢献に大きな役割を果たしていただいた。プロジェクトを大過なく運営できたのは、彼女のマネジメント能力によるところが大きい。英語論文を作成するにあたってもお世話になった。

ポンプラパ・サクンセンさんには、タイ南部漁村の住民グループ活動に焦点をあてた資料収集をお願いした。津波復興過程で人々はさまざまな協同活動を試みたが、その動向を明らかにしてくれたのが彼女である。麻生貴通さんにはフィリピン調査のための資料作り、インタビュー項目の整理などでお世話になった。プレゼンテーション資料などの作成に力を発揮してくれた。彼が明らかにしたマングローブ林の保全と利用の実態は、私たちが BBRMCI の機能と役割を分析するのに大いに役だった。

岩尾恒雄さんにはフィリピン関係の調査では特別な任務を担っていただいた。調査資料の整理はもとより、元 JICA 専門家としての知識と経験を發揮してもらい、私たちの国際貢献の要として仕事をさせていただいた。BBRMCI のスタッフの信頼も厚く、JICA フィリピンへのパイプ役となってくれた。

近畿大学 COE の鳥居享司さんは最初は協力者、途中から分担者になっていただいた。いつも精力的に調査活動に参加してくださった。彼の聞きとり調査のうまさには定評があって、漁民インタビューの仕方を大学院生に指導していただいた。漁村悉皆調査がスムーズに運営できたのは彼のお陰である。彼のツーリズム関係の論文や報告書には、フィリピンと沖縄の比較視点が示されている。

広島大学特別研究員の久賀みず保さんには、調査活動のロジスティック上の支援はもとより、分析資料の整理、論点整理などさまざまな作業をしていただいた。5巻の報告書をまとめることができたのは、一重に彼女の尽力によるものである。研究分担者は各地に散らばっているが、その間の情報交換がスムーズにいったのは彼女のお陰である。

最後に、研究補助を担当してくれた阪本千夏さんには、すさまじい数のスライドの整理、プレゼン資料の作成、収集してきた書類の整理などの作業をお願いした。海外で調査研究を続けていく上で必要な研究補助業務いっさいをこなしていただいた。ここに深謝します。

大学にとって3年という歳月はひとサイクルだと実感している。研究開始時に博士課程後期に在学していた4人の院生はその修学期間を終え、うち3人の留学生が、今まさに帰国の途につこうとしている。この間、博士課程前期の2人は、修士論文を上奏して修士学位を取得した。研究員の久賀みず保さんは、新年度から新しい職場に移ることになった。私たちの研究室にとってはちょうど区切りのいい時期に、このプロジェクトを終えることができた、そう思っている。

最後に、このような研究の機会を与えてくださった文部科学省科学研究費補助金制度に深く感謝します。東南アジアの海域社会に対する私たちの理解が深まり、日本の国際協力と国際理解の一助になってくれれば幸いです。

私たちの研究成果が、アジアの持続的な資源管理の方向性のひとつを示し、漁村の多面的機能の維持増進に役だつことを願いつつ・・・。

研究代表者      山 尾 政 博

2007年3月25日

沖縄・日本の水産業・漁村の多面的機能  
—沿岸域資源の利用保全と漁村振興への新しい視点—

## 第1章 水産業・漁村の多面的機能と貿易自由化

鹿児島大学 島 秀典

### 1. はじめに

水産基本法第32条は多面的機能の条文であり、「国は、水産業及び漁村が国民生活及び国民経済の安定に果たす役割に関する国民の理解と関心を深めるとともに、水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能が将来にわたって適切かつ十分に発揮されるようにするため、必要な施策を講ずるものとする。」と規定している。すなわち、水産業及び漁村は水産物を供給する機能以外にも、漁村には漁業者をはじめとした住民が居住し、漁業生産活動が継続的に行われることを通じ、国民生活及び国民経済の安定に資するようさまざまな効果・役割を果たしている。この条文は、これらの効果・役割を「多面的機能」と総称し、この機能についての国民の理解と関心を深めるとともに、将来にわたり適切かつ十分な発揮を図るべきことを位置付けたものである。

ここで重要な点は、多面的機能の発揮において、その鍵を握るのは漁業者の存在であり、漁業生産活動が継続的に行われることによって機能発揮が保障されるという点である。では、漁業及び漁業者とは何か。漁業法第2条では、「漁業」とは水産動植物の採捕又は養殖の事業であり、「漁業者」とは漁業を営む者と規定している。すなわち、漁業者は「水産動植物の採捕又は養殖の事業」を営み、水産基本法の基本理念の規定にあるように、国民に対して、将来にわたって良質な水産物を合理的な価格で安定的に供給しなければならない重大な責任と義務を負う商品生産者のことである。

ところが、国民に対する水産物の安定供給は国内水産物だけをもって確保できないのが現実であり、その状況は漁業の担い手の弱体化が急激に進行するなかで、ますます強まりつつある。そこで、水産基本法第2条第3項では、「国民に対する水産物の安定的な供給については、世界の水産物の需給及び貿易が不安定な要素を有していることにかんがみ、水産資源の持続的な利用を確保しつつ、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせを行わなければならない。」と規定している。実際に、食用魚介類の自給率は、過去10年以上にわたってほぼ50%台で推移しており、すでに輸入水産物を抜きにして国民への水産物の安定供給は考えられない構造的な依存体質が形成されている。

このような我が国の輸入水産物への依存体質の中で、多面的機能に関する施策が講じられていることにかんがみ、この機会に水産業及び漁村の多面的機能が意味することについて考えてみたい。特に、この問題を「輸入水産物」(貿易自由化) VS 「国内水産物」(自給率向上) という競合構図(対立構図)の中であらえ、これからの水産業振興のあり方、なかでも多面的機能に関する施策が講じられている離島漁業の振興について考える素材を提供したい。

## 2. 水産業及び漁村の多面的機能とは

水産業及び漁村の多面的機能とは、「水産業及び漁村の有する水産物の供給の機能以外の多面にわたる機能」のことである。具体的には、主な機能として、「漁業白書」（1999年及び2000年）では、次の6つの機能を挙げている。

### 健全なレクリエーションの場の提供

釣り、潮干狩り等の遊漁に加え、ヨット、ダイビング等の海洋性レクリエーションの場を提供している。

### 沿岸域の環境保全

漁業は、自然環境や生態系と調和してはじめてその発展を期することができる産業であることから、海浜の清掃や漁網に混入したゴミの処理等が日常的に行われている。

### 海難救助への貢献

漁業者は地先海域で周年操業し、海域の様子を熟知していることに加え、昼夜を問わず直ちに漁船で救助に出動できることから、海で遭難した人や船舶等の救助において不可欠な存在となっている。

### 国境監視への貢献

沿岸域において日常的に漁業活動が行われていることを通じ、密入国や領海侵犯の防止等国境域の監視の役割を果たしている。

### 防災への貢献

防波堤等の漁港施設等は、漁業者のみならず地域住民を高潮、津波等の自然災害から防護する役割を担うとともに、漁港は、漁船以外の船舶の緊急避難の場としても役立っている。

### 固有の文化の継承

地域の実態を踏まえた特色のある漁業生産活動が継続されていることを通じ、特徴ある漁法や漁労用具、地域色豊かな魚食文化、季節の伝統行事などが継承されている。

その後、2001年に制定された水産基本法を契機として、全国漁業協同組合連合会（以下、全漁連と略す）では、水産庁より多面的機能評価等調査委託事業を受けて「多面的機能評価等検討委員会」を設置し、2001年度及び2002年度の2カ年にわたって検討を行い、水産業及び漁村の多面的機能の定義と分類について、かなりの精緻化を図った。そこでは、次のように多面的機能の定義と分類を行っている。

まず、定義については、OECDで行われた農業分野での多面的機能の分析作業における暫定的な定義を参考として、第1に漁業生産活動（養殖業を含む）と一体的に発揮される機能であること、第2にその機能が公益性を有すること、第3にその機能を評価する市場が存在せず、外部経

済性を有していること、という条件を満たす機能であるとした。

次に、この定義に基づいて、多面的機能を6類型のカテゴリーに分類した。第1は物質循環機能、第2は環境保全機能、第3は国民の生命財産保全機能、第4は保養・交流・学習機能、第5は漁村とその文化伝承機能、第6は所得と雇用機会の提供機能である。この中で、特に注目すべき新たな機能は「物質循環機能」と「所得と雇用機会の提供機能」である。物質循環機能とは、次のような機能のことである。すなわち、地球上の水循環に伴って、陸域での人間活動によって発生した物質（窒素やリン等の栄養塩類）は海に流入する。海に流入した物質は食物連鎖によって魚介類に蓄積される。漁業は、この魚介類を捕獲して陸上にとりあげることによって、陸への物質循環の役割を担っているという、循環社会形成の重要な機能として位置付けている。また、所得と雇用機会の提供機能については、一応市場を通じて評価されている機能（内部経済）ではあるが、第1に水産基本法では水産物供給以外の機能を多面的機能として定義していること、第2に漁業が我が国の沿岸地域に所得と雇用機会の場を提供していることによって地域経済を支え、かつ国土の多様性と特徴ある地域社会を形成していることが大きな公益性を有しているとの観点から、多面的機能に含めたのである。

さらに、2003年10月には、農林水産大臣より日本学術会議に対し、「地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価」についての諮問が行われ、多面的機能の内容を明らかにするとともに、その定量的な評価の手法や今後の調査研究の展開方向のあり方などを中心に、幅広い学術分野からの横断的な調査及び審議が行われた。そして、2004年8月、日本学術会議は農林水産大臣に対して『地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価について』を答申した。

これらの経緯を踏まえて、全漁連では、水産庁より水産業及び漁村の多面的機能支援化事業の委託を受け、2003年度及び2004年度の2カ年にわたって、国民のコンセンサスの形成と促進を図るとともに、多面的機能の適切かつ十分な発揮に資するための具体的な支援方策の実施に向けた検討を行っている。しかし、いずれにしても水産業及び漁村の多面的機能の検証は農業と森林及び農山村の多面的機能に比較して緒に就いたばかりであり、この機能の定量的な検証が十分に行われているわけではなく、定性的な理解さえも社会的に浸透している状況ではない。これから水産業及び漁村が果たしている機能について、国民的な理解を得られるよう総合的な検証と評価を推進する段階に入ったといえる。

### 3. 多面的機能をめぐる議論

多面的機能は、自由貿易政策の偏重に対する異議申し立ての根拠として期待される新たな概念である。特にEU諸国では、アメリカやオーストラリア、カナダ等の穀物大国からの安価で大量の農産物の輸出攻勢による自国の農業及び農村の凋落を警戒し、多面的機能を農村活性化方策として採用している。これに対して穀物大国は、多面的機能が保護主義思想の隠れ蓑となり、自由



貿易を歪曲すると批判し、多面的機能を巡って両陣営が激しいせめぎ合いを展開している。それにしてもEU諸国の農林業及び農山村を守ろうとする政策視点には大きなおそれもなく、高い食料自給率を維持しているのに対して、我が国は現在、世界史的にもまれな最低の自給率水準に陥っている。

漁業の自給率も同じく低落傾向が続いている。近年の水産物輸入の攻勢が強まるなか、我が国漁業の凋落は著しく、近い将来産業的縮減による水産業及び漁村の崩壊が懸念されており、政府は水産基本法に則って「意欲と能力のある経営」に施策を集中して漁業振興を図るべく、積極的な漁業の担い手政策を展開している。こうした状況下において、水産業及び漁村の多面的機能が議論され、新たな水産政策として重点的に推進されようとしている。当然、そこには漁業生産活動を担う最も重要な本来の機能である食料自給が大前提にあり、その機能が保障されているところに存する水産物供給以外の機能こそが国民に安心をもたらす多面的機能であるとの共通認識があるものと考えられる。

学会においても、2005年に北日本漁業経済学会のシンポジウムにおいて、「漁業の多面的機能に関する検討の課題と展望」と題して多面的機能が取り上げられ、議論された経緯がある。その議論等を踏まえて、水産業及び漁村の多面的機能を巡る論点を整理すると、大きく2つに分けることができる。

第1は産業活動との関わりという視点である。農林業の場合、多面的機能を産業活動の外部経済効果として分類可能であるが、水産業及び漁村の場合は産業活動との関係がいま一つ明瞭ではない。この弱点が水産業及び漁村の多面的機能を不鮮明にしており、国民的理解の妨げになっていると考える。しかし、水産業及び漁村にあっても、漁業者が「水産動植物の採捕又は養殖の事業」（生産活動）を営むことによって創り出される豊かな多面的機能を有し、それが漁村社会の形成・維持に不可欠なものとして認識され、漁村生活・文化として大切に保持されてきた。したがって、漁業者の生産活動なくして多面的機能の発揮もあり得ず、決してその逆ではなく、多面的機能が生産活動と一体的に発揮される機能であると性格付けられる。だからこそ、多面的機能の発揮において、その鍵を握るのは商品生産者であって、国民への水産物の安定供給を担う漁業者の存在であり、彼らの生産活動が営まれているところにこそ多面的機能が存するのである。

第2は地域活動との関わりという視点である。それは水産業及び漁村の多面的機能の維持保全を最優先に考えるならば、漁村社会の維持存続を図ることがもっとも効果的かつ効率的であるとの見方である。この立場に立てば、従来の水産政策の見直しが必要であり、新たな水産政策の方向を導き、政策転換を促進させるための起爆剤として多面的機能を位置付けることができる。すなわち、多面的機能の発揮において、その鍵を握るのは漁村社会の存在であり、その維持存続するところに多面的機能が存するという考え方である。そこには漁業を営む生産活動の担い手という視点が著しく希薄であり、漁村に居住する住民がクローズアップされてくる。漁業を営む商品生産者というより、かつての半農半漁のような自給自足あるいは漁村社会で暮らす一般住民が対

象となってくる。

以上のような2つの論点を「国内水産物（自給率向上）VS 輸入水産物（貿易自由化）」という視点から捉えると、多面的機能を巡って、「国内水産物（自給率向上）＋多面的機能」VS「輸入水産物（貿易自由化）＋多面的機能」という競合構図（対立構図）が成り立つのではないだろうか。すなわち、前者の「国内水産物＋多面的機能」は、多面的機能が漁業生産活動と一体的に発揮される機能であると性格付け、国内水産物の振興（自給率向上）を重視する組み合わせであり、第1の生産活動基調の論点に関係する。これに対して後者の「輸入水産物＋多面的機能」は、水産業及び漁村に対して水産物の供給機能を期待するのではなく、多面的機能の発揮を期待するという輸入水産物の促進（貿易自由化）を重視する組み合わせであり、第2の政策転換基調の論点に関係する。

#### 4. 多面的機能政策の検証 ー離島漁業再生支援交付金ー

離島漁業の再生を図るための多面的機能政策の一環として、2005年に離島漁業再生支援交付金制度が開始された。離島は条件不利地域であるが、そこに居住し漁業を営む離島の漁業者は、我が国の水産政策にとって疎かにできない重要な位置を占める存在である。離島漁業再生支援交付金制度の趣旨は、「離島の漁業を元気にして、水産業及び漁村の果たしている役割や機能の維持・増進を目指す」ことにある。ここで留意すべき点は、まず離島の漁業を元気にして、その漁業活動を通じて水産業及び漁村の多面的機能の維持・増進を目指すという筋書きである。

この制度の特徴は、離島の漁業集落が行う漁業再生活動への支援を通じて離島漁業の再生と多面的機能の維持・増進を図る点にある。したがって、交付対象は集落協定を締結した漁業集落である。すなわち、漁業集落が行う漁業再生活動に対して支援を行うことによって、離島漁業の再生と多面的機能の維持・増進を目指すという筋書きである。

この2つの筋書きを合わせると、離島の漁業を元気にするためには、漁業者への支援よりも漁業集落への支援が先決であり、その支援を通じて多面的機能の発揮が保障されるという筋書きができあがる。その支援は2つの柱から構成されている。第1は漁場の生産力の向上に関する取組であり、種苗放流、藻場・干潟の管理と改善、産卵場・育成場の整備、水質維持改善、植樹・魚付き林の整備、海岸清掃、海底清掃、漁場監視などが対象行為である。第2は集落の創意工夫を活かした新たな取組であり、生産力が向上した漁場を最大限に活用するため、集落協定に基づき行われる集落の創意工夫を生かした漁業生産・加工・流通に関する新たな取組が対象行為である。

交付対象は、漁業集落活動促進計画に基づき、集落協定を締結した漁業集落（最小単位を漁業センサスの定義に該当する漁業集落）である。また、一集落当たりの基本交付額は、平均的な25世帯で構成される集落の場合340万円であり、一世帯当たり13万6千円の交付額となる。実施期間は2005年度から2009年度までの5年間であることから、2005年度から取組を開始したとすると、5年間での交付額は1,700万円となり、しかも目的が明確であれば、年度を超えて交

付金を使用しても差し支えない画期的な制度である。

ところが、対象漁業集落（交付金の交付対象となる集落）の要件の中に、当該集落において「中核となりうる主業的漁家を含む3経営体以上のグループ（中核的グループ）」を含む漁業集落であるという重要な要件があり、交付金を受けるにはこの要件を満たす必要がある。このため集落協定の中には、必ず「中核グループ」が明記されている。この点に注目してほしい。確かに、この制度では、離島漁業の再生を図るためには集落の話し合いに基づき共同で漁業再生活動が行われることが必要との観点から、交付対象を漁業集落としたところである。このため、当該集落の話し合いにより集落として漁業再生活動が行えるのであれば、その構成員は漁業者や集落の非漁業者を構成員とすることができるが、集落活動の活性化という観点からは、むしろ集落の非漁業者を構成員に含めた方が望ましいことになる。もちろん、交付金はあくまでも漁業再生活動の支援を目的としていることから、非漁業者を交付金の積算基礎とはしていないが、交付対象を漁業集落としたことから、本来この政策でもって活性化すべき「中核的グループ」が集落の中に埋没した状況となっている。その象徴的な出来事が、全国の離島漁村において取り組まれている「海岸清掃」である。

はたして、「中核的グループ」を集落の中に埋没させて、漁業集落を交付対象に据えたこの制度は本当に離島漁業を元気にすることができるのか、離島漁業・漁村の多面的機能を維持・増進することができるのか、甚だ疑問と言わざるを得ない。2005年度の離島漁業再生交付金の実施状況を見ると、対象となる離島を持つ26都道府県のうち11道県・47市町村で実施され、712の漁業集落が取組に参加して180の集落協定が締結され、漁業集落への交付金総額は18億8千万円に達した。その取組の中で、特に留意すべき取組が「漁場の生産力の向上に関する取組」の一つとして取り上げられている「海岸清掃」であり、最も広範に行われている。しかも、「海岸清掃」に係る経費のほとんどすべてが集落住民に支払われる高い日当支給の人件費である。漁業集落を交付対象としている制度であるから集落の合意さえあれば問題はないが、この取組が離島の「中核グループ」を元気にさせる源（みなもと）になるのか。もちろん、「中核的グループ」による特筆すべき取組も数多く見られ、事例紹介もされている。特に「集落の創意工夫を生かした新たな取り組み」においては、輸送など販売面における離島の不利性の克服を目指す「流通体制の改善」に最も関心が集まった。しかし、交付対象が集落であり、漁場の生産力の向上と利用に関する話し合いと集落協定の策定を必須要件としていることから、どうしても主業的漁業者の取組よりも漁業集落の取組を重要視する傾向が強く見られる。

このような離島漁業再生支援交付制度を「輸入水産物」（貿易自由化）vs「国内水産物」（自給率向上）という競合構図（対立構図）の中で捉えると、この制度が漁業集落を交付対象としていることから、「輸入水産物」（貿易自由化）の促進に組みする制度になりはしないかと危惧される。すなわち、この制度は多面的機能の維持・増進を図るために漁業集落が行う漁業再生活動への支援を特徴としているため、主業的漁業者を中核とする離島漁業への産業活動支援としては甚

だ弱い。「国内水産物＋多面的機能」の視点に立てば、主業的漁業者を要とする「中核的グループ」を活性化することによって、離島漁業・漁村の元気を取り戻し、多面的機能の維持・増進を図るという筋書きになると思う。したがって、前述した「離島の漁業を元気にして、水産業と漁村の果たしている役割や機能の維持・増進を目指す」という趣旨を実現するには、国民への国内水産物の安定供給を担う「中核グループ」の漁業生産活動の支援を基本とした離島漁業・漁村の振興を図ることが最も重要である。しかし、現状を見る限り、我が国の確固たる離島漁業振興政策がない中での離島漁業再生支援交付金制度は、離島漁業・漁村に対して国内水産物の供給機能を期待するのではなく、漁業集落の多面的機能を期待するという「輸入水産物＋多面的機能」の論調に組みする地域政策的な活動支援として性格付けられなくもない。その結果、漁業集落単位での交付金のばらまきに終わりはしないかと懸念される。

## 5. 多面的機能の今後の課題 一水産物自給の視点から一

水産業及び漁村の多面的機能は、「輸入水産物（貿易自由化）」VS「国内水産物（自給率向上）」という競合構図（対立構図）の中で揺れ動いており、今後、国民の目がどちらに向くか、あるいは向けさせられるか、注視する必要がある。現状を見る限り、多面的機能と漁業生産活動（国内水産物）との一体性が確認できず、漁業衰退・生産機能低下が深刻である。したがって、国民への水産物供給は輸入水産物が担い、水産業及び漁村には多面的機能（特に国民ニーズの高い「漁村のもつ保健休養機能」など）の発揮を期待するといった「輸入水産物＋多面的機能」の論調が強まれば、「国内水産物」（自給率向上）の凋落が心配である。

国内水産物の振興を重視する視点から多面的機能を捉えると産業政策が重要であり、他方、輸入水産物の促進を重視する視点から多面的機能を捉えると地域政策が重要となる。水産業及び漁村の多面的機能の場合、「産業活動との関係がいま一つ明瞭ではない」ことから、多面的機能の施策として講じられている離島漁業再生支援交付金制度を見ても、「中核グループ」への産業政策的な支援というより、漁業集落への地域政策的な支援としての性格を看取することができる。

水産基本計画では、「水産物の自給の目標」を明確に設定し、国内水産物の増大を基本に据えている。水産物自給の視点から多面的機能の発揮を期待するのであれば、国内水産物（漁業生産活動）の支援が大前提になるはずである。しかし、離島漁業再生支援交付金制度を見る限り、主業的漁業者からなる「中核的グループ」の活性化をねらった集落支援というよりも、将来の離島漁業を担う主業的漁業者を埋没させた集落支援という性格が非常に強く、あらためて多面的機能の議論において、漁業の担い手問題と多面的機能という問題設定が必要であると痛感する。特に、離島漁業・漁村は最も条件不利な地域であり、漁業の担い手が育つ環境として非常に厳しい。だからこそ、数少ない主業的漁業者を中核とする漁業者グループの活性化が先決であり、彼らを優先的に支援することによって離島漁業・漁村の元気を取り戻すことができれば、国民のニーズに応えられる多面的機能の発揮が保障されると考える。

今後の多面的機能政策においては、是非、多面的機能が産業活動と一体的に発揮される機能であるという視点に立って、多面的機能政策と漁業の担い手政策との関係を明確にすることが肝要である。このまま漁業の担い手の弱体化が進めば、我が国の水産業及び漁村は多面的機能を十分に発揮できず、国民の期待に応えられぬまま産業としても地域社会としても崩壊局面を迎えることになるであろう。一方では国民への水産物の安定供給を確保する漁業の担い手政策の展開を強調しながら、他方では漁業集落を基調とした多面的機能政策でもって政策転換を促すという、水産政策の不整合が起こらぬように国民的関心の喚起を促したい。

#### 【参考文献】

- (1) 水産庁『多面的機能評価等検討委員会報告書』全漁連，2003年，p 57
- (2) 水土舎『多面的機能評価等にかかる調査等報告書』2003年，p 380
- (3) 全漁連『水産業・漁村の多面的機能支援化委託事業報告書』2004年，p 260
- (4) 水土舎『平成15年度水産業・漁村の多面的機能支援化委託事業報告書』2004年，p 313
- (5) 水土舎『平成16年度水産業・漁村の多面的機能支援化委託事業報告書』2005年，p 322
- (6) 祖田修，佐藤晃一，太田猛彦，隆島史夫，谷口旭編『農林水産業の多面的機能』農林統計協会，2006年，p 158

## 第2章 自然の資源化

### －沖繩・慶良間海域（座間味）のサンゴ礁を事例に－

鳥取大学 家中 茂

#### 1. はじめに サンゴ礁をめぐる開発と保護の相克－観光資源としてのサンゴ礁の発見

1972年の「本土復帰」を期に、日本国政府直轄による開発事業が沖繩の島々で実施されることとなった。戦後、米軍施政下におかれ、日本の戦後復興や高度経済成長に立ち後れた社会資本を整備するためである（山本・高橋・蓮見 1995, 宮本・佐々木 2000）。1972年から2002年の間に、「格差是正」という政策目標を掲げて実施された沖繩振興開発の事業費は約7兆390億円にのぼり、そのうち公共事業費が約6兆4975億円で全体の92%に及び、内訳は、道路が36%、下水道・廃棄物等が18%、港湾・空港が12%、農業農村整備が12%となっている（松島 2005）。沖繩で実施される多くの公共事業の補助率が100%であり、全額、国負担でなされている点も特筆されてよい。

短期間によるこのような急激な開発は沖繩の自然環境にさまざまな問題をもたらした（松井 2000, 2004）。たとえば自然海岸の状態についてつぎのような報告がある。1972年当時は91%あった自然海岸が1996年には72%に減少しており、急速に自然海岸が消失していることがわかる。また、護岸や消波堤などの海岸保全施設は1972年から1996年にかけて4.4倍となっており、全国平均の1.2倍を大幅に上回っている。埋立については、県の面積が全国の0.6%でありながら、1972年から1988年までの埋立面積は全国の2.4%を占めている（マコーミック・敷田 2000）。このような自然の形状の直接的な変更のほかにも、陸域の開発にともなって発生する赤土流出（土壌流出）は、深刻な海洋汚染をもたらすことになった（家中 1996）。

こうしたことから、沖繩においてサンゴ礁は、沿岸域開発のための埋め立て対象であり、陸域開発の結果生ずる汚濁水の行き着く先であったといってもよいだろう。当時、サンゴ礁をめぐる開発と保護の相克は、文字どおり「開発か保護か」という二項対立的なものであった（池原・加藤 1988, 家中 1996）。

ところが、沖繩固有の亜熱帯生態系の自然環境を保護するべきだという認識が社会的に広まるにつれて、サンゴ礁は、保護と同時に利用の対象ともみなされるようになってきた。そのことが端的にみとれるのが、近年のエコツーリズムやダイビング事業の隆盛である。開発を、自然を資源としてある産業構造のなかに組み込む過程ととらえるならば、かつては経済的価値を見出されず、開発の対象とする資源とはみなされていなかった（開発のために埋立対象となるか、汚染されても構わない無益な空間としかみなされていなかった）サンゴ礁が、自然資源としての貴重性を高めるとともに、観光やツーリズムという新たな産業の資源の対象として認知されるようになったのである。いうなれば、観光資源としてのサンゴ礁の発見である。

資源としてのサンゴ礁の発見をつうじて、サンゴ礁生態系の破壊や攪乱をおこすことについては配慮がなされるようになったといえる。その一方で、開発と保護をめぐる新たな相克も発生してきている。観光産業の隆盛にともなう、サンゴ礁の過剰利用の問題である。なるほど、利用をともなった保護に移行することによって、開発にともなう破壊を回避することにはなった。しかし、過度の利用がサンゴ礁生態系に与える影響は、直接的な破壊から緩慢な間接的な破壊へと程度を変えたに過ぎないということもできる。

現在、沖縄のサンゴ礁は壊滅的な状態にある。とくに沖縄島周辺のサンゴ礁は、近年（1998年及び2001年）の高水温のための白化現象とオニヒトデの慢性的な大発生によって壊滅的な打撃を受け、その被度は5%を割っており、もはや自ら再生する能力はないという。この沖縄島周辺海域にサンゴ幼生を供給しているのが、沖縄島西方40キロメートルにある慶良間海域のサンゴ礁である。慶良間海域のサンゴ礁も、1998年に白化現象はあったものの、その被害は比較的小さくてすみ、またオニヒトデの大発生に対しても、地元ダイビング事業者の取り組みによる駆除が成功をおさめている（酒井・岩田2005）。それだけに、残された小範囲のサンゴ礁が観光資源としての価値を高めると同時に、そこにダイビング事業者のアクセスも集中することになり、過剰利用によるサンゴ礁生態系への影響が看過できない状況になっているのである。

こうして、現在、沖縄のサンゴ礁をめぐる、「守るべき自然」と「利用すべき観光資源」という枠組みで括られるアリーナが形成されているといえる。経営学者の高橋勅徳（2005）は、この問題を、エコツーリズムの抱えるジレンマという観点から次のように論じている。

環境保全と観光事業の両立を目指すエコツーリズムには、その実践に際して「守るべき環境」の取捨選択が伴うという側面が存在する。つまり、エコツーリズムがいう「守るべき環境」とは、実際には、ツーリズムとして利用可能な自然や文化のみを選択して保護するのであって、それは本来の自然保護—自然をあるがままに全体として保護するという発想とは矛盾する。エコツーリズムを標榜しながらマス・ツーリズムの下位カテゴリーとして大量の観光客によって消費されていく実態や、ツーリズムという都市の論理に従った事業の中に組み込まれることでこれまで自明視されてきた自然が、（観光）資源として発見されるという逆説的状况が発生している。

これに対して高橋が指摘するのは、事業を媒介として自然を資源に変換し、利用することをつうじて、はじめて「守るべき環境」というeまなざしfそのものが構成されるという点である。たしかに「守るべき環境」のみが選別され、事業として営まれることになる。しかし、事業の成立をつうじてはじめて発見され、焦点化される環境も存在し、そのようなかたちで見出されてはじめて保護すべき存在となりうるというのである。このように、エコツーリズムにかかわる人々の戦略性は、都市圏の人間に環境を消費しやすいかたち加工し、提供するといった演出のみではなく、押し寄せる観光客やその背後にあるマス・ツーリズムによる過剰な環境の使用を防ぐための仕組みづくりにも発揮されているのだという。

ここで、本稿の関心から注目されるのは、エコツーリズムにかかわる人々の戦略性という視点

である。冒頭で触れたように、本土復帰以降、沖縄において実施された開発事業は、国家プロジェクトとしての性格を色濃く刻印しており、それは、零細な社会基盤の整備という側面と同時に、在日アメリカ軍基地の集中にみられるように、日本及びアメリカの世界戦略のなかへの再配置という側面をもっている。近年はまた、亜熱帯の自然や伝統文化にいろどられる沖縄イメージを演じることが期待され、「癒しの島」という役回りをも担わされるようになってきている（鹿野 2006）。現在の沖縄のサンゴ礁の状況とそこでのダイビング産業の隆盛も、このようなマクロな社会構造に規定されて形成されてきたといえることができるだろう。

この問題について考察するのには、自然が資源として社会的に生成される過程をたどることをとおして、そこに働いている諸力について検討を加えることが重要だと思われる。そのことによって、ダイビング事業を営む人々の戦略性についても、構造的弱者のもつ創造性や主体性の発揮という視点から考察してみることができよう。

## 2. 社会関係としてのサンゴ礁資源

### 1) 座間味村の概要とダイビング産業の展開

座間味村は、沖縄県の県庁所在地、那覇から西に約 40 キロメートルに位置し、人口は 1077 人、世帯は 562 である。現在、人が居住しているのは、座間味島、阿嘉島、慶留間島の 3 島である。座間味島には、座間味、阿佐、阿真の 3 集落がある。座間味島の座間味、阿嘉島、慶留間島には、学校や郵便局があり、座間味島座間味には、役場や漁協事務所、商工会事務所が配置されている。（各島及び字の人口と世帯はつぎに示すとおり。座間味 481 人 242 世帯、阿佐 87 人 56 世帯、阿真 95 人 46 世帯、阿嘉 333 人 180 世帯、慶留間 81 人 38 世帯）。

この島に、現在、年間約 9 万人前後の観光客が訪れている。那覇から 1 日 2 往復（夏の繁忙期には 1 日 3 往復）の高速艇（200 席）で 50 分、1 日 1 往復のフェリー（380 席）で 1 時間半という利便性もあり、とくに 7 月～9 月のシーズンのピークには船の席をとるのが難しいほどの観光客の来島がある。現在、島には、宿泊施設が 60 ほど、ダイビングサービスが 39 ある。島の主産業はダイビングを中心とした観光といってよい。産業別就業構造も第 3 次産業が 9 割以上、そのなかでもサービス業の比率が 7 割と圧倒的に高い。

この島がこれほどの賑わいをみせるようになったのは、それほど遠くからのことではなく、1980 年代半ば以後の傾向である。人口は 1980 年まで減少して最小を記録した後（761 人）、増加に転じ、1995 年には 1000 人を越えるようになる（1018 人）。1980 年と 2000 年の産業別就業人口の構成を比較すると、1980 年は総数 280 人のうち農業 86 人、漁業 32 人、建設業 44 人、卸・小売・飲食業 17 人、サービス業 45 人であったのに対し、2000 年には総数 331 人のうち農業 4 人、漁業 5 人、建設業 16 人、卸・小売・飲食業 43 人、サービス業 195 人となっている（宮内 2003:79-80）。すなわち、この 20 年間のうちに、サービス業や卸・小売・飲食業に特化した観光地化が進展したといえる。このような観光地化のもっとも大きい促進要因がダイビング産業の成



立である。

現在、座間味島には「座間味ダイビング協会」（2002年設立）が、阿嘉島・慶留間島には「あか・げるまダイビング協会」（2001年設立）が結成されている。それぞれ22と17のダイビング事業者が加入している。その経営年数をみると、30年前後が11、20年前後が7、10～15年が12、数年が9となっている。事業者の入れ替えがあったとしても、概ね1970年代後半にダイビングサービスが事業化されはじめ、1980年代後半から90年にかけて隆盛したことがみてとれる。

観光地理学の観点から宮内久光は、座間味島におけるダイビング産業の発展と経営の特性について分析している（宮内 2003：75-78）。調査対象が座間味島に限られているとはいえ、座間味村におけるダイビング産業の展開について、その傾向が的確にとらえられている。

- ① 経営者数は島内出身者と県外出身者とほぼ同数であり、相対的に県外出身者が多いといえる。
- ② ほとんどすべてが宿泊施設を併設している。民宿経営がダイビングサービスに先行しており、1980年代後半から民宿経営者の次世代がUターンで島に戻り、ダイビングサービスを民宿客相手に始めたのである。
- ③ 漁業関係者がダイビングサービスに転業することが多い。座間味島ではダイビングサービス経営者のうち漁協組合員は8名いる。
- ④ ダイビングサービスの設立年をみると、座間味島出身者は1980年代半ばから1990年代半ばに集中し、県外出身者はその前後の時期に2つにわかれて分布している。このことは、座間味島における次のようなダイビング事業の展開過程と対応する。ダイビング事業の草創期といえる1970年代に県外出身者がダイビングサービスを持ち込み、それをみて、1980年代から、漁業従事者や民宿経営者の次世代がダイビングサービスに参入するようになった。そして、1990年代には、すでに経営が軌道にのったこれらのダイビングサービスにスタッフとして従事していた県外出身者が独立して事業所を設立した。

このようなダイビングサービス事業の展開のようすは、一般につきのように記述されるダイビング産業の発展と符合している。1970年代は、復帰後、ダイビングに島を訪れるのは航空会社に勤務する者など特定の人々に限られており、むしろ観光目的で離島にやってくるのは海水浴客が主であった。しかし、1980年代半ば以降、とくにバブル期に、スキーやサーフィンにならびダイビングがレジャースポーツとして流行を迎えることにより、飛躍的にダイビング目的の観光客が来島するようになった（沖縄県 2001）。

ところで、当時、映画によってスキューバダイビングが紹介されたことがダイビング産業の隆盛の要因として大きいという指摘がある（沖縄県 2001）。しかし、このことはむしろ、映画というメディアが日本社会全体の消費動向を左右するほどの影響力をもったというより、さまざまな

メディアをつうじて自然が観光資源のなかに組み入れられていったことの方に注目すべきだろう。この時期、消費傾向が一般的に「ナチュラル」「ネイチャー」といったものに向かうようになり、ダイビングをとりあげた映画がヒットしたのもそのような傾向に添っていたからだといえる。自然のイメージ資源化がメディアをつうじて推進されていったのである。それは、おなじこの時期、「地球環境」という言葉が流布されるようになったこととは無縁でなかろう。このようなイメージ性もまた組み込まれて、資源としてのサンゴ礁が創り出されていくのである。

ここで、サンゴ礁がこの海域にあることについて、「社会関係としての資源」という観点から考察しておきたい。

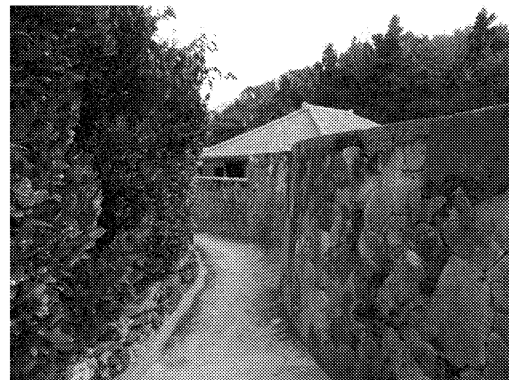
中村尚司が指摘するように、事物は社会関係のなかに組み込まれてはじめて資源として存在する。たとえば、肥料分にとんだ土も田圃のなかにあつてこそ価値あるものだが、それがそのまま部屋の畳の上に置かれたらたんなる泥である。それは、「汚れ」というものが異物の付着量としてとらえられぬように、関係性のなかにおかれてはじめて意味を発するようなものである。地中にある石油もそれを掘り出して、燃料として利用するための装置やその装置の必要を促したような産業が発展していなければ、資源たりえない。すなわち、「資源が資源としての形をなすためには、その資源にふさわしい社会関係が成立していなければならないのである」（中村1993:44）。

この海域のサンゴ礁が資源となるのは、歴史上、どのような社会関係のなかに組み込まれることをとおしてであったのだろうか。この点について、考古学者の安里進がたいへん興味深い指摘をしている。沖縄が「本土並み」となるための「格差是正」という開発政策を支えた「おくれた歴史の出発論」という歴史認識がある。琉球・沖縄では漁労を中心とした採取経済の原始的社会が11～12世紀まで続き、日本本土に比して約8世紀も遅れているというのである。しかし、近年の考古学研究成果は、このような歴史認識が、海を媒介とした交易型社会の琉球・沖縄を農業型社会の日本本土の歴史を基準にして測った結果であることを明らかにした。琉球・沖縄では、貝塚時代後期からサンゴ礁の貝を資源にした東アジア地域との交易が展開され、8世紀以降はさらに日本・中国に広がる大規模なヤコウガイ交易がおこなわれていたのである。ヤコウガイはいうまでもなく蒔絵などでもちいる螺鈿の材料として珍重された資源であった。ほかでもない東アジアのこの緯度で、中国・朝鮮・日本という陸型国家に囲まれて琉球列島というサンゴ礁地帯が存在したがゆえに、このような交易国家が成り立ちえたのである。そのようななかで座間味は、琉球王国が交易をおこなった進貢船の船頭や乗組員として名を馳せ、いまにのこる船頭殿屋敷跡にみられるような富を築いたのである。

やがて時代は変わり、琉球王国は消滅して、沖縄は日本国家に組み入れられ、そこにこんどは「カツオ」という資源が登場する。

## 2) 座間味における鰹産業（カツオ漁・鰹節製造）の盛衰

座間味は沖縄県ではじめて鰹節製造をおこなった島として知られており、その鰹節は「慶良間節」とよばれ高い評価を受けてきた。明治中頃には、すでに沖縄近海はカツオの好漁場として、鹿児島や宮崎のカツオ船が漁にやっていた。当時、島々では、カツオ漁を産業としておこなう条件が整っておらず（カツオ漁に適した船、釣ったカツオを鰹節として加工する技術や施設、鮮魚として売る市場など）、カツオ漁にやってくる他県の船から入漁料をとっていた。それが、宮崎船から船を買い取り、島民自らカツオ漁と鰹節製造に乗りだすが、1901（明治 34）年のことである。当時の座間味村長の松田和三郎が村民によびかけ、組合形式で出資金を募り、操業を開始するのである。零細な経営基盤ではあったが、島に産業を興すということでは画期的なことであり、たちまちのうちに、以後、カツオ漁と鰹節製造を一体化した組合形式の事業がいくつもおきた。鰹節製造技術向上のためのたゆまぬ努力を積み重ねつつ、こうして沖縄は、戦前、枕崎、土佐、焼津に匹敵する鰹節産地を形成することになった（上田 1995、座間味村 1989、2002）。



沖縄のカツオ漁の特徴として、餌取りとカツオ釣りが同一の漁民によっておこなわれることがあげられる。本土では、カツオの生き餌をとる漁民とカツオ漁をする漁民は別々に専門化しており、そのために、カツオ漁の出来は漁場のよしあしとともに、行く先々の漁場近くで生き餌を確実に入手できることにかかっている（ときに生き餌を大きな船倉に生かしたまま遠洋航海に出るということもおこなわれる）。カツオを釣るには、生き餌専門の漁民や生き餌を扱う問屋との連携が鍵なのである（藤林泰・宮内泰介編，2004）。

沖縄のカツオ漁においては、生き餌をとるのに大きくふたつの方法がある。ひとつは、夜間、集魚灯で小魚を集め、仕掛けておいた袋網でとる漁法であり、もうひとつは、沖縄独特の追い込み漁である。夜明け前に、カツオ船を出し、生き餌の小魚（キビナゴ（スルル）、グルクンの稚魚（サネラ）、小型のイワシ類（バカジャコ）など）が群をなしているポイント（もちろんサンゴ礁である）まで行き、そこで、泳いで網にこれらの小魚を追いこみ、生き餌漁用の小舟にあげ

る。その日の漁に必要な生き餌がとれたところで、カツオ漁用の船に生き餌を移し、自らも船に移ってカツオ釣りの準備をする。(ただし、現在の伊良部島のカツオ漁のように、追い込みで生き餌を専門にとる漁民と、それをつかってカツオ釣りをする漁民というように分業の場合もある)。また、網を仕掛けてとる場合も、集魚灯で集めるのではなく、夜明け前に小魚(キンメモドキなど)の群が戻ってくるサンゴの穴にあらかじめ潜って網を仕掛けておいてとる漁法もあった。いずれにせよ、魚の習性と海底地形を熟知していることで可能な漁法である。(このようにして生き餌をとる漁場は、やがて、色とりどりの小魚がサンゴのあいだに舞うのを見て楽しむダイビングの好スポットとなるのである)。

鰹節生産とそのためのカツオ漁は本土からの技術の伝播によって始まったのであるが(江戸期にはじまった本土の鰹節生産法以前からも、カツオを薫蒸したり天日乾燥させることは知られていたが、その詳細についてはよく知られていない)、一方、カツオ漁において不可欠な生き餌をとる際につかわれる追い込み漁は、沖縄の漁民(海人ウミンチュ)の得意とする巧みな身体技法であり、魚の習性と海底地形、潮の流れなど、さまざまな知識が複合的に構成されて遂行される漁法である。(戦前、南洋漁業が推進された時期に、生き餌とりがうまくいかずにカツオ漁が定着しなかったのを、沖縄の漁民を生き餌とりに動員するようになってからカツオ漁が成功したといわれる。なお、南洋漁業では鰹節生産のほかに、缶詰生産もおこなわれた)。

このように、島の近海に群雄するカツオを鰹節産業の資源として利用するには、そのための資金や社会資本はもちろんのこと、漁法、製造法、そして、流通や保存の手段、市場の存在などが、さまざまな社会関係があってはじめて可能となる。鰹節製造に必要な立地条件は、次の3つである。好漁場であること。カツオについては当然だが、生き餌の小魚についても。薪が豊富なこと、真水があること(井戸)。鰹節をつくるには、煮るという作業と薫乾という工程があり、そのために大量の薪を必要とする。そこで、座間味では、食料にするために芋を植えた段々畑以外は、全山、鰹節生産のための薪を調達するための松林であった。伐採後は、植林するほどの手入れのしようであり、その松林のあいだにケラマツツジが群生していた。

このように隆盛した座間味の鰹産業(カツオ漁及び鰹節生産)であったが、やがて資源の枯渇という事情と日本政府の南方政策から、昭和に入るとすぐに南洋漁業へ進出し、そして敗戦を迎えることになる。座間味では沖縄戦においてアメリカ軍の上陸地として戦闘も行われ、集団自決も起きている。こうして敗戦とともに鰹産業は一時中断するが、その後、復興し、組合形式での経営は続けられた。阿嘉島を例にすると、宝正丸と和泉丸というふたつのカツオ漁船と鰹節製造所があり、阿嘉島の島民は残らずそのどちらかの組合に属してカツオ漁と鰹節製造に従事していた。同一家族であっても、そのふたつの組合のどちらかに分かれて所属するということがあった。しかし、近海のカツオ資源の枯渇にともない、一方で、本土の枕崎、山川、焼津などの産地で、冷凍設備の進歩にともない、直接、南方の漁場で操業して漁獲を冷凍して持ち帰ることが可能となったことから、沖縄産の鰹節の需要が低下するにつれ、沖縄の鰹産業は下火となった。

「慶良間節」とよばれて沖縄でも評価が高かったにもかかわらず、座間味でも他の沖縄の産地とおなじく、鰹産業で築いていきた資源（インフラ）を他の魚種や漁法あるいは製造に転換して漁業自体を産業として維持していくことはできなかった。こうして座間味における鰹産業は終焉を迎える。阿嘉島では 1973 年に、ふたつの組合が共同して南方の漁場をめざす大型カツオ船を建造して出漁したところ、フィリピン近海で拿捕され、多額の借金を抱えて、ここに明治以来の鰹産業（カツオ漁及び鰹節生産）に幕を閉じるのである（組合の解散は 1976 年）。

それはちょうど座間味が国内有数のサンゴ礁景観をもつダイビングスポットとして注目されはじめる頃であった。

### 3) 自然の資源化過程—資源の再配置と社会関係の再編

こうして島の一大産業のカツオ漁・鰹節製造が終焉したのちは、とりたてて他に産業もなく、耕地もわずかしかない座間味においては、急速に人口流出がおり、過疎化が進展した。本土復帰後の沖縄島においては、社会資本整備として多くの公共事業が実施されており、離島からの流出人口を受け入れるところは多かつたろうし、また、本土への渡航もパスポート手続きのいる時期に比べて格段にしやすくなったといえる。この時期を語る島民はほんとうに仕事がなかったと回顧する。

しかし、戦後一貫して減少していた島内人口が増加に転じるときがくる。それが、島にダイビングサービスが事業として導入される頃である。島外に出ていた青年層が親の経営する民宿に戻ってくるのが、1980 年代前半である。民宿経営を手伝うかたわら、補助事業をひいて農業に就いたり、漁業の見習いをしたりする。そのようにして U ターンした青年たちがいろいろな試みをしているところに、この島のサンゴ礁の海中景観としての卓越さに気づいた島外出身者がダイビング事業を始めるのである。現在のように一般向けの大衆的産業として展開される以前の段階で、限られたダイビング愛好者によるポイントの発見がおこなわれていた。このときに、ダイビングポイントを紹介していたことがきっかけで、島内の漁民がダイビングという事業に関わり始める（宮内 2003：75）。

島内出身でダイビングサービスの先駆者といえる、現在のダイビング協会の役員は、この頃のことを次のように語っている。島に戻ってきて農業を始めようとしたがとても割があわない。漁業も素潜りの見習いで、ベテランの漁師の後を泳いでついていく。ある日、ダイビングというものがあるというのでついていったら、おなじ海に潜るにしても、魚を突くために泳ぐのとダイビング客をガイドするのではぜんぜんちがう。それでお金になる。もちろん、海のなかの様子、魚がどこにいるか、サンゴはどこがきれいかわかる。潮や風についてもよく知っている。

このようにして漁民としての知識や身体技法が、あたらしいダイビング産業というフレームのなかで、資源としての新しい位置を与えられていく。漁民としての知識や技術が、観光という、漁業とは異なるコンテキストのなかに再配置され、しかも、他に秀でる卓越性を発揮する。

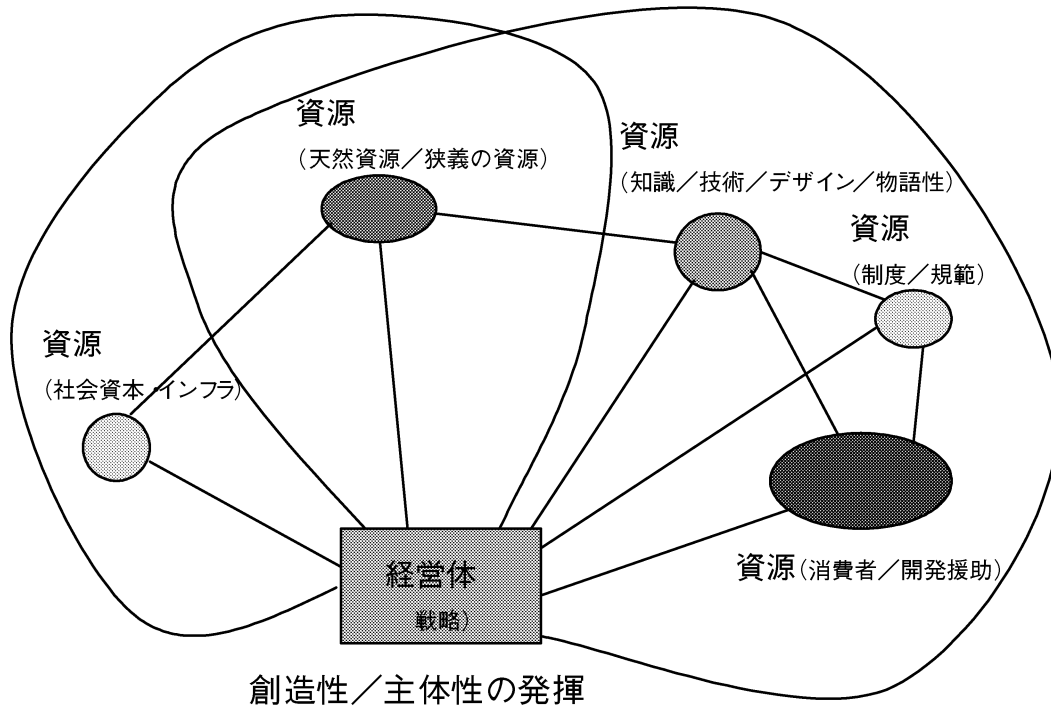
鹿熊信一郎によると、現在、座間味村漁協の統計上にあらわれる水揚げは、2003年度で、漁獲高は全体で16トンと沖縄県内の漁協で扱う漁獲量の最小であり、漁協取り扱い金額は全体で1300万円で、全魚種の平均単価は776円/kgである。これに対して、ダイビング事業による収入は1ヶ月で200万円となるという試算もあり、夏場の4ヶ月で1000万円以上の収入をあげることも可能である(鹿熊2006)。このような数字からも、鰹産業が終息し、現金収入のあてのない当時の座間味において、ダイビングという外来の事業がいかにも魅力的にうつったか推測できる。それは、明治期に、それまでは他県の漁船がカツオ漁にやってきたのに対して入漁料をとるだけであったのを、自分たちの島の地理的条件をいかして、鰹節生産とそのためのカツオ漁を導入し、事業として定着させるのに努めたのと相通じるところがあるだろう。

座間味においてダイビングサービスが新たな事業として根づくためには、次図に示したように、さまざまな「資源」が経営体もとの再配置されなければならない。まず、ダイビングというマーケットが存在しなければならないのはいまでもない。経営体にとって、そのマーケット、顧客層も、自らの経営を成立させるための「資源」のひとつとして位置づけられる。ここで「資源」を自らの経営を成立させるために有効な手段一般としてとらえ直すことにする。すなわち、目的の遂行のために動員可能なものをすべて「資源」と位置づける。

もちろん、それだけでは事業は成り立たない。ダイビングの鑑賞対象としてのサンゴ礁(商品としてのサンゴ礁といってもよい)は当然のことながら、資金力、船舶や港湾などの諸手段の利用を可能とさせる個人的技能や社会的地位(座間味では港湾は漁港であり、漁協との関係が不可欠となる)、さらには、サンゴ礁地形や魚類の生態、座間味近海の海流や天候についての深い知識など、ダイビングサービスに必要とされるいっさいが「資源」として動員される。すでに各種メディアによってイメージ資源化されている「沖縄のサンゴ礁」「青い海と青い空」などの物語性も重要「資源」である。座間味が琉球王府の時代には進貢船の船頭として活躍したという歴史的事実や鰹産業の隆盛をいまにとどめる「慶良間節」のブランド名も、「海の民」座間味の名声を高めるものとして、「資源」として組み入れられる。

このように、すでに他のさまざまなコンテキストにおいて生み出されている諸資源を、座間味におけるダイビングサービス事業というフレームのもとに再配置しなおすこと。ここに、経営体としての創造性と主体性が発揮されることになる。このような再配置が実現されてはじめて、座間味におけるダイビングサービスという事業が構築されるといってよい。経営を維持するために戦略が練られ、そのもとにさらに新たな資源が組み込まれ、既存の資源が新たに構築されるフレームに適合的な価値を付与され、つまりは、異なるコンテキストにあった諸資源を、自らの経営というフレームのもとに配置し直すことをとおして、これらの資源をとりまく社会関係の再編が遂行されていくのである。それだけに、どのような社会関係のもとに再配置されるのかに応じて資源としての価値も増減し変わりもするのである。

## 資源の再配置と社会関係の再編



ここでもういちど座間味におけるダイビング事業の成立過程について確認しておこう。この海域には、もともと景観ゆたかなサンゴ礁が発達していた。陸上部の地形からも推測されるような起伏ある海底地形やこの海域を特徴づける潮の流れもある。すなわち、① 座間味島と阿嘉島、慶留間島に囲まれた内海は、冬の北西の風の時にも海が荒れることが少なく、年間をとおしてダイビングに適している、② 近年、サンゴの死滅の一因となっている海水温の上昇がこの海域では他地域ほどにはみられず、サンゴの白化現象がおきていない、③ 那覇から高速艇で1時間ほどの距離という利便性がある、など、この島の地理的位置がもっている優位性も資源として重要である。さらに、④ 鰹産業時代から引き継がれた資源として、カツオ釣りの生き餌漁あるいは他の追い込み漁、潜水漁などから形成された漁民としての豊富な知識や身体技法がダイビングサービスとしての資源に転用するうえでたいへん価値が高かったことが重要である。インストラクターとして海を熟知していることは決定的な優位性をもたらしている。

このような諸条件を適宜選択し、ひとつのフレームのなかに再配置していく過程が、座間味においてダイビング事業を成立させるということである。いいかえると、サンゴ礁を資源として利用する主体が立ち現れてくるのは、このような資源の再配置と社会関係の再編の過程をつうじてである。このとき、どのように諸条件を組み合わせる資源を再配置するかという点において主体の創造性が発揮される。そのとき、資源をめぐる力関係のなかで資源利用の正統性を構築するために、制度当局をも資源としていかに組み込むかという高度な戦略性も問われることになる。資

源を資源たらしめるのはこのような戦略性であり正統性構築の過程だといえる。つぎにそれをみていこう。

### 3. 資源利用をめぐる正統性のポリティクス

#### 1) 座間味におけるサンゴ礁の資源利用の正統性の構築－MPA とオニヒトデ駆除の取り組み

座間味では、1990年代の後半に、ダイビング事業の隆盛にともなうサンゴ礁の過剰利用から、サンゴ礁の状態に悪化がみられるようになった。人気のあるダイビングポイントでは1日に数百人ものダイビング客が利用することにもなり、ダイビングボートが停泊するためにアンカーを投げ込んだり、経験の浅いダイバーのフィンによってサンゴが折られたり、海底の砂が巻き上げられるなどしてサンゴにストレスを与え、サンゴ礁生態系への影響を無視できなくなったのである。そこで、座間味のダイビング事業者は自主的に入域制限を実施した。水産資源の保護策として近年注目されているMPA (Marine Protect Area 海洋保護区) を設定したのである(鹿熊 2006)。しかし、行政当局によらずに自主的にそのような利用制限区域を設けるためには、それなりの工夫が必要であった。あらたにサンゴ礁の利用秩序を創り出すということで以上、なんらかの正統性が担保がされなくてはならない。そのとき、座間味のダイビング事業者は漁業協同組合との連携のもとにつぎのような社会的な仕組みを創り出したのである。

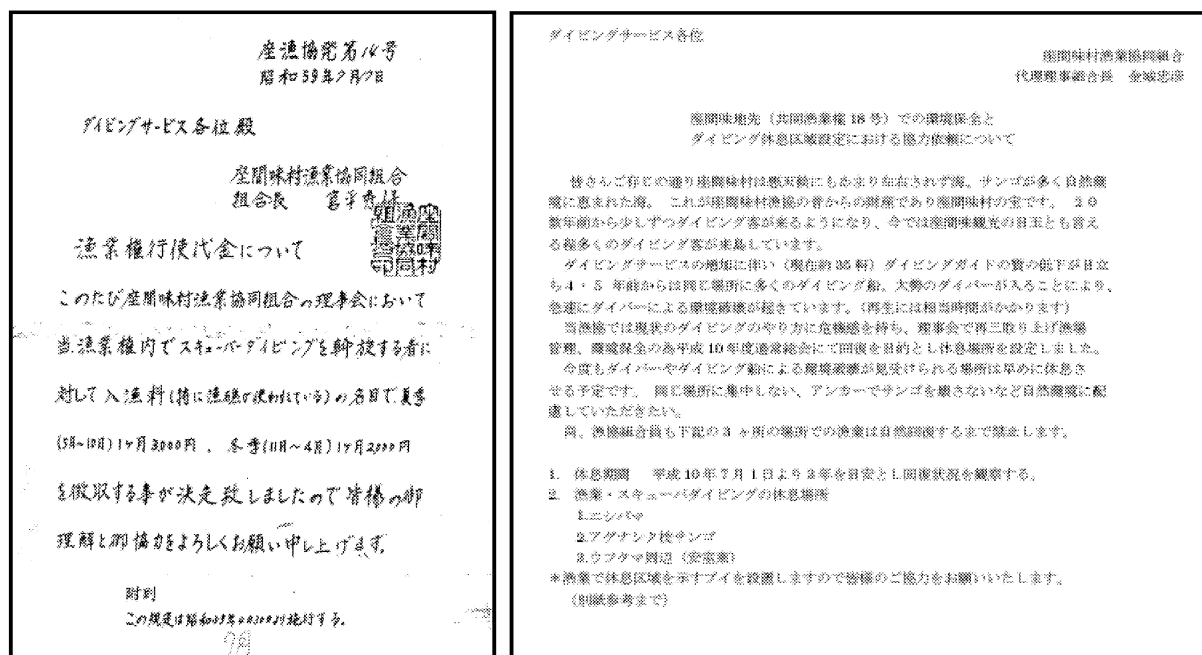
1998年に、ニシハマ、安慶名敷、安室東の3カ所への入域及び漁業の操業を3年間にわたり制限することを座間味村漁協が総会決議し、その決議への協力をダイビング事業者に呼びかけるということにした。漁協組合員であってもサンゴ礁の保護のために操業しにこの海域に入らないのであるから、ましてや、ダイビング事業者はこの海域でのダイビングを自制してほしいと訴えかけたのである(資料参照)。この入域制限の実施以前にも、1984(昭和59)年に、漁協はダイビング事業者に対し「漁業権行使代金について」という文書を発行し、協力金を徴収している(資料参照)。この対価として、座間味に事業所があるダイビングサービスは漁協から旗を受け取り、それをボートにつけることになっている。座間味の港湾は漁港であり、そこを利用するにはこの旗を目印にして漁協に協力金を支払っていることの証としているのである。また、この資金は、入域制限を実施したのと併行して、ダイビングポイント停泊時にアンカーを投げる代わりにブイを用いるようにしたときのブイの設置費用にもあてられている。(このときの協力金は漁協の有する漁業権にもとづくのではなく、ローカルルールがはたらいている地先権にもとづくものとして解釈される)。

現在、座間味ダイビング協会とあか・げるまダイビング協会に属するダイビング事業者39のうち、漁協正組合員をあわせて10名いる。このほとんどが日常的には漁業を主たる生業とはしていないにもかかわらず、漁協という組織の運営にかかわっている(両ダイビング協会の役員が漁協の役員を務めていることが多い)。さらに、漁協に属しているダイビング事業者はすべては島出身者であり、島外出身のダイビング事業者は漁協には加入していない点も注目される。ここ



で、島内出身のダイビング事業者のサンゴ礁利用における発言力を支えているのは、漁業権制度である。すなわち、漁業協同組合という制度当局を媒介することによって、島内出身のダイビング事業者はサンゴ礁利用の秩序を形成するうえでイニシアティブを発揮したといえる。いいかえれば、島内出身のダイビング事業者は、資源利用の正統性を構築するために、漁業権制度をも資源として社会関係のなかに再配置したといえる。さらにここで注目しておきたいのは、このような社会的な仕組みの創出をとおして、鰹産業が衰退して以来、機能していなかった資源管理システムとしての漁業権制度の内実を再構築することにもなったという点である（内水面漁業の事例であるが、正統性の観点から、漁業権制度の内実が再構築される過程については、矢野 2006 を参照）。

もっとも、島内出身のダイビング事業者の発言力は、漁業権制度に支えられてはじめて発揮されるというものではなく、ダイビング事業者として本来の技能—素潜り漁民としての経験をとおして修得したダイビングサービスに必要とされる知識すなわち海底地形や潮流、魚の習性や身体技法に秀でていることからの人格的な尊敬にも裏付けられている。1990 年代以降、新たに参入した島外出身のダイビング事業者が、1980 年代に島に U ターンして事業を開始した島内出身者が経営しているダイビング事業所のスタッフから独立したケースが多いということも影響力の行使には関わっているだろう。



近年、沖縄では、サンゴを食害するオニヒトデの大量発生が慢性的状態となっている。まず 1970～1980 年代に県内全域で大量発生がおき、その後、慢性化の様相を呈し、1990 年代に入って一時沈静化したものの、再び 1996 年に沖縄島北部西海岸の恩納村で大量発生し、沖縄島全域に広がった。座間味では 2001 年にオニヒトデの大量発生が確認された。このとき座間味のダイ

ビング事業者と漁協は、阿嘉島にある阿嘉臨海研究所と連携することで、オニヒトデ駆除の効果をあげることができた。3者が連携することによって、すなわち社会関係を再編することによって、サンゴ礁という資源の価値を増加させることに成功したといえる。それは同時に、座間味のダイビング事業者が、資源利用の正統性の構築のために科学的知識や制度を資源として組み入れたということでもあった。

1998年に3ポイントにMPAを実施した際に、継続してリーフチェックを実施したニシハマでは、ダイバーのモニタリングがなされることになり、その結果、オニヒトデの駆除を継続して実施することにつながった。一方、リーフチェックを実施しなかった安慶名敷には結局誰も行くことがなかったために、オニヒトデの大発生に気づかず、閉鎖が終了した時点ではサンゴはオニヒトデの食害にあって全滅状態であった(谷口 2003)。リーフチェックを導入することにより、モニタリングがおこなわれ、オニヒトデの駆除も実施することができたのだが、このことは、サンゴ礁を保護するには、そこを完全な立ち入り禁止区域にするよりは、継続的なモニタリングが実施できるという点で、適度にダイビングに利用しつつ保全区域とすることの方が効果があるということを実証することになった。このようなリーフチェックの導入やサンゴ礁保全利用の実証的データは阿嘉臨海研究所の研究員によってもたらされた。

座間味におけるオニヒトデ駆除がこれまで沖縄で実施されたのとは異なる画期的なものであることは、琉球大学のサンゴ礁研究者によっても指摘されている。従来は、オニヒトデの駆除といっても買い上げ方式をとっており、捕獲数に重点がおかれることになり、そのためオニヒトデ密集地域に作業が集中したり、一定数の数量を捕獲できればそれ以上は作業のインセンティブが働かないなど、オニヒトデを根絶することにはつながらなかった。これに対して、2002年から実施された最重要保全区域を設定してのオニヒトデ駆除には次のような特徴があった。まず、サンゴ礁の実態調査が実施されたうえで、①守るべき、②守りたい、③守りきれぬ、という観点から重点保護区域を設定したのである。守るべきところについては専門家の判断によるが、守りたいところと守りきれぬところ(年間とおして季節や天候に変わりなく駆除活動が可能)については地域住民の意見が尊重される。このようにして座間味では3箇所、渡嘉敷では2箇所が重要保全区域とされた。これは、コミュニティベースの資源管理の有効性を示す事例といっていよう。



座間味において全ダイビング事業者が参加して、日常的に次のような活動がなされている。座間味ダイビング協会では、週5日、オニヒトデの駆除をする（1日1回ダイブ／タンク1本。冬期は1日2回）。ダイビング事業者は1週間ずつ順番で船を出すこととし、それに、ダイビング客の対応の都合などを勘案して、各ダイビング事業者からその日出られる者がその船に乗り込んで駆除活動をする。あか・げるまダイビング協会でも同様な仕組みで取り組んでいるが、駆除活動は週3日で、1日2回ダイブ（タンク2本）おこなう。これらの活動はボランティアで実施されている。サンゴ礁をダイビング目的で利用している以上、オニヒトデの駆除活動は当然であるという考え方と、有償化することで以前実施されていたときのような問題が発生することを回避するためである。年間通して休むことなくこのような活動を実施することはダイビング事業者として負担がかかることは確かであるが、一方、長年にわたる取り組みはサンゴ礁を保全する者としての誇りにもつながっている。毎回のオニヒトデ捕獲データは記録されており、座間味（慶良間海域）のサンゴ礁の状態を把握する実証的データとして貴重なものとなっている。

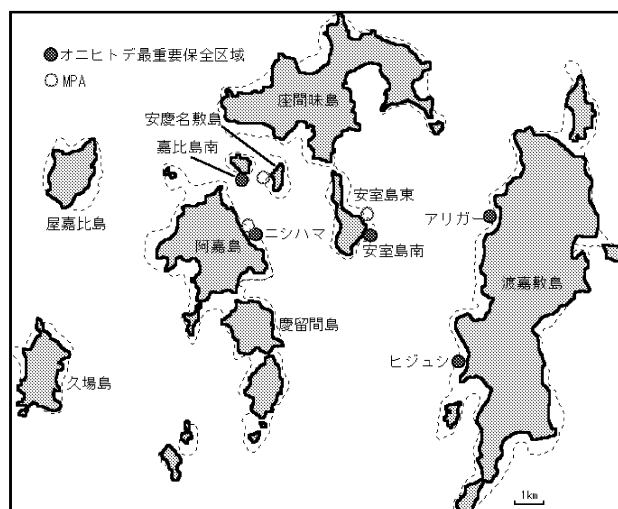
このような活動をつうじて保全される慶良間海域のサンゴが、もはや自己再生能力をなくしたといわれる沖縄島沿岸域におけるサンゴ礁に対して、再生のための卵や幼生を供給しているという科学的データがサンゴ礁学者や海洋学者によってもたらされた（酒井一彦・岩田幸一,2005）。このことは、座間味を含む慶良間海域でオニヒトデ駆除をはじめとしたサンゴ礁の保全利用がおこなわれなくなると、沖縄周辺海域にサンゴ幼生を供給するサンゴ礁は失われてしまうということを示している。つまり、サンゴ礁の保全のためには適切な保全活動が必要であり、そのためには、継続的にサンゴ礁保全活動に取り組むダイビング事業者が存在することの必要を含意することにもなったのである。つぎのような記述からもそれは読み取れるだろう。「これまでオニヒトデの異常発生した海域でサンゴ礁を守れた例は国の内外含めほとんどない。2002年以降、地元の人達は慶良間諸島のサンゴ礁を守るために必死にオニヒトデと戦ってきた。このような地道な努力がなければ、地理的に狭い慶良間諸島のサンゴ礁は、過去にオニヒトデの食害によって壊滅的ダメージを受けた各地のサンゴ礁同様、全滅していたかもしれない」（谷口 2004：19）。サンゴ礁の貴重さとこのような保全活動が認められて、2005年に、慶良間海域（国定公園のうち海中公園区域が該当）は、サンゴ礁としては初めて「ラムサール条約」に登録されることになった。

2004年に沖縄で開催された国際サンゴ礁学会では、座間味のダイビング事業者による取り組みが報告され、サンゴ礁保全利用のために実施されている次のような自主ルールが注目された。過剰利用を防ぐために、ニシハマでは、各事業者は週に1回しか潜れないこととしたり、ひとつのブイに係留できる船の数を制限したり（現在はブイを4つ設置し、ひとつのブイにはダイビングボートは1隻だけに制限）、アンカリングについては、ブイの設置されているところはブイに係留し、そうでないところでは、アンカーを投げ入れずに潜って海底に固定することが決められている。その他、フィンによるサンゴの破損や砂の巻き上げに対する注意などダイビングマナーへの呼び掛けやダイビングの安全性への配慮を強調している。ダイビングサービス以外の面でも、

オニヒトデ駆除はもちろんであるが、阿嘉臨海研究所の実施するリーフチェックなどの調査活動やサンゴの移植事業への協力、小中学校の総合学習や修学旅行の体験学習などの受け入れなど積極的におこなっている。座間味ダイビング協会もあか・げるまダイビング協会も、協会メンバー全員の同意がないと新規に事業参入ができないことになっている。

このようにして、座間味のダイビング事業者のサンゴ礁利用の正統性は、オニヒトデ駆除などのサンゴ礁保全活動や過剰利用を回避するための自主ルールの実践のうえに立ち、漁業権制度のみならず、こうした科学的知識や研究機関、学会あるいは環境省や国際的自然保護制度などの制度当局も資源として取り込みながら、構築されてきたといえる。ここで、地域組織化という観点から、座間味のダイビング事業者のサンゴ礁利用の正統性が構築される過程をもういちどみておこう。

2001年にはあか・げるまダイビング協会が結成され、2002年には座間味ダイビング協会が結成される。そして、同年、オニヒトデ対策会議が沖縄県自然保護課や琉球大学のサンゴ礁学者との協働によって設置され、オニヒトデ駆除の効果をあげるとともに、2002年には、ダイビング事業者にとどまらず、座間味村の事業者を包括したものとして座間味村商工会の結成をみる（平成17年度末現在で、組織率は89.8%。会員数106人で、内訳は、建設業9、製造業6、小売業・飲食店15、サービス業76）。そして、2005年のラムサール条約登録を機に、渡嘉敷ダイビング協会と、座間味ダイビング協会、あか・げるまダイビング協会の3者が連合を組み、2006年に慶良間海域保全連合を結成する。同時に、座間味村商工会は渡嘉敷村商工会を巻き込んで「慶良間ブランド」構築に取り組みはじめ、統一マーク「慶良間の世界」の発表をする（慶良間ブランドでの特産品開発とともに、資源利用における環境配慮を示すシンボルとしている）。このような事業者の動きに併行して、座間味村行政当局は、「楽園 ZAMAMI」という環境管理計画を策定し、渡嘉敷村行政当局にもよびかけて慶良間海域保全連合会議が結成する。慶良間海域保全連合や慶良間海域保全連合会議は、保全利用ルールにもとづいて慶良間海域におけるダイビング事業者の認証制度をめようとしている。



【年表】	
1984年	座間味村漁協「漁業行使権代金について」 座間味にてダイビングが本格的に事業が展開する
1991年	「村土保全条例」（100坪以上の土地取得は審議委員会に諮る） 「自然を守る会」によるリゾート開発への反対運動の成果
1993年	ダイビングショップ20数軒となる
1996年	ダイビングショップ急速に増える
1998年	高水温によるサンゴ礁の白化現象 漁協決議にもとづき、3ポイント閉鎖（ニシハマ、安慶名敷、安室東 同時に、そのうちの1スポット（ニシハマ）でリーフチェックを実施
2001年12月末	開放したニシハマで係留ブイの設置や利用船数制限
2001年	オニヒトデ大発生の兆候 あか・げるまダイビング協会設立
2002年	オニヒトデ大発生→オニヒトデ駆除 座間味ダイビング協会設立（3月） 座間味村商工会設立（5月） あか・げるまダイビング事業協同組合設立（6月） 沖縄県、オニヒトデ対策会議設置（7月）→最重要保全区域設定 （駆除の参加は1年で延べ約2000人、オニヒトデの駆除数は約10万匹）
2004年	座間味村商工会「広域連携等地域振興対策事業報告書」（3月）
2002年～2005年	沖縄県による「エコツーリズム推進事業3カ年計画」
2005年	ラムサール条約登録（11月）
2006年	慶良間海域保全連合会議結成（3月） 慶良間海域保全連合結成（3月） 座間味村環境プロジェクト「楽園-ZAMAMI 「慶良間の世界」地域ブランドマーク発表

## 2) 「守るべき自然」と「利用すべき自然」の相克

このような座間味におけるダイビング事業者の取り組みの背景には、過剰利用の問題がある。座間味内のダイビング事業者だけで39業者を数え、渡嘉敷も含めると60業者ほどとなり、国内でも有数の密集地域である。そのうえ、那覇から座間味（慶良間）の海域に来る業者が150業者ほどあるといわれている。あわせて200業者のダイビング事業者となり、過当競争に陥っているといっただろう。そのために、好ポイントにはダイバーが密集しやすいうえ、那覇からのボートは大型化の傾向があり（座間味ではひとつのボートに乗るのは多くても15人程としている）、よけいサンゴにストレスを与える。なかにはツアー客もガイドも不慣れでマナーにも問題があることがあり、それが遭難事故につながることもある。沖縄県による本島側のダイビング事業者へのアンケートでは、実態が十分には把握できていないものの（回答があったのは33業者で本島側事業者全体の5分の1）、年間利用延べ人数が9,346人、8,892人、5,540人となるポイントもある。実態はかなりの数にのぼるだろう。また、アンケートでは問題点として、オニヒト

デの増加やサンゴの減少に加えて、ポイントでのボートやダイバーの集中、ガイドや船長の質の低下、ゲストのマナーの悪さ、ゴミや汚水等による海の汚れ、ポイント利用ルールの不明確さ、地域との対話不足などがあげられている（沖縄県 2005）。座間味村漁協から座間味や本島側のダイビング事業者に対して次のような呼びかけがなされているのも、このような状況を反映していることである。

沖縄県ダイビング安全対策協議会 御中

平成13年12月 11

私ども、座間味村漁業協同組合は、座間味村内のダイビングショップと共に、保全海域を設ける等、珊瑚礁の保全に努めて参りました。今後、更に保全海域の設置、利用制限の徹底を図る事に決定しております。皆様におかれましては、既に新聞等によりご存知のことと思いますが、慶良間海域の珊瑚礁は沖縄本島の西海岸や奄美海域等の珊瑚の供給源にもなっております。このような場所を恒久的に保全するために、陸上の工場の跡には赤土の流出がないように改善させ、村役業、漁協においてはオニヒトデ駆除のための資金を捻出し、さらに、不足分については、ダイビングショップのボランティアによるオニヒトデの駆除を行いながら、珊瑚礁の保全に努めてきました。さらに、これまでのようなダイビングのあり方を改め、同じ海域に同時に潜るダイバーの数も制限してきました。それにも拘わらず、沖縄本島からのダイビングボートは二十名から三十名ものダイバーを乗せて同じ場所に5隻も8隻も同時にダイビングをさせている状態です。また、養殖生簀や漁船等の近くを航行するときも、フルスピードで通過していくために、生簀上で作業をしている職員が海に投げ出された事もあり、小型の漁船等が転覆しかかった事もあります。さらに、定期船等の航路であるために潜ってはいけない場所において潜った為に、浮上する際に船との接触事故も起きております。そのような事から、沖縄本島のダイビングショップの皆様には、別紙南図に記してある海域におけるダイビング及び休憩については、ご遠慮を頂きますよう、速答にてお願いを申し上げます。

座間味村字座間味9号番地  
座間味村漁業協同組合  
代表理事組合長 金城重幸

平成16年4月27日

座間味ダイビング協会  
会長 又吉英夫 殿

座間味村漁業協同組合  
代表理事組合長 金城重幸

ダイビングポイントの利用について

貴会ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。  
平素は当組合の業務に御理解、御協力を頂き感謝申し上げます。  
さて、標記の件につきまして貴協会の皆様は次のとおり御協力をお願いします。

皆様の御協力によりエシバマ、安室、サクバル等に係留用のブロック及びロープを設置しておりますが、平成16年4月4日に沖縄本島の大型ダイビングボートによりサクバルに設置しておりますブロックが壊れずられてしまい珊瑚礁が大量に破壊されております。このブロックは、3トン～6トン程度の船では壊きずることは出来ません。4月4日の事故を起こした船は13トンの船であります。10トン超の大型船を係留した場合に風や波を受けると簡単に壊きずってしまいます。魚礁のブロックについても同じことが発生いたします。このような事故を防止するためにも魚礁及び係留ブロック設置場所にての大型船の係留を自粛いただきますようお願い申し上げます。

また、各ダイビングポイントに同時に多人数のダイバーが潜る事により海域の荒廃を招くということで船の係留数を制限する為にブイの数を決めております。そのような事から、1隻の船で15名以上のダイバーを同時にダイビングさせる事がないようお願いを致します。この美しい珊瑚礁を保護しながら恒久的に活用していくには、皆様のご協力無しでは実現できません。何卒、趣意を御理解いただきご協力賜りますようお願い申し上げます。

沖縄県としては、2002年から2005年にかけて「エコツーリズム推進事業3カ年計画」を実施し（2002年には国連の国際エコツーリズム年、沖縄振興特別措置法での環境保全型自然体験活動推進などがあった）、エコツーリズムのガイドライン策定や認定制度導入をはかろうとした。その重点的施策として、慶良間海域サンゴ礁、沖縄北部・やんばる、西表・仲間川流域マングローブの3つの地域において、モデル地域実地調査及び保全利用協定の検討がおこなわれている。座間味と渡嘉敷で構成される慶良間海域サンゴ礁の保全利用においても、ワーキンググループが設置され、保全利用協定が検討されたが、慶良間側と本島側の議論がかみあわないままこの事業は終了した。この間、本島側では、沖縄県自然保護課の勧めで沖縄県海洋レジャー事業協同組合内に本島慶良間海域保全協会が設立された。しかし、問題は、組織率が慶良間海域を利用する本島側事業者の半分ほどで、このように組織化されないダイビング事業者のなかにトラブルをおこす者が多いということである。たとえ保全利用協定を結んだところでその実効性が見込めないという懸念の方が大きい。慶良間側の事業者からは、オニヒトデ駆除をはじめとしたサンゴ礁保全活動を実施することで慶良間海域のサンゴ礁が保全されているのだから、本島側の事業者も自分たちの足下のサンゴ礁の保全活動をおこない、沖縄島周辺海域のサンゴ礁の再生に努めるべきだという主張がなされている。

ここで問題なのは、沖縄県行政当局が推進しようとしている「エコツーリズム」がどのようなものなのか明確でない点である。沖縄県が推進するエコツーリズム事業に対して次のような意見が寄せられていた。「エコツーリズム推進事業のパンフレット等」に示されている序文には矛盾が感じられる。沖縄のサンゴをはじめとした自然資源は危機的な状況にあり、これを解決する手段としてエコツーリズムを図るという流れになっているが、ここにオーバーユースの問題は指摘されていない。現実には、過剰利用によって引き起こされている問題がほとんどである」。慶良間海域サンゴ礁利用にかかわる沖縄県行政当局は、沖縄県自然保護課と沖縄県観光振興課である（今後の条件次第では、沖縄県水産課、海上保安庁その他もアクターとなりうるが、ここでは考察の対象とはしない）。この海域が沖縄県が管理する国定公園のなかの海中公園地区であるということから自然保護課の関与がある一方、沖縄県の推進する「エコツーリズム推進事業」においては観光振興課の管轄となる。

行政の側からみると、座間味のダイビング事業者は次のように映る。ひとつに、自己の権益を排他的に保守したいがために「環境保全」を口実にしているととらえる。つまり、タテマエとして環境保全を掲げているのであって、その実、ホンネは、本島側ダイビング事業者を排除して、慶良間海域サンゴ礁という公共の財産から私的利益を独占しようとしているという解釈である。サンゴ礁や海域環境は、あくまで公共のものであり、排他的に特定の者がその利益を独占するわけにはいかなというのが、行政当局の立場からの位置づけである。ここには、行政当局が体現する「公共性」という（自己を疑うことがないという意味で）「揺るぎのない」正統性が立ち現れてきている。

しかしながら、現実にはどうなのだろう。座間味におけるサンゴ礁の保全利用の実践をみていて、実感として理解されるのはつぎのようなことである。島で暮らし続けるための産業を確保するということがホンネとし、サンゴ礁を持続的に利用するために保護するということがタテマエとするならば、住民にとっては、ホンネとタテマエの分離はない。にもかかわらず、行政当局には、それがホンネとタテマエの使い分けと映り、島に住み続けるということとサンゴ礁を保護するということが「二元化」される。つまり、「利用されるべき観光資源としてのサンゴ礁」と「保護すべき自然としてのサンゴ礁」という分離、二元化である。一方は「私的」なこととみなされ、もう一方は「公共的」なこととみなされるといってもよい。しかし、住民にとっては、このふたつのことがらは分離しておらず、二元化はしない。もし、このふたつのことが分離していったら、それは、島の資源を利用しつつ経営を持続するという実践に失敗したということであり、そのとき、人びとは島に住み続けることはできないだろう。すなわち、座間味においてサンゴ礁を保全しながら利用するという実践は、「島に住み続ける」という意志の下に一元化されているのであって、島における生活の自足というコンテクストから諸資源が再配置され、その結果として社会関係が再編されてきたとあってよい。そこに、住民としての創造性の発揮が見出される。

座間味のダイビング事業者は島に住み続けるのに必要なこととして、オニヒトデ駆除をはじめとする日常的なサンゴ礁の保全活動を実践しているが、視点をかえれば彼らの実践はそれだけにはとどまらない。たとえば、島の行事への参加がある。座間味で海にかかわる大きな行事として、旧暦正月の初起こし（ハチオコシ）、旧暦3月3日の浜下り（ハマウリ）、旧暦6月ウマチーの御願ハーレー、そして旧暦8月の海御願（ウミウガン）があげられる。このような行事に参加することも、海の安全祈願や豊漁祈願をとおして座間味（慶良間）の海にかかわり続けているということである。このような活動をはずして、サンゴ礁景観だけを資源として利用することについては、オニヒトデ駆除をせずにダイビングポイントとしてだけサンゴ礁を利用するのと同じく、正統性を帯びた資源利用としては認められない。これまでみてきたように、マクロな社会構造のなかで展開される社会関係のなかに事物（自然）が位置づけられて資源として立ち現れもするが、一方で、島のミクロな社会関係のなかにおいても位置づけられることがなければ、資源は資源たりうるものとしてかたちづくられることはないのである（松井 2002）。

オニヒトデの駆除についても興味深い議論がある。入域制限をした2つの区域を比較して、一方はモニタリングをしながらオニヒトデを駆除したのでサンゴが保全され、一方はまったくの立ち入り禁止としたためにオニヒトデの食害にあって全滅したという場合、このことは、保全しながら利用するという方法の優位性を科学的に立証したことになるのだろうか。最重要保全区域の範囲はごく限られており、この海域のサンゴ礁全体については駆除活動が実施し得ないことを考慮するなら、ごく限られた範囲での駆除活動が効果をあげているというのは科学的に間違った推論ではないかというのである。ここで保護区域を設定するということの意義について検討してお



こう。ある海域を保護区にする，ということは人間の側の判断であって，オニヒトデにとっては何の意味もない。人間が利用しないからといって，他の生物や物質が進入しなくなるわけではない。したがって，保護区を設定するからにはモニタリングが必然的に付随する。保護区の設定とモニタリングはワンセットであって，利用しないということがすなわち管理するというのではないことに注意しなければならない。一方で，モニタリングにはコストがかかる。そのため，モニタリングを継続するにはインセンティブが働かなくてはならない。そのインセンティブが利用である。また，利用することによって，関心をもちつづけることができる。さらに，そもそも何故，保護区の設定をするのか，保護の対象を貴重なものとして認知するのかということ自体が人間の側の判断である。生態系のなかの複雑な相互作用をふまえたうえでオニヒトデの大量発生の原因が解明されていない以上，予防原則という観点から，政策的に妥当な判断といえる。利用は管理を促進する。ここにホンネ（利用）とタテマエ（保全）の分離はおこっていない。むしろ，このようなダイビングによるサンゴ礁利用やオニヒトデ駆除などの人為による働きかけを組み込んだかたちで，座間味のサンゴ礁生態系は維持されているととらえてもよいだろう。つまり，現在のようにしてオニヒトデ駆除を実施しているということは，つきつめれば，島に人が住み続けるために，サンゴ礁を資源として利用するという立場に立っており，そのこととサンゴ礁の保全とは，利用を介した管理という点で矛盾はきたしてはいないのである。

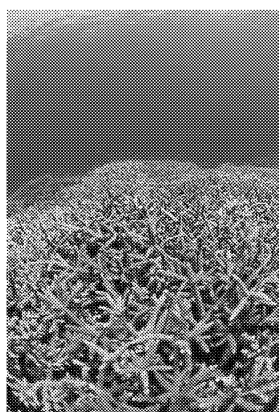
#### 4. おわりに一資源化過程における主体性の発揮とは

ある事物を自分の資源として再配置するのに成功するということは，同時に，相手によっても自分が資源として再配置されることを意味する。サンゴ礁という資源を発見して，ダイビング事業をおこし，本土からの観光客をその資源として再配置するということは，ダイビング産業のなかに自ら組み込まれるということ，そのマーケットにおいて自己の商品化がおこることである。サンゴ礁の貴重性やダイビング業者のサンゴ礁保全の効果が科学的データによって実証されるということは，科学的実証や研究機関という正統性をダイビング業者が自らの戦略の資源として獲得したことを意味するが，同時に，その正統性を手中にしつづけるには，サンゴ礁保全をさらに徹底し，エコツーリズムの実践者として振る舞いつづけなければならないということになる。他者を資源とする再配置において主体性を発揮するということは，主体化と同時に自らが他者によって資源化されることであり，一方にとっての主体化過程は他方にとっての資源化過程となるという相互作用をとおして遂行されるのである。

それが，主体性を発揮しながらもマクロな社会構造のなかに巻き込まれ，資源化されることだといえる。しかし，それでも，どのような事物をどのようなコンテキストのうえで資源とするのか，その組み合わせによって新たなフレームを創り出すという点において創造的である可能性は残されているだろう。本来その目的のためにつくられたものでないものを，何とか工夫してつかおうとする「ブリコラージュ」という手法はそのヒントを与えてくれる（小田 2000, 2001, 松

井 2002)。そこに、「範列的知識の操作」とよばれる、生活者としての創造性の発揮をみるのである（古川・松田 2003）。

ただし、自然の資源化という局面について触れるならつぎのような指摘もゆるされよう。資源としてのサンゴ礁がなぜ発見され、それをもとに社会関係が構築されていったのか。そこにはサンゴ礁に魅せられる人びとがおり、人びとを惹きつけるその魅力をもとに社会関係が構築されるのなら、このときの主体はサンゴ礁であって、人びとやその他の社会組織や制度はすべてサンゴ礁にとっての資源となっている。サンゴ礁の海を泳ぐダイバー、彼らを島に連れてくる旅行代理店、人びとをしてサンゴ礁の海で泳ぎたいという気持ちにさせる数々のメディア、ダイビングサービスを提供する事業者や宿泊業者、サンゴ礁生態系の研究者や行政の担当部局等々、幾重にもサンゴ礁をとりまいて社会関係が構築される。そして、もしサンゴ礁を手なずけること（すなわちサンゴ礁の保全利用）に失敗したとしたら、人びとはサンゴ礁のもつ価値を減じることになり、やがては資源を資源たらしめたその社会関係を解体することにもつながる。こうして座間味のサンゴ礁をめぐるたびも資源の入れ替わりがあったのである。



### 【参考文献】

- 池原貞雄・加藤祐三編『ニライ・カナイの島じま：沖縄の自然はいま』築地書館 1988 年  
上田不二夫『戦前期沖縄産産業の展開構造』鹿児島大学博士論文 1995 年  
沖縄県『海洋観光資源の利用方策に関する調査報告書』2001 年  
沖縄県『平成 15 年度エコツーリズム推進事業における保全利用協定の認定などに係わる調査報告書』2004 年  
沖縄県『平成 16 年度エコツーリズム推進事業報告書』2005 年  
小田亮「レヴィ＝ストロース入門」筑摩書房 2000 年  
小田亮「越境から、境界の再領土化へ：生活の場での〈顔〉のみえる想像」杉島敬志編『人類学の実践の再構築：ポストコロニアル転回以後』世界思想社 2001 年

- 鹿熊信一郎「熱帯亜熱帯における MPA・サンゴ礁保全・エコツーリズムの課題と対策－沖縄県座間味村とアジア太平洋島嶼国を事例として－」新崎盛暉編『過疎化・超高齢化に直面する沖縄「近海離島」における持続的発展モデルの構築：戦後沖縄の離島社会における社会変動に関する環境史的研究』平成 15～17 年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書 2006 年
- 鹿野政直「沖縄をめぐる／に発する「文化」の状況」新崎盛暉・比嘉政夫・家中茂編『地域の自立 シマの力（下）』コモンズ 2005 年
- 酒井一彦・岩田幸一「沖縄島および慶良間諸島におけるサンゴ群集に関する研究」『平成 16 年度亜熱帯地域の有害・有毒生物に関する調査研究報告書』亜熱帯総合研究所 2005 年
- 座間味村『座間味村史』1989 年
- 座間味村、『座間味村鰹漁業 100 年記念誌』2002 年
- ガバン=マコーミック・敷田麻美「自然環境の保存と開発のジレンマ」宮本憲一・佐々木雅幸編『沖縄 21 世紀への挑戦』岩波書店 2000 年
- 菅豊「里川と異質性社会：あらそう人びと，つながる人びと」『里川の可能性：利水・治水・守水を共有する』新曜社 2006 年
- 高橋勅徳「エコツーリズムを捉えるフレームワークの探索的研究：座間味におけるダイビング産業の成立とサンゴ礁の保全活動を通じて」『過疎化・超高齢化に直面する沖縄「近海離島」における持続的発展モデルの構築：戦後沖縄の離島社会における社会変動に関する環境史的研究』平成 15～17 年度科学研究費補助金基盤研究（B）研究成果報告書 2006 年
- 谷口洋基「座間味村におけるダイビングポイント閉鎖の効果と反省点」財団法人熱帯海洋生態研究振興財団『みどりいし』14 号，2003 年
- 谷口洋基，「最近 6 年間の阿嘉島周辺の造礁サンゴ被度の変化；白化現象とオニヒトデの異常発生を経て」財団法人熱帯海洋生態研究振興財団『みどりいし』15 号，2004 年
- 藤林泰・宮内泰介編『カツオとかつお節の同時代史－ヒトは南へ，モノは北へ』コモンズ 2004 年
- 古川彰・松田素二編『観光と環境の社会学』新曜社 2003 年
- 中村尚司『地域自立の経済学』日本評論社 1993=1998 年
- 松井健「自己家畜化の認知的側面」尾本恵市編著『人類の自己家畜化と現代』人文書院 2002 年
- 松井健「人間－環境系の沖縄的特質」松井健編『開発と環境の文化学－沖縄地域社会変動の諸契機』榕樹書林 2000 年
- 松井健編『開発と環境の文化学－沖縄地域社会変動の諸契機』榕樹書林 2000 年
- 松井健編『沖縄列島－シマの自然と伝統のゆくえ』東京大学出版会 2004 年
- 松島泰勝「内発的発展による経済自立－島嶼経済論の立場から」新崎盛暉・比嘉政夫・家中茂編『地域の自立 シマの力（上）』コモンズ 2005 年

- 宮内泰介編『コモンズをささえるしくみ：レジティマシーの社会学』新曜社 2006 年
- 宮内久光「座間味島の観光地化と県外出身者の存在形態」平岡昭利編『離島研究』海青社 2003 年
- 宮本憲一・佐々木雅幸編『沖縄 21 世紀への挑戦』岩波書店 2000 年
- 家中茂「新石垣空港建設計画における地元の同意」日本村落研究学会『年報村落社会研究』第 32 集, 1996 年
- 家中茂「沖縄における土地改良事業にともなう赤土流出：石垣島宮良川土地改良事業を事例に」環境社会学会『環境社会学研究』第 4 号, 1998 年
- 矢野晋吾「漁業権の正統性とその変化：コモンズの管理としての漁労」宮内泰介編『コモンズをささえるしくみ：レジティマシーの社会学』新曜社 2006 年
- 山本英次・高橋明善・蓮見音彦編『沖縄の都市と農村』東京大学出版会 1995 年

### 第3章 サンゴ礁海域における海洋保護区(MPA)の多様性と多面的機能

亜熱帯総合研究所 鹿熊 信一郎

#### 1. はじめに

アジア太平洋サンゴ礁海域の水産資源を保護・増殖するため、様々な「場」を管理する制度が使われてきた。これらの禁漁区・保護区などはFish Reserve, Marine Sanctuary, Marine Park, Taboo Area等、様々な名称が付いているが、最近では総じてMPA(Marine Protected Area: 海洋保護区)と呼ばれることが多い。

水産資源管理のツール(方法)には、禁漁期、禁漁サイズ、漁具・漁法制限、免許、漁獲量制限などもある。このうち、熱帯沿岸域ではMPAが最も有効だと考えられている。その理由は、綿密な調査なしでも、漁業者の知識(特に重要対象種の産卵場・産卵期)をもとに設定が可能なこと、熱帯の特徴である多魚種の条件にも対応していること、規則を柔軟にしておけば様子を見て面積や数を変更できること、参加型の管理策になりやすく、計画の段階からコミュニティーの参加があれば、そのプロセスそのものが漁業者の意識向上に寄与すること等である。

このため各地でMPAが増えているが、同じようにMPAと呼ばれていても、その形態は非常に多様である。また、その機能も多面的である。例えば、サンゴ礁生態系保全のためにもMPAは利用される。漁業の視点から見ても、重要水産生物の生息場、保育場、餌場として、サンゴ礁・マングローブ生態系の保全は水産資源管理の一環として考えられてきている。一方、生物多様性保全を主目的としたMPAも増えている。また、海洋エコツーリズムを進めるため、MPAを設定して観光資源を保護しようとする取組も、アジア太平洋の島嶼各地で見られるようになった。

MPAが多面的に利用される一方、それぞれの利用方法の間でコンフリクトが生じる恐れもある。例えば、生物多様性のためにはMPAはできるだけ大きい方がよいが、漁業者にとっては、大きいMPAは操業区域の縮小を意味する。また、エコツーリズムによる利用も、漁撈文化・食文化を守ることと対立する可能性がある。

本稿は、アジア太平洋・インド洋の5カ国、沖縄の5地区におけるサンゴ礁MPAの多様性、多面的機能を整理するとともに、効果的なMPAの設定方法、適正なMPAの面積を決める方法を探ることを目的とした。

#### 2. 調査方法

海外のMPAは表1、沖縄のMPAは表2に示した年に、聞き取り調査、現地調査、文献調査を実施し

表1 海外調査年

国	調査年
フィジー	2003年, 2005年
サモア	1997年, 2005年
フィリピン	2002年, 2003年
インドネシア	2004年, 2005年
モーリシャス	2004年

表2 沖縄調査年

地区	調査年
八重山	2002年, 2005年
羽地・今帰仁	2006年
恩納村	1987年, 1995年
座間味村	2004年, 2005年
保護水面	2006年

た。調査は、政府と漁村コミュニティが責任と権限を分担し、沿岸水産資源・生態系の管理をおこなう共同管理を対象に実施した。このなかでMPAは重要な調査項目の1つだった。

フィジー：2003年7月12日～21日，9月13日～21日，2005年2月27，28日，3月6日に主島ビチレブ島の5つの漁村，政府水産局，南太平洋大学，2つのNGOなどで関係者から聞き取り調査を実施した。また，5カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

サモア：1997年1月30日～2月10日，2005年3月1日～5日に主島ウポル島の2つの漁村，政府水産局・自然資源環境省で関係者から聞き取り調査を実施した。また，2カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

フィリピン：2002年1月17日～19日，10月16日～23日，2003年11月30日～12月7日にパナイ島バナテ，ネグロス島カディス・サガイ，ミンダナオ島スリガオの7つの漁村，国政府漁業水産資源局，地方政府などで関係者から聞き取り調査を実施した。また，7カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

インドネシア：2004年12月27日～31日，2005年6月11日～17日にスペルモンド諸島の5つの島，ハサディン大学，州政府などで関係者から聞き取り調査を実施した。また，3カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

モーリシャス：2004年8月24日～29日にモーリシャス島の7つの漁村，水産研究所などで関係者から聞き取り調査を実施した。また，2カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

八重山(クチナギ)：2002年と2005年に数回，関係漁業協同組合(漁協)・漁業者から聞き取り調査を実施した。

羽地・今帰仁(ハマフエフキ)：2006年に数回，関係漁協・漁業者から聞き取り調査を実施した。また，2カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

恩納村：1987年度に，水産業改良普及員として恩納村漁協がMPAを設定する活動に協力した。1995年にはMPAの運営状況を漁協から聞き取り調査した。また，3カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

座間味村：2004年と2005年に数回，漁協・漁業者，ダイビング事業者などから聞き取り調査を実施した。また，2カ所のMPAで潜水調査等の現地調査を実施した。

保護水面：2006年に沖縄県水産試験場(沖縄水試)の過去30年の保護水面調査報告書を調べた。また，沖縄水試研究員からの聞き取り調査，2カ所のMPAでの潜水調査を実施した。

### 3. MPAの多様性

#### 1) スピルオーバー効果<sup>1)</sup>

永久設定の場合，水産資源の保護・増殖を目的とするMPAでは，MPA外で漁獲量が増えなければならない。それには，MPA内の漁業対象生物の卵・幼稚仔・成体が，MPA外へ拡散するスピルオーバー効果により，周辺漁場での密度が増加する必要がある。このため，スピルオーバー

効果を定量的に把握することが期待されているが、熱帯域では科学的な調査研究が遅れているのが実状である。

スピルオーバーの過程を調査するには、流動場と対象生物の生態の両方を調べる必要がある。灘岡ら(2002)は、様々な方法による流れの現地観測と数値計算から、サンゴ幼生が那覇の西40kmに位置する慶良間諸島から沖縄島に輸送されることを明らかにした。

対象生物の浮游幼生の生態も重要である。例えば、沖縄で貴重な貝類資源であるヒメジャコとタカセガイでは、孵化幼生の浮遊期間がそれぞれ6～7日と2日で大きく異なる。このため、MPAからスピルオーバーした幼生が到達する距離も大きく異なる。スピルオーバー効果だけを考えるなら、タカセガイでは小さなMPAを広範な地域に分散したほうが効果的となる。

## 2) 完全禁漁と限定的禁漁

### (1) MPAのパターン

全てのMPAが完全禁漁(ノーテイク)ではなく、禁止漁法や対象種が限られる場合もある。また、ノーテイクMPAの周囲を規制のゆるいバッファー(緩衝)ゾーンで囲む場合もある。

サモアでは、伝統的に漁村コミュニティが地先水産資源の利用権を保持している。サモア政府水産局は、1995年から沿岸資源の管理計画を漁村に作成・運営させる普及プロジェクトに取り組んでいる(King and Fa'asili 1997)。2004年までに合計83の漁村がMPAの設置を柱とする資源管理を開始した。

大きく分けてサモアのMPAには、水産局のプロジェクトで設定された漁村ベースのMPAと、IUCN(国際自然保護連合)・サモア政府自然資源環境省のプロジェクトで設定された地区ベースのMPAがある。漁村ベースのMPAは、通常、面積の小さいノーテイクMPAが漁村地先に1つ設定され、ルールは漁村内で決められる。2005年では、サモア全体で60の漁村ベースMPAが設定されていた。

地区ベースのMPAは、ウポル島のアレイパタ(Aleipata)地区(図1, 図2)とサファタ(Safata)地区に設定されている。アレイパタ地区は11村, サファタ地区は9村で構成される。

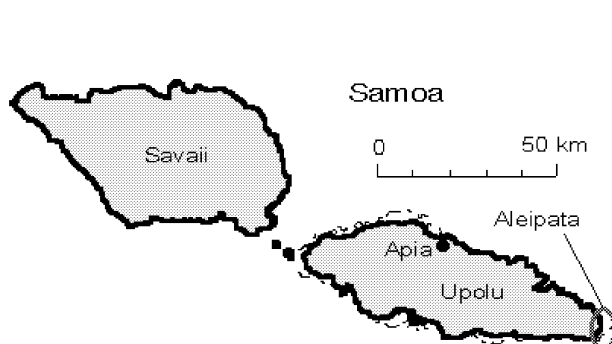


図1. Two main islands in Samoa and the location of Aleipata.

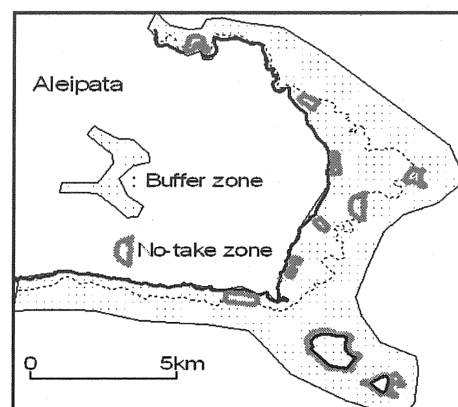


図2. The district-based MPAs in Aleipata.

であるが、その外側の地区ベースMPAは多目的利用ゾーンとなっており、観光利用や伝統的漁法は認められるが、破壊的な漁法、効率の良すぎる漁法は禁止されている<sup>2)</sup>。

図3にMPAパターンの例を示した。パターン1は、各漁村のすぐ近くにコミュニティーベースのMPAを設定するケースである。サモアの漁村ベースMPAはこのパターンである。MPAはノーテイク・永久設定の場合もあれば、そうでない場合もあり、面積は比較的小さくなる。水産資源の回復を目的とすることが多いので、期限がないならMPA内から対象生物が周辺漁場へスピルオーバーし、そこで漁獲されることが期待されている。

パターン2は、各漁村地先の小さなMPAを取り囲むように、大きなMPAを設定するケースである。漁村地先のMPAはノーテイクとなり、周囲はバッファゾーンとなる。サモアの地区ベースMPAはこのパターンである。バッファゾーンでは、爆弾漁や毒漁などの破壊的漁業はもちろん、底曳網、大型追込網、潜水器漁業など効率のよすぎる漁法は禁止され、手釣、昼のスピーアー漁、籠漁など伝統的な漁法だけが認められることが多い。

パターン2では、関係する漁村や政府関係者が話し合い、ノーテイクMPAの位置や大きさを決定し、バッファゾーンのルールを決めることになる。このため、漁村の漁場境界を越えて回遊する魚類を対象にできる、小さなMPAのネットワークを構成できる、ノーテイクとバッファを効果的に組み合わせることができる等、地区全体で総合的な資源管理を進めることが可能となる。原理的にはパターン1よりパターン2のほうが優れたシステムだと思う。

## (2) 禁漁期との組合せ

1995～1997年度、沖縄県は八重山海域において、クチナギ(フエフキダイ類)を対象とした資源管理型漁業推進総合対策事業を実施した。沖縄水試の長年にわたる調査結果をもとに、8回におよぶ漁業者検討会で管理方法を検討した結果、管理ツールはMPAと禁漁期を組み合わせたものとなった(海老沢 2004)。MPAは主産卵場4カ所(図4)、禁漁期間は主産卵期の4～5月で、全漁法・全魚種禁漁となった。クチナギだけでなく全魚種禁漁としたのは、MPA内で他

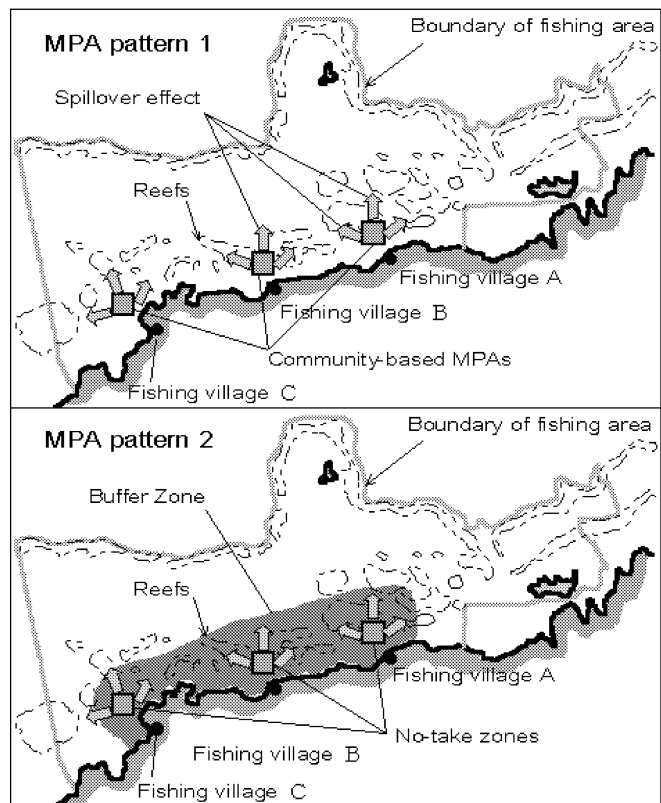


図3. MPA patterns.  
Pattern 1: Community-base MPAs,  
Pattern 2: No-take and buffer zones.



の魚種を獲っているかどうかを見分けるのが困難なためである。

沖縄水試の提言した漁獲量削減目標を完全に達成できたわけではなく、資源水準も上がらなかったが、この資源管理は一定の成果をあげたと考えられる。CPUE（漁獲努力量あたり漁獲量：資源水準の指標）の急激な減少傾向に歯止めをかけたこと、漁業者は規則を守っており、組織が強化され、管理意識の水準が高まったことが評価できるためである。しかし、このMPAは計画期間終了後、十分な漁業者の話し合いがもたれないまま中断してしまった。

沖縄島北部の羽地・今帰仁海域では、クチナギと同じフエキダイ類のハマフエフキを対象に2000年からMPAが設定されている。沖縄水試の調査結果をもとに、漁業者検討会で管理方法が検討された結果、若齢魚が多く生息する藻場の外縁部をMPAに設定することになった(海老沢2000)。MPAの位置は、図5に示すように羽地側と今帰仁側に2つある。若齢魚は羽地側に多く、生物学的にはこちらを保護することが重要である。しかし、両漁協平等の観点から今帰仁側にも設定された。位置と大きさは、漁業者の知見と漁業者検討会での協議結果から決定された。

MPAは、ハマフエフキ若齢魚が多くなる8月～11月に、全魚種・全漁法を対象として設定された。まず2000年～2002年の3年間設定し、様子を見て延長するかどうかを決めることとなった。遊漁対策として、広報を強化し、釣具店にMPAの位置・期間を表示したチラシを配布するとともに、陸域に看板を設置した。

この規則は、2000年の羽地・今帰仁両漁協の総会で正式に決議されている。以後、禁漁の始まる8月の前に、漁業者代表のグループが境界ブイを設置し、交代で密漁を監視している。地元市町村である名護市、今帰仁村は、境界ブイの設置や監視にかかる経費として、年間70～90万円をそれぞれの漁協に補助している。

この地区の資源管理は効果が定量的に評価できる。第一に、MPAの設定により1歳魚の漁獲が減り、2歳魚、3歳魚の漁獲が増えている。管理を開始する前の1999年には、全体に対する1歳魚、2歳魚、3歳魚の比率は、それぞれ39%、15%、14%だった。2000～2002年

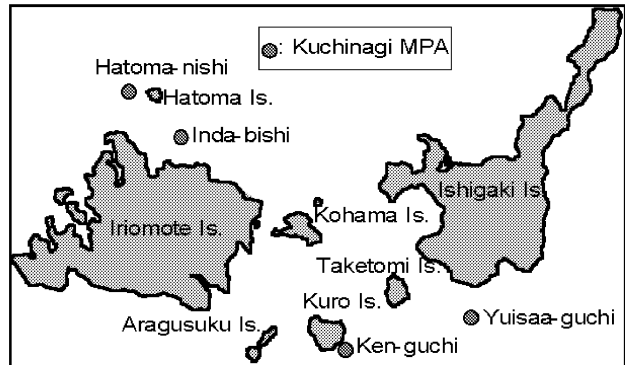
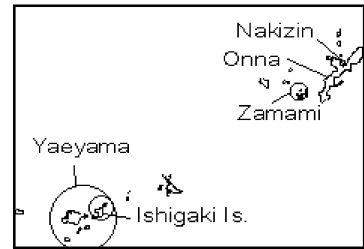


図4. The locations of four MPAs for “Kuchinagi”, an emperor fish, in Yaeyama, Okinawa.

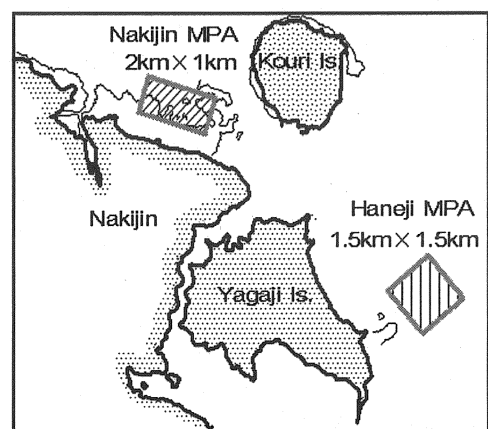


図5. The locations of two MPAs for “Hamafuefuki”, an emperor fish, in Nakijin, Okinawa.

の3年間の平均では、これが12%、37%、23%となり、2歳魚・3歳魚の比率がかなり大きくなっている(沖縄水試資料)。

第二に、管理を始める前に平均5トン程度だった漁獲量が、2000～2004年は7トン程度に増加している。この原因は、直接的には1998年生まれの入加群が大きかったためである。環境要因によって管理開始時の加入量が増加したのであり、資源管理の効果とは言えない。だが、沖縄島東岸の宜野座村では、1999年生まれの入加群が大きく、2001年の漁獲量が急増したが、その後すぐ減少し元の水準に戻ってしまった。これに対し、羽地・今帰仁では高い漁獲量の水準を維持しており、これは資源管理の効果と評価できる(海老沢私信)。

このMPAは、当初計画の設定期間が終了した後も継続している。自然加入群の増大、広報・監視活動の強化とともに、最終年に漁業者の話し合いが十分もたれ、その場で普及員など政府関係者が科学的情報を提供したことが影響していると考えられる。

### (3) 魚種限定

フィジーでは、FLMMA (Fiji Locally Managed Marine Area)というネットワーク型のプロジェクトにより、ゴリゴリ(qoliqoli)と呼ばれる沿岸漁業区域にMPAを設定して沿岸資源を管理する活動が進展している(鹿熊 2005)。

ベラタ(Verata)地区(図6)では、干潟に24ヘクタール(ha)のMPAを設置しサルボウの仲間の二枚貝資源を管理していた。ここの資源管理で有意義な点が2つある。1つはスピルオーバー効果が定量的に示されたことである。資源管理の結果、2年後にMPA内の二枚貝の生息密度は4倍、MPA外は2倍になった(Tawake 2003)。

2つめは、管理効果のモニタリングをコミュニティーが実施していることである。結果は、並行して実施された科学者による調査結果と比較され、統計的に両者に差がないことが確認されている。

沖縄島北部の恩納村では、1988年に漁業者や漁協主体で定着性資源の自主管理計画が作成された。このなかで、タカセガイ、シャコガイ、サザエ、シラヒゲウニのMPAが設定された(図7)。また、タカセガイ、シャコガイの資源管理は栽培漁業と連携させて実施された。栽培漁業

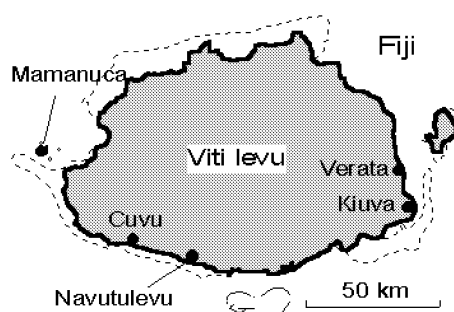


図6. Viti levu Island in Fiji and the research points.

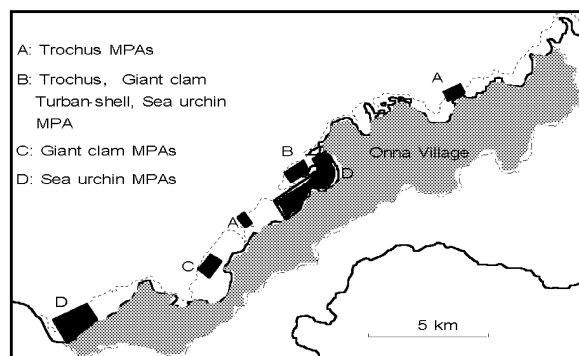


図7. The sedentary species MPAs in Onna Village, Okinawa.

とは、陸上施設で人工種苗を大量生産し、これを海に放流して、大きく育ててから漁獲する漁業である。

ヒメジャコの放流にはエアードリルと保護ネットピースを使用する手法が使われた。作業に多くの労力を必要とするが、高い生残率が期待できる。放流漁場は原則としてMPAに設定され禁漁となった。解禁日は、多くの貝が8 cm以上に成長する放流4年後をめどとし、採貝漁業者で構成される貝部会で決定することになった。1988～1995年、毎年ヒメジャコは1～6万個が放流された。ヒメジャコの漁獲量は増加し、特に解禁となったMPAからの漁獲量が大きく増加した(Kakuma and Higa 1995)。

### 3) MPAの運営主体

#### (1) 政府主体のMPA

沖縄の石垣島には、水産資源保護法にもとづき農林水産大臣が指定し、沖縄県漁業調整規則で規定された川平湾保護水面と名蔵湾保護水面がある(図8)。石垣島の北西に位置する川平湾保護水面は1974年に指定された。面積は275haで、シャコガイ類、クロチョウガイ、ゴシキエビ、ニシキエビ、フトミゾエビ、シラヒゲウニ、カタメンキリンサイが対象である。川平湾の南西に位置する名蔵湾保護水面は1975年に指定された。面積は68 haで、全ての動植物が禁漁のノーテイクMPAである。

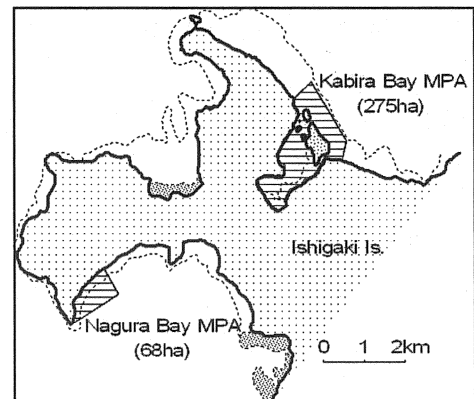


図8. Kabira Bay and Nagura Bay MPAs in Ishigaki Island, Okinawa.

保護水面の第一の利点は、法的裏付けがしっかりしているため、海上保安庁や警察が取締を実施できることである。欠点は、規則の変更に海区漁業調整委員会の決議が必要であり、柔軟性を欠いていること等である。

沖縄水試八重山支場が保護水面の管理と調査を担当し、過去30年間の調査報告書をまとめている(鹿熊 2006)。川平湾ではシャコガイの生息密度が保護水面外よりかなり高く、密漁防止効果が認められる。また、保護水面の外にスピルオーバーした多くの小型貝が加入していた(久保ら 2004)。名蔵湾保護水面は、設定当時、漁業者の同意を得やすい位置として、あまり漁業がおこなわれていない浅海域の海草藻場が設定された。このため、水産資源の保護効果は限定的であると考えられる。

モーリシャスの沿岸資源管理は、政府のトップダウン的性格が強いことに特徴がある。モーリシャスの漁業海洋資源法では、MPAは漁業保護区(Fishing Reserve)、海洋公園(Marine Park)、海洋保全区(Marine Reserve)に分けられる。漁業保護区は50年の歴史があり、6カ所指定されていた。ここでは、構造物の設置制限や汚染の防止の他、網漁業の禁止と釣りや籠漁の免許制が規定されている。

海洋公園はブルーベイ (Blue Bay) とバラクラバの 2 カ所にある。ブルーベイ海洋公園には7種類のゾーンがある。a) 多目的使用区, b) 保護区, c) 特別保護区, d) 航行レーン, e) 水上スキーレーン<sup>3)</sup>, f) 係留区, g) 水泳区である (図 9)。多目的使用区では釣りや籠漁は認められている。保護区や特別保護区はより規制が厳しく, 原則として漁業活動は認められていない。

ブルーベイ海洋公園は1997年に設定された。政府の水産研究所が魚類やサンゴの状態を定期的に調査している。周辺住民の反応は良く, アンケート調査の結果, 魚が増えたと感じている人が多かった。海洋公園区域は, 海側は礁嶺から1kmまでで, 両端はブイによって区切られている。区域は比較的広いが, 厳しい取締体制がとられているため, 密漁はほとんどないと考えられる。

海洋保全区は最も規制が厳しくノーテイクである。2004年では, モーリシャスには1つも設定されていなかった。モーリシャス島の沿岸はすでに90%開発が進んでおり, 新たに海洋保全区を設定するのは困難なようである。このため, 開発が進んでいない離島部で, 生物多様性保全を目的とした海洋保全区を設定することが検討されていた。

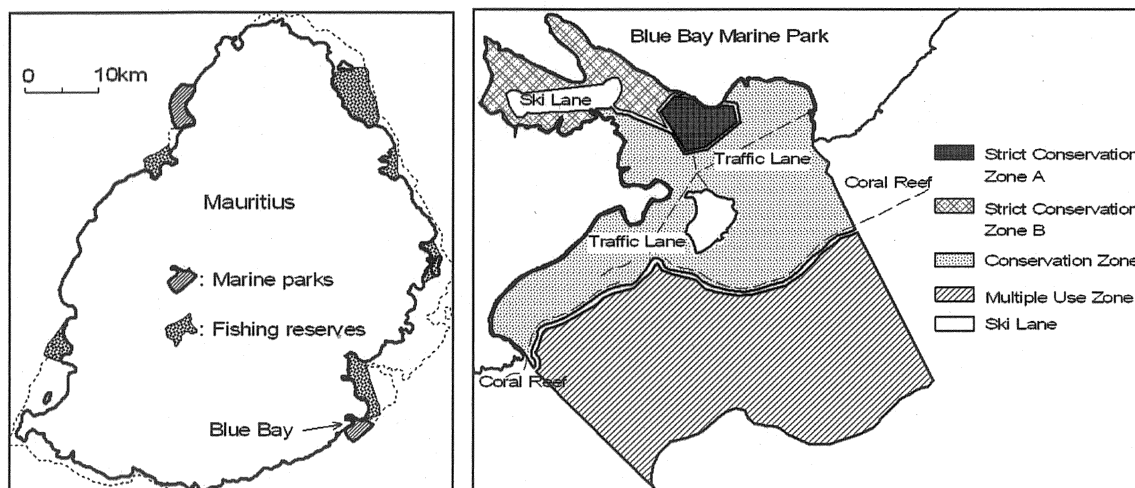


図 9. The locations of marine parks and fishing reserves in Mauritius (left), and zoning of Blue Bay Marine Park (right).

## (2) 共同管理のMPA

沖縄の保護水面やモーリシャスのMPAは, 政府のトップダウン管理の様相が強かった。熱帯亜熱帯では, 政府主体の水産資源管理は不利な点も多いので (鹿熊 2004), より地域コミュニティの参加が多い形態への移行も検討しなければならない。だが, コミュニティーだけの管理によるMPAも, 漁村の境界を越えて回遊する魚種の問題や, 漁村外の人達による密漁の問題<sup>4)</sup>などがある。今後は, 政府と漁村コミュニティの共同管理によるMPAを増やしていく必要があると考えられる。

共同管理MPAにおける地方政府の役割は, 科学的情報の提供, 人工種苗の提供, 普及員の派遣などが考えられる。地域の漁業者は重要対象種の産卵場を知っていることが多いので, コミュニ

ニティーベースのMPAでは、この情報だけでもMPAの設定が可能ながある。だが、対象種の成長、成熟、再生産、加入、移動などの科学的情報を政府が提供できれば、より効果的なMPAの設定が可能となる。また、このような情報は、対立が生じやすい同じ魚種を対象とする複数業種間で、規制の同意を得るのに役立つことが多い。

恩納村では、貝類人工種苗を政府が生産し、漁村コミュニティに提供した。サモアやフィジーでもシャコガイ類の人工種苗を政府が提供し、漁村コミュニティがそれを地先のMPAに放流していた<sup>5)</sup>。政府による人工種苗の提供は、MPAの効果を高めるのに役立つだけでなく、資源管理を開始するきっかけ、漁民組織化へのインセンティブとなり、地域漁業者の資源管理意識の高揚にも役立つことになる。

同じフエフキダイ類を対象としたMPAでも、八重山では中断し、羽地・今帰仁では継続している。この理由の一つに、政府の普及員が定期的に漁業者と情報交換をおこなったかどうかあげられると思う。共同管理のMPAでは、設定後の地方政府のフォローアップが重要である。

### (3) 研究機関主体のMPA

インドネシアのスペルモンド(Spermonde)諸島は、スラウェシ島南西のマカッサル沖に位置する(図10)。大小10以上の有人島があり、島々の間は水深50m以下の浅いサンゴ礁・砂質底海域が広がっている。爆弾漁、シアン化合物漁などの破壊的漁業が依然としておこなわれており、これがサンゴ礁生態系および沿岸水産資源に重大な影響を及ぼしていると考えられる。

このため、沿岸資源の管理には、まず政府による破壊的漁業の取締を強化する必要があるが、これと同時にコミュニティベースの資源管理も進めなければならない。だが、スペルモンド諸島では、政府と漁村コミュニティによる共同管理の基盤は形成されていなかった。その理由の一つに、資源管理を担う漁業者の組織が存在しないことがあげられる。

このような状況のなかでも、MPAを管理ツールとする資源管理プロジェクトが3つの島で取り組まれていた。ハサヌディン大学が主導するもので、3島それぞれ2カ所のMPAに、プロジェクト予算で金属製の境界ブイが設置されていた。

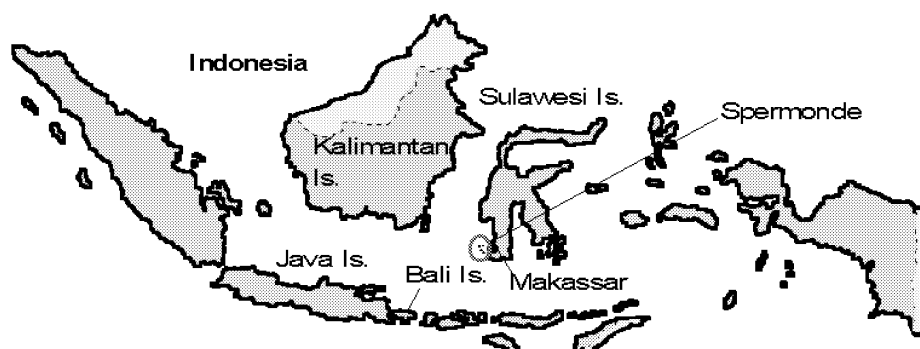


図10. The location of the Spermonde Islands, west of Makassar, southwestern Sulawesi Island, Indonesia.

フィジーのFLMMAでも、南太平洋大学は政府水産局やNGOとともに主要なリード機関となっている。ベラタ地区も南太平洋大学がリードしている。フィリピンでは、大学とともに国際研究機関や国際環境NGOが漁村コミュニティと連携してMPAを数多く設定している。これらの研究機関主体のMPAは、大型プロジェクト終了後の持続性にやや問題がある。MPAの運営を、地域コミュニティや地方政府にうまく引き継いでいけるかが課題である(鹿熊 2004)。

#### 4. MPAの多面的機能

ここまで取りあげてきたMPAは、本稿の中心となる水産資源の保護・増殖を主目的としたものである。MPAという呼称はなくとも、機能としては「場」を管理して水産資源を守ろうとするもので、比較的長い歴史をもつものが多い。だが、MPAという名称は、むしろ生態系・生物多様性の保全を主目的としたものに多い。1つのMPAが複数の機能を併せもつケースが多いだろうが、この章では生態系保全とエコツーリズムの場としての機能の側面から整理する。

##### 1) 生態系保全

サンゴ礁生態系保全のためにもMPAは利用される(ISRS 2004)。沖縄島の西に位置する座間味村において、ダイビングを中心とする観光は村の主幹産業となっている。そして、この観光産業はサンゴ礁生態系に支えられている。

1990年代の後半、座間味村周辺の優良なダイビングポイントは、過剰な利用による悪影響がでてきていた。サンゴ礁生態系を構成する生物を採取しない非消費型の利用であるにもかかわらず、人気の高いポイントでは1日に数百人ものダイバーが利用することもあり、その影響は無視できない状態になっていた。サンゴ礁生態系はダイビング、スノーケリングによるオーバーユースによってもかく乱を受けるためである。アンカリングや経験の浅いダイバーのフィンキック等による物理的な破壊の他、砂の巻き上げ、ボートからの油漏れなどにより、サンゴにストレスを与えることも影響していると言われている(敷田ら 2001)。このため、座間味村のダイビング事業者は、優良なポイントのいくつかを閉め休ませることを検討した。

1998年当時、座間味村のダイビング事業者は協会を設立しておらず、組織としてダイビングを対象としたMPAを設定することはできなかった。このため、組合員の多くがダイビング事業を営む漁協が主体となり、図11に示したニシハマ、安慶名敷、安室島東の3カ所に、3年間をめぐり漁業もダイビングも自粛するコミュニティベースMPAを設定した。境界を示すブイの設置は、漁

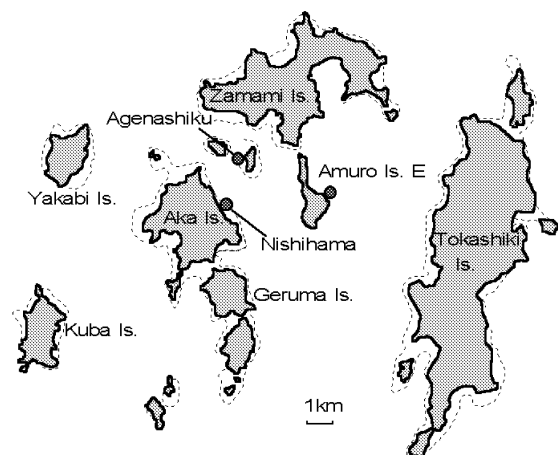


図 11. The locations of three MPAs for both diving and fishing in Zamami village, Okinawa.

協とダイビング事業者の協力のもとに実施された。

ニシハマでは、MPA設定後のサンゴ被度の推移を、ボランティアダイバーらが科学的に調査している。1999年～2001年までサンゴ被度は平均約30%から50%近くまで回復した。これはMPA設定の効果と判断できる(谷口 2003)。だが、2002年にはオニヒトデが急増し、サンゴ被度は30%程度まで下がってしまった。特にオニヒトデが好んで食べるミドリイシ類が減少した。

安室島東のMPAでは、漁業・ダイビングが禁止されたため誰も訪れない間に、オニヒトデによって壊滅的な被害を受けてしまった。2005年ではサンゴ被度に回復の様子は見られていない。安慶名敷のMPAでは、サンゴの被度は2002年でも維持された。保護対象のサンゴが枝状ハマサンゴであり、オニヒトデが集まらなかったことが主因と考えられる(谷口 2003)。

安室島東と安慶名敷のMPAは2006年現在も継続されているが、ニシハマはサンゴの被度に回復が認められたため、3年半後の2001年にオープンされた。ただし、サンゴ礁域沖の砂地海底にコンクリートブロックと係留用ブイを2基設置し、1度にアクセスできる船の数を制限するとともに、アンカーによる被害を防止している。

## 2) エコツーリズムの場

沿岸水産資源管理の代替収入源対策として、MPAを利用したエコツーリズムが注目されている。沿岸の水産資源を消費しない形で漁村コミュニティが収入を得る方法である。

フィジーのビチレブ島南西部、ツブ(Cuvu)村(図6)に隣接するホテル・シャングリリゾートは、小さな島全体がリゾートになっていて、44haの敷地に436室の施設があり、700人の従業員が働いていた。従業員のほとんどは地元から雇用されていた。ビチレブ島南部には、このようなリゾートが大きいものだけで5つある。

リゾートの前の海はツブ村の漁業区域となっており、村はホテルと協力してここにMPAを設定している。ホテル側の利益は、宿泊客がすぐ前の海で泳いで、たくさんの魚や美しいサンゴを見ることができることである。村側の利益として、雇用以外に村の様々な行事にホテル側から資金の提供がある。MPAの監視員はツブ村から10人任命されており、この手当用にホテルから村の基金へ資金が流れている。MPAは1年に1～2日、ツブ村のコミュニティに解放される。時期はセレモニーに合わせて村のチーフが決定する。

ホテルは地元出身者を雇用し、海洋生物などに関する研修を受けさせた後、MPA内でのスノーケリングツアーのガイドに任命していた。観光客は、MPA内を泳ぐには料金を支払って、ガイド付き「責任あるスノーケラーコース」(Responsible Snorkeler Course)に参加しなければならない。また、ホテルは小型のコンクリート構造物を使い、MPA内のサンゴの再生に取り組んでいた。

ビチレブ島南部のナブトゥレブ(Navutulevu)や西部のママヌザ(Mamanuca)諸島(図6)でも、リゾートホテルと関連したMPAの設定がおこなわれていた。モーリシャスでも海洋公園の区域

内に大型のリゾートが存在し、スノーケリングツアーが組まれていた。

沖縄県は2002～2004年度にエコツーリズム推進事業を実施し、「沖縄県エコツーリズム推進計画」を策定した。沖縄のエコツーリズムは、サンゴ礁域やマングローブ域における自然体験ツアーが多いが<sup>50)</sup>、まだ取組は始まったばかりであり、MPAを利用したものはない。また、環境収容力内のツーリズムであるかどうか疑問な点も多い。一方、エコツーリズムとは呼ばれていないが、体験漁業や遊漁案内などの「観光漁業」も注目されている。

## 5. MPAの設定方法と面積

### 1) MPAの設定方法

#### (1) ルールの決定方法

MPAを設定するには、位置、大きさ、期間、対象の4つの要素が重要となる。これを決定するには、対象種の産卵場、産卵期、生育場、漁場、スピルオーバー効果、ネットワーク効果、漁業実態、初期の漁獲減の程度など、検討しなければならないことがたくさんある。

熱帯域では、魚種数が多いこともあり、科学的な調査結果だけでなく地域漁業者の知見も活用してMPAが決められることが多い。また、このように参加型で決定されたMPAは、その後の管理活動も持続的となる傾向がある。さらに、政府が設定し、政府の責任のもとに運用されるMPAは、規則の変更にかかる時間がかる。より柔軟で、コミュニティーが意志決定し運用するMPAに利点が多い。

生物多様性など、新しい生態系保全の考えを無理にコミュニティーに押しつけると失敗する恐れがある。だが、例えばサモアでは、漁村地先の禁漁区は伝統的に実施されていた。このため、コミュニティーは比較的容易に漁村ベースMPAの考え方を受け入れた。フィジーでも、サモアと同様に禁漁区概念は新しいものではない。チーフの死後100日～1年間、ある海域をタブー区域として禁漁にすることが伝統的に実施されてきた。そして、このタブーが水産資源に良い影響を与えるという知識も伝えられてきた。東南アジアでも、地先の資源を守るための伝統的禁漁区システムをもつ地域は多い。インドネシアの「サシ」もその一つである(村井 1998)。このような地域では、伝統的な知識と新しい知識を融合させる方法でMPAを設定していけば、成功の確率はより高くなると考えられる。

#### (2) 生物多様性の保全

生態系を維持することを主目的としたMPAでは、生物多様性の保全が重要な目標となる。生物多様性の保全はなぜ必要なのだろうか？

1998年に当時の環境庁が立ち上げた生物多様性センターのホームページには、生物多様性を保全する理由として「多様な生物は、それぞれが生態系の中で大切な役割を担っており、相互に影響しあって私達人間の生存に欠かすことができない自然環境のバランスを維持している」ことを



あげている。日高ら(2005)も、生物多様性が失われれば人類の生存は危ういとしている。つまり、生物多様性は生存のための全人類の課題ということになる。

太平洋の島々では希少種が豊富な「ホットスポット」は少ないが、普通の生物多様性が失われようとしている「クールスポット」が多く存在し、そこでは生物多様性はまさに人々の生活の基盤を形成している(Thaman 2005)。この場合は全人類のニーズと特定コミュニティーのニーズが一致している。だが、漁業の継続をめぐる両者が対立するケースも考えられ、その場合にはバランスをとらなければならない。

ゾーニングもMPAの1形態だとすれば、サンゴ礁生態系・生物多様性の保全を目的としたMPAで最も有名なものは、オーストラリアのグレートバリアリーフだろう。ここでは、規制レベルの異なる様々なゾーンが設定され、広大なサンゴ礁海域を効果的に管理している。しかし、グレートバリアリーフはオーストラリア大陸から100kmも沖合に存在し、陸域からの人間の影響があまり及ばない。東南アジアや太平洋島嶼国のように、沿岸に多くの人々が暮らし、サンゴ礁と密接に関わっているような地域では、オーストラリア式MPAシステムはうまく働かないのではないかと思う。むしろ、人類とサンゴ礁が共存するアジア太平洋式MPAシステムを開発していくべきではないだろうか<sup>7)</sup>。

## 2) MPAの面積

サンゴ礁生態系の保全をめざす人達にとって、現在の熱帯域におけるMPAの面積は小さすぎると考えられている。例えば、2004年に沖縄で開催された第10回国際サンゴ礁シンポジウムでは、最終日に「危機にある世界のサンゴ礁の保全と再生に関する沖縄宣言」が決議された。この宣言には4つの鍵となる戦略があり、第2の戦略は「効果的なMPAを増やす」ことである<sup>8)</sup>。また、フィジーの外務大臣は、2020年までに沿岸漁業区域の30%をMPAに設定すると発表した。このように、今後、サンゴ礁海域のMPAの面積は拡大する方向にあると考えられる。

### (1) 既存MPAの面積

フィリピンには政府が設定したMPAやコミュニティーベースのMPAが多数存在する<sup>8)</sup>。ある沿岸資源管理プロジェクトでは、2000年までにフィリピン各地の18の湾で69のMPAが設定された。その面積は2～200ha、平均35haだった(FRMP 2000)。

ネグロス島北部カディス(Cadiz)に設定されているMPAの位置を図12に示した。このMPAは4,622haの広大なものであるが、一種のゾーンであってノーテイクMPAではない。刺網、手釣などは認めているが、底曳網のような能動的漁具の使用を禁止しているため、ゾーニングとしての効果をもっている。一方、カディスの東隣に位置するサガイでは、政府が設定した4つのMPAは総面積32,000haのノーテイクMPAだった。この大きさのノーテイクMPAは漁民の生活に影響を及ぼすだろうし、密漁の取締も困難だろう。

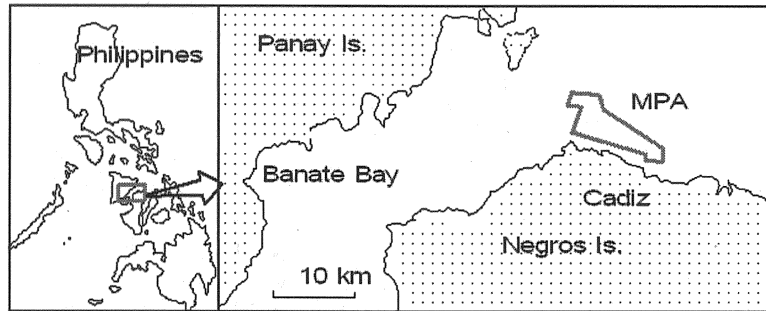


図 12. The location of a MPA in Cadiz, Northern Negros Island, the Philippines.

パナイ島バナテ(Banate)湾は、大部分が砂泥域でサンゴが生育する海域は限られている。このため、MPAは湾北部の魚類保護区(25ha)、湾南部の貝類・海草保護区、いくつかのマングローブ保護区が設定されていた。また、ミンダナオ島スリガオでは、ノーテイクMPAとして、マングローブ域3地区(13.7~56.3ha)、サンゴ礁域3地区(10~15.4ha)が計画されていた。

フィジー・ベラタ地区の二枚貝を対象としたMPAは24ha、ナプトゥレブ村のノーテイクMPAは約100haだった。FLMMAでは、典型的な漁村地先のMPAは沿岸漁場面積の10~20%を設定している。

太平洋の広大な海域に散在する島嶼国であるキリバスの政府は、多目的利用ゾーンを含む18,470,000haのMPAを設定する計画を2006年に発表した。北西ハワイでも2006年に約36,000,000haの広大なMPAが計画された(Davis 2006)。モニュメントと呼ばれるこのMPAでは、商業漁業は厳しく制限され、水産業界からの反発もみられる(WPRFMC 2006)。これらのMPAは明らかに沿岸のMPAとは性格が異なるが、MPAの面積は様々であることがわかる。

適正なMPAの面積はどの程度なのだろうか？ これはその地域の実情に応じて変わるもので、対象種の生態、漁場の広さなど様々な条件を検討しなければならない。重要な点は、スピルオーバー効果などを科学的・定量的に調査することと、十分な科学的情報が集まるのを待つのでなく、地元住民の意見を取り込んで位置・面積を決定し、管理の効果を順応的かつ参加型で検証してMPAを改良していくことだと思う。

## (2) エコツーリズムと漁村の文化

MPAをエコツーリズムの場として利用する方法は、沿岸資源の利用を「獲って食べる」アジア太平洋式方法から、「見る・遊ぶ」ことで利用する生態系優先の方法へ転換するため、漁村文化への影響が懸念される。

第3節の図3で、パターン2の広大なバッファゾーンを、エコツーリズムに利用するため全てノーテイクにしてしまうケースも考えられる。図3はフィジー北部の大きなラグーン(礁池)をモデルとしており、実際に図3のように設定すると約25,000haの面積となる。この大きさのノーテイクMPAは地域漁民の生活に大きな影響を与える恐れがある。

さらに、小さなサンゴ礁漁場しかない地区に大きなリゾート施設が建設され、リゾート側と関係する村のコミュニティーが調整した結果、サンゴ礁漁場の範囲全てをノーテイクMPAにしてしまうこともあるかもしれない。この場合、住民の多くがリゾートに雇用され、収入をここから得ることになる。サンゴ礁漁場からの漁獲はなくなるので、肉や缶詰などを外から購入することになる。

この場合、漁村文化は大きな影響を受ける。漁撈文化は自給漁業を含め失われてしまうだろう。また、アジア太平洋島嶼域の人々は魚食への依存度が高いので、食文化にも大きく影響することになる。さらに住民の健康にも影響する。トンガでは、魚に替わって脂肪分40%の冷凍羊肉に食習慣が変化した結果、国民に心臓病などの生活習慣病が増えている(浜口 2002)。これは極端なケースだが、大きなMPAを設定する場合は、コミュニティーの収入だけでなく漁村文化などを含め広く検討しなければならない。

## 6. おわりに

本稿では海外5カ国・沖縄5地区におけるMPAの状況を整理した。その結果、MPAが熱帯亜熱帯における強力な管理ツールであることを確認した。だが、MPAという言葉でひとくくりしているが、沿岸の場を管理するシステムは非常に多様である。例えば、ノーテイクかバッファーク、政府主体かコミュニティー主体か、永久設定か期間限定かによってMPAの性格は大きく異なる。MPAの形態は、対象生物の生態、漁場の条件、漁業の実態などに応じて、極論すれば漁村ごとに異なることになる。

今後、MPAの面積を決める際には、生物多様性のためできるだけ大きくしようとする生態系優先の考え方と、操業区域を確保しようとするアジア太平洋式考え方とのバランスをとらなければならない。科学的には、地区ごと対象生物ごとに流動場や生態を調査し、その結果に基づきMPAの位置、面積、対象、期間を決定するべきである。だが、沖縄を含めアジア太平洋島嶼域ではこのような科学的知見は乏しい。科学的な調査研究を進めることと同時に、コミュニティーの参加を得て、順応的にMPAを設定・改善していくべきだろう。そして、サンゴ礁資源を利用しながら、サンゴ礁と人類が共存していけるアジア太平洋式MPAシステムを模索していかなければならない。

### 【注】

- 1) MPAから幼魚・成魚が外に出ていくことをスピルオーバーとし、卵稚仔が外に出ていくことは加入またはシーディングと呼ぶこともあるが(中谷 2004)、本稿ではすべてスピルオーバーとする。
- 2) MPAの境界をどのように表示するかは大きな課題である。地区ベースMPA内では、漁村ベースMPAの境界ブイをプロジェクト予算で設置した。だが、サイクロン等でブイが流失したら、

コミュニティーが自分達で再設置しなければならないので、高価なブイは持続的でない。いくつかの漁村で実施されているように、木の杭などの安価な境界表示を、コミュニティーの責任で独自に考え出してもらうほうがよいだろう。

- 3) ジェットスキーは油汚染の問題があり、モーリシャスでは禁止されている。
- 4) サモアでは、漁村ベースMPAのルールを、漁村条例(Village by-law)として政府が認定することにより、漁村外の人達による密漁に対抗している。
- 5) 調査した全ての国で、マングローブの苗をMPA等に植林する取組も見られた。
- 6) 西表島仲間川のエコツアーは豊かなマングローブ林の観光である。ここでは「保全利用協定」が結ばれた。この協定はエコツアーを実施する事業者間で締結するもので、県知事が認定する。特徴的なルールは、観光船の引き起こす波によるマングローブ倒伏、河岸浸食、濁度増加を軽減するため、観光船の速度を制限していることである。慶良間諸島においても保全利用協定の締結に向けた準備が進められている。慶良間諸島海域には、慶良間にあるダイビングショップだけでなく、沖縄島にあるショップのダイビング船も多数入域するため、ダイバーあるいはダイビング船の数を制限することになると予想される保全利用協定の締結は難航している。
- 7) ここでは、多くの人々がサンゴ礁のすぐ近くで、サンゴ礁の資源を利用しながら持続的に暮らしていく方法を、仮に「アジア太平洋式」と呼ぶこととする。柳(2006)は、日本の里山のように、人間の手を加えたほうが生物多様性は高くなる事例をあげ、人間と沿岸の自然が共存する「里海」の考えを提唱している。里海もアジア太平洋式の海との関わり方の一つである。
- 8) 第1の戦略は「持続的なサンゴ礁漁業を確立すること」である。持続的な漁業がサンゴ礁保全にとって重要である理由は、世界中の海で、爆弾漁やシアン化合物漁によって直接サンゴ礁が破壊されているだけでなく、ウニや海藻などサンゴの競合生物を食べる魚の乱獲により、間接的にサンゴ礁を荒廃させているためである。
- 9) Pollnac *et al.* (2001)は、フィリピン・ビサヤ南部の45のコミュニティーベースMPAを詳細に調査した。その結果、MPAの成否を決める要因として、人口(比較的少ない方がよい)、資源減少への危機感の有無、代替収入源プロジェクトの成否、意志決定プロセスへのコミュニティー参加、プロジェクト機関の継続的なアドバイス、地方政府の取組をあげている。

### 【参考文献】

Davis, J. (Ed.) (2006) US designates world largest hMPA in Northwestern Hawaiian Islands.  
MPA news vol.8, No.1: 1-2

海老沢明彦 (2000) 資源管理型漁業推進調査(ハマフエフキの資源管理). 平成11年度沖縄水試事業報告書: 81-86

- 海老沢明彦 (2004) 八重山海域におけるイソフエフキ(くちなぎ)の資源管理効果について(電灯潜りの資源管理). 平成14年度沖縄水試事業報告書: 115-122
- Fisheries Resource Management Project (FRMP) (2000) Fisheries resource management project, Annual report 2000: 52 pp.
- 日高敏隆 偏 (2005) 生物多様性はなぜ大切か?. 地球研叢書, 昭和堂, 京都, 183pp
- International Society for Reef Studies (ISRS) (2004) Marine protected areas (MPAs) in management of coral reefs. Briefing paper for 10<sup>th</sup> International Coral Reef Symposium. 13pp
- Kakuma, S. and Y. Higa (1995) Sedentary resource management in Onna village, Okinawa, Japan hSouth Pacific Commission and Forum Fisheries Agency workshop on the management of South Pacific inshore resource fisheries, Manuscript collection of country statement and background papers vol.1: 427-438
- 鹿熊信一郎 (2004) フィリピンにおける沿岸水産資源共同管理の課題と対策—パナイ島バナテ・ネグロス島カディス・ミンダナオ島スリガオの事例—. 地域漁業研究45巻1号: 1-34
- 鹿熊信一郎 (2005) フィジーにおける沿岸資源共同管理の課題と対策(その1)—FLMMAと沿岸水産資源管理の状況—. 地域漁業研究46巻1号: 261-282
- 鹿熊信一郎 (2006) 3-3. 海洋保護区(MPA)調査—川平湾・名蔵湾保護水面調査報告書レビュー—. 平成17年度持続可能な漁業・観光利用調査(石西礁湖自然再生事業), 環境省自然環境局・(財)亜熱帯総合研究所: 52-55
- King, M. and U. Fa'asili (1997) Community based management of fisheries and marine environment. Fisheries Management and Ecology 6: 133-144
- 久保弘文・岩井憲司・呉屋秀夫・竹内仙二 (2004) 川平湾保護水面管理事業. 平成14年度沖縄水試事業報告書: 208-212
- 灘岡和夫・波利井佐紀・三井順・田村仁・花田岳・E. Parangit・二瓶泰雄・藤井智史・佐藤健治・松岡建志・鹿熊信一郎・池間建晴・岩尾研二・高橋孝昭 (2002) 小型漂流ブイ観測および幼生定着実験によるリーフ間広域サンゴ幼生供給過程の解明. 海岸工学論文集49巻: 366-370
- 中谷誠治 (2004) 自然環境保全における住民参加 熱帯沿岸における海洋保護区を例に. 国際協力機構国際協力総合研修所, 129pp
- Pollnac, R.B., B.R. Crawford & M.L.G. Gorospe (2001) Discovering factors that influence the success of community-based marine protected areas in the Visayas, Philippines. Ocean & Coastal Management 44: 683-710
- 敷田麻美・横井謙典・小林崇亮 (2001) ダイビング中のサンゴ攪乱行動の分析 沖縄県におけるダイバーのサンゴ礁への接触行為の分析. 日本沿岸域学会論文集13: 105-114

谷口洋基 (2003) 座間味村におけるダイビングポイント閉鎖の効果と反省点. みどりいし14号,  
財団法人熱帯海洋生態研究振興財団: 16-19

Tawake, A. (2003) Human impacts on coastal fisheries in rural communities and their conservation  
approach. University of South Pacific, Suva

Thaman, R.R. (2005) Status of pacific ocean atoll biodiversity: the goal spots hunder threat. サン  
ゴ礁島嶼系の生物多様性, 琉球大学21世紀COEプログラム第1回国際シンポジウム, p 15

柳哲雄 (2006) 里海論. 恒星社厚生閣, 東京, 102pp

Western Pacific Regional Fisheries Management Council (WPRFMC) (2006) President's rules for  
NWHI, unfair to fishermen? Pacific Islands Fishery News, Fall 2006: 1-2

## 第4章 石川・宜野座村漁協における漁業活性化への取り組みの成果と課題

近畿大学 鳥居 享司

### 1. 問題意識の所在

漁業は国民に動物性タンパク質を供給する食料供給産業として重要である。漁業者は水産資源を対象とした生産活動を行い、漁獲物を販売することで経済的利益を確保してきた。

しかしながら、1980年代以降、漁業生産活動は縮小傾向にあり、地域経済の弱体化が進む漁村が各地で散見されるようになった。漁家経営や漁村経済をどのように改善するのかという点が課題となっている。

これまで漁業や漁村の活性化を考える際、漁業が他産業では補えない普遍的かつ非代替的な意義と機能を有していること、漁業資源のほぼ独占的な利用が漁業者に認められ多額の公共投資が行われてきたのは食料供給という公共性を根拠にしていることなどを理由に、漁業を自立した産業として成立させることを根幹に据えた「生産力的な視点」からの議論が交わされてきた<sup>1)</sup>。漁場・資源の管理、資本・労働の管理、販売・流通の改善などが必要であるとされ、後継者や担い手対策事業を通じた労働力の確保、資源管理型漁業の推進による水産資源の保全、各種金融政策や助成政策などが実施されてきた。こうした対応がとられてきたにも拘わらず、漁家経営や漁村経済の厳しさはなかなか解消されず、漁業生産からの収入だけでは漁家経営を維持することが困難になりつつある地域もある。

こうしたなか、もうひとつのアプローチによる漁村活性化への取り組みが見られるようになった。それは漁村の多様な地域資源や多面的機能を活用して交流事業を興し、漁村の活性化を図ろうとする取り組みである。

朝市や直販などの活動は各地で展開されており、量販店を中心とした既存の流通システムに対応できない少量多品種水産物の有効利用、消費者の食材に対する欲求の多様化や安全・安心という欲求への対応、産地買受人に対する価格牽制、地産地消を通じた地域活性化といった点に期待が寄せられている<sup>2)</sup>。

さらに、海洋レジャー活動を漁協や漁業者の経済事業として位置づけ、漁業者などが積極的に関わり合うケースも散見される。沿岸域では、漁業生産が弱体化する反面、遊漁やダイビング、サーフィンといった海洋レジャー活動が活発に行われるようになった。それに伴って漁業者などが海洋レジャー事業や体験学習、環境教育をはじめとする様々な交流事業を実施し、新たな収入確保を目指す活動が行われている。なかには漁協が受け入れ窓口的役割を担いながら組織的に活動を展開している地域もある。

こうした交流事業は、利用資源と利用方法を転換したものである。これまで漁業者は水産資源から魚介類を漁獲し、それを市場などで換金して漁家経営を維持してきた。それに対して交流事業は

水産資源を含めた多様な資源をベースにして多様な事業を興し、それを都市住民などとの交流を通じて換金する活動である。さらに、定置網観光に見られるように漁業操業の過程も資源として利用している。つまり交流事業は、水産資源だけではなく漁村地域の様々な地域資源や多面的機能を捉えたものであり、その利用方法も「獲る」に加えて「見る」、「体験する」、「触れる」など多岐にわたるといえる特徴を有している。そして、こうした交流事業と漁業生産活動を組み合わせながら漁家経営と漁村活性化を目指している。

ただ、交流事業による漁村活性化は、漁業専門経営では自立困難な漁業・漁村地域を対象とした補完的な施策にすぎないとされている<sup>3)</sup>。もちろん漁業の本来の機能である食料供給機能は、魚介類自給率が下がった現在においても重要な機能であることは変わりなく、資源管理の徹底、担い手の確保、資金の支援といった生産力的な視点の重要性は指摘するまでもない。しかし、交流事業と漁業操業とを組み合わせることによって収入が増加すれば漁家経営を安定化することができる。こうして維持される経営体によって水産物供給機能を維持することも可能ではなかろうか。

上記の問題意識より、本論では、沖縄県石川・宜野座村漁協における漁業・漁村活性化を目指す取り組みを採りあげたい。従来までの漁業生産活動の活性化だけではなく、漁獲物の販路開拓、生産コストの削減、地域資源を活用した海洋レジャー事業など数々の取り組みを進める意欲的な事例である。当地区の活動内容の分析を通じて、取り組みの効果と課題を明らかにしたい。

## 2. 地域漁業の概要

### 1) 石川市漁協

石川市は2005年4月1日、与那城町、具志川市、勝連町と合併してうるま市となった(図1)。旧・石川市は那覇市から約1時間の所に位置する人口約2.2万人の地区である。かつては農業や漁業が盛んであったが、1980年代後半以降、大規模リゾートホテルが2軒建設されるなど観光産業も広がりを見せる。

石川市漁協には2005年現在、正組合員45名、准組合員52名、合計97名の漁業者が属する。正組合員の年齢構成は、50歳以上の漁業者が全体の70%以上を占める。主力漁業は、刺網、ソデイカ漁業、パヤオ漁業、モズク養殖、定置網、一本釣り、潜水器漁業である(表1)。

漁船規模は5トン未満の漁船が80%以上を占める。5トン以上の大型船を所有する漁業者の大半が沖合海域でのソデイカ漁業を営む。金武湾内で操業される一本釣り、刺網などには5トン未満の小型漁船が使用される。

漁業種類の組み合わせパターンを見ると、小型船所有者は「モズク、潜水器」、「刺網、一本釣り、カゴ網」、5トン以上の大型船所有者はソデイカ漁を中心にパヤオ漁、一本釣り、刺網などを組み合わせる。大型定置網は専業、小型定置網は兼業である。

石川市漁協における魚介類の取扱量及び金額は、200トン前後(1990年代後半)から約80トン(2004年)、2億円(1992年)から約5,000万円(2004年)へと大幅に減少している。(図2)。



これは主力漁業種類であるソデイカ漁や定置網などの水揚量減少，および販売単価の下落が一因である。ソデイカ漁はかつて1経営体当たり1,000万円～3,000万円程度の水揚金額があったが，現在は1,000万円に満たない。また，大型定置網は2000万円，小型定置網は500万円～700万円の水揚金額があったが，現在ではその半分以下である。漁協取扱分の単価は，1997年には820円/kgであったが，2003年にはその半分程度の460円/kg程度となっている。水揚量の減少と単価下落によって漁業経営は厳しさを増している。

石川市漁協に集荷された魚介類は，通常，石川市漁協の市場でセリにかけられるが，大漁時には市場価格が下がるため県漁連市場へ出荷される。県漁連への出荷割合は10%程度である。なお，定置網で漁獲した魚介類については量販店や鮮魚店へ販売されるケースも見られる。

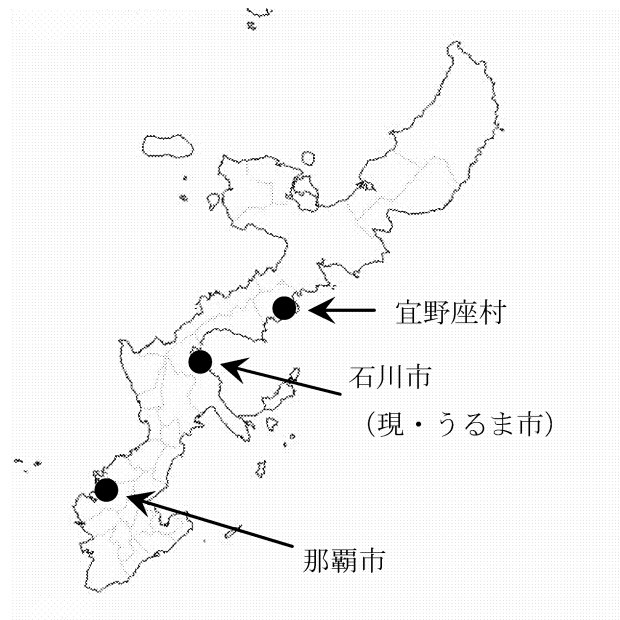


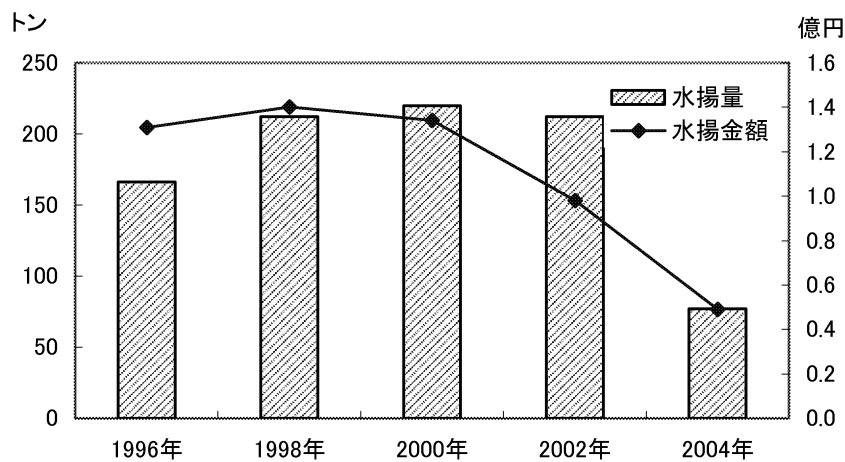
図1 石川市（現・うるま市）・宜野座村の位置

表1 階層別・営んだ漁業種類別漁業経営体数(石川市漁協)

年度		1988	1993	1998	2003
階層別 漁業 経営 体数	計	41	38	34	30
	0-1t	9	7	6	3
	1-3t	24	20	16	12
	3-5t	5	5	8	8
	5-10t	0	1	0	3
	10-20t	1	0	1	1
	20t-	0	0	0	0
	大型定置	0	3	3	1
	小型定置	2	2	0	0
平均漁獲金額(万円)		152	200	198	135
営んだ 漁業 種類 別 経営 体数	その他刺網	37	28	17	17
	延縄	17	1	0	3
	沿岸イカ釣り	0	6	0	8
	曳き縄釣り	0	0	0	9
	その他釣り	13	14	13	14
	潜水	0	0	0	1
	その他漁業	6	5	1	3
	大型定置	0	3	3	1
	小型定置	9	3	0	0
	その他網漁業	0	0	0	1
	貝類養殖	0	0	0	1
	海藻類養殖	0	0	0	1

資料:漁業センサス

図2 石川市漁協の水揚量・水揚金額の推移



資料:業務報告書

## 2) 宜野座村漁協

宜野座村は那覇市から車で約90分の位置にある人口約5,300人の村である(図1)。基幹産業は農業であり、サトウキビ、馬鈴薯、菊、蘭、マンゴーなどの生産が盛んである。

宜野座村漁協には正組合員 72 名，准組合員 46 名，合計 118 名の漁業者が属する。正組合員の年齢構成は，50 歳以上の漁業者が全体の 50%以上を占める。漁協の取扱金額は 2000 年以降，約 1.5 億円で横ばい傾向にある（図 3）。

主力漁業は藻類養殖，刺網，ソデイカ漁，曳縄釣り，一本釣りである（表 2）。近年は藻類養殖業への着業者が増加にある。モズク養殖を行っている漁業者は 25 名程度であり，40 歳代から 50 歳代の漁業者が中心を占めているが，若い漁業者も新規参入または後継者として着業する。2003 年からは，ウミブドウの試験養殖が開始された。漁協は構造改善事業を活用して養殖施設の建設を進め，その施設を組合員へ貸与した。2005 年から本格的な養殖生産活動が開始された。その後もウミブドウ養殖への従事を希望する漁業者が見られ，現在では 14 名ほどがウミブドウ養殖に従事する。個別に生産施設を建設して規模拡大を図る漁業者もみられる。大半がモズク養殖との組み合わせである。

図3 宜野座村における水揚金額の推移

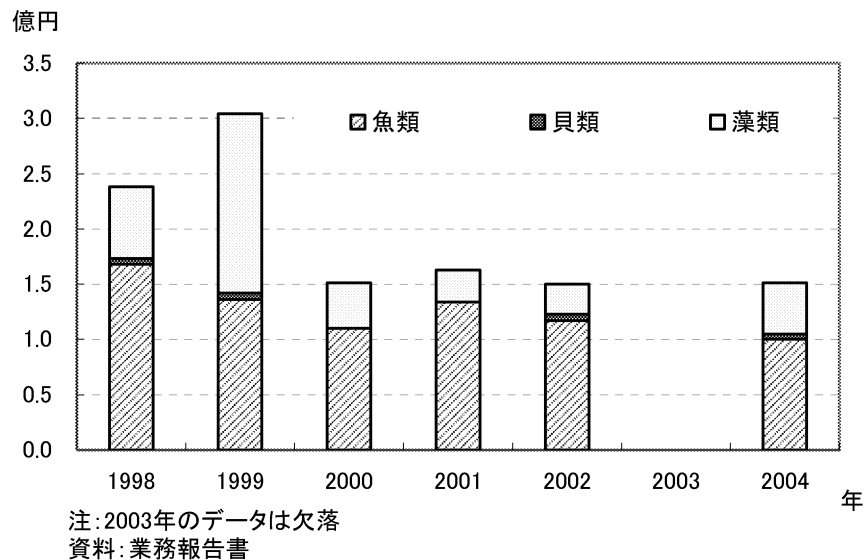


表2 階層別・営んだ漁業種類別漁業経営体数(宜野座漁協)

年度		1988	1993	1998	2003
階層別 漁業 経営 体数	計	46	48	45	57
	0-1t	20	18	13	23
	1-3t	13	10	7	6
	3-5t	3	4	14	12
	5-10t	0	1	3	1
	10-20t	0	1	0	0
	20t-	0	0	0	0
	大型定置	1	2	1	1
	小型定置	0	0	1	0
平均漁獲金額(万円)		351	577	836	640
営んだ 漁業 種類 別 経営 体数	その他刺網	10	5	9	25
	敷網	0	0	1	0
	カツオ一本釣り	0	0	1	0
	沿岸イカ釣り	11	3	16	10
	曳き縄釣り	0	0	0	14
	その他釣り	20	19	20	17
	潜水	0	0	0	26
	採貝	6	13	7	1
	その他漁業	35	31	25	9
	大型定置	1	3	1	1
	小型定置	0	0	2	1
	その他網漁業	0	0	0	1
	クルマエビ養殖	0	0	0	1
	タイ養殖	0	1	0	0
	海藻類養殖	0	0	4	13
その他養殖	15	13	0	0	

資料: 漁業センサス

### 3. 定置網漁業の衰退と地域資源への注目

#### 1) 取り組みの背景

石川漁協と宜野座村漁協において大型定置網漁業はともに取扱金額の2割前後を占め、主力漁業のひとつとして位置づけられてきた。1990年代には大型定置網は2,000万円、小型定置網は500万円～700万円の水揚金額を記録していた。しかし、現在はその半分以下にまで減少しており、経営の改善が課題となっている。

こうしたことから、沖縄県から「中核的漁業者協業体取組支援事業」(以下、支援事業と略す)を紹介されたことを契機に、支援事業の支援のもとに協業体を組織して「定置網漁業と観光事業との組み合わせによる漁家経営の改善」に向けた活動を展開することとなった。

その協業体は「石川・宜野座定置網協会」と命名され、大型定置網2ヵ統(宜野座村漁協A定置網グループ、石川市漁協B定置網グループ)、小型定置網1ヵ統(石川市漁協C小型定置網グループ)の合計3ヵ統10名から構成されている(表3)。協業体の結成を検討した際、自己負担分の資

金をどう捻出するのか、漁具購入の際の出資割合や利益配分をどうするのかという点が論点になったものの、協業体を組織した3経営体は以前より機械類や労働力の貸し借りをを行う関係にあり、比較的スムーズに協業体が組織された。

表3 協業体の構成員

氏名	年齢	漁業種類	役割
A	40	大型定置網	代表
B	58	大型定置網	監査役
C	52	小型定置網	経理責任者
D	46	大型定置網	体験漁業主任者
E	52	大型定置網	
F	32	大型定置網	
G	26	大型定置網	
H	31	大型定置網	
I	71	大型定置網	
J	40	大型定置網	販売責任者

資料:石川宜野座定置網協業体

## 2)「協業体」の活動目標

本協業体の結成目的は「定置網漁業と観光事業との組み合わせによる漁家経営の改善」である。この目的を達成するために下記の取り組みを行うことが漁業共同改善計画に明記された。

まず、「経営改善の方向性」では、「それぞれの経営体が小さいことによる資本不足、人員不足により網の修理や網替えができず、経営に支障をきたしている」という現状にあることから、「資本不足、人員不足を解消し、安定した漁業経営及び新たな担い手を育成し、活力ある地域社会の構築に向けて寄与する」という目標が示されている。

次に、「資源管理又は漁場保全に関する事項」としては「定置網管理の一環として、漁場及び周辺海域の環境美化に積極的に取り組んでいる」という現状にあり、「漁場保全、資源回復を図り、水質良好な海域を維持させ、永続的な定置網漁業を可能とする」という目標が定められている。ただ、漁場保全や資源回復に関する具体的な内容は示されていない。

「生産物の販売・加工による付加価値増大に関する事項」では、「十分な保管スペースがないため、大漁時には漁獲物の一部を餌料用としても出荷しているが、販路に苦慮している」、「地元の新鮮な魚であることをアピールできていない」という現状にあることから、「出荷調整用の生簀を設置することにより、量販店への大口出荷が可能になり、また悪天候時の魚不足時に出荷することにより収益増大を図る」、「店舗に地元産であることを示したポスターを展示し、消費者へのアピールを行う」といった具体的な目標が示されている。2002年当時の水揚量を前提として、それらをいかに高値で販売するのかという点が検討されている。

「新規就業者等の確保育成に関する事項」では、「経営悪化のため、新規就業者を受け入れるのは

難しい」という現状にあり。「新たに設置する体験学習定置網漁業による経営改善を図り、後継者育成に努める」としている。近年の水揚金額減少によって定置網乗組員として新規就業者を受け入れる余地はなく、海洋レジャー事業を組み合わせることによって経営を改善し、乗組員としての新規就業を可能にしようとの試みである。

「研修に関する事項」では、「独自で県内先進地視察等実施」という現状に対して「県外海外の各種研修会に積極的に参加し、経営改善を図る」としている。年間6回、研修会を開催する計画であるが、事業計画にその具体的な内容は示されていない。

「その他」の内容には海洋レジャー事業に関する記述がある。海洋レジャー事業は「民間企業からの体験学習定置網漁業と体験漁業に頼っている」ため、今後は「新たに体験学習定置網漁業専用の大型定置網を導入し、協業体自身で集客し、経営改善を図る」ことが目標として掲げられている。つまり、協業化を契機に海洋レジャー事業向けの定置網を設置して協業体で主体的に宣伝・受入などを行い、海洋レジャー事業を発展させることによって経営改善に結びつけようというねらいがある。

#### 4. 「協業体」の組織概要

それでは活動の主体となる協業体の機能や役割などについて見ていきたい。

##### 1) 組織の機能・役割

「石川宜野座村定置網協業体」は石川市漁協を所在地としており、先に示した漁業共同改善計画に沿って漁家経営改善に向けた取り組みを行う組織である。組織では定置網協会の組織運営、施設・機器の設置・管理運営、各備品の減価償却費等の蓄積、事業経費の出費および利益配分、定置網漁業や海洋レジャー事業の管理運営、販売・インターネットによる宣伝広告などが決定される。

後述する3グループ10名の漁業者によって構成されており、代表者1名、体験漁業主任者1名、販売主任者1名、経理責任者1名、監査役2名（うち1名は構成員外）を設置している。

なお、協業体の運営費は共同設置した大型定置網からの水揚金の一部を充てる予定であったが、水揚金額が少ないため今のところ運営費は捻出できていない。

##### 2) 参加組織の概要

###### (1) A 定置網グループ（宜野座村）：協業体代表者

A氏は本協業体の代表者であり、沖縄県漁業士会の副会長を務める人物でもある。宜野座村漁協に所属し、大型定置網を専門的に営んでいる。本人名義（第1号）の大型定置網1カ統、父親名義（第2号）の大型定置網1カ統の計2カ統を所有しており、3名の雇用労働力と2隻の漁船（9.2トン、0.7トン）によって操業を行っている。

通常の操業は、朝8時30分に出港する。9時30分頃から網起し、10時30分頃から水揚する。

11時30分頃には帰港して選別作業を行う。午後からは網の洗浄や修繕、魚介類の配送などを行う。

水揚作業は週3回（月・水・金曜日）であり、ひと月あたりの海上作業日数は13日程度である。毎週日曜日は休漁、残りの日は陸上にあげた漁網の修繕や洗浄を行う。年間の海上作業日数は台風等の影響で減少傾向にあり、第1号網は135日（2001年）から120日（2003年）、第2号網は119日（2001年）から90日（2003年）へ推移している（表4）。

1990年代には水揚量20トン、水揚金額2,000万円前後であったが、2002年以降、大幅に落ち込んでおり、現在の水揚量は約14トン、水揚金額は800万円前後である（図4）。1回あたりの水揚金額を見ると第1号網は8.6万円（2001年）から4.8万円（2003年）へと半減している一方、第2号網は1.4万円（2001年）から2万円（2003年）へと増加しているが、ともに年間操業日数が減少しているため年間水揚金額は減少している。

操業にかかるコストを見ると、その多くを人件費が占める。雇用労働者の給与は固定給と日給を組み合わせて計算しており、乗組員1名あたり約15万円/月である。3名を雇用しているため、年間540万円前後の人件費が必要となる。このほかにも、高騰を続ける燃油代、協業体で共同購入した高圧洗浄機や定置網の自己負担分の借入金返済も加わり、経営は非常に苦しい。

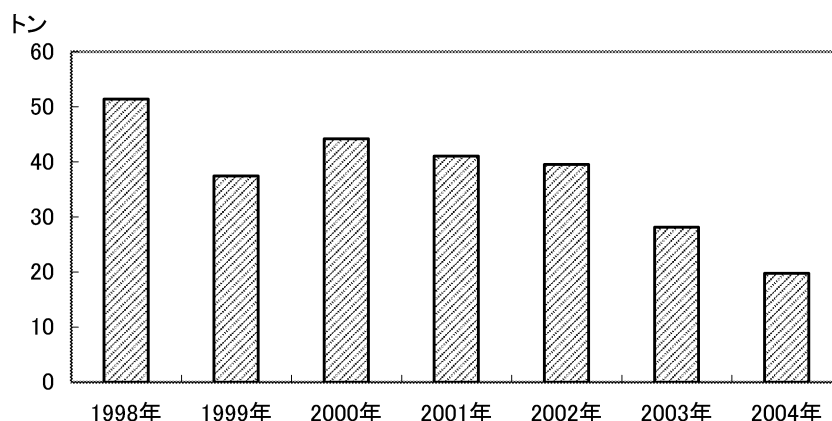
こうした漁労活動に加えて海洋レジャー事業も行っている。テレビで定置網観光の様子を見たことをきっかけに、小学生などを対象にした定置網観光の実施を検討した。定置網操業に使用する漁船を用いれば新たなコストはほとんど発生しないことから定置網観光を開始した。2002年以降、協業体を組織してパンフレット作成、ホームページの開設などPR活動に力を入れているが、年間の受入回数は2回程度、売上金額は10万円前後である。石川市漁協を通じた観光定置網へも対応しており年間の売上金額は40万円前後である。海洋レジャー事業の売上は、A氏の全売上金額の5%程度に相当する。

表4 年間操業日数と1回あたりの水揚金額の推移

年度	操業日数		1回あたりの水揚金額(円)	
	第1号	第2号	第1号	第2号
2001	135日	119日	86,045	13,853
2002	129日	105日	57,943	19,183
2003	120日	90日	48,920	20,426

資料：石川宜野座定置網協会

図4 水揚量の推移(A氏)



資料:業務報告書

## (2) B 定置網グループ (石川市漁協)

B氏は石川市漁協に所属している。大型定置網を専門的に営んでおり、3名の雇用労働力、2隻の漁船によって操業を行っている（1隻は故障中）。毎週日曜日を休漁日としている。

通常の操業は、朝7時に出港、7時30分過ぎから網起し、8時30分頃から水揚げ作業を行う。9時40分頃には帰港して選別作業を行い、11時から始まるセリへ出荷する。

水揚金額を見ると、B氏の定置網漁業は石川市漁協の水揚金額約1.4億円の約2割を占める中心的な漁業種類であった。しかし、2002年以降、水揚量の減少が著しく、現在の水揚金額は600万円前後にまで減少している。ただ、石川市漁協の水揚金額も約5,000万円にまで減少しているため、B氏の定置網はその1割強を占める位置づけにある。

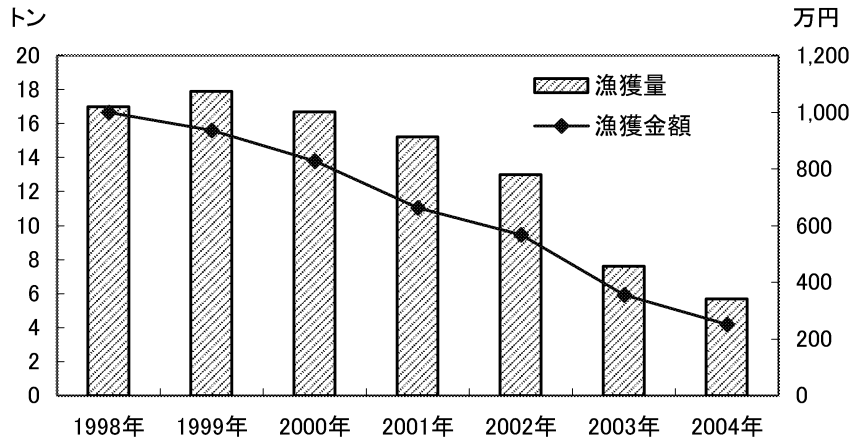
操業にかかるコストを見ると、年間300万円～400万円程度の人件費が必要となる。このほかに、燃油代、協業体で購入した高圧洗浄機や定置網の自己負担分の借入金返済も加わり、経営は非常に苦しい。

経営が厳しくなるに連れて、即日現金化する業者への販売割合が高まり、漁協への販売金額は400万円未満にまで減少している(図5)。水揚量の半分程度が漁協外へ販売されていると見られている。

また、減少する収入の補填策のひとつとして海洋レジャー事業（定置網観光、船・イカダ釣り）を行っている。海洋レジャー事業の売上金額は年間30万円～180万円である。海洋レジャー事業の売上は、B氏の全売上金額の5%～23%に相当する。



図5 水揚量と金額の推移(B氏:石川漁協通過分)



資料:業務報告書

### (3) C 小型定置網グループ (石川市漁協)

C氏は石川市漁協に所属している。小型定置網、魚類養殖、刺網、カニカゴなど複数の漁業を行っており、1名の雇用労働力を用いている。

魚類養殖がメインであり、レッドドラム、スギ、タマンなどを対象にしている。年間出荷額はおよそ2,000万円である。通常は、午前中に魚類養殖、午後の時間のあるときに他の漁業を行うといったスタイルである。

小型定置網漁業の水揚金額は減少傾向にあり、近年の水揚金額は500万円を下回っている。ただし、魚類養殖がメインであり、大型定置網を専門的に営むA氏やB氏ほど危機感はない。

海洋レジャー事業も営んでおり、アンブシ漁(小型定置網)、カニカゴ漁の体験を実施している。協業体結成後はホームページでPRしているものの申込件数はわずかであり、経営にインパクトを及ぼすような収入規模ではない。

## 5. 具体的な活動内容

本協業体では、漁家経営改善のため下記のような取り組みを行っている(表5)。以下では、具体的な活動内容とその効果・課題について生産、出荷・販売、その他に分類して整理する。

なお、こうした活動にかかる費用は協業体事業の補助金(50%)と自己負担金(50%)によっている。事業の総額は約2,000万円であり、2002年は約700万円、2003年は約1,300万円、2004年は約35万円となっている(表6)。当初の計画では、2003年に共同購入・設置した大型定置網からの水揚金額の一部を協業体の活動資金として活用する予定であったが、水揚金額が低迷しているため実現していない。

表5 協業体における取り組み過程

	1990	1991	1992	1993	1994	1995	1996	1997	1998	1999	2000	2001	2002	2003	2004	2005	2006
漁業操業	労働力の融通												労働力融通の促進				
													協業体結成	高圧洗浄機の購入			
														定置網の共同購入			
															蓄養生簀設置(中止)		
販売	量販との直接取引	直接販売の取引拡大											鳥袋氏の直接取引への参加	取引の縮小			パンフレット作成
観光事業	観光事業の実施													パンフレット作成	パソコン購入、ホームページ開設		
														共同購入した定置網を観光利用			
共同作業	労働力の融通								労働力融通、直販				労働力融通、直販、観光				

資料:聞き取り調査

表6 年間予算とその用途

年度	購入物	金額(万円)
2002年	高圧洗浄機	682.5
	体験学習パンフレット	10.5
2003年	定置網側張り	1312.5
	パソコン	-
2004年	ホームページ更新等	4.7
	漁獲物の販売ポスター	30
合計		2040.2

資料:石川宜野座定置網協会

## 1) 生産

生産局面では海上作業、陸上作業ともに協業化の場面が見られる。海上作業では定置網の共同購入・設置、網替え作業時の労働力融通、海上作業では網洗浄機の共同購入、漁網修繕時の労働力融通を行っている。

### (1) 海上・陸上作業時の労働力融通

3グループともに雇用労働力を用いて定置網操業を行っているが、大漁時には労働力が不足、不漁時などには労働力が過剰となる。労働力が不足した場合、臨時に労働力を追加雇用して操業を行っていた。労働力を確保できない場合、網の修繕や網替え作業が滞り操業に支障をきたす場合も見られた。

そのため、大型定置網を営むA氏とB氏は、協業体を結成する以前から雇用労働力の融通を行うようになった。そして、協業体を組織したことによって経営体間の交流がより促進され、経営体間で人材を融通する場面が多く見られるようになった。当初は、労賃が支払われるケースもあったが、現在は労働力を相互に融通していることを理由に労賃は支払われていない。追加的な労賃を支

払うことなく労働力を借り貸しする体制が整い、労働力不足によって作業が滞るケースは解消された。

こうして人材を融通することによって想定外の効果も見られる。そのひとつが漁業者間の技術交流である。経営体間の人材交流が進み、操業上の知識や技術を共有する場面が見られるようになった。具体例を挙げると、A氏は定置網操業中にロープが絡むことに苦慮していたが、B氏からロープの絡みを防止する工夫を学び、操業の効率性が向上した。さらに、A氏は網替え時、自ら雇用する労働力に加えて10名近くを臨時に雇用していたが、B氏から網上げの省力化の工夫を学び網替え時の必要労働力の削減を図っている。また、漁具の修繕に関する知識を有する乗組員がおり、漁具の修繕が必要な場合はその漁業者の知識を提供するなどして作業の効率化とコスト削減を図っている。

## **(2) 網洗浄機の共同購入**

定置網漁業で雇用労働力や労働時間を多く必要とする作業のひとつに漁網の洗浄がある。協業体を結成した2002年、労働作業の軽減化と省力化を目的に漁網の高圧洗浄機(682.5万円)を共同購入した。

高圧洗浄機の使用によって網洗浄作業の時間短縮が実現した。従来まで大型定置網の洗浄は3名～5名体制でひと月7日間程度、小型定置網の洗浄は2名体制でひと月3日間程度の時間が必要であった。網洗浄機の導入後は、大型定置網の洗浄は3名～5名体制でひと月4日程度、小型定置網の洗浄は2名体制でひと月2日間程度へと短縮された。

空いた時間は漁網の修繕や量販店への魚介類配送、海洋レジャー事業の対応などへ充てられている。

## **(3) 大型定置網側張りの設置**

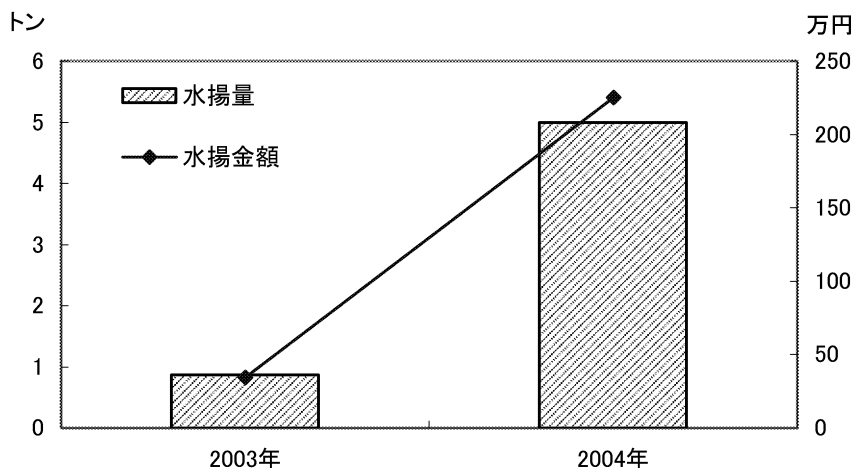
2003年、海洋レジャー事業の実施と定置網漁業からの水揚金額増加を目的に大型定置網の側張り(総額1,312.5万円)を共同購入した。通常は漁業操業のために利用し、定置網観光の予約があるときは海洋レジャー事業のために利用している。定置網の耐用年数は8年と見込んでおり年間の減価償却費を164万円と計算している。

共同購入した定置網の運用は2003年12月から開始した。B氏の設営する大型定置網付近に設置したこともあり通常の管理はB氏が担当している。水揚金額の中から操業に必要なコスト(主にBグループの人件費)を差し引き、その残りをB氏とA氏で配分して共同購入した高圧洗浄機や定置網側張りの借入金返済に充てる。

運用を開始して約2年になるが、漁家経営の改善へ寄与するほどの成果はあがっていない。相次ぐ台風の接近による操業中止、全体的な資源悪化などのため年間水揚金額は低位にある。2004年の水揚金額は約225万円、2005年はさらに下回る見込みである(図6)。定置網観光の売上金額30

万円から 50 万円を合計しても、年間売上金額は 260 万円から 280 万円ほどである。定置網の減価償却費（年間 164 万円）、人件費、燃油代、漁網の修繕費などを差し引くと、最終的には利益はほとんど残らない。

図6 協業体所有の定置網の水揚量・水揚金額の推移



資料:業務報告書

## 2) 出荷・販売

出荷・販売局面では、蓄養生簀の共同購入・設置（中止）、量販店への共同出荷、魚介類の PR 活動などに協業化の場面が見られる。

### (1) 蓄養生簀の設置

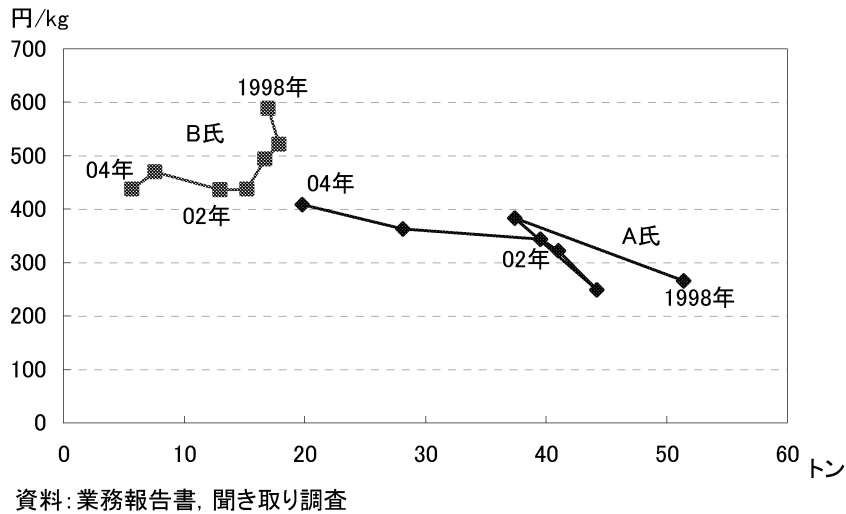
大漁時の値崩れ防止、不漁時の高価格出荷、量販店への安定供給などを目的に、それぞれが大型定置網設置海域付近に蓄養生簀を設置している。ただ、荒天時には蓄養生簀の設置海域へ行くことができず出荷不能となる。

そのため 2004 年度内に蓄養生簀を 5 基共同購入して石川市漁港内に設置する計画であった。しかし、2002 年以降、水揚量が大幅に減少しており、蓄養生簀だけの魚介類を確保できないと判断して購入計画を中止した。

### (2) 漁獲物の販売方法の工夫

水揚量が大幅に減少する中で、漁獲した魚介類の高値販売を目指したふたつの取り組みが実施されている。こうした取り組みなどによって A 氏の販売単価は若干の上昇、B 氏の販売単価は横ばいといった状況にある（図 7）。

図7 年間の水揚量と単価の推移



### ① 量販店への共同出荷の実施

ひとつは量販店との直接取引の実施である。石川市漁協と量販店との直接取引は 1980 年代に始まった。当初は、定置網から魚介類を水揚げした後、漁協職員らが現物を持って石川市内の量販店や鮮魚店へ売り込むという「行商的」な販売方法であった。量販店側から見ると市場を経由するよりも鮮度の良い魚介類を確保できる点が魅力であり次第に取引を拡大した。1991 年前後からは、量販店の本部を通じて石川市のみならず当該量販店の全店舗へ供給するケースも見られるようになった。

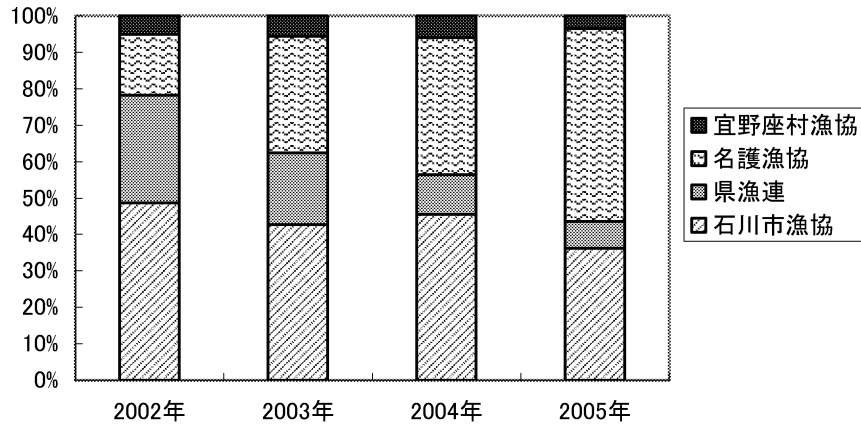
こうした販売活動を知った A 氏は宜野座村漁協でも同様の取り組みを行いたいと考えるようになった。石川市漁協の職員に相談を持ちかけたところ、量販店との直接取引には安定供給や煩雑な交渉などが必要であり簡単ではないことを知った。こうしたことから A 氏は、1998 年より煩雑な量販店との交渉を石川市漁協に任せ、石川市漁協からのオーダーに基づいて漁獲物を販売するようになった<sup>4)</sup>。量販店への販売価格の下限は 200 円/kg (送料込) を基準としており市場出荷よりも価格的にかなり有利なケースも見られることから<sup>5)</sup>、A 氏は全水揚金額の 40% から 50% 相当の魚介類を石川市漁協を通じて販売している (図 8)。

石川市漁協にとっても量販店へ漁獲物を安定供給するためには海域の異なる定置網を確保することが有効であり、A 氏から魚介類の供給を受けることで量販店との取引に欠かせない安定供給体制を強化できるというメリットを得ている。

その後も量販店との取引は拡大し、各経営体は蓄養生簀を定置網付近の海域に設置して安定供給体制の確立を進めた。量販店との価格交渉では、市場を経由するよりも鮮度の良い魚介類を提供可能であること<sup>6)</sup>、安定供給に應えるために蓄養生簀を設置するなどのコストをかけていることなどを理由に、販売価格の下限を 200 円/kg (送料込み) としている<sup>7)</sup>。1 日あたりの出荷量は通常 100kg ~ 400kg であるが、広告掲載時には 500kg ~ 1 トンの魚介類を出荷する場合もあった。ただ 2002

年以降，漁獲量の大幅減少に伴って量販店との取引金額も減少傾向にある。

図8 出荷先の変化(A氏)



注:石川市漁協への販売分はほぼ全量，量販店への販売分である

資料:聞き取り調査

### 【例】量販店との取引例

量販店への販売の中心を占める K 社との取引システムを例示する。K 社は沖縄県における大手量販店のひとつであり 60 店舗ほどを展開している。

まず石川市漁協が K 社からおおよその注文を受ける。新聞などへの広告を掲載する場合は 10 日ほど前にその内容を漁協に伝える。その注文に石川市漁協が A 氏と B 氏から漁獲物の情報を収集してそれぞれに発注をかける。K 社が魚介類の宣伝広告を行う場合は，その注文に確実に応えるために数日前から蓄養生簀へ漁獲物を蓄養する。

そして A 氏や B 氏が西原町にある K 社本部へ配送したり，K 社の担当者が集荷に来たりした。2002 年ごろからは，石川市から約 1 時間半の距離にある糸満市の業者へ配送するシステムとなった。輸送費などのコストは 1 回 3,000 円程度であり，漁業者が負担している。

近年は K 社から店舗ごとの注文書を取り，店舗ごとに分荷して糸満の業者に納めている。K 社にとっては分荷する手間が省け，漁業者にとってはその手間を理由に販売価格の下限を設定している。

### ② エサとして販売

もうひとつは，大漁時に漁獲物を冷凍保存してエサとして販売する方法である。量販店と取引することによって大漁時でも一定量の魚介類を 200 円/kg 以上で取引することが可能になったが，大漁時には量販店からの注文を遙かに上回る水揚量があり，それらを市場出荷すると販売単価が 50 円/kg 前後にまで下落する場合も少なくない。

こうした場合，石川市漁協の冷蔵庫へ冷凍保存してエサとして販売している。エサの販売価格は 200 円/kg 以上を目標としており，多くが 150 円～200 円程度で取引されている<sup>8)</sup>。200 円/kg で販

売した場合、梱包費用や冷凍庫使用料などを除くと 170 円/kg～180 円/kg になり、大量時に市場出荷する場合に比べて高値である場合が多い。なお、エサとして冷凍・販売する主な魚介類は、ムロアジ、イワシ、グルクマ、小型のカツオ、メアジ、小型のエビなどである。

定置網の漁獲が良好であった頃は年間 10 トン近くをエサとして販売していたが、漁獲量減少に伴ってエサとして販売する量も減少している。2004 年は約 2 トン、2005 年はほぼゼロである。

エサの注文・販売は石川県漁協が行っている。石川県漁協に所属するマグロー一本釣り漁業者からは大型イワシ、タチウオ曳縄釣り漁業者からは小型イワシの需要が多い。この他にも、魚類養殖を営む漁業者を抱える漁協から注文が入る<sup>9)</sup>。

### (3) 魚介類の PR 活動

2005 年、沖縄産の新鮮な魚介類であることを PR することを目的にしたポスターを作成（総額 30 万円）して取引関係にある量販店へ配布した。また近年、魚介類の調理方法を知らない消費者が増えていると感じており、調理方法を記載したパンフレットも配布している。

### 3) 地域資源を活用した海洋レジャー事業の展開

近年、修学旅行や総合学習のメニューとして海における観光活動に注目が集まっている。適切な集客・宣伝を通じてこうした需要に対応できれば新たな収入源を確保することにつながると考え、A 氏は定置網観光、B 氏は定置網観光と船・イカダ釣り、C 氏はアンブシ漁とカニカゴの体験事業を行っている（表 7）。

協業体結成以降も個別に海洋レジャー事業を行うことに変わりはないが、それぞれの事業を一括で紹介するパンフレットを作成（総額 10.5 万円）して宣伝活動に力を入れている。2003 年には協業体で大型定置網を共同購入・設置し、漁船を用船しあうことによって修学旅行生などの団体客へ対応している。2004 年 2 月にはホームページを開設して海洋レジャー事業の PR 活動を行っている（A 氏が管理を担当）。ただ、2005 年 11 月現在までのアクセス数は約 800 であり、ホームページを通じた申込件数も 2 件程度に留まっている。

大半の利用客が恩納村体験学習研究会ニライカナイ（以下、ニライカナイ）を介して訪れている。ニライカナイは 1998 年、恩納村に設立された有限会社であり、農業や生活、文化、自然、漁業の 5 分野 33 種目、84 プログラムの体験学習を提供している。ニライカナイが予約を受け、予約内容に基づいて石川県漁協へ海洋レジャー事業の実施を依頼している。石川県漁協へ定置網観光の依頼が入った場合、同漁協に属する B 氏へ依頼する。予約人数が多い場合や B 氏の定置網が網あげしている場合は A 氏へも依頼する。協業体所有の定置網を案内する場合は A 氏と B 氏を中心に対応する。船釣りやイカダ釣り、アンブシ漁などの予約が入った場合は B 氏や C 氏が対応している。

利用客の中心は高校生であり、一般客の利用はほとんどない。修学旅行の一環として訪れる県外の高等学校、地元の高等学校による職業体験として訪れるケースが大半を占める。年間の利用客数

は、2001年396名、2002年675名、2003年460名、2004年300名である。船釣りやイカダ釣りの利用者が全体の9割近くを占めている（図9）。

料金設定は協業体経由と漁協経由とで異なる。協業体の海洋レジャー事業のスケジュールは漁業操業の時間帯にあわせたものであり別表のような料金設定となっている。漁協を通じた海洋レジャー事業のスケジュールは利用客の都合に合わせて実施するため料金は若干高く設定されている。利用客の平均単価は4,000円であり、年間の売上金額は2001年約160万円、2002年約270万円、2003年約180万円、2004年約120万円である。漁協には手数料として2002年60万円、2003年30万円、2004年25万円の収入がもたらされている。

漁協や協業体では今後も海洋レジャー事業に力を入れたいという意向を有している。

表7 海洋レジャー事業の概要

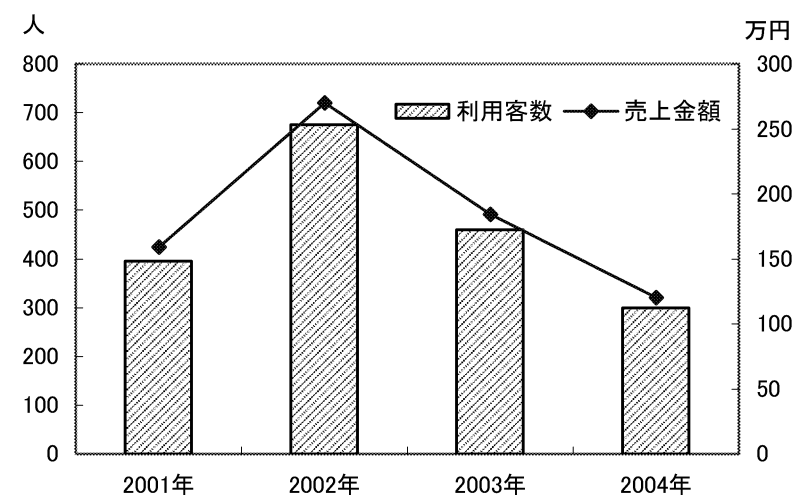
体験メニュー	料金(円)		出港	内容	スケジュール
	大人	子供			
アンプシ漁・カニカゴ漁体験	2,000	2,000	石川	漁船で漁場(片道15分程度)まで移動し、アンプシ網、カニカゴを引き上げる。	(午前の部)9時～11時 (午後の部)13時～15時
イカダ釣り体験	4,500	4,500	石川	金武湾に設置したイカダ上からサビキ釣り、打ち込み釣り、浮き釣りを楽しむ。	(午前の部)8時～12時 (午後の部)13時～17時
船釣り体験	4,500	4,500	石川・宜野座	金武湾で船上かサビキ釣り、打ち込み釣りなどを楽しむ。	(午前の部)8時～12時 (午後の部)13時～17時
大型定置網漁業体験	3,500	2,500	石川・宜野座	定置網漁船に乗船して水揚体験を楽しむ。帰港後、セリ市を見学する。昼食付。	(石川)7時～11時 (宜野座)8時半～12時

注: 料金やスケジュールは協業体のホームページを通じたもの

注: 船釣り、イカダ釣りについては、釣り具レンタル(釣り竿・仕掛け)1,000円あり

資料: 石川宜野座定置網協会

図9 海洋レジャー事業の利用客数と売上金額の推移



資料: 業務報告書



## 6. 活動の成果と課題

協業体を組織した3グループは、協業体を結成する以前から共同出荷や労働力の融通といった取り組みを行ってきた。協業体結成以降は共同出荷や労働力の融通といった従来までの関係性の強化、さらには補助金を活用してハード面の整備（定置網、高圧洗浄機、チラシ作成、パソコン購入など）をすすめてきた。

生産局面では、海上・陸上作業時の労働力融通、漁業関連器具（定置網、高圧洗浄機）の共同利用などの協業化が進められた。労働力の融通は作業効率の向上と人件費削減という効果を生み、高圧洗浄機の導入は作業効率の改善と余剰時間の創出に寄与している。発生した余剰時間は販売対応や海洋レジャー事業対応へ充てられている。また、定置網の共同購入・設置によって新たな水揚金額の発生による漁家経営改善に期待が寄せられた。

出荷・販売局面では、協業化を機に量販店への共同出荷体制を強化することによって販売単価の改善が試みられた。共同出荷による安定出荷体制の確立、配送や荷捌きを漁業者が負担した結果、市場出荷よりも有利な価格で取引されるケースが多くを占めるという効果を生み出した。全体的に出荷価格の下落が指摘されるなか、A氏の出荷単価は若干改善、B氏は横ばい傾向にある。

このように、生産施設の拡充、人件費削減、販売価格の改善・維持が進められ、「同一量の水揚げ」と「同一の市場条件」が確保されれば以前よりも利益を得られる「新たな生産・販売システム」づくりを進めてきた。さらに定置網観光の受入態勢の協業化、海洋レジャー事業のPR活動拡大によって漁業外からの収入増加にも期待が寄せられた。

しかしながら上記で見えてきた通り、当初期待されたような成果は得られていない。それどころか水揚量減少と借入金発生によって漁家経営は一層厳しさを増している。

2003年以降、台風の相次ぐ接近によって操業日数が大きく減少した。さらに、資源悪化が懸念されるなかで十分な資源管理方策を策定せずに漁獲圧力を高めたことが、資源状態を一層悪化させ、漁獲量へも悪影響を及ぼしたものと思量される。また、海洋レジャー事業については定置網の共同購入やPR活動を進めたものの利用客数は伸び悩んでおり水揚金額の減少を補填できる規模にはない。

協業体結成時に想定しなかったほどの水揚量の大幅減少と海洋レジャー事業の伸び悩みによって漁家経営の改善は進んでいない。加えて、活動に伴う借入金の発生によって漁家経営は一層厳しさを増している。漁家経営のあり方の再検討が求められており、現実的には3つの方向性が考えられる。

第1は、漁業操業の完全な協業化である。現在、大型定置網2グループ（経営者2名、雇用労働力6名、漁船3隻、4カ統）の生産体制で約1,400万円の水揚金額を得ているが、水揚金額の60%から67%が人件費となっている。A氏とB氏が操業過程を全て協業化して雇用労働力の削減と減船をすすめ、現状の水揚金額がさらに低下しても耐えうることの出来る低コスト経営の確立を目指すことも現状を打開するひとつの方法となろう。その際、4カ統の定置網を維持・管理できるのか、

出来ないとするばどの定置網を残すことが収入につながるのか、操業のあり方（毎日水揚、隔日水揚など）、利益配分の方法などが検討課題となろう。

第2は、他の漁業種類との兼業である。現在、宜野座村漁協ではウミブドウ養殖の生産・販売施設の整備を進めている。大型定置網の操業は午前中には終了するため、午後からこうしたウミブドウ養殖などを兼業できないであろうか。

第3は、水揚量の回復に期待して現在の取り組みを進めるという方法である。水揚量が回復すれば、この間の取り組みでつくりあげてきた「新たな生産・販売システム」によって漁家経営の改善が進む可能性もある。

### 【付記】

本論は、東京水産振興会「沿岸・沖合漁業経営再編の実態と水産基本政策の検討」文部科学省科学研究費「漁村の多面的機能と Ecosystem Based Co-Management」（研究代表者：山尾政博）の研究成果の一部である。

### 【注】

---

<sup>1)</sup> 2003年10月に開催された地域漁業学会第45回大会シンポジウムでは、漁村地域活性化に向けた視点をめぐって議論が交わされた。生産力的な視点からの議論については、佐野雅昭（2004）「漁村地域活性化に向けた沿岸漁業の再編成」『地域漁業研究』第44巻第2号 p.17-38 を参照して頂きたい。

<sup>2)</sup> 産直活動に関する先行研究として、乾政秀（1996）「お魚センター（直販施設）の現代的意義」『地域漁業研究』第37巻第1号 pp.85-98、田坂行男（1996）「漁協の直販事業への取り組みとそのあり方をめぐって」『地域漁業研究』第37巻第1号 pp.127-138、日高健（1997）「都市における漁協産地直販市の取り組みと評価」『地域漁業研究』第37巻第3号 pp.345-360、竹ノ内徳人・婁小波・伊藤康宏（2003）「地域漁業の振興とマーケティング戦略」『地域漁業研究』第43巻第3号 pp.1-21 などがある。

<sup>3)</sup> 「多面的機能を活用した地域活性化の手段は、漁業専業経営では自立困難な漁業・漁村地域における手法という見地から、あくまで補完的施策であり、漁村地域活性化の中心的部分ではない」という見方である。島秀典・濱田英嗣（2004）「漁村地域活性化の現代的緒論点と課題」『地域漁業研究』第44巻第2号 pp.1-10 を参照して頂きたい。

<sup>4)</sup> 石川市漁協の職員が量販店からの注文量に基づいてB氏とA氏への割り当てを決定しているため、石川市漁協に所属するB氏を優先する傾向にある。量販店からの発注量が少ない時、B氏の漁獲物で十分に対応できA氏へ注文が入らないといったケースも見られる

<sup>5)</sup> 大漁時に市場出荷すると魚種によっては50円/kgほどの値段になる。量販店と取引したり、蓄

---

養生簀を設置したり，冷凍保存することによって，大漁時でも一定の価格を付けることが可能になった。

6) 那覇市場で売られている石川市や宜野座村の魚介類は漁獲した翌日のものであるが，量販店との直接取引する魚介類は当日漁獲したものであり，漁獲当日の午後には店舗に届けることが可能である。鮮度に大きな差があるため，直接取引に積極的な量販店も見られる。

7) 原則であり 200 円を下回る場合もある。

8) 凍結保存期間の長い“ヒネモノ”やグルクマは 150 円/kg で販売している。

9) 具志川漁協，湊川漁協，糸満漁協，伊良部漁協，嘉手納漁協，読谷村漁協など。

## 第5章 地域資源の活用による漁村・漁業活性化の現状と課題

—沖縄県恩納村における取り組みを事例として—

近畿大学 鳥居 享司

### 1. 論文の目的と課題

漁村には、固有の生活様式や慣習、自然、景観など観光として利用できる資源が多く存在しており、それらの資源を利用した海のツーリズム、グリーン・ツーリズムなど多様な体験型ツーリズムが人気を集めている。漁業者が自らの生活の場である海へ観光客を導き、海におけるツーリズムの案内人的な役割を担いながら収入機会の獲得を目指す地域も多い。

沿岸域を利用した体験型ツーリズムへの対応は決して新しいものではない。ただ、最近のそれは一方的な観光化の波ではなく、漁村住民が観光に参加するようになった点が特徴的である。環境教育への要望を取り入れ、エコ・ツーリズム的な要素をふんだんに盛り込んだプログラムを住民自らが企画し、地域振興をめざす漁村も見られるようになった。

ただ、体験型ツーリズムは、地域住民と観光客の接点が多い観光形態であるため両者の間に対立関係を生みやすい。今後、開発地域の生産活動や生活様式と観光がどのようにすれば共生できるのかといった点が課題になってくると思われる。

本論文でとりあげる沖縄県恩納村では、地元の観光業者や住民組織が海の体験型ツーリズムの企画に参加しながら地域発展を目指す取り組みが行われている。観光と地域社会と漁業者の共存・共生に向けた観光のあり方を検討する格好の事例である。

本論文ではまず、漁村地域で展開している体験型ツーリズムの展開背景、理念、特徴といった点を整理する。次いで、沖縄県恩納村の事例を取り上げ、恩納村におけるリゾートホテルや漁業者、地域住民の観光対応の実態を整理する。そして、観光客の受け入れを恩納村商工会が担いながら対応が行われている体験型ツーリズムに焦点を当て、漁業者や地元の観光業者、地域住民の対応を明らかにする。以上を通じて、地域社会が参加した体験型ツーリズムが恩納村社会にもたらすインパクトについて明らかにしながら、体験型ツーリズムへの対応課題を探っていく。

### 2. 漁村における体験型ツーリズムの展開

沿岸域は、漁業生産の場であるとともに観光開発の場としても利用されてきたが、観光開発は企業の利益が目的であり、漁村社会の利益に必ずしも一致するものではない。資源の過剰利用や環境悪化、観光客のマナーを欠いた行動などをめぐって感情的な対立を招く例もしばしばみられる。しかし、漁村の活力が急速に衰退している現状からは、観光にかかわる開発をどのように内発的に取り込み、地域社会の活力向上へつなげるかという点が現実的な課題になっている。

## (1) 従来までの観光の展開と限界

観光開発は、開発企業の利益追求と地域振興策が関係しながら行われる場合が多い。ただ、バブル期における大規模な観光開発は、地域外の資本によるものがほとんどであった。団体客への対応と経済的利益の獲得に重点が置かれており、地域振興との関係が不明瞭なものが多かった。バブル期の観光構造は、社会的、環境的に、地域社会とある程度分離しておきたいとする開発資本の意向が強く反映されており、囲い込み式の施設内に様々な付帯施設を設け、観光客の消費する貨幣を独占してきた<sup>1)</sup>。観光客の行動は、ツアー・オペレーターによって直接的に調整されたり、施設内のレストランや売店などの設置を通じて行動を間接的に調整されたりしてきた。

観光客と地域住民のおもな接触機会は、「観光客が地域住民から何らかの商品やサービスを購入する場合」、「観光客と地域住民が場を同じにする場合」、「観光客と地域住民の2集団が情報やアイデアを交換する目的で接する場合」であるが<sup>2)</sup>、このような囲い込みの施設中心の観光構造では、観光客と地域社会の関わりは限定的なものになることは想像に難しくない。

もちろん、観光客の多くは、パッケージ・ツアーに代表されるように、安く、気軽に、不確実性の少ない体験を期待しており、ガイドブックに載っている景観を確認することを優先し、観光旅行中の異文化との出会いをそれほど望んではいなかった<sup>3)</sup>。また、たとえ地域住民の利用する施設などを利用したとしても、ひとつの地域での観光客の滞在期間は短く、観光客と地域住民の関係は一時的である。一度訪れた地域を再度訪問することをあまりしないため、両者の相互作用は通常一度起こるだけで、表面的なもの以上に発展することはほとんどなかった<sup>4)</sup>。

このように、従来までの観光は、観光客と地域社会の交流機会はあらかじめ排除されていることが多く、観光業者と地域社会の関係も希薄なものであったと指摘されている。観光施設で利用する産物は地域外から運ばれ、観光業は潤っても地域は潤わないという例も各地で報告されてきた<sup>5)</sup>。さらに、観光業の発展に伴って、交通渋滞や土地価格の上昇、社会的・自然的環境の悪化といった「観光施設による負の外部性」が地域社会にもたらされる例も見られるようになるなど様々な課題が指摘されてきた。

そしてバブル経済の崩壊とともに大型のリゾート開発ブームはすっかり影を潜め、乱開発による爪痕が地域社会に残された。見通しの甘い第三セクター方式の観光会社の倒産、もしくは莫大な赤字を毎年発生させる状態が各地で相次ぎ、その損失補填も財政基盤が脆弱な地方市町村に覆い被さることになったのである。

## (2) 住民参加型の体験型ツーリズムへの取り組み

開発企業は観光業に失敗すればその地域から引きあげることも可能であるが、乱開発による爪痕を居住地域に残された地域住民は簡単には移住できず、様々な負担を背負うことになる。外部資本任せのリゾート開発ではなく、地域住民の手で観光客に提供しながら地域社会の活性化を図ろうとする地域もみられるようになった<sup>6)</sup>。従来までの大規模開発に代わる「もうひとつの観光」

(Alternative Tourism) の模索がはじまり、行政や地域住民の参加に基づく「節度と独自の規律をもった自律的な観光づくり」を試みる例が各地で見られるようになった<sup>7)</sup>。

その代表的な観光が、農山漁村に滞在して地域住民によるサービスを享受しながら地域住民との交流や文化や自然を体験する「体験型ツーリズム」である<sup>8)</sup>。地域社会に残存する固有の自然や文化の体験を志向する観光客が増えはじめ、「体験型ツーリズム」や「エコ・ツーリズム」などは新たな観光ブームとして様々な観光雑誌に取り上げられるようになった<sup>9)</sup>。観光客を囲い込んで利益を得てきた観光業者も、囲い込み式の施設だけでは十分な満足感を観光客に与え続けることができなくなり、提供メニューの多様化を図るために、地域社会と協力しながら体験型ツーリズムをメニューの中に入れる例も見られるようになった。

さらに近年では、漁村における体験型ツーリズムや体験学習は、学校教育における環境教育からも注目を集めるようになった。環境教育の基本的な目標は「人間と環境のかかわりを明らかにし、さらに人間の恒久的生存のために現在の環境状態を調査し、評価・判断しながら人間と環境のかかわりの変化を予測し、どう行動したらよいかを学ぶことである」とされている<sup>10)</sup>。これらの目標に沿って実際に地域社会へ行き、海という自然環境と海を基盤とした生活体系の残る漁村社会のかかわりを学習している。このような体験学習を積極的に受け入れ、地域振興に結びつけようとする漁村も多い。過去、食料供給機能が強調され、そして今日その存在意義の相対的な低下が指摘されがちな漁村は、環境教育の場としての新たな存在意義を持つようになったのである。

以上のような地域社会を重視した体験型ツーリズムの基本的な発想には、地域の社会環境や自然環境の持続的な利用という観点も含まれている。それは、「もうひとつの観光」に近い内容であり、次のような要素が含まれている<sup>11)</sup>。

第1は、「あるがままの自然の中でのツーリズムであること（原自然性）」である。古い伝統的な漁村や漁村文化などが中心を形成する地域で、ありのままの自然の中に滞在するレジャーが基本になる。漁村や漁村文化の持つ「地域イメージ」の保全も重要な要素になってくる。

第2は、「サービス提供主体が地域住民であること（地元密着性）」である。サービスの提供主体が大手企業や地元外企業によるものではなく、地域が主体である。漁業者が中心になって地域住民や行政と連携体制をとりながら海を利用した体験型ツーリズムへの取り組みが行われている。

第3は、「漁村資源を利用した交流によって地域の活力維持につなげること（地元活力増強性）」である。漁村にある様々な資源や生活、文化的な資源を、ツーリズムを通じた交流の中でいかし、地域振興に結びつけようとしている。囲い込み式の観光活動ではなく、観光地域にある多くの自然や文化、人々に接することができる企画が練られている。

第4は、「自然環境と調和的であること（持続可能性）」である。体験型ツーリズムは、豊かな自然環境が存立基盤である。ありのままの自然を利用とその持続的な利用を考慮に入れながら、自然の豊かさを実感することを楽しみの中心とする企画づくりが必要になる。

第5は、「家族連れが楽しめること（家族連れ対応性）」である。家族連れがそろって楽しむことができるマリレジャーは、海水浴や潮干狩りなどにすぎなかったが、近年では、親子釣り教室、磯観察体験、ホエールウォッチングなど家族連れで楽しめる企画が数多くみられるようになった。

このように、体験型ツーリズムは、従来までの地域外主導の観光に代わる「地域主体の観光への期待」、「環境教育への期待」の2点と「地域振興への期待」が密接に絡み合いながら展開している。漁業に相對するレジャーの受け入れという対立的な語り口で捉えるのではなく、漁村社会に広がる文化や資源、人々の暮らしを地域交流の手段として捉えて地域の活力に生かす取り組みが見られるようになった。

### 3. 沖縄県恩納村における体験型ツーリズムへの取り組み

恩納村は、沖縄本島の中部に位置している人口 9,000 人を超える村である（図1参照）。観光客が年間 250 万人訪れる大リゾート地であると同時に、モズクやウミブドウなどの藻類養殖漁業が盛んに行われている漁業地域でもある。海岸沿いに 10 軒のリゾートホテルが立地しており、宿泊客は年間 190 万人に達している。

ただ、観光客の大半はリゾートホテルに集中しており、地元の観光業の利用はわずかである。リゾートホテルの立地に派生する知名度や集客力を地域社会全体の発展にどのように結びつけていくのかが問われている。

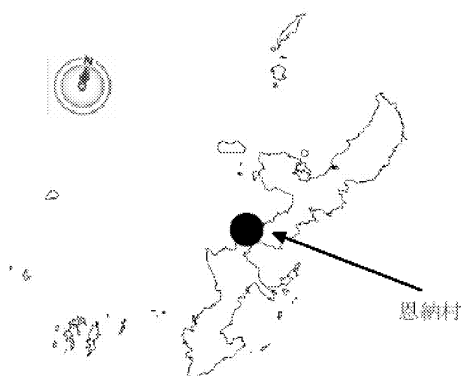


図1 沖縄県恩納村の位置

#### （1）観光ニーズへの恩納村社会の対応

恩納村は、もともと沖縄県民の海水浴地であり、ダイビングなどのマリンスポーツは盛んであったわけではない。本格的なリゾート開発が始まったのは 1970 年代以降である。沖縄県外の企業が沖縄ツアーを企画し、パッケージ・ツアーに対応したホテルづくりが行われ、新たな雇用機会の創出や経済的利益などが期待された。

実際には、リゾート施設が囲い込み式であり地元への利益が予想を下回ったこと、リゾートホ

テルを介した観光客のレジャー活動が漁業を中心とした従来の海域利用秩序を乱したことから、漁業者をはじめとする地域住民のなかから次第に反発の声が聞かれるようになった。海域利用をめぐる漁業とレジャーとのあいだにトラブルが多発することになった。

しかし、資源を獲るだけの漁業では生計が厳しいこと、漁業生産からの賦課金だけでは漁協が成り立っていないことなどから、漁業者はリゾートとの提携を新たなビジネス機会としてとらえて積極的な対応を行うようになった。

また、地元の観光業者や住民組織も、「地先の海」からの利益をリゾートホテルだけではなく、地域全体に循環させることを目的に、以下で述べるような修学旅行生を主な対象とした体験型ツアーリズムへ対応するようになった。

恩納村行政も漁業者やリゾートホテル、住民組織などの海の利用主体の調整を行うようになった。

### 1) 行政の観光への対応

恩納村行政は、リゾートホテルに集中する観光客や経済的利益を恩納村社会全体に循環させ、地域産業の発展にむけた取り組みを行っている。観光に関わる行政の主な役割は次の点である（図2参照）。

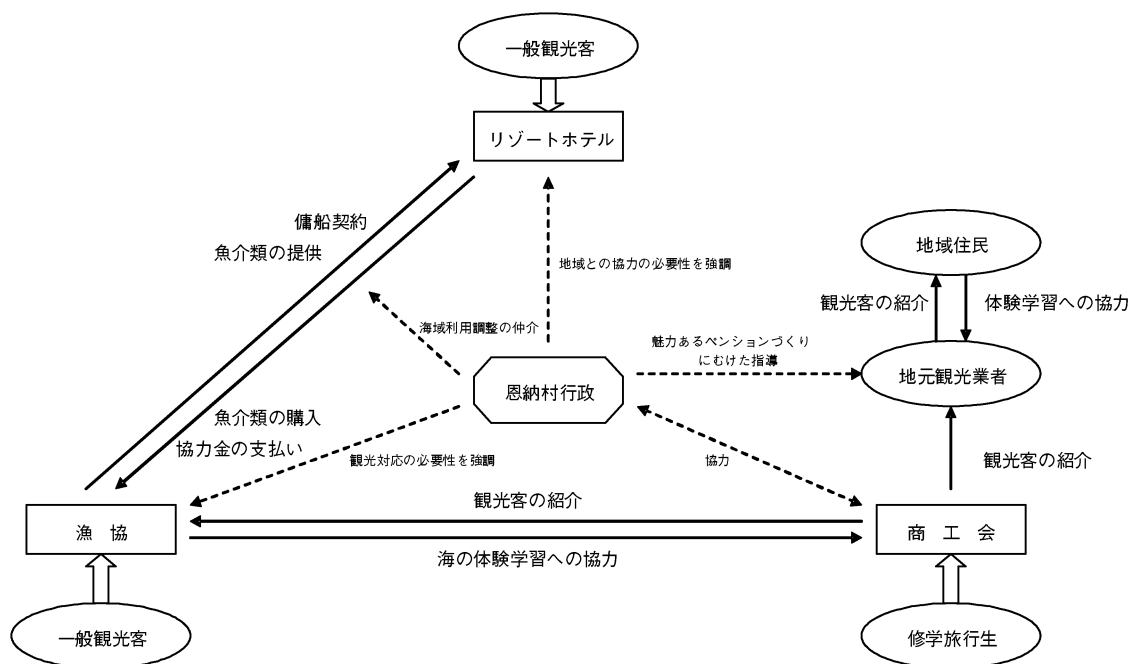


図2 恩納村における観光をめぐる協力体制

資料：聞き取り調査

第1は、漁業者とリゾートホテルの利用海域の調整にむけた仲介役を担ってきた点である。レジャー活動と漁業操業の利用海域が重なるため、トラブルや危険が生じていた。行政は、漁業者



に魚を獲っているだけでは経営が成り立っていないことを強調し、観光部会をつくるように漁協に指導した。リゾートホテルには海を利用していくためには漁業者をはじめとする地域の人々との協力関係が不可欠であることを指導した。海域利用調整をめぐる漁協とリゾートホテルの協議の場が設けられるようになり、協定が締結され、海域利用をめぐるトラブルは減少している。

第2は、地元にあるペンションを観光ニーズに対応するよう指導している点である。恩納村には高級リゾートホテルが建ち並んでいるが、宿泊料金が高価なため長期滞在には限界がある。宿泊料金が比較的安価なペンションも数多くあるものの、十分なメンテナンスが施されていない施設や、観光客を惹きつける魅力に欠ける施設も多い。そのため、施設や設備の修繕、地元産品を利用した料理の提供、多様なレジャーメニューの提供などを通じて、観光ニーズにあったペンションづくりを進め、幅広い価格帯の宿泊施設をつくりながら観光客を惹きつける取り組みが行われている。

第3は、修学旅行生を対象にした体験型ツーリズムへの取り組みである。リゾートホテルだけでなく、恩納村全体に観光効果を循環させることを目的に、行政や商工会、住民組織などの協力のもと、体験型ツーリズムへの取り組みが行われている。修学旅行生をペンションで受け入れ、地元の観光業者にも経済的利益があがるような観光づくりにむけた努力がなされている。

## 2) 漁業者の観光への対応

### 観光対応の実態

恩納村漁協には、正組合員 90 名、准組合員 257 名が属している。藻類養殖業を中心とした漁業が営まれており、漁協の受託販売額の約 90 %を藻類が占めている（図 3，4 参照）。販売の際、漁協に支払う手数料は 5 %に設定されており、その総額は約 1,650 万円に達している。

また、恩納村南部の漁業者は潜水漁業をしていた経験をいかして案内業を行い、北部の漁業者は漁船漁業をしていた経験をいかして観光への対応を行っている。観光にたずさわっている漁業者は 30 名前後であり、漁業と兼業しながら遊漁、グラスボート、ダイビング、体験型ツーリズムへの対応を行っている。

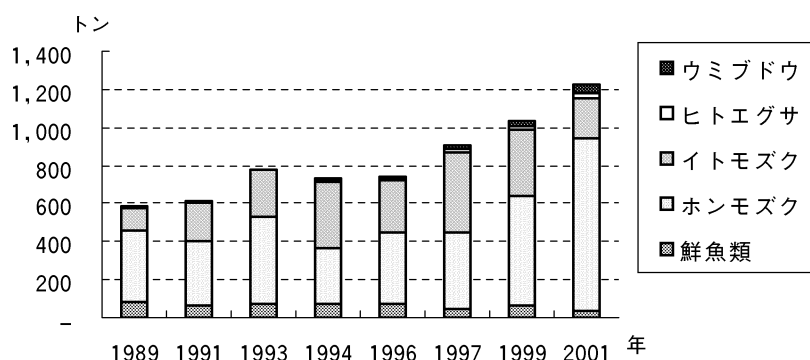


図3 恩納村における漁業生産量の推移

資料：恩納村漁協業務報告書

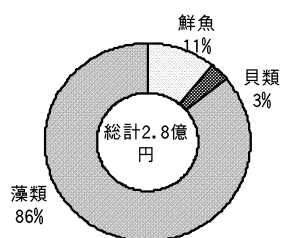


図4 恩納村漁協の受託販売額のうちわけ（2001年）  
資料：恩納村漁協業務報告書

観光への対応は、4月～10月にかけて行われており、7月～9月がピーク期にあたる。7月～8月は家族連れが中心、9月は学生が中心である。この2カ月～4カ月の間に、観光へ対応する漁業者ひとりあたり100万円～300万円の収入を得ている。

遊漁船業は、県内外を問わず多くの利用客があり、週末には県内客の予約でほぼ一杯の状態である。観光客はリゾートホテルとの契約船を利用することが多い。漁業者が遊漁案内をすることによって遊漁客の釣果量を管理することが可能になっている。

グラスボートは従事する漁業者の高齢化によって減少している。漁業から引退した高齢の漁業者が専業で6人、兼業で2人が経営を行っている。グラスボートを経営する漁業者は、観光客に魚を見せるために餌付けをしているが、その魚を別の漁業者が漁獲するためトラブルが生じた。今では漁協内にグラスボート組合を設置して両者のトラブルを防止している。

ダイビングは、それぞれのホテルの専用水域を示す旗を設置しているため、ダイビング業者間のトラブルはない。ホテル間で利用海域などをめぐるトラブルが生じた時に漁協が対応している。

体験型ツーリズムは、恩納村商工会と協力しながら、一般の観光客だけではなく修学旅行生も受け入れている。修学旅行は一般の観光客が少ない秋と春であり、漁業者の観光対応の周年化へ寄与している。ハーリー体験、沖釣り体験、モズク狩り、ウミブドウ狩り、加工体験などが行われており、海や魚に直接ふれることのできる点が人気を集めている。

### 海域の利用調整

これらの観光は、漁業者の生産の場である海域を利用して行われている。漁業活動に焦点をあてた利用体系に観光利用という新たな視点を組み入れながら、海域利用の秩序形成をすることが必要になる。漁協では、漁場管理委員会を組織して海域利用調整を行っており、漁業と観光の調整に関しては次の3点の役割を担っている。

第1は、ジェットスキーやウィンドサーフィン、水上バイクなどの利用海域や利用期間に関する事柄を定めることである。これらのレジャー活動は海域を広域に利用するため、漁業操業と競合関係に陥りやすい。漁業者と観光客がトラブルなく海域利用をするための調整が行われている。

第2は、漁場を定期的に監視して密漁などの防止に努めることである。観光で訪れるダイバーのなかには密漁という意識がなく魚介類を捕獲する者もいる。また、密漁を目的に訪れるダイバ

一もおり、彼らから水産資源を守るための活動が行われている。

第3は、違反者に対する処置の立案である。上記の事柄に違反した者に対する対応を行い、同様な違反が再び生じないための対策が練られる。

また、漁業者だけでは問題解決が困難な場合に、学識経験者、行政関係機関などの意見を取り入れながら調整を行っている。

### リゾートホテルとの協力

さらに漁業者は、傭船契約や海産物供給などを通じてリゾートホテルとの関係も重視している。漁協ではリゾートホテルとの共存にむけて「漁協はレジャーを指導する立場であることを自覚すること」、「トラブルが起きる前にルールを作ること」、「リゾートホテルとの調整には意志決定段階まではいること」、「法的な対処を行うこと」、「責任者と直接交渉すること」を重要事項としてあげ、漁協内部に観光部会を組織してリゾートホテルとの協議や観光客の受け入れなどを行っている。

契約は漁協を通じて行われており、ホテル側が求める装備を整えている<sup>12)</sup>。新船の建造や設備投資のための借金は漁協が保証人になっており、ホテルと契約を数年にわたって結び、借金を返済している。基本的には、一度契約したらそのホテルとの契約を継続しており、特別な事情がない限りホテルを変えることはない。ホテルの近くに住んでいる漁業者が契約を結ぶことが多い。保有隻以上のチャーターが必要なときは、漁協を通じて手配を行っている。ただ、ホテルとの契約は月貸し契約であり、毎日一定時間が拘束されるため、ホテルとの契約を敬遠する漁業者もいる。傭船契約によって漁協へは2%の手数料が入り、遊漁船業全体から漁協が得る受け入れ漁場利用料は、年間300万円～400万円に達している。

一方で、リゾートホテルも海を基盤とした観光を行うためには、海を生業として利用している漁業者との相互理解が求められる。地元の魚介類の利用を通じて漁業者との関係を深めようとしている。モズクやウミブドウは美しい海で生産されているというイメージを観光客がもっているため、リゾートホテルはそれらの利用に積極的であり、ホテルで利用する藻類の1/3～1/2を漁協から購入している。リゾートホテルが漁協から購入する藻類と魚類の金額は、2,000万円～4,000万円に達している。さらに、ホテルのレジャー船舶への燃料供給も行っており、2億円を超える利用を行っている。

また、リゾートホテルからは、漁業振興協力金や埋め立てに関わる補償金が漁協に支払われており、その総額は年間2,000万円近くに達している。漁協はこれらの協力金を漁協の経営へ用いたり、新たな漁業種目の開発費用に用いたりしている。

このように、漁業者とリゾートホテルは密接な関わりを持っている。漁業者はリゾート産業なしでは経営が苦しく、またリゾート産業もウミブドウやモズクなど恩納村漁業からの提供物なしでは差別化を図ることが難しい。

### 3) リゾートホテルの観光への対応

恩納村には美しい砂浜やサンゴ礁、自然景観が多くあったため、1975年沖縄海洋博以降、次々とホテルや民宿が開業した（表1参照）。現在では10軒の大型リゾートホテルが稼働しており、1999年には、ホテル宿泊客は190万人を越えている。ホテルの稼働率をみると、ピーク期の6月～9月は80%前後、オフ期の12月～1月は50%前後であり、宿泊客数は増加傾向にある（表2参照）。

表1 恩納村におけるリゾートホテル開業の経緯

開業年	ホテル名
1974	ホテルみゆきビーチ
1975	ホテルムーンビーチ
1983	万座ビーチホテル
1987	サンマリーナホテル
1987	かりゆしビーチリゾート
1988	ルネッサンスリゾートオキナワ
1990	恩納マリンビューパレス
1990	プリンスプラージュ沖縄
1991	サンセットヒルリゾート
1993	リザンシーパーク谷茶ベイ

資料：恩納村町勢要覧

表2 宿泊客数と客室稼働率の推移

		1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	合計
1992	宿泊客数	77,076	103,222	110,114	104,884	114,316	126,660	135,071	150,587	102,055	96,398	99,251	70,370	1,290,004
	客室稼働率	50.2	72.4	67.5	69.0	71.2	80.0	83.3	85.6	66.0	58.8	60.2	42.0	67.2
1993	宿泊客数	78,786	92,588	105,532	103,751	122,523	145,727	160,084	188,362	128,631	107,300	99,502	79,082	1,411,867
	客室稼働率	50.2	65.6	63.9	62.8	57.9	69.2	71.2	81.7	63.2	50.5	48.8	37.4	60.2
1994	宿泊客数	86,946	104,533	126,887	110,103	116,691	125,114	141,669	184,493	129,556	103,587	110,719	82,700	1,412,998
	客室稼働率	43.4	60	60.8	59.2	58.1	63.4	67.4	82.6	66	47.4	48.7	40.9	58.1
1995	宿泊客数	80,181	84,321	126,863	89,005	97,217	119,930	173,059	214,908	143,843	99,630	113,531	87,869	1,430,357
	客室稼働率	29.9	34.8	47.7	34.3	36.3	46.3	64.6	80.2	55.5	37.2	43.8	32.8	45.3
1996	宿泊客数	98,222	119,137	151,818	113,709	102,986	115,513	136,356	216,217	147,520	109,886	109,283	95,311	1,516,465
	客室稼働率	46.2	56.7	64	53.1	49.3	58.2	75.6	86.1	64.1	50.1	51.4	43.5	57.1
1997	宿泊客数	94,073	109,699	147,631	112,053	105,718	139,907	185,736	198,998	155,854	118,550	127,083	116,787	1,606,089
	客室稼働率	43.4	61.3	67.2	53.8	50.6	59.8	80.9	80.5	71.5	54.1	61.4	52.8	61.4
1998	宿泊客数	123,664	124,623	160,222	136,030	126,195	143,048	200,075	234,562	189,339	116,458	121,615	115,016	1,790,882
	客室稼働率	56.3	66.8	67.8	60.7	56.5	64.4	82.2	93.4	85.1	82.3	56.7	51.2	66.1

資料：恩納村統計

リゾートホテルでは、なかばプライベートビーチ化した地先の海を利用して、ウィンドサーフィン、カヌー、グラスボート、クルージング、シュノーケリング、シーカヤック、パラセーリングなどを提供している（表3参照）。リゾートホテルは、観光的観点からの美しい浜や地先の海を維持するために清掃を徹底している。人工海浜やサンゴ礁の造成、航路確保を目的とするリーフ浚渫などをして「観光客にみせる」ための演出も行われている。観光客もこれらの魅力に惹きつけられ、ピーク期である6月～9月には、客室稼働率が80%を超える状況が続いている。

ただ、沿岸域を改造すれば漁業活動に影響が出るため、その対価を漁業振興協力金という名目で漁協に支払っている。客室数や浜の広さなどにより、ホテル1軒につき50万円～200万円の間で算定されている。

一方で、海が荒れる冬場は客室稼働率が下がっており、海だけに頼っていたのではリゾートの周年化に限界がある。また、夏場のマリンレジャーメニューも豊富にそろっているものの、どのリゾートホテルでも同じようなメニューが提供され、画一化が進んでいる。

今後の発展をめざして、リゾートホテルはさまざまな取り組みを行っている。

第1は、海だけに頼ったリゾートからの脱却である。航空運賃が最も安価な冬期を「本格的な癒しの期間」と位置づけ、海水と海藻をテーマにしたタラソセラピーを行い、ストレスやメンタ

表3 各リゾートホテル（A～F）のマリンレジャーメニュー

	A	B	C	D	E	F
ウィンドサーフィン	○	○	○	○		
ウェイクボード	○			○		○
ウォーターコースター		○				
カヌー	○	○		○		
グラスボート	○	○	○	○		○
クルージング	○	○	○	○	○	○
ジェットスキー	○	○	○	○		
ジェットボード	○					○
シュノーケリング	○	○	○	○		○
シーカヤック	○		○	○		○
水中ウォーク		○	○	○	○	
水上スキー	○	○	○	○		○
スキーバスケット	○		○		○	○
ダイビング	○		○	○	○	○
釣り	○	○		○	○	○
テンギー	○					
ドラゴンボート	○	○	○	○		○
パラセーリング	○	○	○	○	○	○
ボール	○					
ボビーキャット	○					
無人島クルーズ	○		○			
ヨット	○	○		○		
ローボート	○		○			

資料：恩納村統計，各ホテルのリゾートメニューパンフレット

ルケアを試みているホテルもある。やんばる体験ツアーや森林浴などを企画してリゾート内容の多様化を図っているホテルもみられる。

第2は、地域色を強く出したサービス提供への取り組みである。海産物に加えて、本部のアセロラや名護のグアバなど、南国をイメージさせる果物を利用している。ホテルの料理人が工夫を凝らすことによって、地元生産物を観光ニーズに合致する商品に仕上げ、地域色の演出が行われている。

第3は、自然体験型ツーリズムへの取り組みである。これまでのリゾートはホテル内の施設で観光客のニーズを完結させることを目指してきた。しかし、そのためにリゾートメニューの画一化を招き、リゾートの魅力がかえって低下することになった。改造された自然や設備ではなく、自然の豊かさを体験するニーズがむしろ増加しつつある。このため、恩納村社会と協力体制を築きながら、恩納村の自然や文化を体験できるような企画を練るリゾートホテルも見られるようになった。

#### 4) 地域組織の観光への対応

リゾートホテルの懸命な営業努力によって、個々のホテルの敷地内におけるリゾート演出は一定の成果を生んでいる。リゾート内容の多様化を進めることを目的に体験型ツーリズムに注目するようになり、恩納村の文化や社会を観光客に体験させる企画を練り始めた。これらによって、恩納村のリゾートは観光客から飽きられることなく宿泊客数は増加の一途をたどり、リゾート地としての恩納村の名は広く定着化している。

ただ、恩納村は南北に長く、リゾート野の集積に乏しい。リゾート施設から一步でと食事をとるのにさえ苦勞する状況であり、リゾートと地域との関わりや協力体制に弱点があった（この点については、国道 58 号線沿いを中心に、新たな飲食店や土産物屋、既存の施設の修繕がみられるようになり、観光客やリゾートホテルの宿泊客が利用するようになるなど<sup>13)</sup>、かなり改善されてきている）。さらに、リゾートホテルに観光客が集中し、ペンションや民宿など地元の観光産業の利用がわずかであるという問題を抱えていた。

恩納村社会全体の振興を考えた場合、地元の観光業や農業、漁業、そして一般住民らが、恩恵を受ける機会をそなえた観光づくりが求められる。リゾートホテルや観光客をどのように取り込み、リゾートと地域との結びつきを強めながら地域社会の活力向上へつなげるのか。観光客を単に空港とリゾート施設との往復運動に終わらせるのではなく、観光客が地域を練り歩くことを志向する魅力ある地域づくりをどのようにすすめていくのかが問われるようになった。

#### 体験学習への対応のきっかけと受入体制の整備

このようななか、1995 年 7 月、関西方面の学校の先生が、恩納村で体験学習ができないかと商工会に問い合わせことをきっかけにして、商工会で体験学習の受け入れをやってみようということになった。沖縄への目的が「平和学習」だけではなく、「平和学習と体験学習」へシフトしつつある修学旅行に着目するようになった。

また、商工会では地域振興の観点から、リゾートホテルだけではなく村内のペンションを宿泊の場として利用してもらいたいという意向を持っていた。一方で、一部の学校からは、宿泊地をリゾートホテルから安価なペンションへ変更する希望も出されていた。しかし、個別のペンションは規模が小さく、修学旅行生のような団体客を一括宿泊させるのは困難であった。さらに、設備が十分ではないペンションもあり、宿泊することの魅力に欠ける施設もあった。ペンション業者や民宿業者には、気楽に安く、長く宿泊できるだけではなく、修学旅行を受け入れる業者間の協力体制と施設の充実が求められていた。

一般客の観光オフシーズンである秋や春に客数の見込める修学旅行に積極的に対応しようと、希望ヶ丘ペンション村<sup>14)</sup>のうち 5 施設が恩納村行政や商工会と協力しながら「ふれあい修学旅行の会」を結成した。受入体制の整備や施設の改善を行い 400 名程度の分宿が可能になった。これによって、修学旅行はリゾートホテルだけではなく「ふれあい修学旅行の会」に参加しているべ

ンションを宿泊の場として利用することが可能になった。

### 体験学習と住民の関わり

商工会では、地域の諸組織と協力して、料理体験や琉球舞踊、エイサー、サンシンなどの沖縄の文化、さとうきび収穫、コーヒー栽培体験など地域性をいかした農業体験や漁業体験、マリンスポーツ体験を提供している（表4参照）。常勤1名、アルバイト2名の合計3名のスタッフが体験学習を担当している。体験学習に関わっている住民組織への手配や予約などを行うだけではなく、ペンションなどの宿泊施設の紹介を行うこともある（図5参照）。

海の体験学習は漁協の観光部会へ紹介している。漁協は、修学旅行生を対象にした体験学習の受け入れへ積極的であり、ハーリー体験、沖釣り、モズク狩り、ウミブドウ狩り、加工体験の企画を提供している。修学旅行シーズンは観光客が少ない秋と春が中心であり、観光漁業の周年化を図る手段になっている。

サトウキビ体験などの農業体験については、パッションフルーツ研究会を組織する10軒の農家が関わっている。商工会がリーダー的な農家に協力を依頼して、体験学習のためのサトウキビ栽培とそれを利用した体験学習を行っている。研究会を組織する農家はJAや役場のOBなどの高齢者であり、安全指導などの接客は商工会がサポートをしている。商工会では一般の農家にも参加を促しているものの、恩納村の農業は漁業と異なり観光との接点が少なかったために観光客を受け入れることに対する理解が進んでおらず、体験学習への参加は実現していない。

表4 商工会企画の体験型ツーリズムの概要

体験学習の種類	内容	対象	主な受け入れ組織
文化体験	沖縄の家庭料理 沖縄の伝統菓子 琉球舞踊 エイサー（沖縄の盆踊り） サンシン（沖縄独特の楽器） 陶芸教室 沖縄県の方言&民具 紅型教室	一般観光客，修学旅行生 修学旅行生 一般観光客，修学旅行生 修学旅行生 一般観光客，修学旅行生 修学旅行生 修学旅行生 修学旅行生	商工会女性部 商工会女性部 商工会女性部 青年会 文化協会，老人会 専門家 商工会女性部，老人会 専門家
マリンスポーツ体験	シーカヤック ハーリー競漕 磯釣り&潮干狩り 体験ダイビング シーウォーク ドラゴンボート	修学旅行生 修学旅行生 修学旅行生 修学旅行生 修学旅行生 修学旅行生	専門家 漁協 漁協 漁協 漁協 漁協
漁業体験	浜釣り 船釣り モズク狩り	修学旅行生 修学旅行生 修学旅行生	釣り愛好会 漁協 漁協
農業体験	珈琲豆収穫 さとうきび収穫	修学旅行生 修学旅行生	農家 農家
その他	グランドゴルフ	修学旅行生	老人会

資料：恩納村商工会資料，各種観光パンフレット

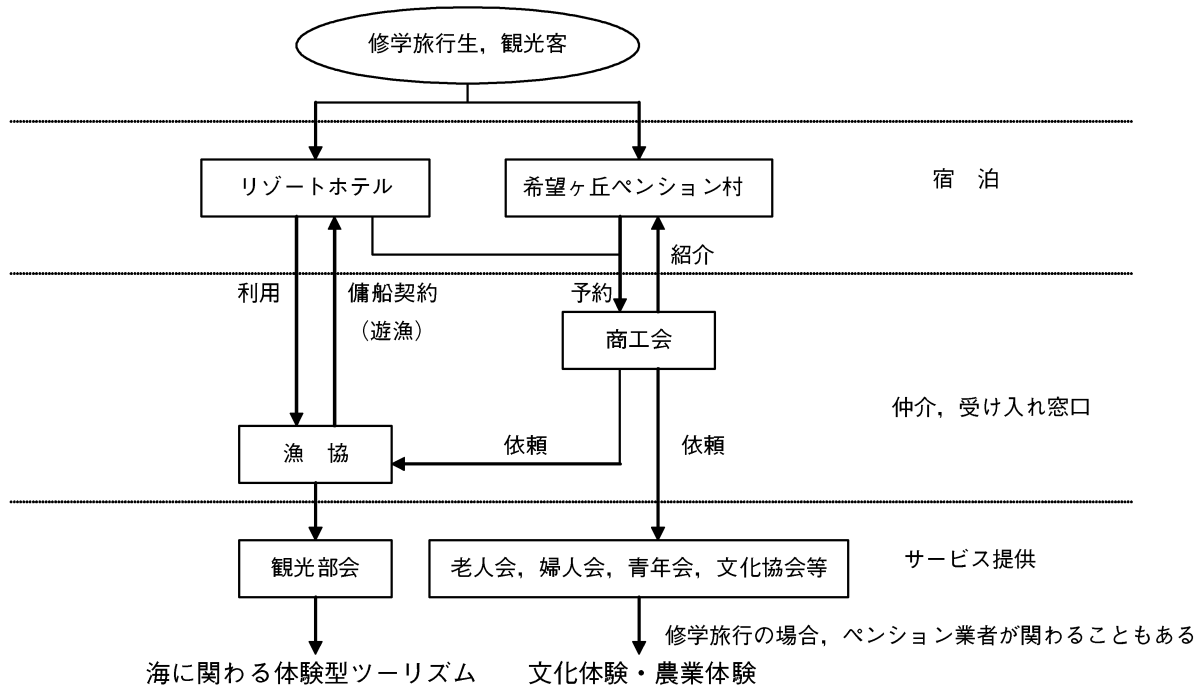


図5 恩納村における体験型ツーリズムの受け入れ体制図  
資料：聞き取り調査

サンシンや琉球舞踊は、これらを趣味にしている住民が関わっている<sup>15)</sup>。これらの住民は文化協会に属しており、当初は文化協会の会長を通じて依頼していた。依頼を繰り返すことによって協力関係が芽生え、現在では個人的に依頼している。

紅型や陶芸、シーカヤックについては、より専門的な知識が必要であったり、安全面の充実が必要であったりするため、村内の専門家に依頼している。

グランドゴルフは、ゲートボールを趣味にしている老人会の老人に依頼しており、老人会の会長を通じたり個人的に依頼したりしている。

エイサーは、恩納村青年会が対応しており、青年会の会長を通じて依頼している。ただ、青年会に所属する人々はそれぞれが仕事を持っている。対応するために仕事を休まなければならないこともあり、現在では、夜間の対応になっている。

さらに、料理づくりや菓子づくりなどには商工会女性部、浜釣りは釣りの愛好者、コーヒー農園は退職後に農園を経営するようになった住民へ依頼しており、住民参加なくして体験型ツーリズムは成立しない。

### 経済効果

住民らは、体験学習へ関わることによって、1回 5,000 円～ 7,000 円程度の報酬を得ている。報酬額には若干の幅があるが、1回の対応時間は2時間～3時間であり、割が良いという声も聞か



れる。1日に2回対応して1万円以上の報酬を得ることも可能である。秋期（繁忙期）には月間5万円～6万円程度になり、対応回数の多い住民は年間20万～30万円程度の収入になる場合もある。商工会では、住民の本所得の10%程度という「ボーナス的な」収入になればよいと考えている。紅型や陶芸、シーカヤックなどについては、商工会が5%～10%の手数料を差し引いた後、専門家に報酬として渡している。

また、修学旅行生を中心とした体験学習の企画によって、春期は中学校の修学旅行、夏期はや若者、秋期や冬期は高等学校の修学旅行というように周年を通じてペンションへ宿泊客が訪れるようになり、ペンション経営の安定化につながっているという。修学旅行生の受け入れ人数も飛躍的に伸びており、2000年には1.6万人近くに達し、3,000万円（1999年）を超える経済的利益<sup>16</sup>をあげている（表5、図6参照）。

表5 年度別体験学習受け入れ数の推移（修学旅行）

年度	受入件数	受 入 人 数														
		合計	料理体験	舞踊	エイサー	サンシン	陶芸	方言	紅型	カヤック	ハーリー	浜釣り	船釣り	コーヒー	ゴルフ	さとうきび
1995	2	117	83	6	0	14	0	4	0	0	0	0	0	0	0	0
1996	3	102	71	4	0	4	0	0	0	23	0	0	0	0	0	
1997	28	4,493	598	234	157	337	675	91	0	294	234	498	198	143	270	0
1998	65	9,451	495	492	779	698	628	341	576	226	676	884	323	396	87	678
1999	126	15,455	781	831	575	1,246	1,438	532	1,220	645	1,157	655	714	928	72	1,542
2000	177	16,602	528	959	214	1,328	1,361	427	1,207	666	808	766	665	902	175	1,491
2001	124	10,772	448	784	89	1,167	951	401	855	408	439	297	519	112	79	574
合計	525	56,992	3,004	3,310	1,814	4,794	5,053	1,796	3,858	2,262	3,314	3,100	2,419	2,481	683	4,285

資料：恩納村商工会統計

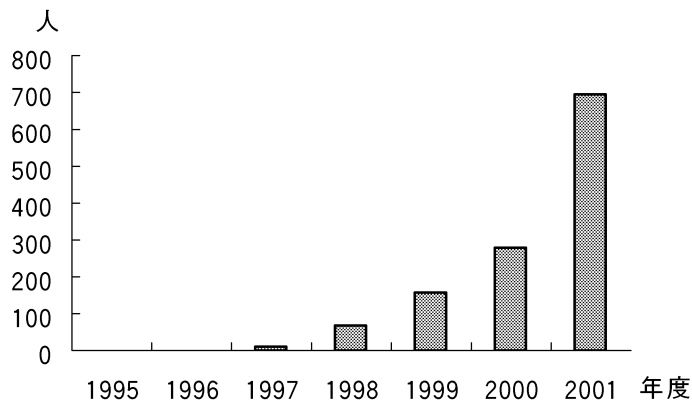


図6 年度別体験学習受入数の推移（一般観光客）

資料：恩納村商工会統

### 今後の課題

このように、地域社会が修学旅行を対象にした体験型ツーリズムへ関わることによって様々な効果が生み出されているが、もちろん課題も抱えている。

第1は、体験学習に関わるスタッフの育成である。現在、村のコミュニティセンターを使用して体験学習を行っているが、住民利用と重複すると体験学習ができないという問題点を抱えている。そのため、恩納村では「体験学習センター」の建設を行う予定である（2007年完成予定）。受入人数の増加が見込まれるため、現在のスタッフだけでは十分に対応できないのではないかと

う危機感を抱く商工会メンバーもいる。商工会では、体験学習の勉強会を開催して受入体制の充実を行いたいとしているが実現には至っていない。

第2は、体験学習の受入窓口をどこに設置するのかという問題である。現在は、商工会が受入窓口になり、3名のスタッフが専門的に対応している。ただ、体験学習を通じて商工会にもたらされる経済利益は300万円程度であり、3名のスタッフを雇用するには経済的にかなり苦しい。さらに、体験学習の受入増加に伴い、他の仕事に影響を及ぼすことに対する懸念もあり、体験学習の受入窓口をどうするのかという点が検討されている。

第3は、一般の観光客への対応を充実させることである。近年では、一般の観光客からの体験学習への要望が強くなっている。特にNHKドラマ「ちゅらさん」の影響を受けてサンシンを希望する観光客が多くなっており、数万もするサンシンが4年間で200個近く売れるほどの人気になっている。しかし、一般の観光客が体験可能なメニューは、料理づくり、サンシン、舞踊の3種類に限られており、修学旅行が体験可能な数に比べてかなり少ない。そのため、一般の観光客は、宿泊するリゾートホテルで用意されている企画へ参加しており、商工会企画の体験型ツーリズムの利用者は年間700名足らずである。修学旅行の沖縄訪問もいつまで続くか分からないという不安をもっている関係者もあり<sup>17)</sup>、一般観光客への対応の充実が課題になっている。

第4は、地域からの要望への対応である。恩納村の小学校からも総合学習の一環として体験学習へ関心が寄せられるようになっており、サンシンへ対応している住民が学校や公民館講座を開くなどして対応している。観光を地域に密着したものにすることも、地元からの要望への対応は今後の重要な課題のひとつになっている。

### (3) 体験型ツーリズム定着化による恩納村社会へのインパクト

以上のように、リゾートホテルだけではなく、漁業者や住民組織が観光へ関わることによって、海の体験、地域の農業や自然の体験、文化の体験など多様な体験型ツーリズムや体験学習が恩納村社会へ根付きはじめている。体験型ツーリズムや体験学習に住民組織が関わることによって数々の効果が生まれている。

第1は、漁業者や地元の観光業者や、住民へ観光からの利益が循環するようになって点である。リゾートホテルが漁協から購入する水産物は年間3,000万円～4,000万円に達している。リゾートホテルから漁協に支払われる漁業協力金は年間2,000万円を超えている。県内外の遊漁客が利用する遊漁船業者からは年間400万円近い漁場利用料が漁協に納められている。また、観光客がウミブドウやモズクなどを恩納村の特産品として認め、お土産品として購入している。魚介類販売から得られる手数料の総額は約1,650万円(1999年)であることから、漁協収入のうち観光部門からの金額が占める割合がいかに高いかが分かる。さらに、地元の観光業者や住民組織が対応している修学旅行の体験学習は、年間3,000万円(1999年)の利益を生んでいる。これらは、主に観光が地域に及ぼす直接的な一次効果であり、マーケティング支出や代理店への手数料といった直

接的二次効果、観光支出の二次移転がもたらす間接的二次効果、観光商品や従業員の賃金支払いといった誘発的二次効果、旅行準備の費用といった直接的観光支出によって始まったのではない通貨の流れである三次効果を加えると、その経済効果は体験型ツーリズムへ対応している住民組織や恩納村だけにとどまらず、地域を越えた幅広い波及効果を持っている。

第2は、体験型ツーリズムや体験学習への対応が地域住民のやりがいやアイデンティティなどを生み出している点である。現在でも海中心の観光にはかわりはないが、恩納村の人々が育んできた生活様式や文化、伝統などを活かした体験型ツーリズムを、年間1.6万人を超える修学旅行生が興味を示しながら体験している。修学旅行終了後には、生徒から商工会や対応した住民へ多数の手紙などが寄せられており、「交流の時間が短い感じるほど感激した」、「おじいさんや、おばあさんの温かな対応が嬉しかった」といったように人と人との関わりが改めて大切であると認識した感想や、「自然豊かな山のそばにゴルフ場ができており、自然が壊されてしまうのではないか心配である」、「最近では学校で方言の勉強をしていることを知り驚いた」というように自然保護や文化変容への関心を抱く生徒も多くいる<sup>18)</sup>。このような関心を抱く生徒を前に、住民が先生役を担いながら地域の紹介を行っており、住民からは、「人にもものを教えるのは気持ちがいい」、「村全体に貢献しているという自負がある」、「人にもものを教えることによって改めて自分の勉強になる」という声もあがっている。仕事の都合がつけば参加するという形態を5年間続けている住民もおり、地域住民参加型の体験型ツーリズムが地域に定着化している。

### 3. 地域参加型体験型ツーリズムの効果と課題

本論文では、恩納村を事例に、地域参加型の体験型ツーリズムが恩納村社会にもたらしたインパクトについて検証してきた。受入体制の検討、指導員の養成などいくつかの課題はあるものの、地域社会の構成員が主体になり、地域を舞台にした体験型ツーリズムや体験学習へ積極的に関わることによって、地域住民が「地先の海」から経済的な利益をえることができるようになった。そして、体験型ツーリズムや体験学習が海だけではなく、陸域、農業、文化、伝統を対象にすそ野を広げるにしたがって観光的に価値の少なかった資源の有価値化と観光に関わる住民に生きがいやアイデンティティの育成といった非金銭的な利益がもたされるようになった。

このような体験型ツーリズムを継続的に実施するためには、体験型ツーリズムを含めた観光業全体の資源利用管理といった視点が求められる。なぜならば、観光業が地域社会と共存・共生しながら地域の発展をもたらすためには、観光業の持続的な存在が求められるためである。そう考えると、恩納村観光業の存立基盤になっている自然・社会環境との調和といった点が自ずと課題になってくる。水産資源管理においてMSYやMEYの算定、TACによる総量規制が求められているのと同じように、体験型ツーリズムの資源利用においてもその社会的な利用限度、環境的インパクトを考慮に入れた「観光の総量規制」が必要になろう。地域社会に様々は効果をもたらす体験型ツーリズムも地域資源に依存しており、資源利用にはもちろん限界がある。限界を超えた利

用は自然環境の破壊だけではなく、住民の生活空間といった社会的環境の破壊や地域住民と観光の対立を生む。

恩納村で体験学習を行う修学旅行生は増加傾向にある。さらにリゾートホテルに宿泊する一般の観光客も体験型ツーリズムを行うようになり、体験型ツーリズムのマス・ツーリズム化が進んでいる。体験型ツーリズムは地域住民の生活の場をコンタクト・ゾーンにしており、観光客と地域住民の摩擦が生じやすい観光形態であることにより注意を払う必要がある。

地域住民が観光開発によって生じる「許容できない段階」と認知するようなインパクトを生み出す観光成長の限界点はどのあたりなのか。観光の社会的受容限度<sup>19)</sup>を考慮に入れ、体験型ツーリズムを含めた観光全体の管理体制の構築が、体験型ツーリズムに対するこれからの対応課題になるとと思われる。

### 【追記】

調査を実施するにあたり、文部省科学研究費（研究代表者・山尾政博「海のツーリズムと漁村に関する研究～人と海と地域振興～」）の支援を受けた。

### 【注】

---

1<sup>1)</sup> 観光施設やサービス業者は、観光客を環境的、社会的に隔離し、彼らを観光施設以外の場所へ行くことを諦めさせることによって、観光客が諸費する貨幣の大部分を獲得していると指摘している。アリストアー・マシーソン他、佐藤俊雄訳（1990）『観光のクロスインパクト』大明堂 pp.188～189

2<sup>2)</sup> アリストアー・マシーソン（前掲書） pp.186 に詳しい。

3<sup>3)</sup> 観光客は、事前にガイドブックを読み、それをもとに経験を行う。これらの経験は、真の経験というよりはむしろ「疑似イベント」としてとらえることができ、観光経験は、オーセンティシティと疑似イベントの間を揺れることになる。ジョン・アーリ、加太宏邦訳（1995）『観光のまなざし』法政大学出版 p.289

4<sup>4)</sup> アリストアー・マシーソン（前掲書） pp.186～189 に詳しい。

5<sup>5)</sup> 観光客満足を通じた企業の利益が必ずしも地域の利益として波及しなかったり、観光客の満足と地域の経済的利益が実現される反面、環境へ悪影響を及ぼしたりするなど、観光ビジネスの機能の遂行上バランスを欠いた経営活動が行われることがあるためである。塩田正志・長谷政弘（1996）『観光学』同文館 pp.124～126

6<sup>6)</sup> 美しい町づくり条例制定をはじめ、高齢者を中心とした花作りや景観づくりなど、地域住民自らの活動を通じて都市住民をうける気持ちを育てていった兵庫県八千代町の事例が 21 ふるさと京

都塾（1998）『人と地域をいかすグリーン・ツーリズム』学芸出版社，漁業者が中心になってクジラウォッチングや定置網体験など漁村社会体験を提供している鹿児島県野間池など，住民による内発型地域振興を模索する例が多く見られる。これらの動向にあわせ，農林水産省（1998）『グリーン・ツーリズムのすすめ』農林水産省構造改善局，農林漁業体験協会（2001）『全国体験民宿ガイド』などのガイドブックが発刊されている。

7<sup>7)</sup> 石原照敏，吉兼秀夫，安福恵美子（2000）『新しい観光と地域社会』古今書院 pp.115

8<sup>8)</sup> 依光良三・栗栖祐子（1996）『グリーン・ツーリズムの可能性』日本経済評論社 pp.190 ~ 191

9<sup>9)</sup> 玉置泰明（1996）「持続可能な観光開発」山下晋司編『観光人類学』新曜社 pp.73

10<sup>10)</sup> 環境学習のための人づくり・場づくり編集委員会（1995）『環境学習のための人づくり・場づくり』ぎょうせい pp.10 ~ 11

11<sup>11)</sup> ローマクラブの「成長の限界」レポート（1971）の大きなインパクトがきっかけに，従来の開発・発展のあり方を見直す動きが盛んになった。観光開発の分野においても，従来までの開発を見直す動きが見られるようになり，「環境，文化，社会への配慮」，「規模の縮小と適正規模志向」，「基本的な必要性や平等性の重視」，「住民の主体的参加」など要素を兼ねそろえた「もうひとつの観光開発」への試みが行われるようになった。山下晋司（1996）『観光人類学』新曜社 pp.66 ~ 73 に詳しい。

12<sup>12)</sup> 恩納村の遊漁船は，1800 万円～ 2000 万円クラス（大型：5 トン）と 1000 万円クラスの2つの階層に分かれている。

13<sup>13)</sup> とくに，万座ビーチホテルの近くにある「海ぶどう」という飲食店は，地元の食材をつかった料理が手軽に楽しめ，店長の人柄の良さもあり，行列ができるほどの繁盛をしている。また，「なかむらそば」（<http://www.ii-okinawa.ne.jp/people/menmen/>）では恩納村の特産品のひとつであるアーサ（ひとえぐさ）を沖縄伝統の沖縄ソバのスープや麺に利用しており人気になっている。さらに，2001 年 6 月には，沖縄の銘菓であるちんすこうをはじめとする菓子類をあつかった大規模な土産物屋「御菓子御殿」（<http://www.okashigoten.com/index.html>）もオープンしており，観光バスで観光客が次々と訪れている。

14<sup>14)</sup> 希望ヶ丘ペンション村は，広大な敷地のなかに，ペンションをはじめ，プチホテル，コテージ，貸別荘など約 50 軒の宿泊施設が集まっている。テニスコートやプール，レクリエーション施設も充実している。

15<sup>15)</sup> 琉球舞踊やサンシンなどを趣味にする住民らが集まって文化協会を組織している。

16<sup>16)</sup> 沖縄タイムズ 2000 年 3 月 8 日朝刊

17<sup>17)</sup> 関西方面の修学旅行の中には，沖縄から海外へシフトする動きも一部見られるようになった。

18<sup>18)</sup> 恩納村商工会資料

19<sup>19)</sup> 観光の社会的受容限度とは，地域住民が観光開発によって生じる許容できないレベルの不利

益と認知するような観光の成長に関する限界点である。測定方法は観光産業やそのインパクトに関する住民の認知に基づいており、かなりの偏差があといわれているものの、認知や態度の測定によって一般的な意見の評定が可能になる。レクリエーション・プランニングの分野では、社会的受容限度は、風景や様々な活動に関する利用者の満足度を決定するのに用いられてきた。ピーター・マーフィー（1996）『観光のコミュニティ・アプローチ』青山社 pp.241 ~ 251 に詳しい。

## 第6章 漁業と観光資本の良好な関係構築にむけた条件と課題 —沖縄県恩納村における漁業とリゾートホテルの共存関係を事例に—

近畿大学 鳥居 享司

### 1. はじめに

沿岸域は漁業をはじめとする経済活動の場、レジャー活動の場、交通の場として多面的に利用されている。とくに、近年の海洋レジャー活動の多様化はめざましく、釣りや海水浴といった従来型のレジャーだけではなく、ダイビング、プレジャーボート、ジェットスキーなどの愛好者人口も増加傾向にある。それぞれがそれぞれの目的のために利用しているため、利用主体間で数多くの対立が生じている。

こうした対立を解消するために様々な議論が行われてきた。

ひとつは、海域利用調整をめぐる議論である<sup>(1)</sup>。漁業側に対しては、漁業のもつ自然保全機能や水産物供給機能といった役割や機能、漁業権をはじめとする権利とその保障、漁業者の生活への配慮といった点が考慮されてきた。しかし、漁業の衰退と輸入水産物の増大、レジャー活動をはじめとする多面的利用の進展などによって漁業の機能が低下したため、レジャー側には漁業を中心とした海域利用体系が理解されにくい状況下にある。さらに、漁業の果たしてきた機能などに疑問符をつけ、新たな海域管理のあり方を模索する研究もみられるようになった<sup>(2)</sup>。こうした研究のなかには海外の管理モデルや新たな管理理論を示すものもある一方で、単に他分野の理論を当てはめただけで漁業利用の実態を十分に考慮していない主張やモデルもみられる。

もうひとつは、漁協がレジャー産業をはじめとする観光資本とどのような関係を結んだら漁協や漁業者の利益が実現されるのかというビジネス関係づくりに関わる議論である。漁業者の立場からみれば、それら観光資本とどう関わり合いながら自らの利益を実現して競争力のある漁業を構築するのかという視点が重要であろう。漁業衰退が著しい今、他の利用主体との関係性を通じて漁業の活力を高めていこうという議論は、いっそう重要性が増してくるようと思われる。

そこで本論文では、沿岸域において漁業が観光資本と良好な関係を構築するための条件や課題を明らかにしていきたい。はじめに、これまでに漁業と他の利用主体との良好な関係づくりに関する議論の整理を行う。ついで、事例として、沖縄県恩納村をとりあげる。恩納村は、モズクやウミブドウなどの藻類養殖業をはじめとする漁業が行われていると同時に、数多くのリゾートホテルが沿岸域に立地している。漁業者がリゾートホテルとの関係づくりに向けた積極的な取り組みを行っており、一方でリゾートホテルも漁業者との協力関係を重視するようになったことなどから、漁業と観光資本との良好な関係構築に向けた条件を検討するには最適の事例である。事例分析では、漁業者が果たしている役割や機能などに注目して、漁業が観光資本と良好な関係づくりを構築するための条件解明という論文の目的にアプローチしていきたい。そうすることによ

って、漁業と資本の良好な関係構築の解明だけではなく、関係構築にむけた漁業者のとるべき具体的行動や課題などが明らかになると思われるからである。

## 2. 漁業と他の利用主体とのかかわりをめぐる議論

全体的にみると、漁業の衰退傾向に歯止めがかからない一方で、海洋レジャーの利用は盛んになっている。とくに、大都市周辺やリゾート地周辺では、漁業とレジャー活動の対立が頻発している。しかし、海域利用の対立を解決するユニバーサルなルールがないこと<sup>(3)</sup>、レジャー活動者のマナーが極めて悪いこと、レジャー活動者は不特定多数の非組織者であり交渉の窓口を設定しづらいことなどため、対立解消はなかなか実現していない。そのため、漁業と他の利用との調整や共存に向けた議論が深められてきたわけであるが、議論はおおまかにふたつの論点を含んでいる。

### 1) 海域利用調整に関する議論

第1は、海域利用調整に関する議論である。過去、海域は誰のものか、誰が優先的に利用できるのか、管理者は誰なのかという点が議論されてきた。漁業者が優先的に海域を利用できる根拠については多くの議論があるが、水産物供給機能、生産を通じた漁業対象資源の保全機能、漁業権をはじめとする権利保障といった点などを根拠にあげる例が多い<sup>(4)</sup>。たとえば、漁業が自然維持機能を発揮可能であれば漁業的利用を沿岸域利用の第一義的なものとしてその他の利用が調整されるべきであるという主張が増田洋氏から<sup>(5)</sup>、漁業生産機能の重要性や漁業権の存在、環境保全機能などを根拠にしているという主張が山下東子氏から<sup>(6)</sup>あげられている。さらに近年では、WTOとの絡みから、漁業の有するこれらの機能を公益機能として評価して国内助成措置などを実施していこうという議論もされており<sup>(7)</sup>、漁業は多くの公益的機能を有する産業であるという位置づけがされるようになってきた。

しかし、その一方で、海域利用の多様化、漁業の衰退、海域環境の悪化など背景に、従来までの海域利用体系を見直そうという論調もみられる<sup>(8)</sup>。なかには、漁業権などの既存権利を一度排除し、いちから沿岸域利用のルールづくりが必要であるという論調もみられるようになった<sup>(9)</sup>。

### 2) ビジネスの関係づくり関わる議論

第2は、漁業が他の利用主体や資本とどのような関係を結んだら漁業者の利益が実現されるのかというビジネスの関係づくりに関わる議論である。漁業の衰退傾向に歯止めがかからない現状では、他の利用や資本と関係性を保ちながら、漁業の維持・発展を考えていく視点が必要になる。その際、注目すべき考え方のひとつに「海業」がある。「海業」という言葉に対する統一した定義は未確立ではあるが、「獲って出荷するだけ」の漁業から脱却を図ろうという方向性は共通している。漁業者の利益に資するよう他者との関係をつくっていかうという発想もみられる。



たとえば日高健氏は、朝市・夕市、体験漁業、遊漁案内業をはじめとする漁業者と都市住民との交流活動に焦点を当て、漁協が行う交流活動の意義などを検討している。交流活動は、漁業地域社会システムを維持するなどの意義があるとして、漁協は漁業者がそのような関係を築くことを可能とする活動を行う必要があるとしている<sup>(10)</sup>。また、乾政秀氏は漁業者が行う直販事業の意義を検討している。直販事業を通じて、一般市民と漁業とのふれあいによって水産業に対する消費者の理解の深化や水産物消費の拡大とともに産業自体の支持を生み出すだろうと評価している<sup>(11)</sup>。さらに田坂行男氏は、漁協の直販事業が価格政策や品揃え、企画や演出などに課題が残されていると指摘しながらも、産地買い受け人に対して価格牽制を可能にしたこと、従来の水産物取引にのらなかつた雑魚などの販売が可能になったこと、地産地消を通じた地域活性化策の性格をもっているという点を評価している<sup>(12)</sup>。

さらに、海洋レジャーの人気とともに、漁業者が海洋レジャーに積極的に関わり合いながら利益を得ようとする動きも各地でみられる。たとえば、鹿児島県野間池漁協では漁業者がホエールウォッチングや観光定置網のサービス提供を行いながら収入に結びつけている取り組みがみられる<sup>(13)</sup>、遊漁船業を兼業して漁家経営の補填を図っている漁業者も多い<sup>(14)</sup>。漁業者が海洋レジャーに対応することの意義、都市で観光漁業をすることの意義を検証する研究も多くなっており、「獲って出荷するだけ」の漁業を超えた活動がさまざまな利益を漁業者にもたらしていることが各方面から報告されている。漁業者がレジャー産業と関わっていく際には、海域利用調整をめぐる議論だけではなく、増大を続けるレジャー化の潮流をどのように活かしながら主体的に対応していくのか熟考することが必要である。

以上のように漁業と他の利用主体との関わりをめぐる議論には大まかにふたつの論点がある。今回は海域利用調整に関する議論ではなく、ビジネスの関係づくりに関する議論に焦点をしばり、漁業と観光資本の関係構築に向けた条件や課題の検討を進めていく。

### 3. 沖縄県恩納村における「地先の海」の利用調整への取り組み

恩納村は、沖縄本島の中部に位置している（図1参照）。人口は2003年1万人に到達し、主力産業は観光業と水産業である。観光客が年間250万人以上訪れており、沿岸部に立地する10数軒の大型リゾートホテルには、年間190万人前後の観光客が宿泊している。モズクやウミブドウなどの藻類養殖や観光漁業も盛んである。海域では漁業操業だけでなく、多様なレジャー活動が行われている。

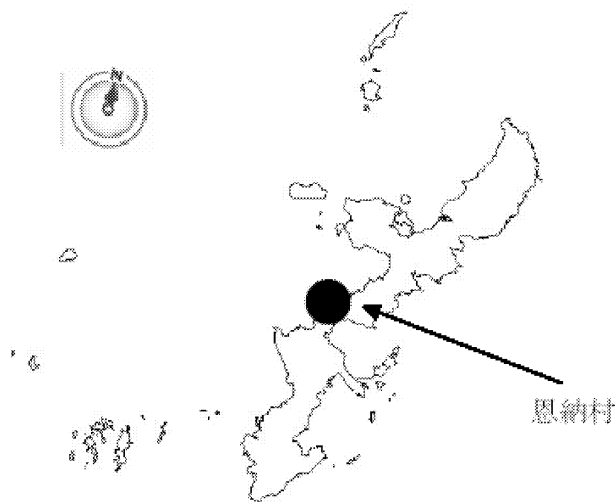


図1 沖縄県恩納村の位置

## 1) 恩納村の沿岸域利用の実態

### (1) 漁業者の利用

#### ① 漁業生産の場としての利用

恩納村漁協は、1970年、漁業を兼業していた恩納村民の一部が参加して設立された漁協である。当初は、一本釣り、タコ漁、素潜り漁などが行われていた（表1参照）。そして1978年、モズク養殖の試験が成功したことを契機に、モズク養殖を手がける漁業者が一気に増加した。2002年現在、正組合員90名、准組合員257名が属しており、漁業者の平均収入は増加傾向にある（表2参照）。モズクやウミブドウなどの藻類養殖を中心にした漁業構造であり、サンゴ礁内で操業する漁業種類が多い（図2参照）。モズク養殖は、恩納村の南部から中部のサンゴ礁内で行われているが、恩納村中部にある屋嘉田潟原はモズク中間育成場やヒトエグサ養殖場、モズク養殖場、シャコガイ地撒式養殖場、建干網漁場、ウニ増殖、タカセガイ中間育成礁設置場など恩納村漁業にとって重要な海域になっている（図3参照）。

表1 営んだ漁業種類別経営体数の推移

年	経営体 実数	敷網	刺網	まき網	釣り	延縄	小型定 置網	採貝	採藻	その他 の漁業	ノリ 養殖	その他 の養殖
1973	88	9	17	0	78	4	1	3	2	17	0	0
1978	98	8	9	0	59	2	2	3	1	71	1	87
1983	149	0	38	0	145	49	5	38	7	107	0	60
1988	121	2	20	1	93	18	5	22	2	55	0	52
1993	94	0	22	0	46	18	1	35	0	69	6	63
1998	92	1	12	0	66	25	1	28	7	46	6	65

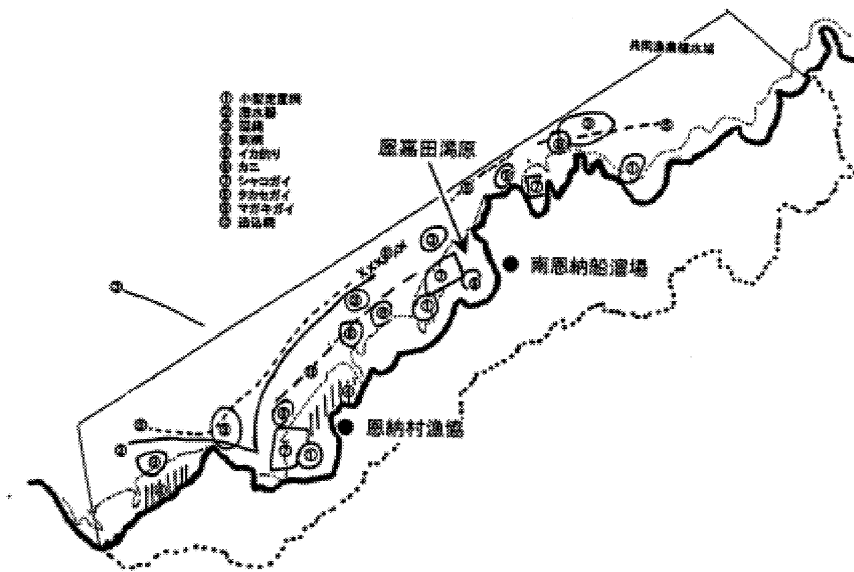
資料：漁業センサス各次版

表2 漁業収入の推移

単位：万円

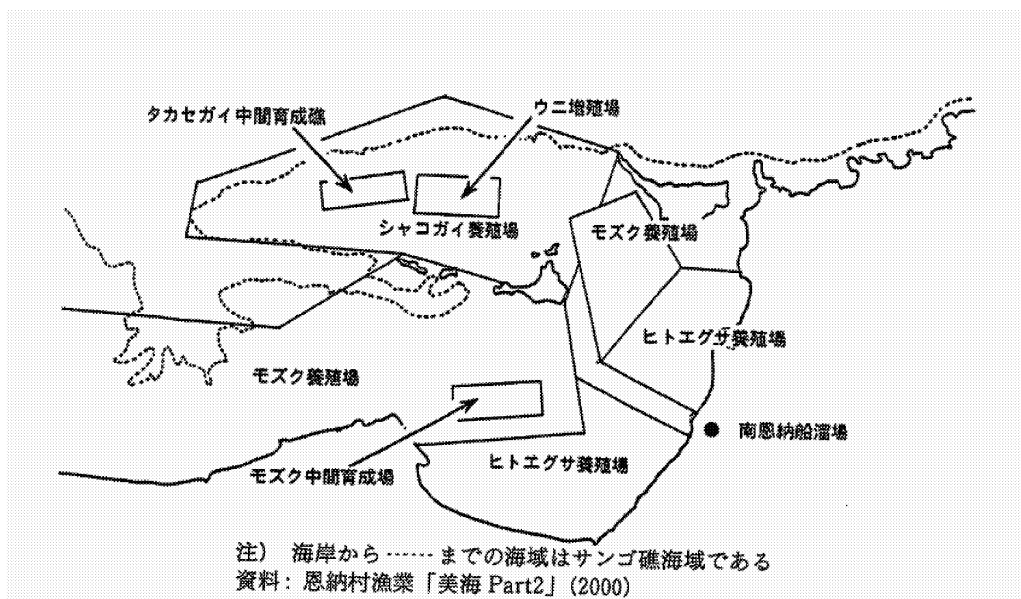
年度	沖縄県平均	恩納村平均
1978	439	64
1983	-	69
1988	356	102
1993	525	228
1998	581	353

資料：漁業センサス



資料：聞き取り調査

図2 恩納村沖海域の漁業利用の実態



資料：恩納村漁業「美海 Part2」(2000)

図3 屋嘉田潟原の利用実態

では、漁業の概要をみてみよう。モズク養殖は1978年から行われており、養殖期間は12月から4月にかけてである。養殖に取り組む漁業者がモズク生産部会を組織して、漁場管理や品質管理、検品体制、養殖技術の向上などに取り組んでいる。1980年にモズク共同加工施設を設置し、一次加工を行って出荷している。また加工業者に委託してパック詰めしたモズクも生産している。当初は、販路の確保にかなりの苦勞を強いられた。東京方面の加工業者との提携、大学の研究機関がモズクのもつさまざまな効果を明らかにしたため、次第に販路が拡大していった。モズクの生産量は増加傾向にあり、2002年は1,350トンの見込みである。ホンモズクは1kgあたり120円～150円、イトモズクは200円程度で出荷されている。

ウミブドウ養殖は、漁協青年部会が中心になって生産技術基盤を確立したものである。1989年から試験養殖が始まり、1994年より販売が開始された。ウミブドウを生産している漁業者は46経営体70名前後であり、漁業者はウミブドウ生産部会を組織している。品質の向上と商品への信頼感を維持するため、3か月ごとにウミブドウ生産部会が品質管理や検品体制のチェックを行っており、管理が不十分な漁業者はウミブドウ生産からはずされることもある。ウミブドウを生産するための陸上施設には限りがあり、収入の少ない漁業者を優先している。収穫を漁業者婦人が担当しており、ウミブドウ養殖に果たす女性の役割は大きい。ウミブドウは「恩納村の特産品」という商品イメージが定着しており、地元のリゾートホテルにも出荷し、観光客からも好評を得ている。漁協では年間80トン前後の生産量を目標にしており、施設の拡充を今後も行っていく予定である。

採貝漁業では、マガキガイ、サザエ、タカセガイ、シャコガイを中心に漁獲しており、種苗放流も積極的に行われている。放流事業を継続した結果、資源状態が好転し、漁獲量が全体的に増加しているため価格は下落している。

潜水器漁業を行っている漁業者は10名程度であり、専業で魚価の高い高級魚を漁獲している。兼業で潜水器漁業をしていた漁業者は他の漁業種類へ転換した。潜水器漁業にたずさわる漁業者が減ったにも関わらず水揚量は変化していないため、1人あたりの漁獲量は増加している。

一本釣りやイカ釣りは、かつて沖合で操業していたが、最近では沿岸およびパヤオ周辺が中心になっている。浮き延縄漁業は高齢者を中心に主にシイラを漁獲しているが、魚価が安いので収入は低い。

小型定置網、建干網、刺網、追込網、カニ網などは、共同漁業権内で操業している。ただ、いずれも規模が小さく、藻類養殖へ転換した漁業者もいる。

このように恩納村では多様な漁業が行われているが、その中心は藻類養殖である。藻類養殖業の生産量は増加傾向にあり、水揚量全体の95%を占めている。藻類生産金額は3億円に達しており、生産金額全体の90%を占めている（図4、5参照）。販売の際に漁協へ支払う手数料は5%に設定されており、約1,650万円に達している。

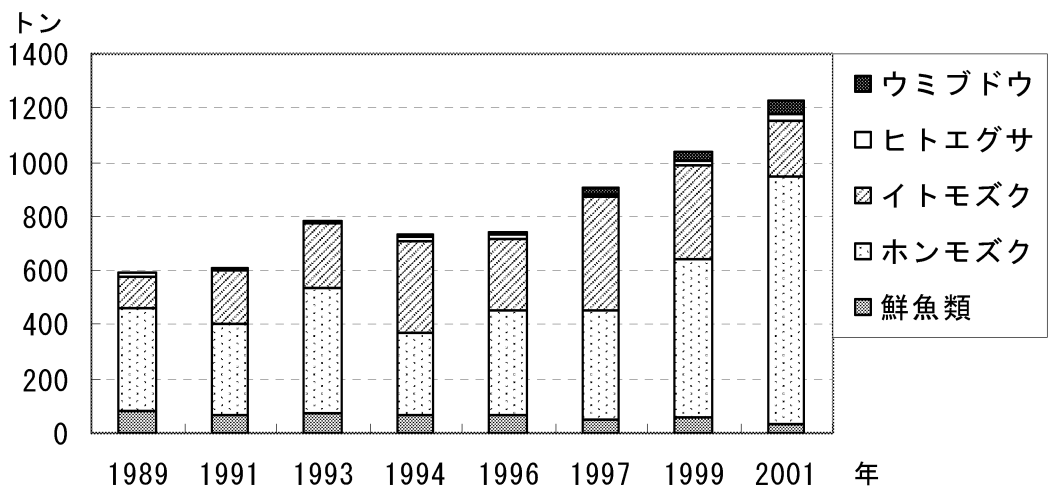


図4 恩納村における漁業生産量の推移  
資料：恩納村漁協業務報告書

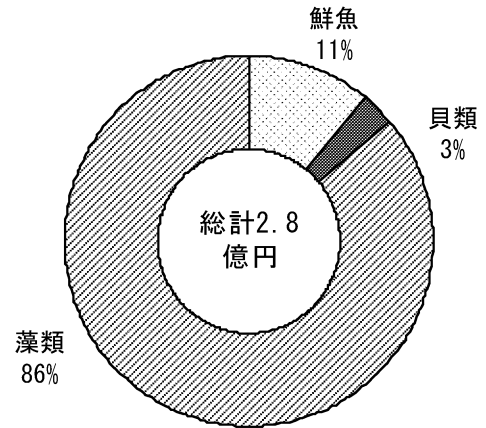


図5 恩納村漁協の受託販売額のうちわけ (2001年)  
資料：恩納村漁協業務報告書

② 観光漁業の場としての利用

さらに、漁業者は海域を観光漁業の場としても利用している。観光漁業が本格的に始まったのは、1975年の沖縄海洋博覧会以降のことである。後述のように、リゾート産業の進出にともない、海域利用をめぐるトラブルが発生した。しかし、資源を獲るだけの漁業では経営が難しいこと、漁業生産からの賦課金だけでは漁協経営が成り立っていないことから、遊漁船業、ダイビング案内、グラスボートなどの観光漁業を積極的に行うようになった。

そして、1997年、観光漁業部会が設立され、恩納村商工会と連携して体験学習への対応を行っている。約30名の漁業者が観光へ関わっている。遊漁船は沖合のパヤオを利用して行われている。週末は県内客の予約でほぼいっぱい状態である。ダイビングについては、漁業者が案内していること、漁業操業に配慮しながら案内を行っていることなどのため、明確にダイビングスポットを決めていないにも拘わらず海域利用をめぐるトラブルは生じていない。

観光漁業への対応期間は、4月～10月であり、7月～9月がピーク期にあたる。7月～8月は家族連れが中心、9月は学生が中心である。漁協を通じてリゾートホテルと専属契約している漁業者もおり、リゾートホテルとの関係が重視されている。観光漁業は漁業者に全体で年間7,000万円近い収入をもたらしている。年間100万円～300万円の収入を得る漁業者もおり、年間収入の3分の1を観光漁業から得る漁業者もいる。藻類養殖と観光からの収入を合わせると、500万円～800万円近い収入になる。観光漁業は漁業経営の安定化の手段として位置づけられている。

## 2) リゾートホテルの利用

恩納村は、もともと沖縄県内の行楽地であった。海水浴が中心であり海域利用をめぐるトラブルは少なかった。しかし、1975年の沖縄海洋博覧会の開催を契機に、本格的なリゾート開発が始まった(表3参照)。2003年現在、10軒以上の大型リゾートホテルが稼働しており、ホテル宿泊客は190万人を越えている。ホテルの稼働率をみると、ピーク期の6月～9月は80%前後、オフ期の12月～1月は50%前後である。全体的には、宿泊客数は増加、ホテル稼働率も1995年に底を打ちその後上昇傾向にある。

表3 恩納村におけるリゾートホテル開業の経緯

開業年	ホテル名
1974	ホテルみゆきビーチ
1975	ホテルムーンビーチ
1983	万座ビーチホテル
1987	サンマリーナホテル かりゆしビーチリゾート
1988	ルネッサンスリゾートオキナワ
1990	恩納マリンビューパレス プリンスプラージュ沖縄
1991	サンセットヒルリゾート
1993	リザンシーパーク谷茶ベイ

資料：恩納村町勢要覧

リゾートホテルは、なかば囲い込んだビーチや地先の海を利用して、ウィンドサーフィン、カヌー、グラスボート、クルージング、シュノーケリング、シーカヤック、ドラゴンボート、パラセーリングなどをホテル宿泊客へ提供している。地先の海はリゾートホテルの存立基盤になっており、観光的観点からの美しい浜や地先の海を維持するために、ホテルは清掃などを徹底している。人工海浜やサンゴ礁の造成、航路確保を目的にサンゴ礁を浚渫するなどして「観光客にみせる」ための演出を行っている。また、漁協を仲介して漁業者と遊漁船の備船契約をしたり、ダイビングスポットまで漁業者の船を利用したりするなどして、漁業者との関係を良好なものに保とうという努力もなされている。

また、近年では、マリンスポーツなどの活動的なメニューだけではなく、タラソテラピーやエステ施設などを完備して本格的な癒しの時間を提供するホテルもある。また、海や山などの自然

を体験する体験型ツーリズムをリゾートメニューに加えるホテルもみられる。「地先の海」は、マリンスポーツの場としてだけでなく、癒しや体験の場としても利用されている。

## （２）漁業者とリゾートホテルの対立

恩納村では 1975 年以降、リゾート開発が本格的にはじまったが、リゾート進出にともなって漁業者との間に数々のトラブルが発生してきた。そのトラブルは、ふたつに大別できる。

ひとつは、海域利用をめぐる直接的なトラブルである。たとえば、素潜り漁業者の存在を知らずにそのうえを水上バイクなどで高速航行する、漁業操業中の漁船の近くを水上バイクなどで横切る危険行為、漁具の上を水上バイクなどで通過して漁具を破損するなどがあげられる。

ふたつめは、漁場喪失の危機感が生んだ対立である。これについては上田不二夫氏<sup>(15)</sup>が詳しい。それによると、「リゾートホテルの建設に伴って、漁場が狭められる危機感が漁業者に広まり、1984 年の組合総会で『漁協育成賛助金』の支払いを求める決議が採択され、1985 年にリゾートホテル側にその旨が伝えられた。その際、漁場を失う見返りではあるが、一時的な補償金ではなく漁業を将来にわたって振興する漁協育成金といった性格の金額を毎年支払うことをリゾートホテル側に求めたため、交渉は難航した。交渉は長引き、1986 年 2 月、漁業者は海上でデモを敢行した。シーズンオフの時期に、『釣り大会』を名目にした抗議デモは、漁船 9 隻、漁業者 41 名という漁協あげての闘いであったという。村長が調停に乗り出し、1986 年 10 月には、和解案である年間 600 万円の漁業振興助成金（賛助金）を支払うことで双方が受け入れ、解決をみた。」と記されている。

リゾート開発が始まってから約 10 年間は「地先の海」の利用をめぐる対立の時代であった。難航こそしたものの、漁協は進出を続けるリゾートホテルから継続的な賛助金を引き出すことに成功した。現在では、毎年、総額 1,000 万円以上の賛助金がリゾートホテルから漁協へ支払われている。

## （３）漁業者の機能と役割

進出した観光資本から補償金を引き出す例は各地でみられ珍しいことではない。恩納村の事例がそれらと異なるのは、賛助金への依存体質の定着にあらかじめ危機感を抱いていた点にある。漁協は、賛助金への依存体質によって営漁意欲が減退しないように、地域漁業活性化計画書のなかに漁業者の果たすべき役割や機能などを盛りこんだ。そして、賛助金を漁場環境保全にむけた活動資金、モズク養殖やウミブドウ養殖といった新たな漁業種目の開発資金などに活用していったのである。

2000 年度に策定されたもっとも新しい地域漁業活性化計画書「美海 Part 2」では、漁業生産活動に関する事柄以外にも、漁場の保全や地域との連携が重視されている。漁場の保全については、漁場の保全意識の高揚、赤土汚染への対応、海洋汚染の監視、オニヒトデの駆除といった点

があげられている。地域との連携については、地域漁業への理解推進、資源管理への理解推進、地域産業との協調推進といった点があげられている。これらに基づいて漁業者は、次のような機能や役割を發揮している。

### ①地場産品の供給

第1は、地場産品の供給である。モズクやウミブドウ、ヒトエグサは恩納村の特産品であるが、これらをリゾートホテルは地元色を反映させるために食材として積極的に用い、さらに土産物としても販売している。とくにヒトエグサの袋詰めや佃煮などの藻類加工品のほとんどがリゾートホテルを通じて販売・消費されている。地元色の強い水産物や水産加工品に対する観光客からの評判も良く、リゾートホテルへの水産物・水産物加工品の出荷額は年間6,000万円近くに達している。恩納村漁協の受託販売金額は約2.8億円であることから、リゾートホテルが販路として非常に重要であることが分かる。さらに、ホテル側から鮮魚の供給も打診されるようになり、2003年3月頃までに村の援助を受けて蓄養施設を建設し、ホテルへ鮮魚を出荷する予定になっている。

恩納村漁業はリゾートホテルの水産物消費機能が欠かせず、リゾートホテルも恩納村漁業の地場産品供給機能が欠かせないという利益共有関係にある。

### ②サンゴ礁海域の保全

第2は、サンゴ礁海域の保全活動である。恩納村海域は、サンゴ礁が広がっている。サンゴ礁は、多種多様な生物を共存させる機能、環境浄化の場としての機能、美しい景観が有する機能、教育研究の場としての機能、地球環境変動の指標としての機能など多様な機能を有している<sup>(16)</sup>。同時に漁業者にとってサンゴ礁はモズク養殖、タコや貝類の採取など重要な漁場である。さらに、リゾートホテルにとっても、サンゴ礁が演出する美しい海は最大の目玉商品であり、利益を生み出す場である。レジャー客にとってもダイビングをはじめとする格好のレジャー活動の場である。このようなサンゴ礁を目的に人々が来村すれば、飲食店などの利用も発生してサービス業にもいくらかの利益が生じる。サンゴ礁の保全を進めることは、さまざまな主体の利益にかなうことなのである。

ただ、沖縄では、その地質的特性から、陸域の開発を行えば必ずといっていいほど赤土の流出が発生する。とくに、重要な漁場である屋嘉田潟原に赤土が流出し、ヒトエグサやモズクの養殖に大きな被害を及ぼしたことから、漁業振興保全区域に指定して漁場としての重要性を訴えた。そのため、1991年、恩納村単独で屋嘉田潟原環境調査を実施、1992年から1996年にかけて沖縄県が赤土汚染漁場機能回復事業を実施した結果、屋嘉田潟原の環境が改善され、屋嘉田潟原の南側海域はヒトエグサ養殖場として使用されるようになった<sup>(17)</sup>。漁業者は、陸域開発時には赤土流出の実態をチェックして、サンゴに悪影響がでないように監視活動をしている。このほかに、サンゴの生育に悪影響を及ぼすオニヒトデの継続的な駆除活動、リゾートホテルの建設時に



排水基準に関する協定を締結して定期的に排水をチェックする、パヤオの設置や種苗放流を通じて資源増殖と持続的利用を図るといった取り組みを行っており、漁業者が環境保全に果たす役割は少なくない。

もちろん、こういったサンゴ礁海域の保全活動はリゾートホテルからの賛助金が入る以前も行われていたが、賛助金が入ることによってその活動がより活発・大規模なものへと拡大している。こうした漁業者の活動は、リゾートホテルの利益にも合致する行動であり、リゾートホテルからも海域保全の担い手として認知されるようになった<sup>(18)</sup>。

### ③ レジャー事業への参加

第3は、レジャー事業への参加である。藻類養殖業の閑散期である夏季を中心に、遊漁船業、ダイビング案内、グラスボートなどの観光漁業を兼業する漁業者も多い。遊漁船業やダイビング案内を行うには、海に関する豊富な知識が必要になる。漁業者は、日常の操業を通じて海に関する知識を豊富に蓄積しており、これらの知識を利用してレジャーサービスを行っている。漁協とリゾートホテルは「釣り船やダイビング案内、グラスボートを利用する場合には、漁業者の船を優先的に利用する」という協定を結んでおり、夏季、リゾートホテルに雇用される漁業者もいる。漁協へは2%の手数料が入ることになっており、遊漁船業全体からの手数料収入は年間300万円～400万円になる。

一方、リゾートホテルにとっても海に熟知した漁業者を雇用することによって、海に関する教育を行う時間とコストを削減できる。さらに、こうした漁業者は漁業操業海域を熟知しているため、漁業操業と競合する海域での活動は慎重であり、結果として漁業者との対立を回避できる。漁業者を雇用する際の一番の問題点は、接客業になれていない漁業者をどう教育するのかという点であった。漁業者を社員と同等と見なして教育を行っているリゾートホテルもあり、漁業者の接客対応はかなり向上している。

### (4) 双方が利益を実現

漁協はリゾートホテルから年間1,000万円を越える賛助金を獲得し、それをもとに様々な指導事業を展開している。さらに、リゾートホテルとビジネス関係を構築することによって、地場産品の供給、レジャー事業への参加が実現し、漁業者や漁協の収入へと結びついている。そして、その利益の一部とホテルからの賛助金が新たな漁業開発資金として活用している。また、リゾートホテルからの賛助金によってサンゴ礁海域の保全活動が活発化し、漁場の保全がすすめられている。このようにして漁業者の収入は増加傾向にあり、毎年のように新規漁業者を確保している。恩納村の漁業はリゾートホテルとのビジネス関係と賛助金を通じて、利益の獲得、漁場の保全、新規漁業者の確保が実現され、漁業者生活の向上が期待できる。

一方で、リゾートホテル側も、漁協へ賛助金を支払うことによって漁業者と良好な関係をつく

ることができ、漁場である海域をリゾート活動の場として円滑に利用できる。さらに、漁協や漁業者が地場産品の供給や海域保全などの機能・役割を発揮することによって、海域利用をめぐるトラブルの減少、レジャー活動の場であるサンゴ礁海域の保全、海を熟知した労働力の確保という利益が発生している。

このように、漁協・漁業者とリゾートホテルは双方に利益が発生するという関係にある。

### 3. まとめ

我が国の漁業の活力低下は著しいことは周知の通りである。儲かる漁業をいかに形成するのかがという点が課題のひとつになっている。その際の選択肢のひとつとして、レジャー活動や観光資本などと関わり合いながら漁業者の利益を実現することも有効であることが恩納村の事例から明らかになった。

全国各地の漁業地域をみると、その地域内に観光資本が存在している場合が多々ある。しかし、その関係がうまくいっているのかという疑問符が付く場合が多々ある。良好な関係づくりがうまくいかない原因には、海域利用をめぐる対立以外にも様々な要因がある。

漁業者側の原因を挙げると、第1に、こうした観光資本からの水産物ニーズへ安定的に応えられないという点がある。観光資本が地元の魚介類を利用しようと思っても安定供給されないために利用できず、水産物需給を通じた関係づくりが進まない場合もある。第2に、補償金や協力金の使用方法があげられる。多くの場合、漁家経営が厳しい現状からどうしても目先の利益確保に走りがちで、それらのお金を漁業者個人へ分配してしまう。漁家は一時的に潤うが、観光資本との関係づくりを通じた漁業振興という点においては何ら効果はない。第3に、漁協が観光資本との関係づくりに向けた役割を果たすことがなかなか出来ないという点も挙げられる。漁業生産への対応で手一杯になってしまい、観光資本との関係づくりを通じて漁業をどう立て直していくのかという点を考える余裕がない場合が多い。

これに対して、恩納村の場合リゾートホテルへ水産物を安定供給することを目的に村の支援を受けて畜養施設を整備するなど、観光資本のニーズへ積極的に対応して漁業者の利益を実現しようと努力している。また、賛助金を漁業者個人へ分配するのではなく、生産活動や漁場保全といった漁業生産の拡大、リゾートホテルからのニーズに応えられるような使用方法を考えて選択している。そして、賛助金の有効活用、漁場環境の保全、観光資本との交渉などに漁協が積極的な姿勢で臨み、リゾートホテルと良好な関係づくりに向けて努力している。

漁協・漁業者側は、海域利用に関するコンフリクトを多少黙認してでも、リゾートホテルと良好な関係を築くことによって年間1,000万円前後の賛助金を獲得でき、さらには年間6,000万円にも達する水産物の大口販路先を確保できるという利益が生じる。リゾートホテル側も、賛助金を漁協に支払う必要はあるものの（その賛助金の額の多少については議論がある<sup>(19)</sup>）、漁場になっている海域を円滑に利用できること、宿泊客に喜ばれる地場産品の安定供給を受けられること

などの利益がある。漁協・漁業者とリゾートホテル，双方にデメリットはあるが，それ以上のメリットがあるため関係づくりが進展しているのである。

つまり，漁業と観光資本の良好な関係を作り上げていくためには，利益共有の関係をどうつくるのか，という点が条件になる。こうした利益共有関係をつくるためには，漁業者側には，観光資本からの賛助金に頼り切りになるのではなく，その賛助金を活用して漁業生産を振興させ，観光資本からのニーズに応える努力がもとめられる。

ただ，その一方で，観光資本への販路にあまりにも頼りすぎるのは危険が伴う。観光資本が潰れたら漁業も潰れる，という状況になりかねない。観光資本へのニーズに積極的に応えるのと同時に，観光資本だけに依存せず自立性をどう確保するのかというバランスが課題になるものと思われる。

### 【追記】

本論は，文部省科学研究費「海のツーリズムと漁村社会～人と海と地域振興～」(研究代表者：山尾政博)，「漁村の多面的機能と Ecosystem Based Co-Management」(研究代表者：山尾政博)の研究成果の一部である。

### 【注】

(1) 海域利用調整に関する研究や議論については，個人研究はもとより，シンポジウムのテーマとしても設定されてきた。1992年「沿岸域の多面的利用」(漁業経済学会)，1994年「漁場利用の再検討」(漁業経済学会)，1999年「海のツーリズムと漁業」(地域漁業学会)，2002年「21世紀における沿岸域の課題」などがある。

(2) 敷田麻実「利用特性モデルに基づく沿岸域管理の二重構造の必要性に関する研究」『日本沿岸域学会論文集』(日本沿岸域学会，第12巻，2000，p.27～38)，敷田麻実「漁業の変遷と今後の沿岸域利用」『地域漁業研究』(地域漁業学会，第41巻第3号，2001，p.1～16)，敷田麻実「地域の沿岸管理を実現するためのモデルに関する研究」『日本沿岸域学会論文集』(日本沿岸域学会，第15巻，2003，p.25～36)などがある。

(3) 敷田麻実「漁業の変遷と今後の沿岸域利用」『地域漁業研究』(地域漁業学会，第41巻第3号，2001，p.1～16)

(4) たとえば，漁業が自然維持機能を発揮可能であれば漁業的利用を沿岸域利用の第一義的なものとしてその他の利用が調整されるべきであるという主張が増田洋「沿岸域の多面的利用とその性格」『漁業経済研究』(漁業経済学会，第37巻第3号，1992年，p.17～23)，漁業生産機能の重要性や漁業権の存在，環境保全機能などを根拠にしているという主張が山下東子「沿岸域の多面的利用」『漁業経済研究』(漁業経済学会，第37巻第3号，1992年，p.154)からあげられている。なお，近年，漁業の有するこれらの機能を公益機能として評価しようという議論も進んでいる。全漁連『公益機能評価等検討委員会(中間報告)』2002年などに詳しい。

(5) 増田洋「沿岸域の多面的利用とその性格」『漁業経済研究』(漁業経済学会，第37巻第3号，1992年，p.17～23)を参照していただきたい。

(6) 島秀典・濱田英嗣「沿岸域の多面的利用」『漁業経済研究』(漁業経済学会，第37巻第3号，1992年，p.154)を参照していただきたい。

(7) 全漁連『公益機能評価等検討委員会（中間報告）』（2002年）などに詳しい。

(8) たとえば、敷田麻実「漁業の変遷と今後の沿岸域利用」『地域漁業研究』（地域漁業学会，第41巻第3号，2001年6月，p.1～17）や敷田麻実・横内憲久「今後の日本の沿岸域管理に関する研究」『日本沿岸域学会論文集』（日本沿岸域学会，第14号，2001年，p.1～12）では，漁業などの同質の利用者による沿岸域管理に変わるシステムがないことが多くの問題を招いていると指摘している。また，日本沿岸域学会では2000年アピールとして「沿岸域の持続的な利用と環境保全のための提言」をまとめ，沿岸域の総合管理システムの実現にむけた提言を行っている。ただ，その内容は，手法的・理念的議論が中心であり，沿岸域利用の中心的な利用者である漁業の利用をどう扱うのかなど具体的な点は明確な部分も多い。

(9) 地域漁業学会第44回大会にて，敷田から，漁業権などを一度廃止し，いちから海域管理を考えることも必要であろうという趣旨の報告があった。

(10) 日高健『都市と漁業』（成山堂，p.71～93，p.140～158，2002）を参照した。

(11) 乾政秀「お魚センター（直販施設）の現代的意義」『地域漁業研究』（地域漁業学会，第37巻第1号，p.85～98，1996）を参照した。

(12) 田坂行男「漁協の直販小売り事業への取り組みとそのあり方をめぐって」『地域漁業研究』（地域漁業学会，第37巻第1号，p.127～138，1996）

(13) 鳥居享司・山尾政博「海域利用調整と漁業」『地域漁業研究』（地域漁業研究，第38巻第3号，1998，p.145～161），中原尚知・婁小波・松田恵明「観光漁業の社会的効用」『地域漁業研究』（地域漁業学会，第39巻第2号，1999，p.245～264）

(14) 全国遊漁船業協会『遊漁船業漁村定着化事業報告書（各年度版）』，同『遊漁船業活性化推進事業（各年度版）』

(15) 恩納村における漁業とリゾートの対立問題については，上田不二夫氏が同「宮古島ダイビング事件と水産振興」『沖縄大学経済論集』（沖縄大学，第19巻第1号，p.57～63，1996）のなかで恩納村の事例を挙げて詳しく述べている。

(16) 土屋誠「サンゴ礁からの警告」『日本サンゴ礁学会誌』（第1号，p.27～29，1999），土屋誠・屋比久壮実・植田正恵「サンゴ礁は異常事態」（沖縄マリン出版，1999年）を参照した。

(17) 恩納村漁協「美海」（1994）および「美海 Part2」（2000）を参照した。

(18) もちろん，はじめから漁業者が海域保全の担い手として住民から認知されていたわけではない。家中茂氏によると「赤土流出被害が漁業生産へはじめて及んだのは1978年のことであり，1983年に村が漁協に工事の開始と終了を知らせるといったごく簡単な協定を結んだ。しかし1985年，土地改良事業による赤土流出被害がひどかったため，村に漁業補償金を要求した。土地改良区が補償金を支払うことになったが，村民から不評をかい，漁業者は補償金目当てにモズク養殖をやっているのではないかという嫌疑をかけられた。そのため，漁協は漁業者の社会的地位の向上を目的のひとつにした営漁計画を立て，赤土被害防止に関する具体的な活動を策定していた。この活動の継続を通じて，環境保全の担い手として漁業者の立場が向上していった。」という過程を経て現在があるとしている。詳しくは，家中茂「地域環境問題における公論形成の場の創出過程」『村落社会研究』（日本村落研究学会，第13号，2001，p.9～20）を参照されたい。

(19) たとえば，上田不二夫氏（沖縄大学）はリゾートホテルからの賛助金は非常に安く，妥当な金額ではないとしている。地域漁業学会（徳島大会・2003年）における質疑より。

## 第7章 水産業・漁村の多面的機能と教育 －「ぎょしょく」教育プログラムの実践をもとに－

愛媛大学 若林 良和

### 1. はじめに

昨今、書店では、「食育」をキーワードとした入門書や実践ハンドブックが平積みされ、また、関連の雑誌も何冊も並べられ、さながら、食育ブームの感がある。他方、「多面的機能」、とりわけ、「水産業・漁村の多面的機能」を扱った書籍は極めて限られている。流行・ブームの問題は別として、「多面的機能」に関する議論や検討がもっと積極的に行われて良いと考えるのは、筆者一人ではないだろう。

さて、本稿は、その多面的機能を教育との関連性のなかで、とりわけ、食育活動を通して多面的機能の重要性を検討しようとするものである。食育活動のうち、水産分野における食育活動の実践を取り上げ、「水産業・漁村の多面的機能」との関係について考察する。筆者らは、魚・水産版の食育に関する概念として「ぎょしょく教育」という用語を提示し、その総合的なプログラムを構築するために実践活動を推進している。本稿では、この「ぎょしょく教育」プログラムの実践活動をもとに、「水産業・漁村の多面的機能」の重要性を例証したい。

本稿の構成は以下のとおりである。まず、「水産業・漁村の多面的機能」と「食育」に関して、「ぎょしょく教育」プログラムの実践活動に向けて不可欠な部分について概括する。その上で、「ぎょしょく教育」の発想に至った現状や根拠、視点を略述し、そのコンセプトや具体的な内容、目標を例示する。そして、「ぎょしょく教育」の実践活動（講義～調理～試食）を報告し、その効果と方途を検討する。最後に、これらの概括・例示・検討を踏まえて、水産業・漁村の多面的機能と教育の関係について考察する。

### 2. 水産業・漁村の多面的機能

#### 1) 経過

2004年8月、日本学術会議より農水大臣に「地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価について」と題する答申が行われた。これは2003年10月の農水大臣から日本学術会議への諮問にもとづくもので、本研究課題のベースとなる答申書である。水産業・漁村の多面的機能とは、水産物を供給するという本来の機能以外の多面にわたる機能を言い、具体的には、食料・資源の供給、自然環境の保全、地域社会の形成と維持、国民の生命財産の保全、居住や交流などの「場」の提供という、5つの役割があり、それらの役割には3～4の機能が設定されて合計17の機能がある。

本稿の主題である教育との関連で多面的機能を検討する際に重要な役割は、第3の「地域社会

を形成し維持する役割」と、第5の「居住や交流などの「場」を提供する役割」である。まず、その概要を本稿の趣旨に沿って整理しておきたい。

## 2) 地域社会を形成し維持する役割

「地域社会を形成し維持する役割」であるが、水産業は、言うまでもなく、漁村地域の生活や文化などあらゆる側面で漁村地域社会の形成と維持の基盤となっている。そして、相互扶助と共同性を原理とする地域システムを持つ漁村には、「所得と雇用を創出し維持する機能」、「文化を継承し創造する機能」、「海と水産業に係わる機能を総合化して起業化を促進する機能」の3つの機能がある。

そのうち、「文化を継承し創造する機能」では、歴史的に漁業者は、海面と内水面の利用を通して、それらの環境認知と民俗知識を蓄積して民俗的技能を涵養し、多様な伝統的漁法と漁具を発達させた。それに、水産物に関する多様な生活技術も発達させた。その代表例が魚食文化であり、魚の生食のほか、様々な調理・加工法がみられる。歴史的に典型的なものに「すし」があり、地域に根づいた独自の「郷土料理」、近年、漁業者が漁船上で用いた調理法に「漁師料理」も注目されている。これらは漁村地域住民のアイデンティティの形成に役立ち、地域資源・観光資源客にもなっている。

漁業者は海洋と漁撈に関する特有の信仰を保持している。海のかなたや海の底から神や祖霊がやって来ると考えられ、竜神や恵比寿、船霊、住吉、金刀比羅などの民俗信仰による行事が行われている。これらの信仰に関連して、漁業者は、航海安全と大量を祈願し祝う多様な民俗行事や、大漁節など民俗芸能も伝承されてきた。こうした行事や芸能は地域活性化のための貴重な地域資源になっている。こうした伝統文化を継承し創造しているのは漁業者とその家族であり、日本文化の一翼を担い、日本文化の多様性に貢献している。

## 3) 居住や交流などの「場」を提供する役割

「居住や交流などの「場」を提供する役割」であるが、漁村は海とその海洋資源に恵まれていることから、都市住民にとって様々な魅力が存在する。漁村には、「空間を整備し、保養・交流・教育などに「場」を提供する機能」、「国土の荒廃を防ぎ保全する機能」、「沿岸域・沿海域の景観を保全し観光に貢献する機能」がある。

それらのうち、「空間を整備し、保養・交流・教育などに「場」を提供する機能」では、水産業・漁村は児童や生徒に対する教育、社会人に対する啓発の「場」を提供している。

まず、学校教育のうち、義務教育の教科内容として、水産業と漁村のことが教えられるが、容量的に極めて限られている。海水浴や潮干狩り、釣りなどの経験を持つ児童にとって、海は身近な存在であるが、水産業と漁村の内容との間に乖離がみられる。したがって、それらを一体化して総合的に理解させる学習が重要となる。総合的な学習や修学旅行など様々な機会に、自然環境

と海洋生物に関する学習や、食料としての水産物の意義と価値に関する学習では、学習者自らの観察や体験が効果的である。児童や生徒が実際に漁村を訪問し、漁村特有の社会や文化を学び、日本古来の食文化である魚食文化を学んで体験したりする取り組みが近年、増加している。水産業や漁村はこうした「学習の場」として果たす機能は極めて大きい。

それから、社会人に対する啓発があげられる。社会人は、安心して安全な食料の安定的な供給、食料の質や味といった嗜好的な価値などに関心を持っている。とりわけ、水産物の鮮度、漁場などの生産環境、生産地から消費地までの流通に対する関心は強く厳しい。それで、水産物が健康の維持と増進に優れた効果を持つこととともに、これらの現況に関する情報を積極的に開示し発信することで、消費者の水産業と水産物への信頼をより多く確保できる。

こうした教育や啓発は試験研究機関や水族館、企業に限らず、漁村では漁業者や漁協も担え、地域住民と行政が一体化して、地域全体で教育機能を発揮できる。

### 3. 食育とその活動

#### 1) 背景

経済情勢や社会構造、生活文化がめまぐるしく変化し、食品の流通・消費における利便性や快適性が向上するなか、食の重要性が看過され、必ずしも望ましい食生活が実現されていない現況にある。食の外部化や簡略化、日本型食生活の崩壊、旬の希薄化、伝統的な食文化の喪失、欠食や個食など食生活の乱れ、生活習慣病の増加、過度な痩身志向などの国民の生活や健康問題、産地偽装や BSE など食品の安心・安全に関する問題、輸出品との競合、食料自給率の低下など食の海外依存の問題、食品廃棄や食べ残し増加の問題、環境への負荷の増大などの諸問題が生起している。

食をめぐる環境が大きく変化するなかで、食への意識を高め、自然の恩恵や、食に関与する人々の諸活動への理解を深めつつ、食に関する確かな情報に基づいて、適切な判断を行う能力を身に付けることが求められている。そして、食べることや食料供給に対する関心を高め、食に関する考え方や食生活のあり方を問い直し、心身の健康を増進する健全な食生活や、より望ましい食品流通を実現することが多方面で認識されるようになった。

#### 2) 経過

このような状況下、国民の健康や生活、社会福祉制度の水準を維持し、地域や産業を振興し安定的な成長を進める上で、国として食に関わる課題の解決を図るために、食料供給や食生活に注目し総合的な政策が重要であり、総合的で積極的に取り組む必要があると認識された。2000年3月に閣議決定された「食生活指針の推進について」に続き、2005年7月には食育基本法が施行された。これを受けて、2006年3月に食育基本計画が策定され、家庭や学校・保育所、地域等を中心に、国民運動として、食育の推進に取り組んでいくことになった。現在、内閣府に食育推進会

議が設置され、厚生労働省、農林水産省、文部科学省の関係省庁で、食に関わる多様な取り組みが展開されている。そして、地方自治体においても、食育基本計画の作成や食育推進会議の設置が進められている。食料供給に関わる業界団体や学校、消費者など多方面において、食生活への注目と問題解決に向けた検討や試みが一層、活発化している。食育推進の流れが一気に加速しているなかで、各省庁や学校現場、企業などの実施主体によって、それぞれの食育に対する捉え方や期待される効果などに格差や相違が存在する現状にある。

これまで実践されてきた、第1次産業における食育活動を鳥瞰してみると、「農作業体験」・「食農教育」・「都市と農村の交流」・「地元産野菜の学校給食への供給」などのキーワードや実践事例が多く確認され、現状では、農業分野が先行している。それに比して、水産業分野の取り組みは残念ながら限定的である。水産業においても、地域水産業の振興や魅力の再発見、地産地消の推進、魚食普及などが課題とされている。また、実際の食育活動では、バランスの良い食生活や学習内容を考慮すると、水産業や水産製品への注目・活用は重要である。

### 3) 内容

食育とは、食育基本法の前文で、「知育、徳育、体育の基礎となるべきものであるとともに、様々な経験を通して「食」に関する知識と「食」を選択できる力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」と規定している。

本稿の趣旨からすると、食育基本法の基本政策7項目のうち、第5の「生産者と消費者との交流の促進」、第6の「食文化の継承のための活動の支援」が関連してくる。

まず、「生産者と消費者との交流の促進」は、食育基本法第23条に規定されている。都市と農山漁村の共生・対流を進めて、食に関する交流をもとに生産者と消費者の信頼関係を構築して、食料資源の有効な利用促進、食に対する国民の理解と関心の増進を図る必要がある。それで、食品の安全性確保、地域・農林水産業の活性化、食文化の継承、環境との調和を念頭に置いた食料の生産と消費が推進され、食料自給率の向上にも連動していく。そのために、「農林水産物の生産、食品の製造、流通等における体験活動の促進、農林水産物の生産された地域内の学校給食等における利用その他のその地域内における消費の促進、創意工夫を生かした食品廃棄物の発生の抑制及び再生利用等必要な施策を講ずる」ことになっている。

それから、「食文化の継承のための活動の支援」は、食育基本法第24条に規定されている。豊かな自然のなかで育まれた、地域独自の味覚や、文化の香りにあふれた多様な食が失われる危機にあることから、地域の「伝統的な行事や作法と結びついた食文化、地域の特色ある食文化等我が国の伝統のある優れた食文化の継承を推進するため、これらに関する啓発及び知識の普及その他の必要な施策を講ずる」ことになっている。

## 4. 魚をめぐる子供たちの食環境



## 1) 若年層にみられる「魚離れ」

戦後、日本人の食生活は大きく変化し、水産分野においては、「魚離れ」に歯止めがかからない現状にある。総務省の『家計調査年報』（2004年）によると、生鮮魚介類（冷凍を含む）の1人1年当たりの購入量は昭和40年ごろ約16kgもあったが、その後、漸減傾向を続け、2004年には12.8kgまで低下している。（表1参照）そして、食料支出額に占める生鮮魚介類の割合も、同様に9%前後から6%程度へ減少している。

表1 世帯主年齢階層別の世帯1人当たり年間生鮮魚介類購入量（単位：g）

	2000年	2001年	2002年	2003年	2004年
平均	13.467	13.201	13.758	13.186	12.827
～29歳	5.375	5.791	5.624	5.423	5.111
30～39歳	6.630	6.498	6.941	6.180	6.269
40～49歳	10.241	9.919	9.948	9.137	8.766
50～59歳	16.379	15.630	15.733	15.278	14.908
60～69歳	19.588	19.178	20.375	20.095	19.069
70歳～	19.456	18.350	19.817	19.337	19.062

注：購入量には冷凍・解凍を含む。

資料：総務省『家計調査年報』

BSE問題や健康食品ブームなどのために、魚が見直される傾向にあるものの、各種の意識調査などを考慮すると、むしろ、「魚離れ」が加速しており、特に、若年層の「魚離れ」の進行は明らかだ。たとえば、NHK放送文化研究所の『食生活に関する世論調査』（2006年）によれば、年齢別の好きな料理ベスト5は、60歳以上の年代で煮魚、焼き魚、刺身、煮物、寿司と魚を用いた料理が多いに対して、30歳未満ではハンバーグ、カレーライス、焼肉・鉄板焼き、スパゲティ・パスタ、ラーメンの順で、寿司が第7位に登場する程度である。魚食民族と呼ばれる日本人の食生活は、若年層を中心に欧米化が大きく進んでいる。また、『家計調査年報』（2004年）をみると、世帯主年齢階層別の世帯主1人当たり生鮮魚介類購入量（冷凍・解凍を含む）は、60～69歳以上が19,069gであるのに対して、30歳未満のそれが5,111gにとどまっている。若年層の生鮮魚介類購入量は年配層のその約4分の1に過ぎない（表1参照）。

## 2) 「魚離れ」の原因

「魚離れ」の原因はいろいろと考えられるが、それらの一つに魚食の頻度の低下があげられる。大日本水産会の『水産物を中心とした消費に関する調査』（2004年）によると、夕食に魚介類を使った料理（外食や惣菜、弁当を含む）を食べる頻度が週1～2日の世帯は50%を超えている。その主な理由としては、「同居の家族が魚介類を好まないから」、「肉より割高だから」、「調理が面倒だから」が続いている（図1参照）。それで、「同居の家族が魚介類を好まないから」という回答のなかで、「子どもが魚介類を好まないから」は約80%を占め、若年層の「魚離れ」がうかがえ

る。

また、学校給食における水産物利用に目を向けると、私たちの調査結果（2005）では、愛媛県松山市の場合、水産物そのものの利用頻度が限られている上に、県内産水産物の利用は約 20 %にとどまっているのが実情である。したがって、小・中学校などの教育現場においても、様々な機会をとらえて「魚・水産版の食育」の検討と実践が重要になってくるのは明らかである。

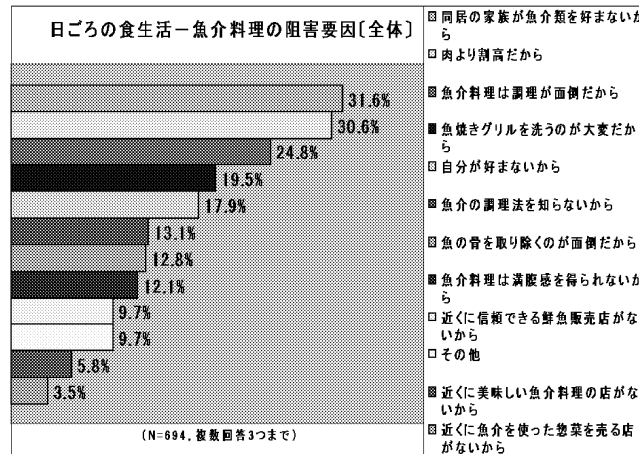


図1 魚介類を使った料理の阻害要因

注：複数回答のために、回答総数は 694 である。

資料：大日本水産会『水産物を中心とした消費に関する調査』

## 5. 「ぎょしょく教育」の発想

### 1) 発想の根拠

こうした現状を踏まえつつ、これまでの食育活動に関する実践と研究を整理するなかで、新たな概念とそのプログラムを着想するに至った根拠として、次の2点があげられる。

第1点は、食育活動を推進するには人間の食に関わる全体像を念頭に置く必要があり、それには社会科学の視点も含めて検討していく必要があることだ。これまでの実践と研究は栄養学や家政学、保健学の分野で精力的に進められている。しかし、食育活動はそれらのレベルでとどまるべきものではなく、人間と食にまつわる事項を総括的に把握していく必要がある。人間は、あくまでも社会的存在であることから、現実の社会との関わりにおいて食育を捉え直すべきである。したがって、社会学や経済学など社会科学的なアプローチも含めてトータルな把握が不可欠である。

第2点は食育活動の展開には、水産業の分野に特化させた直接的な検討が必要なことである。食料供給産業と位置付けられる農林水産業のなかで、農業分野における食育活動の実践と研究が先行し数多く存在するが、水産業分野のそれは限られていることから、その点に関する積極的な取り組みが不可欠である。

## 2) プログラムの視点

水産分野における社会科学的なアプローチも含めた総合的な食育を想定するための概念が「ぎょしょく教育」である。「ぎょしょく教育」プログラムは「魚・水産版の食育」の実践に向けたものである。このプログラムの構築において留意すべき視点は次の3つである。

まず、第1の視点として、地域の特性を念頭に置くことである。地域に存在する漁業や水産加工業、さらには、地域に根付いた伝統的な生活文化を生かしたプログラムにすることを目指した。

それから、従来の食育活動の成果を踏まえつつ、新たなコンセプトを設定することが第2の視点である。これまでの魚食普及や栄養指導など活発な諸活動を踏まえつつ、漁と食の再接近、食料供給という社会的役割、資源と環境の連関などを念頭に置いたプログラムを検討することである。

第3の視点は魚に関わる生産から加工、流通、消費（食）までをトータルに把握するために、フードシステムとして捉えることである。

「ぎょしょく教育」プログラムは、水産分野における食育活動を総合的で、かつ、動的に展開しようとする新規のプログラムである。このプログラムは地域の水産業を基盤に食の多様性を例証し、水産物を用いた食育活動に新たな指針や方向性を提示していこうとするものである。

## 3) コンセプトと具体的な内容

従来の「ぎょしょく」は「魚食」、つまり、魚食普及であり、極めて限定的な意味である。しかし、私たちの「ぎょしょく」とは魚の生産から消費、さらに生活文化までを含む幅広い内容である。そして、「ぎょしょく教育」プログラムは「魚触」→「魚色(囁)」→「魚職」・「魚殖」→「魚飾」という一連の学習プロセスを経て、「魚食」へ到達できるように配慮した6つのコンセプトによるプログラムで、魚にまつわる諸事象を精緻で、かつ、系統的に学習することが目標である。6つの「ぎょしょく」のコンセプトについて、具体的な内容は次のとおりである（表2参照）。

第1の「魚触」は魚に直接、触れる体験学習や、魚の調理実習である。地域で水揚げされた魚を触ったり、捌いたりする実習が考えられる。第2の「魚色（囁）」は魚の色や囁のことであり、魚の種類や栄養等の魚本来の情報に関する学習である。これは地域に水揚げされる魚の種類と呼称、魚の栄養、青魚・赤身魚・白身魚の種類など、魚そのものへの理解を深めるものである。第

表2 「ぎょしょく教育」に関する6つのコンセプト

<前提> ～ までのコンセプトをもとに、魚をより精緻で体系的に捉える

「魚触」:	魚に触れる体験学習、魚の調理実習
「魚色」:	魚本来の情報に関する学習
「魚職」:	魚の生産や流通の現場に関する学習 との関連で、「とる漁業」の学習
「魚殖」:	養殖業の生産や流通に関する学習
「魚飾」:	伝統的な魚文化に関する学習
「魚食」:	魚の味を知る学習

\*「ぎょしょく教育」プログラムは、 から までの一連の学習プロセスを経て、  
に到達するもの到達するプログラムのことである。

資料：阿部・若林ら、2005.「学校給食における水産物利用の意義と課題—愛媛県を事例にして—」,  
『地域漁業研究』45巻2号

3の「魚職」は魚の生産や流通の現場に関する学習である。これは、魚がどのように漁獲され、どのような流通経路で私たちの家庭の食卓に届くかを理解するもので、魚の漁獲や販売の体験も含まれる。第4の「魚殖」は第3の「漁職」から派生したもので、養殖業の生産や流通に関する学習である。これは漁業生産のなかで養殖業が多くを占める地域で適用されるもので、愛媛県や広島県、長崎県などがあてはまる。第3のそれを「とる漁業」、第4のそれを「そだてる漁業」として区別することもできる。第5の「魚飾」は飾りエビや祝いダイなど伝統的な魚文化に関する学習である。これは郷土料理や、年中行事と人生儀礼での伝統的な魚料理をはじめ、地域の魚にまつわる伝統的な文化や食習慣などを内容とし、それらの継承も念頭に置くものである。第6の「魚食」は、前述のように従来から広く取り組まれている魚食普及も含めて、魚の味を知る学習である。これは実際に、地域で水揚げされた魚を用いて調理し、その料理を試食するものである。

小・中学校の学習指導要領などに対応させて考えていくと、従来の「ぎょしょく」は魚の栄養や調理に関するもので、家庭科の内容が相当する。しかし、私たちの提案する「ぎょしょく教育」は、家庭科の内容はもちろん、社会科、さらには、理科や国語科などの内容を、さらに、「総合的な学習」での実践をも含んでいる。この「ぎょしょく教育」は子供たちの五感を通して、魚に関する全ての事柄を体系的で立体的に理解させようとするものであり、教科間の密接な連携が重要になることを強調しておきたい。

#### 4) 目標

魚・水産版の総合的な食育プログラムである「ぎょしょく教育」プログラムは地域に根ざすことを前提とし、その実践を通して目指す目標が次の3つである。第1に、地域の水産業に対する理解を深め、魚の栄養をはじめとした全般的な魚の知識を正しく習得させ、総合的な教育効果を高めることである。第2に、「漁業者の高齢化」と「魚食の高齢化」が進行するなか、「漁と食」の乖離を徐々に解消させ、若年層に対する魚への興味と関心を惹起させることである。第3に、地域で水揚げされた水産物がより多く利用されること（地産地消）で、地域に対する理解や、地

域との交流が広がり、地域水産業の活性化につなげていくことである。

「ぎょしょく教育」は、ただ単に、魚の栄養知識に学ばせて調理し試食させるだけのものではなく、地域理解教育の一つとして位置付けられる。地域を理解するための総合的な食育活動である「ぎょしょく教育」は、「魚離れ」を是正するだけでなく、地域における様々な交流と連携・協力のもとで、子供たちに地域の良さ、地域への愛着や誇り、アイデンティティも醸成しようとするものである。

## 6. 「ぎょしょく」教育の実践

### 1) プログラムの実施概要

魚・水産版の総合的な食育プログラムとしての「ぎょしょく教育」プログラムは愛媛県南宇和郡愛南町で実施した。愛南町は愛媛県の南端にあり、高知県と接する人口約 2.7 万人の町である。第 1 次産業が町の基幹産業となっており、漁業ではタイやハマチの魚類養殖、真珠養殖や真珠母貝養殖、そして、カツオ一本釣り漁業などの海面漁業、それらに関する加工業も盛んである。

「ぎょしょく教育」プログラムは愛南町の山間部（農村地域）と臨海部（漁村地域）で比較検討するために、2校で実施した。具体的な授業対象は、山間部（農村地域）にある愛南町立長月小学校高学年児童（4～6年生）とその保護者の 34 名と、臨海部（漁村地域）にある愛南町立東海小学校高学年児童（5～6年生）とその保護者の 53 名であった。

授業目標は、地域で水揚げされる魚を把握させ、魚をより身近なものとして興味・関心を持たせ、さらに、地域を支える水産業に対する理解も深めさせることである。より実際的には、愛南町で水揚げされる魚を、直接見て、触って、食べるものである。授業テーマは「水産業のさかな地域をたずねて ～愛南町で水揚げされる魚は何？～」である。

「ぎょしょく教育」プログラムは「講義～調理～試食」の3段階で展開される。まず、第1段階の「講義」では、「魚のすべてを理解する」ことを目標に、愛南町の「とる漁業」・「育てる漁業」、そして、日本の水産業を座学で学ぶもので、前述の「魚触」・「魚色」・「魚職」・「魚殖」の教育である。次の第2段階である「調理」は「愛南町で水揚げされている魚を捌いてみよう」という調理実習で、「魚触」・「魚色」・「魚飾」の教育が相当する。そして、最後の第3段階の「試食」では、「愛南町で水揚げされた魚を食べてみよう」をテーマにした試食会で、「魚色」・「魚飾」・「魚食」の教育のことである。

### 2) 講義編 ～魚のすべてを理解する～

#### (1) コンセプトと内容

講義編に関する「ぎょしょく」のコンセプトは次のとおりである。「魚触」は地域で水揚げされる魚を見て触れること、とりわけ、五感の活用を重視して、魚の名前と姿・形・色・臭い・感触を実感する。「魚色」は魚の種類や特色を理解する。「魚職」は、魚が私たちの食卓にのぼるまで

の過程を水揚げ港から卸売市場，そして，小売店までに関係する職業（仕事）を知る。「魚殖」は「魚職」と同様に養殖魚のイケスから小売店まで職業を理解する。

これを教科内容との対応でみると，社会科では5年生の場合の「日本の水産業」，家庭科では調理実習や栄養の知識，国語科では魚にまつわる漢字や諺，理科では魚のしくみ，総合的な学習では，魚に関する地域の文化，図画工作（美術）科では魚の絵描きなどである。

## （２）構成・スケジュール

「ぎょしょく教育」の講義は午前9時10分から午前10時15分までの65分間である。途中，2度の休憩および準備の時間を除けば，実質的な時間は50分間で，ほぼ小学校の1時限分に相当する。ここでは，特に，小学校5年生の社会科で学習する日本の水産業と関連付けた。講義では，展開1は「とる漁業」，展開2は「育てる漁業」，展開3で「日本の水産業」という3つの展開で実施した（写真1，表3参照）。

表3 「講義」のスケジュール



写真1：講義1「体育館での講義」

時刻	内容
8:00～ 8:40	最終打ち合わせ
9:00～ 9:05	【はじめに】（於 体育館） 挨拶（校長先生）
9:05～ 9:10	授業の趣旨説明
9:10～ 9:30	【展開1】「とる漁業」授業
9:30～ 9:40	休憩及び準備
9:40～ 9:55	【展開2】「育てる漁業」授業
9:55～10:00	休憩及び準備
10:00～10:15	【展開3】「魚や水産業」授業

## （３）展開1：「とる漁業」愛南町で水揚げされる魚は何？－「魚触」・「魚色」・「魚職」の学習－

展開1では，「とる漁業」を扱い，「愛南町で水揚げされている魚は何？」をテーマとした。お魚水揚げランキングクイズ，魚の名前と実際の魚の姿・形を合わせる魚合わせクイズ，さらには白身魚・赤身魚・青魚に分ける魚種類分けゲーム，魚への付く漢字に関する漢字クイズを行った（表4参照）。

表4 「お魚漢字クイズ」の例

1. 鰈	2. 鯛	3. 鰹
4. 鰯	5. 鱗	6. 鰺・鰯
7. 鯖	8. 鮪	9. ?

<答え> 1. カレイ 2. イワシ 3. カツオ 4. ブリ 5. ウロコ 6. アジ 7. サバ 8. マグロ 9. カマス

まず、「魚触」・「魚色」の学習については、実際に愛南町深浦漁港で水揚げされた魚を用いて、直接、魚に触れながら行った(写真2参照)。授業のポイントは、地域に水揚げされる魚を理解させること、その魚の名前と姿・形を一致させること、地域に水揚げされた魚に自分の手で実際に触れ、その感触や色、においを理解させることの3つであり、五感を通した魚への理解を前提とする。山間部と臨海部の児童には明確な相違が見られた。臨海部の児童は比較的、魚を見慣れていて、魚に直接、触れることに、あまり抵抗感がなかった。一方、山間部の児童は実際に魚を見て触ることが初めてであったのが半数近くに及び、その上、魚に直接、触れることに「気持ち悪い」と感じている児童が3分の1もいた。水産業の盛んな町であっても、山間部では、直接、魚に接する機会が少ないことが判明した。このことは、家庭における魚の調理の有無が影響しているようだ。子供たちが外で自然や動植物に親しみ触



写真2：講義2「カツオに触れる」



写真3：講義3「セリの様子」

れる機会が減少するとともに、家庭で丸魚を目にしたたり、出刃包丁で魚を捌いたりすることが少なくなっていることに原因があると想定できる。次に、「魚職」の学習は、水揚げランキングクイズで第1位であったカツオを取り上げ、「深浦漁港で水揚げされたカツオはどこへ行くの?」という質問をもとに実施した。ここでは、実際に深浦漁港でカツオの水揚げから卸売市場でのセリの様子を撮影した映像資料をもとに説明した(表4参照, 写真3参照)。通常、5年生の社会科の授業では、全国の代表的な事例である鹿児島県枕崎市が紹介されている。しかし、このプログラムでは、地元の深浦漁港の実態を紹介したために、児童が親近感を持って授業を受けていたのは印象的だった。また、卸売市場でのセリでソロバンが用いられることに児童は興味・関心を示した。

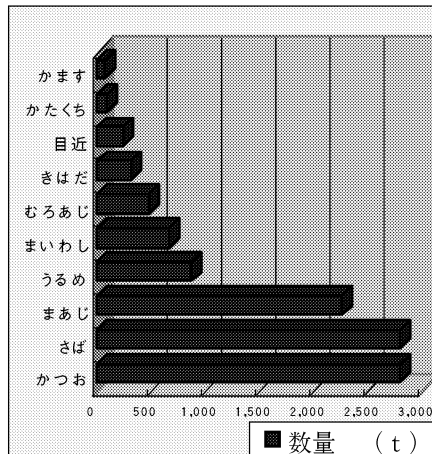


図2 平成16年漁種別漁獲量(愛南漁協)

資料：愛南漁協

#### (4) 展開2：「育てる漁業」愛南町で養殖されている魚は何？

##### －「魚触」・「魚色」・「魚殖」の学習－

展開2では、「育てる漁業」を取り上げ、「愛南町で養殖されている魚は何？」をテーマとした。具体的な内容は、愛南町で養殖されている魚種の紹介、「愛南でとれる「タイ」と名のつく魚は？」の問題、マダイの仲間や輸入されているタイ、愛媛県の県魚当てクイズ、タイに関することわざクイズを実施した(写真4参照)。

展開1の場合と同様に、実際に魚を準備し、児童はそれらの魚にも触れた。特に、愛媛県の県魚に指定され、養殖・天然ともに全国一の生産量になっているマダイを取り上げた。マダイに関連して「タイ」という名前がついて愛南町で水揚げされた魚に紹介した。それら魚の名前には、地域独自の呼称も存在することから、その点にも注意した。上段は一般的な名前で、下段は愛南町深浦地区の呼称である(表5参照)。地域の呼称と姿・形が一致したのはクロダイ=チヌ、イボダイ=アマギぐらいであり、呼称の地域差は如実であることから、「魚飾」の学習において、重要なポイントになると思われる。

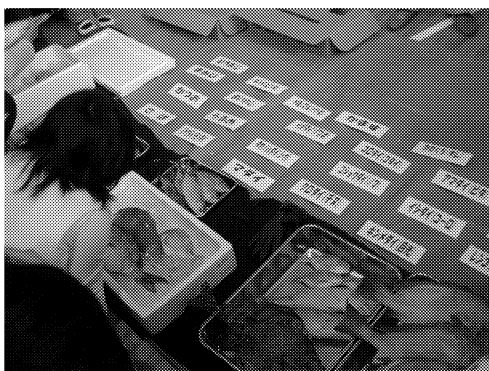


写真4：講義4「地域で獲れるタイ？」

表5 タイと名前のつく魚と呼び名

マダイ	アマダイ	イシダイ	クロダイ
*	ビタ	コーロ	チヌ
マトウダイ	レンコダイ	イボダイ	キンメダイ
モンダイ	ベンコ	アマギ	目光
コショウダイ	コロダイ	タカノハダイ	チダイ
ノマ	コタイ	シカ	*

注：\*印は、地方名なし。



### (5) 展開3：日本の水産業について — 「魚色」・「魚職」・「魚殖」の学習 —

展開1・2において、愛南町という地域の水産業や、地域で水揚げされる魚への興味・関心を深めたが、最終段階の展開3では、日本の水産業全般について学習させた。

教材として、農林水産省の『ジュニア農林水産白書』を活用した。この冊子の特徴は、日本の農業・林業・水産業の動向について、グラフや図表に加えてイラストが盛り込まれ、児童にもわかりやすく解説していることである。農林水産省HPにおいて全編をダウンロードできる。

具体的な項目は、「食卓に上がる魚介類について」、「日本の漁業について」、「漁業と自然はどのようにかかわっているのだろうか?」、「魚はへってしまわないの?」の4項目である。項目 1 では、好きな魚の問いかけ、魚の輸入先、項目 2 では、漁業生産量、漁業就業者数、漁業と自然の関わり、項目 3 では、漁場の環境、海の生態、項目 4 では、乱獲防止、魚の放流、海浜・河川の清掃活動などが紹介されている。

## 2) 調理・試食編 ～魚に楽しく親しむ～

### (1) コンセプトと内容

「ぎょしょく教育」の「講義」に引き続き、「調理」と「試食」を行った(表6参照)。

調理は「魚触」、「魚色」、「魚職」の学習であり、愛南町で生産された養殖タイをさばいて3枚におろすことと、愛南町に水揚げされたカツオをワラ焼きタタキにすることである。

試食は「魚飾」、「魚食」の学習であり、タイとカツオを使った郷土料理の試食である。タイは鯛飯、刺身、冷や汁(鯛のすり身を使った冷たい味噌汁をご飯にかける)、つみれ汁であり、カツオがタタキと刺身である。

なお、調理と試食には、地域の鮮魚店を中心にした愛南町生活研究協議会や愛南町魚食研究会の協力

を得て実施した。愛南町生活研究協議会がタイの調理指導、郷土料理の調理と提供について、愛南町魚食研究会がカツオの解体実演、皿鉢料理の調理と提供に関して、それぞれ協力を得た。

表6 「調理」・「試食」のスケジュール

時刻	内容
10:30～11:15	《魚の調理実習1》 タイの捌き方と調理実習 タイを使った料理
11:15～11:30	教室移動
11:30～11:40	《魚の調理実習2》 カツオの解体実演
11:40～12:30	カツオタタキ調理実習
12:30～12:40	《魚料理の試食会》 試食準備
12:40～13:30	魚(料理)の試食会
13:30～13:40	食器等の後片付け

### (2) 魚の調理実習1：タイの場合

魚の調理実習1は、タイを用いて家庭科室(調理室)で実施した。グループの単位を1つの流し台として、児童4～6名程度とその保護者、それに、愛南町生活研究協議会のメンバーである

調理指導員 2 名で構成した。

児童は「講義」の教室から移動の後、エプロン・三角巾・マスクなどの家庭科の調理実習で行う服装をし、手洗いを済ませた。調理指導員および保護者も、同様のエプロン・三角巾などの服装を着用した。調理に使用する包丁、まな板は事前に衛生処理を済ませておいた。食材として使用したタイは地元の養殖業者や漁協から提供してもらった。

全体の進行・運営は愛媛大学の共同研究プロジェクトチームが担当した。調理師資格を持つ愛媛大学大学院生は最初に児童・保護者全員に向けて衛生管理、刃物の取り扱い、鮮魚の取り扱いなど諸注意を説明し、次に、タイの特徴（魚色・魚囁）や捌き方のポイントを紹介して簡単なデモンストレーションを行った（写真5参照）。

その後、それぞれのグループ（流し台）で、調理指導員のデモンストレーションと補助によ

り、児童にタイのウロコ取りと3枚おろしを交替で体験させた。捌き方の説明は、児童だけでなく保護者向け（特に若い世代）にも積極的に行い、質疑応答のやりとりが弾むように意識した（写真6参照）。

捌き終わった後、3枚におろしたタイの身を調理して、どのような郷土料理になるのかについて簡単に紹介した。タイを使った料理の準備を同時並行で実施し、おろしたタイを素材として用いた冷や汁などの調理過程を児童に説明し、一部を体験させた。児童がおろしたタイは、加熱調理して基本的に試食用の料理とした。

### （3）魚の調理実習2：カツオの場合

魚の調理実習2は、カツオを用いるもので、大型カツオの解体実演の見学、ワラ焼きによるタタキの調理体験である。

#### 大型カツオの解体実演の見学

児童と保護者はタイの調理実習を行った家庭科教室から、別室（流し台のある理科室や付属の公民館の調理室など）へ移動し、大型カツオの解体実演を見学する（写真7参照）。この実演には



写真5：調理1「タイのうろこ取り」



写真6：調理2「出刃包丁でタイを捌く」

前述のように、地域の鮮魚店を中心に組織されている愛南町魚食研究会の協力を得た。「ぎょしょく教育」が「魚職」の学習も含んでいることから、児童は地域の「お魚屋さん」から、カツオの説明だけでなく、鮮魚店の仕事や市場での仕入れの様子など「魚職」の内容について話してもらいながら、大型カツオの解体作業を見学した。

大型カツオの解体は、プロの手技を間近で見る貴重な機会となり、児童の関心も非常に高かった。児童は目を輝かせて見学し、また、様々な質問も積極的に行っていた。



写真7：調理3「プロの包丁捌き」

#### ワラ焼きによるカツオのタタキ調理体験

その後、児童と保護者は屋外に設置したワラ焼き用のスペースに移動した。先ほど解体されたカツオの切り身（節）を、金網に載せて、ワラで焼いてタタキにした。愛媛大学の共同研究プロジェクトチームの補助により、児童が交替で金網を持ちタタキの体験を行った。児童がそれぞれ1～2分程度、ワラ焼きの炎を使った調理をした。稲藁



写真8：調理4「ワラ焼きタタキ」

は、長月小学校の児童が米づくり体験をしたものを用いることができたので、地域や農業とのつながりを意識させるきっかけにもなった。できあがったカツオのタタキの節を刺身包丁で切って、大皿（皿鉢）に並べることも児童に体験した（写真8参照）。

#### （4）魚料理の試食会

「講義」と「調理」を経て「試食」を行った。これの参加者は児童と保護者、そして協力者や関係者など総勢50名～80名と大人数であるため、試食会場を体育館とし、座卓を設置した（写真9参照）。

調理実習の食材を利用した料理、保護者や協力者が並行して調理した料理、鮮魚店に依頼した皿鉢料理を含めた試食メニューは次の通りである。魚は愛南町内の愛南漁協とタイ養殖業者から提供されたものである（写真10参照）。



写真9：試食1「体育館での試食」

## <試食メニュー>

### タイを使った郷土料理

鯛飯：タイを使った炊き込みご飯。

冷や汁：タイのすり身を使った冷たい味噌汁をご飯にかけたもの。

つみれ汁：タイのすり身の温かい汁。

刺身：大皿（皿鉢）に姿作りを盛った郷土料理。町内の鮮魚店に依頼したもの。



写真10：試食2「郷土料理メニュー」

### カツオを使った郷土料理

カツオのタタキ：児童がワラ焼きして大皿（皿鉢）に盛ったもの。

刺身：大皿（皿鉢）に盛ったもの。町内の鮮魚店に依頼したもの。

「講義」から「調理」をへて、これらの郷土料理を「試食」することにより、「魚飾」と「魚食」の学習も含んだ、一連のプロセスに及ぶ「ぎょしょく教育」プログラムが完結した。「ぎょしょく教育」プログラムの関係者全員が座卓を囲んで皿鉢料理を取り分けて食事をするのは、児童にとって、通常の給食とは少し異なる雰囲気が強く印象に残ったようだ。このような関係者全員で「共食」する機会自体も、総合的な食育プログラムにとって重要な要素となった。

## 7. 「ぎょしょく教育」の効果と方途

「ぎょしょく教育」授業の効果測定は時系列を考慮し、次の2つの方法で実施した。1つは授業実施直後、児童とその保護者への面接アンケートであり、もう1つは授業実施1ヵ月後に各家庭に対して行った追跡アンケートである。ケース数が限られているが、山間部と臨海部の地域性に注目すると、「ぎょしょく教育」授業の効果や影響は以下のようなものである。

### 1) 授業実施直後の面接アンケート結果

まず、授業に対する児童の反応として、「魚触」に対する印象が強かった。「魚に触って、切って、料理（タタキ）してみてどうでしたか」の質問に対して、山間部では、「気持ち悪かった」の回答が33.3%と最も多かった（図3参照）。児童の大多数は、日常的に魚に触る機会が少なく、最初の体験であったために、「ヌメヌメしていた」、「ブヨブヨしていた」という感触の感想を持ち、魚に触れることに最初、躊躇する場面があった。しかし、その後、1人の児童が触り始めると、次々と魚に触れるようになり、最後には、魚の尻尾をつかんで得意げになる児童も現れた。その結果、時間の経過により慣れ親しんだ児童の回答は「面白かった」や「楽しかった」がほとんどを占め

た。そして、機会があれば、さらに、「魚に触れてみたい」、「また、調理をやってみたい」というプラスの回答が多く見られた。これには、知らず嫌いの要素が多分にあることから、魚に触って調理する経験、すなわち、「魚触」の重要性を示すものと考えられる。

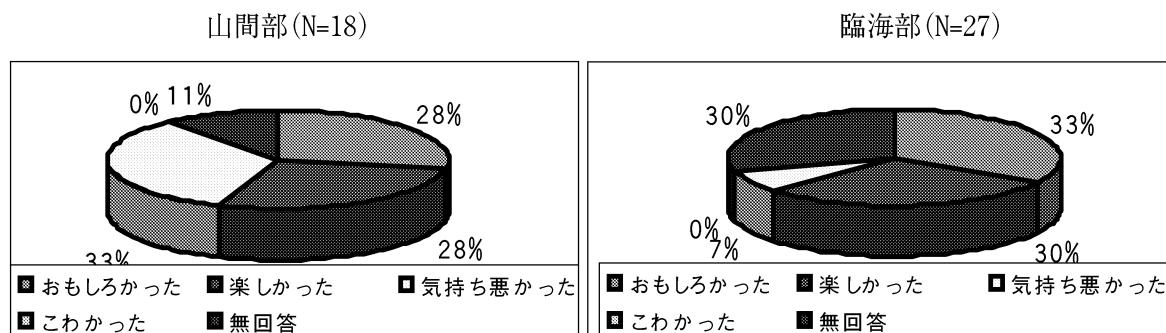


図3 魚に触ってみて、切ってみて、料理（タタキ）してみてくださいか？

次に、児童と同様にプログラム全体を体験してもらった保護者の反応として、「魚飾」や「魚食」への意識が強く表れた。「家庭で魚を捌くことがありますか」の質問に対して、山間部では、「よくある」30.8% ⇔ 「ほとんどない」30.8% に対して、臨海部では、「よくある」68.2% ⇔ 「ほとんどない」9.1% であった（図4参照）。家庭で魚を調理する頻度は山間部と臨海部で大きな相違がみられた。家庭で魚を見る頻度は、児童の魚に対する認識や理解に大きな影響を与える可能性がある。

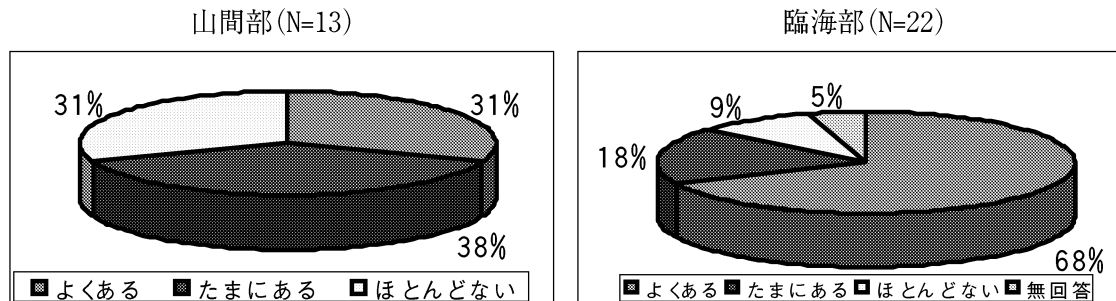


図4 ご家庭で魚を捌くことがありますか？

そのほか、自由記述では、「魚に触れる機会ができて良かった」、「地域で魚がどのように獲れるのが良かった」のほか、「魚の捌き方・おろし方が、わかり勉強になった」という保護者の声が少なからずあった。水産業の盛んな地域でありながら、自宅で魚を捌く機会が減少するなかで、保護者にとって、児童とともに経験する貴重な機会になったことがわかる。また、「郷土料理（タイ飯や冷汁等）の調理方法を知ることができてよかった」という回答もあり、若い世代の保護者にとっての「食育」効果も大きかったといえる。いずれせよ、魚に対する肯定的で積極的な意見が保護者に多くみられ、地域で水揚げされる魚や地域の水産業に対する理解も深まったと推測でき、「ぎょしょく教育」授業の効果は十分にあったと判断できる。それから、普段あまり魚を食べない児童の保護者から、「これまで、魚が嫌いだから食べないのだと思い込んでいたが、おいしそうに魚を食べる子どもの姿を目の当たりにして驚いた」という回答もあった。これは魚のことを知

り、実際に調理の経験をして、「共食」するという機会を創出することによって、魚に対する肯定的な意識を持つ子たちを増やすことができることを裏付けるものである。「ぎょしょく教育」プログラムには、思いこみや意識による「魚離れ」の実態を改善していく効果もあると考えられる。

## 2) 授業実施 1 ヶ月後の追跡アンケート結果

授業実施 1 ヶ月後に、「子供が魚を食べたいと望むことができましたか」という質問に対して、臨海部で魚を食べたいと望むことが高かった（図 5，図 6 参照）。詳細にみると、山間部では、「以前は好きでも嫌いでもなかったが好きになった」児童が 19.0 %，「さらに好きになった」児童も 33.3 %と増加している。臨海部では、「以前は好きでも嫌いでもなかったが好きになった」児童が 16 %，「さらに好きになった」児童は 44 %と大きく伸びている。それで、山間部と臨海部の両方で、6 割近くのプラス効果を生んだことになる。家族で魚を話題にしたり，子供が魚を食べたいと望んだりすれば，当然，魚を食べる頻度も高くなる傾向があるようだ。こうしたことから，家庭において魚の事柄を話題する機会を多く設けたり，様々な場面で魚の知識を提供したりすることが大前提となるだろう。

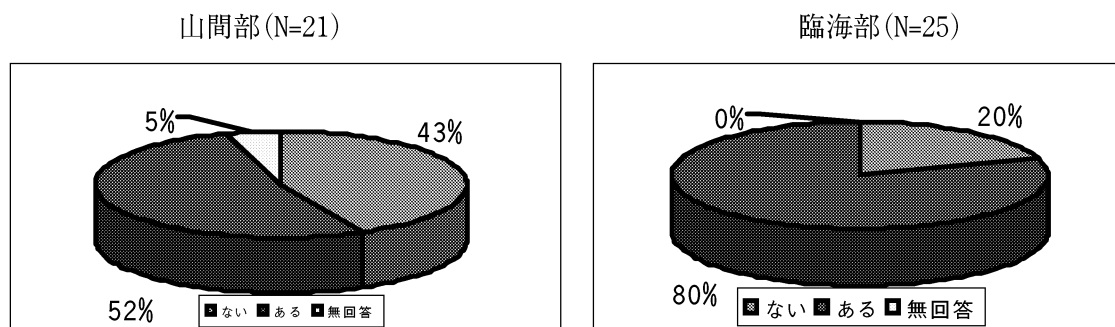


図 5 お子さんが魚を食べたいと望むことができましたか？

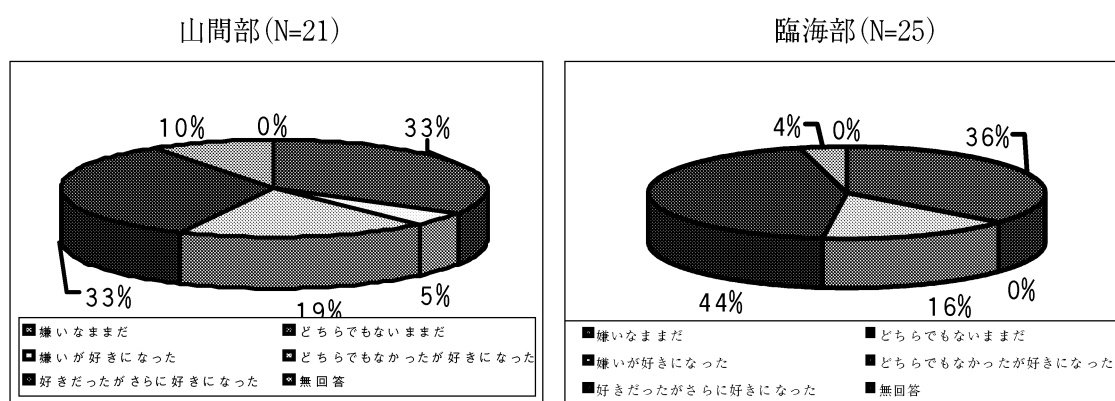


図 6 お子さんの魚の好き嫌いに変化がありましたか？

## 3) 方途

このプログラムにより，児童は魚に触れ，魚の特徴を知り，水産業という職業を知ることの重要性を体感した。特に，「魚触」の学習は，自然環境や生活環境の変化によって機会が少なくなっている児童にとって有効であった。そして，家庭で丸魚の状態から調理する機会も限られるため

に、児童はそれだけ本来の魚の形態を目にする機会も少なくなっている。魚を見て魚に触れる「魚触」と「魚色」の学習は日常的に食する魚の姿や形、さらに、そうした魚が私たちの食卓にのぼる過程を理解し、考察する契機となり、改めて幼少期に五感を用いて魚を把握する重要性が指摘できる。

「ぎょしょく教育」の「講義」～「調理」～「試食」にいたる一連の総合的で包括的なプログラムの重要性は理解できるだろう。魚の種類や栄養についての学習、調理体験などをそれぞれ単発的で個別に行うのではなく、水産業や地域社会などに関連させて、児童と保護者と一緒になって「講義」から「試食」までの全てのプロセスを実践することは、児童への教育的な効果はもちろん、保護者への社会的効果、さらにじゃ、地域社会への波及効果があると言える。

したがって、「ぎょしょく教育」には次のような実践的な効果がある。第1に、地域の水産業に理解が深まるとともに、魚に対する正しい知識を取得でき、教育効果が高まる。第2に、「漁業者の高齢化」と「魚食の高齢化」が進行するなかで、「漁と食」の乖離を解消でき、若年層に対して魚への興味・関心を惹起させる契機となる。第3に、地域で水揚げされた水産物の利用（地産地消）により、地物に対する理解が広がり、地域水産業の活性化、地域資源の活用につながる可能性がある。

今後、「ぎょしょく教育」を推進する際に留意すべき点として、「魚織」（魚に関する組織）の重要性があげられる。今回の授業は、直接的に協力を得た長月小学校や東海小学校のほか、愛南町役場（教育委員会や水産課産業振興室）や愛南漁協、地元水産会社、さらには、愛南町生活研究協議会、愛南町魚食研究会、愛媛農政事務所など愛南町内外にある地域諸団体の協力なくして完遂できなかった。「ぎょしょく教育」の性格上、当然ではあるが、地域に存在する諸集団の有機的な連携や協力という地域協働システム、つまり、第7番目の「ぎょしょく」である「魚織」の重要性は高い。

## 8. おわりに

魚・水産版の食育である「ぎょしょく教育」プログラムを実践する場合に、水産業・漁村の持つ多面的機能は最大限、活用されるべきであり、その重要性が十分に理解できるだろう。

漁村地域は、まさに、「ぎょしょく教育」実践の場であり、冒頭に記した多面的機能で第5の役割の中にある「保養・交流・教育などの「場」を提供する機能」そのものである。総合的な学習や修学旅行での交流・教育にとどまらず、通常教育課程における教科内容のレベルでは、家庭科や保健体育科に加え、社会科、国語科、理科など横断的な教科間の連携をもとに、水産業・漁村の内容を総合的に取り扱うことができるだろう。

そして、「ぎょしょく教育」の推進・協力体制を構築していくには、地域の「魚織」、つまり、地域の魚・水産・教育に関わる関係諸団体が緊密な連携を図り、協働化していく必要がある。ここにおいて、漁業者や水産加工業者、漁協、漁協女性部、水産加工組合などの諸団体の存在は極め

て大きく、多面的機能のうち、第3の役割である「地域社会を形成し維持する役割」は重要な意味を持つのである。

それに、水産業の持つ多面的な機能を十分に把握して、「ぎょしょく教育」を推進することによって、筆者が従来から力説している「地域理解教育」の展開が可能になる。「ぎょしょく教育」の内容である「魚触」・「魚色」・「魚職」・「魚殖」・「魚飾」・「魚食」の教育には、多面的機能のうち、第3の役割のなかの「文化を継承し創造する機能」そのものである。郷土料理や漁師料理には伝統的な技・味・知恵が内包され、また、操業安全と豊漁を祈願する祭礼・民俗行事には漁民文化・漁撈文化の表象であることから、これらは、まさに地域資源といえる。これらの伝承には世代間を超えた連携が不可欠で、地域の漁業者や高齢者から地域住民へ包括的に伝承される必要がある。地域に密着した伝統的な文化の創造と継承の機会として、「ぎょしょく教育」プログラムを位置付けることができる。

以上のことから、水産業・漁村の多面的機能（地域社会を形成し維持する役割、居住や交流などの「場」を提供する役割）と、食育基本法の基本施策（生産者と消費者との交流促進、食文化の継承のための活動支援）は不可分の関係を持ち、双方の有機的な連携による相乗作用が不可欠である。つまり、多面的機能の良さを活かした食育活動の実践、また、食育活動を通して多面的機能の重要性の高揚といったことが重要になってくる。いずれにせよ、今後、食育をはじめとする教育と多面的機能に関する検討・分析がさらに必要であろう。

#### 【参考文献】

- 秋谷重男 2006. 『日本人は何を食べているか』, 漁協経営センター
- 阿部覚・中安章・若林良和 2005. 「学校給食における水産物利用の意義と課題 ―愛媛県を事例にして―」, 『地域漁業研究』45巻2号, 1～18ページ
- 金丸弘美 2006. 『子どもに伝えたい本物の食』, NTT出版
- 祖田修・佐藤晃一・太田猛彦・隆島史夫・谷口旭編 2006. 『農林水産業の多面的機能』, 農林統計協会
- 厚生省保健医療局編 1993. 『食育時代の食を考える』, 中央法規出版
- 中村修編著 2006. 『食育実践プログラム』, 家の光協会
- 日本学術会議 2004. 『地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価について』, 日本学術会議
- 農政ジャーナリストの会編 2004. 『「食育」-その必要性と可能性』, 農林統計協会
- 橋本直樹 2006. 『日本人の食育』, 技報堂出版
- 服部幸応 2006. 『食育のすすめ』, マガジンハウス
- 若林良和・阿部覚 2006. 「漁と食の再接近に向けた食育を地域で実践」『食育活動』4号, 農文協,



55 ページ

若林良和・阿部覚 2006. 「「ぎょしょく教育」プログラム開発に関する研究」『2006 食育実証研究  
発表会報告要旨集』, 地域に根ざした食育推進協議会・農文協, 19～22 ページ

若林良和・阿部覚・野崎賢也 2007. 「特集 子どもを魚好きにするには」『学校給食』58 巻 2 号  
(2007 年 2 月号), 全国学校給食協会, 26～38 ページ

## 第8章 定着性沿岸資源利用と漁業地域の活性化の問題点 —干ナマコの事例から—

名古屋市立大学 赤嶺 淳

### 1. はじめに

わたしは、これまで15年間ほど東南アジアの、フィリピンとマレーシア、インドネシアのサンゴ礁海域を中心に、「人びとは自然環境をいかに利用してきたのか」についての民族学的な研究をおこなってきた。

なかでもわたしが関心をよせてきたのはサマ人という、フィリピン南部からマレーシア東部、インドネシア東部にかけて3ヶ国にまたがって生活する少数民族である。ほとんどが離島群にくだす事情もあって、国家主導の開発プログラムの恩恵にあずかることもなく、また政治経済的に優位にたつ他民族から蔑視されるケースも少なくない。

たしかにかれらは、交通の便の悪い離島群にくだしてはいるが、だからといってかれらが、外界から遮断されて生活しているわけではけっしてない。それは、かれらがナマコやフカヒレといった中国料理に欠かせない乾燥海産物の生産に通じているからであり、それらの交易のために島じまには、あまたの商人がかけつけてくるからである。

そんな事情から、わたしはナマコを中心にみずからの研究をたてることにし、ここ10年間ほどはナマコをめぐる人や情報の移動ネットワークが、いかに歴史的に形成されてきたのか、を研究してきた。そして、近年、ナマコの資源管理が話題にのぼるようになったのを契機として、研究対象を東南アジアのみならず、日本や南太平洋にまで拡大し、資源利用を生産、流通、消費の一連のながれで議論すべく調査をおこなうようになった。

本稿では乾燥ナマコの国際市場と流通について、ナマコ食文化の歴史性を、とくに「刺参」に注目して説明するとともに、ワシントン条約という国際条約でナマコの資源利用に規制がかかりつつある現状を報告したい。わたしは、これまでの調査のなかでナマコ資源という沿岸資源の活用が地域活性化の要をはたしうる、と考えており、回遊魚ならともかく、定着性沿岸資源をワシントン条約という一元的な規則で管理しようとする発想そのものに疑問を感じている。わたしは、生物としてのナマコを論じる科学的知識をもちあわせていないが、本稿では、ナマコ資源の科学的管理をより有効に実施しうるための、基礎情報を提供したい。

### 2. ナマコ食文化

現在のナマコ食文化は、いうまでもなく中国料理文化圏に限定される。そのセンターは、中国、香港、台湾、シンガポールであり、やや周辺的に韓国や日本、華人人口の多い、米国やカナダ、オーストラリアなどがふくまれる。

4000年をほこる中国料理ではあるが、中国で乾燥マコの利用が普及したのは、16世紀末から17世紀初頭にかけての、明末清初の頃である。日本で言えば、ちょうど安土桃屋時代から江戸時代初期のこととなる。

1602年に編まれた『五雑組』という書物に、「海參は遼東の海浜でとれる。一名を海男子という。その形状が男子の一物のように、淡菜と対する。その性は体をあたため、血を補い、人蔘に匹敵するに足るものであるから、海參と名づけたのである」と説明されているのが(謝 1998: 90)、中国の文献におけるナマコの、いわゆる「朝鮮人蔘に匹敵する滋養効果」の記載の初出である(Dai 2002: 21-23)。中国語でナマコを海參と書くが、これは、滋養にとんだ海の「人蔘」という意味である。

ナマコ料理は18世紀から19世紀にかけて中国(清国)では、宮廷料理として爆発的な人気を博した。当時の日本はいわゆる「鎖国」状態にあったが、実際には長崎を窓口にして中国産の絹織物と生糸を輸入していた。日本は、その見返りとして中国から日本産の銀と銅をもとめられた。しかし、銀銅の産出量が減少してきたため、17世紀末に徳川幕府は乾燥ナマコや干アワビ、フカヒレを対中国貿易の主要輸出品とさだめ、増産体制をしいた。その結果、乾燥ナマコの生産に動員されたのは、日本国内の漁民のみならず、当時の日本の版図外であった蝦夷地にくらしたアイヌであった。つまり、漁民やアイヌは、武士や町人用であり、自身が着用することのなかった絹製品を輸入するためにナマコ生産に使役されたのであった。

興味深いことに、蝦夷地産のマナマコは、当時でも最高級品とされていたことである。江戸時代の乾燥ナマコは長崎から中国へ輸出されたわけであるが、長崎では品質によって10等級に分類されており、蝦夷地産の乾燥ナマコは大きさにかかわらず、最高級品とされていた。

江戸時代に松前藩で編まれた『唐方渡俵物諸色大略図絵』(年代未詳)によると、「拾番煎海鼠之儀は松前蝦夷地出産を本体として、形の大小有之といえとも、イラ立宜敷を此番に定、津軽・南部・仙台の内、上品をは加、猶又諸国出産の内にもイラ立、松前蝦夷地に似寄候分は此番に組入」(田島 1994: 302)とあるように、最高級品の10番には、(1)大きさにばらつきがあろうとも、松前産のもので疣足がたっていれば、この等級にさだめてよいこと、(2)津軽や南部、仙台産のものでもよく仕上がったものはもとより、疣足がち、松前産のものに似ているならば、この等級としてもよいことがしるされている。つまり、最高級品は疣足のたった松前蝦夷地産のものとするが、例外的に、これに似たものにかぎって、内地産のものも同等とみなされていたことがわかる。

つまり、現在の北海道産の乾燥ナマコと本州産ナマコにみられる差異と同様な区別が、すでに江戸時代から存在していたのである。

疣足がたっていることの意義については、正直いって、よくわからないが、「龍の爪をイメージする」と説明してくれた中国人がいた。このことももちろんあるであろうが、わたしは、北海道産のナマコが加工され乾燥ナマコとなると実際の生物以上に疣足がきわだち、それが水にもどった状態、さらには調理された段階においても、保持できることが中国人たちの美意識にかなったものなのではないか、と想像している。

表1 煎海鼠の番立

番立	寸法	1斤の個数	1固体あたりの重量
10	4寸5分内外	10	60
9	4寸内外	12~13	46~50
8	3寸5分内外	20	30
7	3寸内外	30	20
6	2寸5分内外	40	15
5	2寸内外	55	11
4	1寸5分内外	80	7.5

3	1 寸余	120 ~ 130	4.6 ~ 5
2	1 寸	150 ~ 160	3.8 ~ 4
1	1 寸以内	200 ~ 300	2 ~ 3

出所：『日本水産製品誌』(p50)より筆作成。

### 3. 刺参と光参

清代に編まれた『本草綱目拾遺』の「海参」の項に、「有刺者名刺参無刺者名光参」（趙學敏 1971: 494）と記されているように、中国では刺のあるナマコを「刺参」、刺のないものを「光参」と総称する。ここでの「刺」とは、背面と両側部に縦列する、いわゆる疣足が保存されて硬く尖った突起となったものをさす。つまり、刺参や光参とは、種ではなく、ナマコの形状に由来する分類上の名称なのである。湾から朝鮮半島沿岸、沿海州沿岸、日本列島沿岸に産するマナマコである。とはいえ、太平洋から東南アジアにかけてみられる熱帯産ナマコのすべてが光参なのではない。*Theleota ananas*（バイカナマコ、梅花参）と *Stichopus chloronotus*（シカクナマコ、方刺参）は、刺参に分類される（赤嶺 2003）。

中国料理は、一般に北京料理、上海料理、四川料理、広東料理に大別できる。ここでは、中国を北と南から捉える目的で、北京料理と広東料理に着目してみよう。伝統的に、北京料理でもちいられてきたのは、日本産のマナマコの乾燥品である。それに対して、広東料理では、熱帯産のチブサナマコ（*H. fuscogilva*, 猪婆参）やハネジナマコ（*H. scabra*, 秃参）が使用されてきた。現在の価格からいっても、マナマコが刺参の、チブサナマコとハネジナマコが光参の横綱である。もっとも、北京料理が温帯種のマナマコを、広東料理が熱帯種のチブサナマコやハネジナマコを好むのは、それぞれの産地に近いということとも無関係ではないだろう。

詳細は省くが、両者には調理法や味付けの差異も当然存在する。くわえてナマコ料理に関していえば、最大の差異は、北京料理が小皿で個別に給仕されるのに対して、広東料理では円卓の中央に大皿で給仕されるように、給仕方法もことなっている。この給仕スタイルから、北京料理では小ぶりのナマコがもとめられ、逆に広東料理では大ぶりのナマコの需要がたかいことも、理にかなったものと考えられる。

ところが、料理もファッションと同じく、はやりすたりがある。広東料理でも、北京風にナマコを小皿で給仕するようになってきたのである。もちろん、そこで使用されるのは、小ぶりのマナマコであり、従来のチブサナマコやハネジナマコが小皿に切り分けられたものではない。

この現象を、広東料理の北京化と表現すると、北京にライバル意識をもつ香港人のおおくは否定するであろう。むしろ、かれらは、かような広東料理の進化を、新中国料理（ヌーベル・シノワーズ）とよぶ。もともと、東南アジアに多くの移民を排出してきたのも広東地方だし、鎖国時代の清代でもマカオや広州は、制限があったとはいえ、外文明に拓かれた空間であった。そんな風土で培われた広東料理は、「伝統」的な調理スタイルにこだわらず、積極的に他文化の料理の特徴を吸収していく素地がある。

香港におけるヌーベル・シノワーズが、中国本土の経済発展と連動して、近年の日本におけるナマコ価格の急騰に一役買っているのである。とくに北海道では、ナマコが「黒いダイヤ」とよばれ、密漁ばかりではなく、加工場に強盗が押しいる事件が多発していることは、インターネットで簡単に検索できる。

そればかりではない。同じく刺参である熱帯種のシカクナマコの価格も上昇傾向にある。つい最近まで、ナマコは沖縄の多くの地域では未利用資源であった。それは、本土のマナマコとことなり、熱帯産ナマコの価格が低かったため、割りにあわないからであった。ところが、近年の価格上昇を受け、ビジネスとして採算があうようになってきた。もっとも、沖縄本島の中城湾では、以前からクリイロナマコ (*A. mauritiana*) やイシナマコ (*H. nobilis*) が漁獲され、乾燥ナマコに加工されてはいた。ところが、2006年にはいつてから、シカクナマコの乾燥加工がはじまったのである。

シカクナマコは、浅瀬の砂地をこのむ。これは、モズクがこのむ環境でもある。実際、シカクナマコは、モズク養殖の網にはりつく害虫で、モズク漁師にとって網からシカクナマコをはずすのが一苦勞であるらしい。わたしがインタビューした男性は、網からはずされたナマコを拾いあつめ、加工していた。その男性は漁船を持つわけでもなく、干潮をみはからって車を走らせ、浅瀬を30分から1時間ほど渉獵するだけであるが、それでもバケツ2、3杯ほどの漁獲となる。それを庭先で加工し、インターネット・オークションを利用して、1キログラム単位で売却している。

高校卒業後、40年にもわたってカツオ漁に明け暮れた人生であったというが、現在、この男性は、週に1、2度シカクナマコをとって加工している。この程度の操業でも、十分すぎる、おこづかいになるとわらう。

もっとも、このロー・インパクトな操業は、年金をもらいつつ、しかもほかに競争相手のいない状態で可能となることであり、本土のようにナマコ桁曳漁を専業とする地域では無理な話であろう。

#### 4. ナマコバブルとワシントン条約

近年、ナマコ・バブルといってよいほど、ナマコの価格が上昇している。たしかにこの現象は、さまざまなメディアが伝えるように中国のめざましい経済発展と前節で紹介したような香港や上海など大都市における外食産業の隆盛を背景としている。くわえて、わたしはナマコ資源の国際的な保護の動きと無関係ではない、と考えている。ちかい将来、ナマコの国際貿易が規制をうけることを想定し、そのまえに乾燥ナマコの確保をいそぐ市場心理が働いていると推測されるからである。

ナマコ資源の国際的な保護とは、具体的には、ワシントン条約をさしている。正式名称を「絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約」(CITES: Convention on International Trade in Endangered Species of Wild Fauna and Flora) とする同条約は、1973年に米国のワシントンで成立したことから、日本ではワシントン条約として知られている(実効は1975年)。

ワシントン条約では、絶滅の危機度に応じて生物を3段階に分類している。付属書Iには、絶滅のおそれがある種を掲載し、その数はおよそ800種をこえる。付属書Iに掲載された生物の国際商業取引は、学術目的を例外として原則禁止されている。付属書IIには、国際取引を規制しないと、いずれ絶滅のおそれが生じうる32,500余種が掲載されている。ただし付属書I記載種とことなり、

輸出国政府が発行した輸出許可証があれば国際取引は可能である。付属書 III は、締約国会議の議決を経ずに原産国が自由に記載定できるもので、現在、300 種あまりが指定されている。

近年、そのワシントン条約が、つよい関心をよせるのがナマコなのである。その真偽はともかくとして、2002 年にチリのサンチャゴで開催された第 12 回締約国会議において、米国がナマコを付属書 II に記載することを提案して以来、ナマコの資源量をめぐる議論は現在も継続審議中である。とはいえ、次回 2007 年 6 月にオランダで開催される第 14 回締約国会議においては、なにかしらの規制がかかるものと噂されている。

ワシントン条約の問題点について、わたしは、すでに報告しているので（赤嶺 2005, 2006）、以下、論点をまとめるにとどめたい。まず、制度的不備が指摘できる。付属書 II に掲載された場合、類似種（look-alike）措置が適用される。これは、税関など輸出入の水際において検査官が、特別な訓練をほどこさず、通常の実力の範囲で掲載種か否かが区別しづらい場合、類似種も包括的に規制することができるというものである。この措置は、大量に、しかも加工品として流通するナマコのような海産物には重要である。

現在、問題となっているのは 30 種ほど流通している熱帯種のうち、商品価値のたかい 5, 6 種程度である。仮りにこれらが付属書 II に記載されたとしても、理論的には日本のマナマコの流通はなんら規制をうけることはないはずである。しかし、ワシントン条約に関係するおおくの生物学者たちが、乾燥ナマコの種の同定は困難であるとしており、結果として日本産マナマコをふくむ、ナマコ類全体の貿易が規制される可能性はきわめて高い。

次に予防措置（precautionary approach）の横行があげられる。資源管理には、漁獲サイズの制限や禁漁期の設定が有効である。そのためには、ナマコの産卵時期など、誕生から再生産にいたる生活史（life history）についてのデータが必須となるが、現在では十分なデータがそろっていない。このように科学的データが不足した状況下で主張されるのは、保護のための予防的措置（precautionary approach）である。科学的データが蓄積される以前に、生物が絶滅してしまうといけないから、とりえず保護しておきましょう、というわけである。

もちろん科学は万能ではなく、未知の部分があるのはあたりまえである。ただし、現状での最善策が、予防的措置によるワシントン条約の付属書 II への掲載という議論の展開には、わたしは反対である。なぜならば、付属書 II に掲載された生物を輸出するには、輸出国政府が発行する資源保全についての「科学」的な証明が必要とされるからである。科学的な判断基準が確立されていない以上、証明書の発行など絵に描いた餅にすぎない。これは、付属書 II への掲載可否を議論するにあたっては、予防的措置をもちだすことで科学的検討を放棄しつつも、実際に資源を利用しようとする際には科学的証拠をもとめるといふ、二枚舌な主張である。

そして、最大の懸念は、ワシントン条約が施行されてからの 30 余年の間に、付属書 II に掲載されたものが、しばらくして付属書 I に格上げされることがおおいのにたいして、付属書 I から付属書 II へ降格した例は、これまで 1997 年のジンバブエで開催された第 10 回締約国会議において、ボツワナ、ナミビア、ジンバブエのアフリカゾウが、そして 2000 年にケニアで開催された第 11 回締約国会議において南アフリカのアフリカゾウが移行した 2 例のみである。したがって、ナマコの付属書 II への記載は、慎重になされるべきことが理解できるであろう。十分な議論をつくさずに記載してし

まうと、数年後には付属書 I へ昇格し、利用ができなくなってしまうことが想像されるからである。

後継者難が指摘される水産業ではあるが、さきに紹介した沖縄の事例にかぎらず、瀬戸内海や北海道の浦々で、後継者ができたとよろこぶ老漁家たちが、新造船への投資にふみきり、漁業地域自体に活気もどりつつあることを、わたしは調査のたびに痛感させられる。もちろん、各漁協によって対応には差があるが、ナマコ資源の管理を積極的に推進しようとしている漁協も少なくない (Akamine 2004)。「浜の宝は、おれたちが守る」というのである。ワシントン条約という一元的な条約で世界の多様性にとむ浜をまもれるはずがない、とわたしは考えている。

## 5. ナマコの国際貿易—香港と台湾の統計から

前節において指摘したワシントン条約の問題点にくわえ、技術的ではあるが、より根本的な問題も存在している。それは、各国政府が発表する輸出入統計が不十分であり、結果として国際貿易の実態が把握できていない点である。

たとえば、日本においては、マナマコとオキナマコの2種が乾燥ナマコに加工され輸出されている。しかも、オキナマコの輸出は微量である。ところが、熱帯では20種から30種ものナマコが乾燥品に加工され輸出されている以上、種ごとの統計は必須である。しかし、種ごとに統計をとるなど、現実的には不可能である。

そもそも、日本は、財務省が発行する『日本貿易月表』において、「なまこ」をその他の軟体動物として一括しているため、貿易の実態は不透明である。もとより海外の統計では、一般に乾燥ナマコと冷凍ナマコ、塩漬けナマコを一緒の範疇にしていることがおおいが、乾燥ナマコと冷凍ナマコ、あるいは塩漬けナマコでは、当然、重量はことなるものの、個別の統計がない以上、実態の把握は不可能である。

管見のかぎりでは、唯一例外が台湾であろう。台湾では、ナマコを海參 (sea cucumber), 刺参 (spiked sea cucumber), 光参 (non-spiked sea cucumber) の3つに分類している。刺参と光参の区別は前述したとおりであるが、ここでいう海參と刺参, 光参の区別は不明である。

2005年の統計をみるかぎりでは、刺参と光参はそれぞれ乾燥したものを4,966キログラムと97,562キログラム輸入しているのにたいして、海參は生鮮或冷蔵 (fresh or chilled) が37キログラム、冷凍 (frozen) が189,461キログラム、乾燥 (dried) が629,685キログラム、鹹或浸鹹 (salted or in brine) が23,713キログラムの、合計842,896キログラムを輸入しているように、海參はバラエティに富む製品から構成されている。

キログラムあたりの単価をみると、刺参が3,249.1台湾ドル (現時点での1台湾ドルは3.8円)、光参が726.1台湾ドルであるのにたいして、生鮮或冷蔵海參が81.1台湾ドル、冷凍海參が161.0台湾ドル、乾燥海參が303.5台湾ドル、鹹或浸鹹海參が649.2台湾ドルとなっており、各種海參に比して刺参と光参の価格が高いことがうかがわれる。また、刺参の主要な輸出国は、日本と香港であり、光参はペルー、インドネシア、インドとなっているのにたいして、海參は多い順にカナダ (81トン)、米国 (80トン)、インドネシア (51トン)、インド (46トン)、ベトナム (12トン)、オーストラリア (9トン) などとなっている。

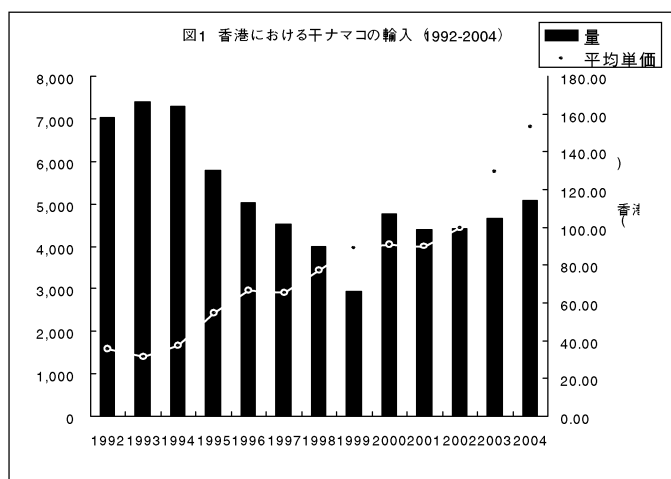
以上のことから、光参は多様な熱帯種のなかでも、高価なチブサナマコやハネジナマコ、イシナマコ、クリイロナマコなど数種を指し、それ以外のものは温帯種も熱帯種も海參に分類されている

ものと思われる。

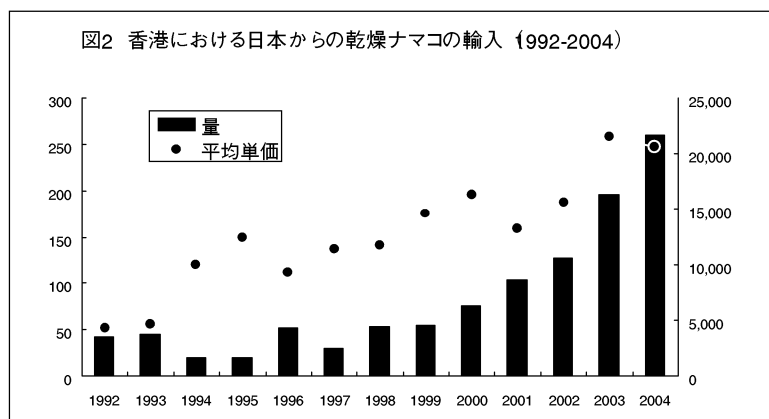
このようにナマコの流通実態は、なかなか明らかにされることはないものの、やはり各国政府が公表している統計から、ナマコ貿易の傾向はつかめうる。図1に、香港の輸入動向をしめした。

1 香港ドルは、おおむね 15 円と考えてよい。1999 年に 3,000 トンをわずかに下回ったが、2000 年以降の 5 年間の平均は 4600 トンで推移している。図 2 は、日本から香港へ輸出したナマコの量とキログラムあたりの平均単価をしめしている。2000 年以降に輸入量がふえ、2004 年には 259 トンに達した。他方、キログラムあたりの単価は、2003 年以降 2 万円台を維持している。

図 3 は、日本から台湾への輸出をまとめたものである。香港とは対照的に 2001 年以降に輸入が急激していることがわかる。実際、2005 年度はわずか 20 キログラムしか輸入していない。これは、日本産のマナマコが香港に向かうようになったためだと考えられるし、一部は中国へ輸出されるようになったものと思われる

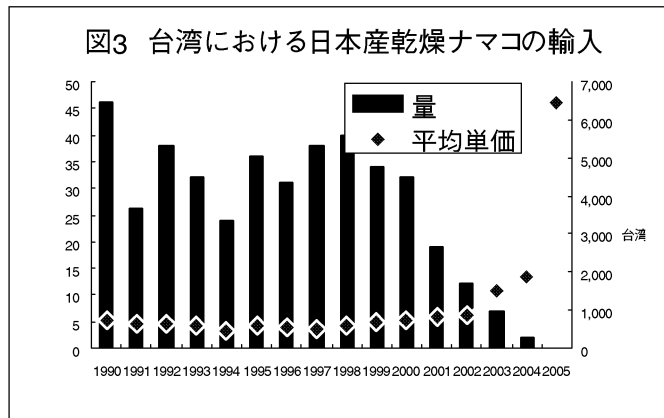


出所：『香港統計月刊』より筆者作成。



出所：『香港統計月刊』より筆者作成。





出所：『漁業年報』より筆者作成。

## 6. 最後に

こうしてみると、生物としてのナマコの実態も、商品としての乾燥ナマコの利用実態も、まだまだ不透明な部分が多いことがわかる。現在、ワシントン条約を中心に進められているナマコ資源管理の国際体制も、したがって慎重にすすめるべきだとわたしは考えている。それは、ナマコのみならず、それを利用する人びとの生活様式も価値観も多様なのであって、それを単一の規則でコントロールすることなど不可能であるし、暴力的ですらあると考えるからである。

さらには、紙幅の都合で本稿では具体的な事例は示すことができなかったが、そのような規制の強要は国際的な管理機運とは無関係に、これまで浦々の人びとが培ってきた資源管理の自主規則や努力をも無効にしてしまうばかりではなく、若手後継者が参入し、活気づく漁村の空気を台無しにする危険性もひそんでいるからである。それぞれの浜や浦でつちかってきた社会のしくみや文化を再確認しながら、漁村社会の振興と持続のためにも、ナマコ資源の有効な利用法の確立をねがっている。

### 【参考文献】

赤嶺 淳

2003 「干ナマコ市場の個別性——海域アジア史再構築の可能性」, 岸上伸啓編, 『先住民による海洋資源利用と管理』, 国立民族学博物館調査報告 46, 国立民族学博物館, 265-297 頁。

2005 「資源管理は地域から——地域環境主義のすすめ」, 『Tropical Ecology Letters』1-7。

2006 「当事者はだれか——ナマコ資源利用から考える」, 宮内泰介編, 『コモンズをささえるしくみ——レジティマシーの環境社会学』, 新曜社, 173 - 196 頁。

Akamine, Jun

2004 The status of sea cucumber fisheries and trade in Japan: Past and present, In LOVATELLI, A., C. CONAND, S. PURCELL, S. UTHICKE, J-F. HAMEL, A.MERCIER eds, *Advances in sea cucumber aquaculture and management*. FAO fisheries technical paper series 463, pp. 39-47. Rome: FAO.

Dai Yifeng (戴一峰)

- 2002 Food Culture and Overseas Trade: The Trepan Trade between China and Southeast Asia during the Qing Dynasty. In. D. Y. H. Wu, and S. C. H. Cheung (eds.) *The Globalization of Chinese Food*. (Anthropology of Asia) pp. 21- 42. Honolulu: University of Hawai'i Press.

農商務省水産局編纂

- 1935 『日本水産製品誌』水産社。

田島佳也

- 1994 「解題『唐方渡俵物諸色大略図絵』」佐藤常雄・徳永光俊・江藤彰彦編『日本農書全集 50 - 農産加工 1』, 農文協, 297-360 頁。

謝肇?

- 1998 『五雜組 5』岩城秀夫訳 (東洋文庫 629) 平凡社。

趙學敏

- 1971 『本草綱目拾遺』香港: 商務印書館香港分館。

\*1 この美意識という概念は、科学研究費補助金「半栽培 (半自然) と社会的しくみについての環境社会学的研究」(代表・宮内泰介)における菅豊の口頭発表, 「奇形」の美学—中国における自然と半/反自然」(2006年12月3日, 於, 関西学院大学)に触発されたものである。菅は、中国の山水画が、たんに中国文明における自然観を表現したのではなく、あるがままの自然に人間が手をくわえることにより、より「自然」的なもの創造する行為であるとしている。菅の、この解釈にそえば、生鮮ナマコを加工することで、実際には存在しえない疣足のたった、よりナマコらしいナマコを創造していると解釈できる。

\*2 中国では、いわゆる鎖国を海禁とよぶ。そもそも日本の鎖国も、中国の海禁を模倣した制度であったと近年では考えられている。

\*3 密漁・密輸出されたものは、統計にはもちろんでこない。乾燥ナマコであれば、飛行機や船などを利用し、手荷物で持ちこべる重量でも十分利益が生じるであろうし、実際にそのような事例が数多いと聞くので、実態は把握できないと断言してもよいであろう。

\*4 台湾の統計は、行政院農委会漁業署が発行する『漁業年報』が、下記のサイトよりダウンロード可能である。 [http://www.fa.gov.tw/chn/statistics\\_price/year\\_book/2005yb.php](http://www.fa.gov.tw/chn/statistics_price/year_book/2005yb.php)

---

\*1

\*2

\*3

\*4

# 第11章 水産業・漁村地域の多面的機能と水産業・漁村地域体験の状況と課題 —沖縄県を中心として—

日本福祉大学 磯部 作

## 1. はじめに

近年、「水産業・漁村の多面的機能」が重視されており、その一つである「交流などの『場』」を利用して体験漁業などの水産業・漁村地域体験が行われている。

「水産業・漁村の多面的機能」を活用した水産業・漁村地域体験の盛んな地域は、大都市周辺地域と九州や沖縄などの大都市から離れた地域に多くみられるだけに、それらの地域における水産業・漁村地域体験について具体的に調査研究して、水産業・漁村地域体験の状況と課題などを明らかにしていくことが必要である。

筆者は、「水産業・漁村の多面的機能」が言われる以前の1994年以来、「海のツーリズム」などについて、大都市周辺の瀬戸内海や伊勢湾などにおいて、体験漁業を中心に研究してきており、地域の環境や資源を活かした体験漁業などが、まだ問題もあるものの、地域づくりなどに貢献していることを明らかにしてきた<sup>1)</sup>。そして、体験漁業などの研究については、これまでの研究を総括してまとめている<sup>2)</sup>。また、「水産業・漁村の多面的機能」についても、『水産白書』の捉え方などについて論述している<sup>3)</sup>。

そこで本稿では、まず、水産業・漁村地域の多面的機能と水産業・漁村地域体験について、多面的機能と地域振興や、「漁村」でなく「漁村地域」とした点などを指摘する。その後、水産業・漁村地域体験の全国の状況を概観するとともに、水産業・漁村地域の多面的機能と水産業・漁村地域体験について、大都市から離れた地域の代表的事例である沖縄県を中心に、佐賀県の事例について、2005年度と2006年度に実施した調査に基づいてまとめる。

沖縄県では亜熱帯性の海を利用して水産業・漁村地域体験が各地で行われている。ただ、沖縄県は、沖縄本島の他に広大な海域に多くの離島があるため、その地域性や交通条件などによって、水産業・漁村地域体験に特色や地域差がある。このため、体験回数の多い読谷村や恩納村をはじめとして、沖縄本島や離島などの沖縄県全体の状況について、漁業体験を中心にまとめていく。ただ、恩納村などについては他に調査してまとめていることもあり、今回は簡単にまとめることにする<sup>4)</sup>。また、佐賀県については、体験回数の多い有明海に面した鹿島市七浦を中心に、玄界灘に面した浜玉町についてもまとめる。そして最後に、水産業・漁村地域体験の課題を考察してまとめる。

## 2. 水産業・漁村地域の多面的機能と水産業・漁村地域体験

「水産業・漁村の多面的機能」とは、本来的機能である「食料資源を供給する役割」に加え「自

然環境を保全する役割」,「地域社会を形成し維持する役割」,「国民の生命財産を保全する役割」,「居住や交流などの『場』を提供する役割」があげられている。「水産業・漁村の多面的機能」が言われる背景としては,漁村は条件不利地域に多いこと,漁業者の減少や高齢化,漁村の活力低下,水産物供給という本来的機能の低下があげられている<sup>5)</sup>。そして,「水産業・漁村の多面的機能」を利用して,地域振興などを行い,国土の均衡ある発展を企図しようとしている。

この見解に対しては,条件不利地域については,離島,半島などの自然的条件などとともに,過疎などを招いた地域政策や産業政策などの結果生じた交通条件などの社会的条件も加味すべきであることを指摘したい。また,確かに「食糧資源を供給する役割」は漁業収入を得ることに繋がり,「自然環境を保全する役割」は漁業資源や観光・体験資源の確保となり,「地域社会の形成し維持する役割」は漁村の存立や文化の継承,人材育成などとなる。「交流などの『場』を提供する役割」は,体験漁業や観光漁業,遊魚,海洋性レクリエーションなど,いわゆる「海のツーリズム」やエコツーリズムなどを発達させる。このため,「水産業・漁村の多面的機能」を利用して,地域振興などを行うことは可能である。しかし,「国民の生命財産の保全する役割」は,直接的には地域振興には繋がらず,むしろそれに対する公的な費用負担などが求められるのである。

次に,「漁村」については,漁業がなければ「漁村」とは言えず,水産業・漁村の多面的機能も水産業が中心であり,水産業・漁村体験も,水産業が成立してこそ成り立つものである。とは言え,「漁村」といっても漁業だけを行う「純漁村」は少なく,「漁村」でも漁業者が他産業を兼業している場合があるうえ,漁業以外の産業従事者がいる漁村,漁業と観光業などが連携している「漁村」もある。また,水産業においても,漁場環境保全などのためには流入する河川の流域圏や沿岸域などを考慮に入れることが大切である。さらに,水産業・漁村体験では,漁業操業の体験については荒天時などにおける代替案を地域内で用意することが必要である。このため「漁村」を「漁村地域」として捉えることが重要である。そのうえ,「漁村」は多様でそれぞれ特色をもっており,「水産業・漁村の多面的機能」は地域によって変化するため,「水産業・漁村地域の多面的機能」として,それぞれの地域性を踏まえていくことが重要である。

「水産業・漁村地域の多面的機能」を水産業・漁村地域体験からみると,「居住や交流などの『場』を提供する役割」を利用して,本来的機能である「食料資源を供給する役割」とともに,「自然環境を保全する役割」,「地域社会を形成し維持する役割」などを体験することであると言える。

「食料資源を供給する役割」については,海域における漁業操業の体験,漁村における産地市場や産直市などの体験,水産物の調理・加工体験などがあげられる。「自然環境を保全する役割」については,海ゴミ回収などの海域環境保全の体験や,海域環境や魚付林の体験などがあげられる。「地域社会を形成し維持する役割」については,漁村の風俗・文化の体験などがあげられる。

水産業は,漁場環境,特に沿岸漁業においては隣接する陸上の環境にも左右されるため,体験においても多面的機能を有機的に結合させることが重要である。また,漁業操業体験は,荒天時など

にはその実施が困難であるため、代替案として、漁村地域に存在する他産業などの体験も考えておくことが求められるのである。

### 3. 全国の水産業・漁村地域体験の状況

2003年調査の第11次漁業センサスで初めて「漁業・漁村体験」の項目が設けられた。それによると、全国の全漁業地区2,177地区のうち「漁業体験」が行われた漁業地区は31.2%の680地区であり、「漁村体験」が行われたのは8.0%の174地区である。全国の海洋性レクリエーション施設の存在する漁業地区数は、民宿が54.1%、海水浴場が42.6%、キャンプ場が24.6%、水産物直販店が16.8%、マリナが15.4%、マリンスポーツ場が6.0%となっており、漁業体験の31.2%は、民宿と海水浴場には及ばないものの、かなりの漁業地区で漁業体験が行われるようになってきていると言える。ちなみに、全国で海浜部清掃活動をしている漁業地区数は88.7%で、植樹活動をしている漁業地区数は26.6%、そのうち魚付き林の造成をした漁業地区数は6.8%であり、魚食普及活動が行われた漁業地区は44.0%である。さらに、遊魚が行われている漁業地区は74.1%である。

漁業・漁村体験の実施主体としては、漁業体験では、漁協が31.5%、市町村が27.7%と多く、次いで、観光協会が7.3%、都道府県が5.9%などとなっており、漁村体験では、漁業体験では、市町村が36.3%、漁協が20.3%と多く、次いで、観光協会が11.4%、都道府県が5.0%などとなっている。

漁業・漁村体験回数を都道府県別にみると、表1のようになっている。漁業体験は千葉県や福井県、長崎県など、漁村体験は和歌山県などが多く、漁業・漁村体験は、千葉県などの大都市周辺地域や、長崎県などの九州や沖縄などが多く行われているのである。大都市周辺地域は、大都市からの利便性が、九州や沖縄などは暖かい気候など、それぞれの地域の地域性が重要な成立条件となっている。

漁業・漁村体験の体験回数の多い漁業地区は表2のようになっている。漁業体験では、福井県越廼や、神奈川県上宮田、佐賀県七浦などが多くなっており、漁村体験では、長崎県加津佐、和歌山県西向などが多くなっている。ただ、漁業、漁村体験回数は50回や30回などのアバウトな数字も多く、具体的な回数はなかなか把握しにくいのが実状であろう。

表 1. 都道府県別の漁業・漁村体験開催回数 (2003 年) (第 11 次漁業センサスより作成)

漁業体験開催回数		漁村体験開催回数	
全国	5027回	全国	1655回
千葉県	600	和歌山県	408
福井県	420	長崎県	284
長崎県	382	石川県	167
神奈川県	284	新潟県	130
愛知県	272	静岡県	124
兵庫県	253	高知県	71
佐賀県	238	茨城県	66
沖縄県	199	徳島県	53
京都府	199	沖縄県	51

表 2. 全国の漁業体験回数の多い漁業地区 (2003 年) (第 11 次漁業センサスより作成)

1. 福井県越廼	300回	19. 富山県氷見	43回
2. 神奈川県上宮田	230	20. 佐賀県浜玉	42
3. 佐賀県七浦	170	21. 愛知県神戸	40
4. 長崎県勝本	161	三重県相差	40
5. 大阪府田尻	140	23. 千葉県白里	39
6. 京都府養老	130	24. 兵庫県坂越	38
7. 和歌山県大島	82	25. 兵庫県大塩	35
8. 石川県輪島	70	徳島県鞆浦	35
9. 愛知県日間賀島	60	27. 宮城県戸倉	34
10. 兵庫県仮屋	56	28. 青森県百石	30
11. 福井県美浜	55	岩手県大槌	30
12. 千葉県保田	50	茨城県大洗	30
愛知県内海	50	新潟県才浜	30
兵庫県香住	50	福井県三方	30
鳥取県北条	50	愛知県篠島	30
岡山県下津井	50	兵庫県柴山	30
沖縄県読谷	50	広島県横島	30
沖縄県恩納	50	徳島県伊座利	30
小計	1804回	小計	616回

#### 4. 沖縄県の水産業・漁村地域体験の状況

##### 1) 沖縄県の水産業・漁村地域体験の概要

2003 年の第 11 次漁業センサスによると、沖縄県は、漁業体験回数 199 回で全国 8 位、漁村体験

回数 51 回で全国 9 位であり、全国でも有数の漁業・漁村体験が行われている。漁業体験を漁業地区でみても、沖縄本島中部の読谷村と恩納村がともに 50 回で、全国 12 位にランクされている。沖縄県の漁業・漁村体験回数の多い市町村は表 3 のようになっており、沖縄本島北部の東村や本部町、先島の伊良部町（現、宮古島市）など、沖縄県内の各地で水産業・漁村地域体験が行われている。また、漁業センサスではカウントされていないものの、八重山地区などでも水産業・漁村地域体験が行われている。沖縄県では、地域の漁業の伝統漁法や伝統文化、亜熱帯性気候や、沿岸海域のサンゴ礁やマングローブなどの地域の環境など、沖縄県特有の水産業・漁村地域の多面的機能を活かした水産業・漁村地域体験が行われているのである。

「観光立県」を目指す沖縄県では、近年、積極的に水産業・漁村地域体験を推進している。内閣府沖縄総合事務局は、2003 年に「子ども農林漁業体験ネットワーク」を立ち上げ、農業が中心ではあるが、「農林漁業体験で子どもたちに生きる力を」というパンフレットを沖縄県内に配布している。また、沖縄県水産課は、「漁村活性化推進事業」で、都市漁村交流を促進するため、漁業体験などを推進しており、2003 年度は事業費 1,592 千円で、宮古地区、八重山地区、読谷地区において、2004 年度は事業費 2,175 千円で、読谷地区、与那国地区において、2005 年度は事業費 1,400 千円で、石垣地区において、推進事業を実施している<sup>6)</sup>。

2006 年 1 月の内閣府沖縄総合事務局の「漁業体験リスト」によると、沖縄本島では、読谷村の読谷村漁協の「定置網体験」や「魚のさばき方。料理体験」、恩納村の恩納村商工会の「釣り体験」などの「ふれあい体験学習」、東村の「東村ブルーーツーリズム協会」の「釣り体験」や「追い込み漁」、石川市・宜野座村の「大型定置網体験」などの「海人漁業体験」、本部町の「体験釣り」、具志頭村の「体験釣り」、宮古地区では、伊良部町の「追い込み漁体験」、「鰹節、なまり節加工体験」、八重山地区では、石垣島の「サバニクルージング」や「体験漁業」、竹富島の「刺し網体験」、与那国島の「盛んのさばき方、調理方法」などの「与那国島ブルーーツーリズム体験」などがあげられている。

また、2006 年 3 月に沖縄県・沖縄観光コンベンションビューローが発行した『修学旅行のしおり 見る・学ぶ・体験する沖縄』に掲載されている漁業体験は、読谷村の「体験王国むら咲むら」の「海人体験」、恩納村商工会の「船釣り」、恩納村にある「沖縄体験学習研究会ニライカナイ」の「海人体験（本格的魚釣り講習とクリーンナップ）」、東村の「東村観光推進協議会」の「釣り体験教室」や「近海フィッシング」、「深場フィッシング」、「パヤオフィッシング」、久米島の「島の学校」の「体験漁業（追い込み・刺し網体験）」、宮古島「海宝館」の「ビッグフィッシング・沖釣り体験」などである。

表3. 沖縄県の漁業・漁村体験回数（2003年）（第11次漁業センサスより作成）

漁業体験回数		漁村体験回数	
恩納村	50	恩納村	20
読谷村	50	渡嘉敷村	7
伊江村	20	読谷村	6
伊良部町	16	具志川市	3
具志頭村	12	東村	2
石川市	10	金武町	2
東村	8		
伊是名村	8		
本部町	7		
伊平屋村	6		

## 2) 読谷村における水産業・漁村体験

### (1) 読谷村の漁業などの概要

読谷村は沖縄本島中部にあり、東シナ海に面しており、沿岸海域にはサンゴ礁が広がっている。2005年の国勢調査では、人口は37,301人、世帯数は11,803世帯で、第3次産業人口が就業人口の78.0%を占めており、第1次産業人口は3.4%である。

2003年の第11次漁業センサスによると、漁家数は52、そのうち漁業従事が13で、漁業経営体は40、そのうち個人経営体が39、漁協自営が1である。営んだ漁業種類別経営体数では釣が25、潜水器漁業が16、刺網が5、モズク養殖が3、延縄が2、大型定置網が1などであり、大型定置網は読谷村漁協自営であり、14人の漁業者が従事している。2004年の漁獲量は182tで、そのうち69.2%が大型定置網の漁獲であり、漁獲高115百万円で、そのうち66.1%は大型定置網である。また、漁協のある漁港内にある漁協自営の鮮魚直売施設の売り上げは80百万円で、利益は11百万円である。

### (2) 読谷村の水産業・漁村地域体験

読谷村では、読谷村役場と読谷村漁協などにより、地域の漁業の中心である大型定置網をはじめ、アンブシ漁やモズク採り、魚の裁き方、漁具作りなどの水産業・漁業地域体験が行われており、地元や、那覇の小学生などが体験している。

読谷村の水産業・漁村地域体験は、1999年度から「大型定置網体験」、2003年度からサンゴ礁での小型定置網である「アンブシ漁体験」と「魚の捌き方教室」、2004年度から「モズク採り体験」、海人講座としての「漁具作り体験」が行われている。毎年7月に実施する「ハーリー大会」と「おさかなフェスタ」は2005年度でそれぞれ21回目と10回目となり、そこでは、セリ体験や魚の掴みどりなどを行っている。また、1994年度からは大型定置網に入ったジンベイザメを見る「ジンベ



イザメ・ウォッチング」, 1996 年度からはサンゴ礁の「海浜観察養成講座」を実施している。

読谷村の水産業・漁村地域体験の導入経緯をみると、まず、漁協が大型定置網の 19 t の作業船を建造した 1980 年代末頃から大型定置網を利用した体験漁業を想定している。漁協の組合長などが、漁業の基本は漁労であるものの、沿岸漁業の衰退のため体験漁業を考えていったのである<sup>8)</sup>。また、沖縄県水産課の「漁村活性化推進事業」として、2003 年度に読谷村が事業主体となり、1335 千円で、①ハーリー船、舵取り養成講座 ②おさかなフェスタ、③親子定置網体験漁業、親子おさかな料理体験等を、2004 年度には、沖縄県が事業主体で、読谷村に委託して、1389 千円で、①養殖モズクの収穫体験 ②お魚の捌き方教室、③海人講座として、ミーカガン（水中メガネ）やイカの疑似餌の漁具の作り方教室を行ったのである。漁獲減、魚価低迷の中で、海に関心をもち、魚食普及を目指したものである。

読谷村の「大型定置網体験」は、読谷村西南部のリーフに設置している大型定置網の引き上げ作業を漁師 12 名、乗客 12 名が乗船可能な 19 t の船上から見学するもので、漁獲されたマグロ、カツオ、マンタ、ジンベイザメなどが見学できる。また、帰港する船上で漁獲物を刺身にして食べるものである。朝 7 時に出港して 9 時 30 分頃帰港し、所要時間は約 2 時間半であり、料金は大人 2,000 円、高校生 1,500 円、小中学生 1,000 円で、休業日は日曜日と祝日である。大型定置網体験の体験者数は、県外の家族連れを中心に、1999 年が 212 人、2000 年が 275 人、2001 年が 558 人、2002 年が 350 人、2003 年が 278 人、2004 年が 276 人となっている。大型定置網体験の体験者は、時化の時にはキャンセル料を要求されるので、旅行会社は通さずに募集している。漁業では、時化などには漁に出られない日もあることを知ること大切であると言われている。

「アンブシ漁体験」と「魚の捌き方教室」は、「アンブシ漁体験」が、小型定置網を引き上げて、カニやナマコなどの漁獲を体験するもので、「魚の捌き方教室」は、その魚介類を、焼魚、お汁、刺身に調理する体験を 3 グループに分けて行うものであり、2 時間で一人 500～1,000 円で行っている。5 名の漁師が時給 1,000 円で指導しており、2 名の漁師は半日で魚も獲り、3 名は 2 時間で魚の捌き方のみを指導しており、2005 年には、那覇市の小学校の修学旅行など 700～800 名が体験している。2006 年は魚の捌き方教室を、那覇から 7 校、石川から 1 校、計 8 校が体験している。

「モズク採り体験」は、長さ 12m 幅 1m のモズク養殖の網 2 枚を、米軍が基地建設のため砂を採取した後に養浜したビーチの近くに引き寄せて実施しており、期間は 2 月～5 月までで、4 人の漁師が行い、一人 500 円で、2004 年度は、那覇から 4 校が体験している。また、地元の親子連れも体験している。

海人講座の漁具作りは、地元の木工所で荒削りした南米松を材料にして水中メガネの「ミーカガン」を制作するもので、75 才の漁業者が指導しており、2004 年度は地元の小学生 3 クラス 90 人が行っている<sup>9)</sup>。

### (3) 琉球体験王国「むら咲むら」

読谷村内にある時代劇セットを利用した観光体験施設である琉球体験王国「むら咲むら」でも、

漁業体験などが行われている。

「むら咲むら」には、地元の商工会員や読谷村役場などが出資していて、32の工房があり、25の工房は地元読谷村の業者で、他は村外のダイビングやシーカヤックなどの業者が入っている。そして、生活文化体験や伝統工芸体験など101の体験メニューあり、「磯釣り体験」と「沖釣り体験」の「海人体験」が「シーカヤック体験」などとともに海関係のマリン体験としてあげられている。ちなみに、「磯釣り体験」は2～3時間で、料金は2,625円である。

体験のインストラクターは地域の人が行っており、人材バンクには村内の主婦など60名が登録していて、インストラクターの時給は上が1500円、下が800円である。「海人体験」は、沖縄の釣り雑誌社の「月刊海族」の人が読谷の海岸で行っており、読谷村漁協にも声をかけている。体験ダイビングでは読谷村漁協も参加の意向を示している。

「むら咲むら」の入園者は、2000年度の29,554人から2005年度の161,291人に急増しており、2005年度では修学旅行入園が69,232人であり、修学旅行で1億5千万円、一般で1億5千万円、計3億円の収入をあげている。2005年度の体験者数は79,729人で、そのうち、マリン体験は9.4%であった。荒天時などには、料金1,800円の「ジンベイザメの彩色」などを屋内で行っている<sup>10)</sup>。

### 3) 恩納村における水産業・漁村体験

#### (1) 恩納村の「ふれあい体験学習」

読谷村の北部にある恩納村は、東シナ海に面しており、サンゴ礁や砂浜のある24kmもの長い海岸線を有しているリゾート地帯で、多くのリゾートホテルがある。恩納村では、恩納村商工会や恩納村漁協などが連携して「ふれあい体験学習」を行っており、「船釣り」や「ハーリー漕ぎ」など、陸上を含めて多種類の体験メニューが用意されていて、村内のリゾートホテルなどに宿泊する修学旅行生などが体験をしている。「ふれあい体験学習」の受け入れ窓口は恩納村商工会で、体験学習の指導者は137人であり、その内訳は、恩納村の青年会が40人、老人会が35人、恩納村漁協が20人、商工会女性部が13人、農業団体が9人などとなっている<sup>11)</sup>。

恩納村商工会の「ふれあい体験学習」の受け入れ実績は、初年度の1995年度は2校117名であったが、その後急増しており、ここ数年は約2万人になっている<sup>12)</sup>。2004年度の受け入れは225校、20,685人で、そのうち恩納村漁協の受け入れは、「船釣り」が704人、「ハーリー漕ぎ」が327人であり、マリン業者の受け入れは「シーカヤック」が580人、釣り愛好会の受け入れは「浜釣り」が719人などとなっており、漁村地域における陸上の体験が多いものの<sup>13)</sup>、漁協が体験漁業を行うことは、体験漁業が多額の漁獲努力を要しないため、漁場を休めながら実施することができるとともに、漁業者が体験者の対応を行うことで、漁業者の人間性の向上にも繋がっていると言われている<sup>14)</sup>。

#### (2) 沖縄体験学習研究会「ニライカナイ」

恩納村内にある有限会社の沖縄体験学習研究会「ニライカナイ」でも水産業・漁村地域体験が行

われている。

「ニライカナイ」は、1998年に東京の旅行会社から移住した社長が設立したもので保育園も併設しており、2006年現在の従業員は23名で、全員地元採用である。2005～2006年度では、農業、生活、文化、自然、海人の5分野・33種目・84プログラムの体験メニューがあり、体験の指導員は沖縄の人で450名を数えている。

水産業・漁村地域体験である「海人体験」は、本島西海岸の恩納村漁協による「船釣り」、本島東海岸の石川市（現、うるま市）の石川市漁協による、さばき教室や試食もある「船釣り」、モズク漁視察やモズクの選別をする「もずく」、刺し網漁業、漁師民宿などの「うみんちゅ」、ハーリー競漕、それに「月刊海族」による「魚釣り」の7プログラムがある。体験時間は2時間半～5時間半ぐらいで、体験料金は2,800円～7,000円程度である<sup>15)</sup>。

「ニライカナイ」の修学旅行受入数は、1998年度は12校1,078人であったが、その後急増しており、2004年度では、東京都をはじめ、兵庫県や大阪府など全国39都道府県から、590校74,581人を受け入れている。そのうちサトウキビ収穫などの農業体験が38.4%で最も多く、次いで、「美ら海観察」や「コーミング&貝」などの海を中心とした自然体験が36.0%であり、自然体験に含まれる「魚釣り（投げ+船）」は3,995人で5.4%であった。2005年度では、修学旅行を610校、81,586人を受け入れており、恩納村漁協の「船釣り」が8校189人で、石川市漁協が29校772人であり、そのうち、「船釣り」が546人で、「ハーリー競漕」が125人、「刺し網漁業」が67人、「もずく」が34人であった<sup>16)</sup>。

#### 4) 石川市における水産業・漁村地域体験

石川市（現、うるま市）は、恩納村の東側にあり金武湾に面しており、石川市漁協では、北隣の宜野座漁協と大型定置網体験を行うとともに、上述した「船釣り」、「刺し網漁業」、「ハーリー競漕」などの体験が行われている。

石川市漁協が主要な漁場としている金武湾では、平安座島などを結ぶ海中道路が1970年に建設されて以後の土砂堆積や汚染に加え、湾周辺の農地改良や米軍基地、火力発電所からの汚染もあり、環境悪化が進行しており、漁業資源が減少している。石川市漁協の水揚量は1994年度の198トンであったものが2004年度には77トンに減少しており、水揚高は1994年度の164百万円から2004年度の49百万円に減少しているのである。また近年では景気の低迷や輸入自由化により漁価も低迷しているため、石川市漁協では体験漁業を導入していったのである。

石川市漁協では、「船釣り」や「刺し網漁業」、「ハーリー競漕」などの体験者は「ニライカナイ」を通して入っていて、2001年度は11校396人、2002年度は24校675人、2003年度は13校460人であり、埼玉県、千葉県、滋賀県など本土からの修学旅行生が体験しており、2005年度は上述した772人であった。一人の体験料金は7,000円程度で、漁協の手数料は5,500円である<sup>17)</sup>。

## 5) 東村の水産業・漁村体験

東村は、沖縄本島北東部にあり太平洋に面していて、人口 1,867 人であり、漁業世帯数は 30 で、釣や刺網をしている。

東村では、磯釣り体験などの水産業・漁業体験が行われている。東村で体験ガイドを行っているのは東村観光推進協議会であり、東村観光推進協議会には、25 名の東村エコツーリズム協会、35 名の東村グリーンツーリズム協会、10 名の東村ブルーツーリズム協会が加盟している。東村観光推進協議会の年会費は一人 6,000 円であり、修学旅行からの 5% の手数料と、東村からの補助金の 100 万円、沖縄コンベンションビューローからの補助金の 100 万円で運営しており、常勤の事務局員は 1 人である。

東村の体験プログラムは、自然体験（エコツーリズム）、漁業体験（ブルーツーリズム）、農業体験（グリーン・ツーリズム）に大別されており、東村エコツーリズム協会は、慶佐次マングローブ林での「やんばるカヌー」を含む「やま学校」プログラムを用意しており、東村ブルーツーリズム協会は、「釣り体験コース」、「やんばるの海遊び」、「フィッシング」、「追い込み漁」の「うみ学校」プログラムを用意している。

「釣り体験コース」の「磯（防波堤）釣り体験」は、通年で行われており、所要時間約 3 時間、料金は 1 人 2,500 円であり、「リーフ釣り」も通年で、所要時間約 3 時間、2 名までが一隻 7,000 円、3 名以上は大人 3,500 円、子供 3,000 円である。「フィッシング」は、「パヤオ」、「近海」、「深場」、「小型船近海」のフィッシングがあり、料金はパヤオで 1 隻 6 万円、近海、深場で 1 隻 4 万円、小型船近海で 1 隻 2 万円である。「追い込み漁体験」は 6~10 月頃にリーフで行い、所要時間約 3 時間、料金は 1 人 7,000 円である。「やんばるの海遊び」は所要時間約 2 時間で、料金は 1 人 3000 円である。東村ブルーツーリズム協会では、50 才代の漁師 3 名と農民や土木業者などが、3 隻の漁船と遊漁船約 10 隻を利用して行っている。

東村への修学旅行は、1998 年度には 1 校 50 人であったが、その後急増して、2004 年度で 280 校約 15,000 人であり、中高生で一度に約 50 名が、4 名か 5 名で班別行動をしていて、エコツーリズムのカヌー体験などを行っている。中学生は、4、5、6 月に多く、本土から 2 泊 3 日できており、高校生は秋が多く、2 月も来ており、農家に民泊もしている。東村の漁業体験（ブルーツーリズム）は、本土からの修学旅行生が 2005 年度で 100~200 名であり、「磯釣り体験」などをしており、「追い込み漁体験」は、数年前に 1 回行った程度である<sup>18)</sup>。

## 6) 本部町の「釣りイカダ」

沖縄本島北部の東シナ海に面した本部半島にある本部町では、12 名の本部漁協栽培漁業生産部会が、1996 年からサンゴ礁の礁湖（イノー）の魚類養殖海域に、5,000 万円程の費用で、釣筏を 6 基置いて、イカダ釣り行っている。この「釣りイカダ」（「ラフトシーアイランド」）は、マダイなどの養殖魚の価格が下落したため、体験型の観光を目指して、筏から天然物の魚を釣るようにしたもの

である。釣筏はトイレ・テーブル付で、70名までが利用可能であり、沖縄本島の西海岸ではあるが、本部半島が北西の季節風を遮る位置にあるため、年間に約280日営業しており、夜釣りも行っている。近年では年間約4,000人の釣り人が来ており、その8割が沖縄県内からである。釣り人一人当たりの平均単価は2,500円で、年間約1,000万円の収入になっている。本土からの高校の修学旅行も年間4、5校が来ており、毎年来ている学校もあり、半日ほど釣り体験をしている<sup>19)</sup>。

## 7) 宮古地区の水産業・漁村地域体験

沖縄本島から西に約400kmに位置する宮古地区は、宮古島や伊良部島などからなっており、現在では合併して宮古島市となっている。

宮古島の西部にある伊良部島では、地元の中学生在が、伊良部町漁協の協力で、毎年学校行事の中で夏休み前に漁業体験を行っている。地元の中学生であるため料金は無料である。男子生徒は、中学3年生が、1隻の漁船に4、5名が乗り、パヤオでカツオ1本釣りをを行い、中学2年生は追い込み漁を行い、中学1年生は磯からの釣りをを行っている。女子中学生は、鰹節加工や魚の調理体験をしている。また、2003年までは何十年間も、宮古島の高校生約50名が伊良部島に約10日間宿泊して、伊良部町漁協の協力で無料で漁業体験を行っていた。男子生徒はカツオ一本釣り体験をしており、女子生徒は鰹節工場で、鰹節の加工体験をしていた<sup>20)</sup>。また、2004年には農林水産省の職員研修を受け入れ、パヤオ釣り体験や追い込み漁体験などを行っている。

さらに、伊良部島では、ペンションなどが伊良部町漁協の漁業者と協力して、「パヤオ釣り体験」、「グルクン釣り体験」、「磯釣り体験」、「追い込み漁体験」などを行っている。「パヤオ釣り体験」は、漁協で24隻あるパヤオ釣船のうち、年収500万円～600万円の40歳代2人、50歳代1人の3隻の船が行っており、年間に20回以上行って、本土や沖縄本島から大人が数百人來ている。1隻の料金が6万円で、そのうち燃料費が5,000円～1万円である<sup>21)</sup>。

伊良部島の体験漁業は、伊良部町漁協の漁業者が行っているため、ダイビングのような漁業とのトラブルはない。そして、伊良部町漁協では、漁協としてはまだ漁業だけでやっていけるものの、漁業者が高齢化しているため、「パヤオ漁業と観光漁業との結びつきを図る」<sup>22)</sup>として、さらなる観光漁業の推進も考えているが、客の対応が難しいとも言われている<sup>23)</sup>。

宮古地区の宮古島でも、狩俣などの地元の中学生在が「総合的な学習」で、追い込み漁やモズク養殖の漁業体験を地元の漁業者の指導で行っている。また、「クイチャー」という三線の発表会に東京から集まる人が、プログラムの一つに追い込み漁体験を入れており、一人13,500円で行っている。さらに、広島県の私立高校の男子生徒が修学旅行でパヤオ釣り体験を行っている<sup>24)</sup>。

## 8) 八重山地区の水産業・漁村地域体験

先島諸島の八重山地区には石垣島や西表島などがある。八重山漁協は石垣島の石垣市と、西表島などの竹富町をエリアとする漁協で、2004年では正組合員324名、准組合員61名の漁協であり、

主な漁業種類は、潜水器や採介藻、定置網、カゴ網、一本釣などで、5 トン未満漁船による沿岸漁業、沖合漁業が主体である。八重山漁協の漁獲量は、漁業やプレジャーボートからの釣りなどによる乱獲や赤土流出などによる汚染のため、近年減少してきている。そこで、八重山漁協の漁業者の有志は、「船釣り・トローリング」14 名、「体験漁業・シュノーケリング」7 名、「ダイビング」5 名からなる観光漁業部会を結成して、観光漁業や体験業などを行っているが、観光漁業部会から手数料などが漁協に入っていない。ただ、「パヤオ釣り」については、その利用料の1回 5,000 円が漁協の収入となっている<sup>25)</sup>。

体験漁業の「海人（漁師）体験サバニクルーズ」は、小型定置網漁業（10月～6月）やカゴ網漁業（7月～9月）、魚類養殖などをしており観光漁業部会に属する仲田氏によって2000年に始められた。それは、以前は1,500万円あった漁獲が800万円に減少した小型定置網やカゴ網漁業の漁獲減の中で、7月～9月を自主的に休漁して「魚を獲らない漁業」を目指したものである。

「サバニクルーズ」は、新漁村コミュニティ基盤整備事業の3,600万円の建設費で2003年に漁港に建設した「海人館」に集合し、沖縄の伝統的な漁船である「サバニ」に乗船して、サンゴ礁の礁湖で行われる30個から60個のカゴをつけたカゴ網漁業の操業などを体験するとともに、サンゴ礁の海などを観察するものである。漁獲した魚は食べるだけであり、現場で料理はしていない。「サバニクルーズ」は、料金が、2006年では大人一人6,000円、子ども一人5,000円で、「サバニ」には最大5名の体験者が乗船して、午前と午後の1日2回実施している。実施期間は、魚価も安い夏の7月～9月である。

「サバニクルーズ」の体験者は、2000年は250人で、2001年は380人、2002年が470人でピークとなり、その後は、2003年は400人、2004年262人、2005年は212人であった。体験者は、ホテル等宿泊施設からのツアー客の斡旋やインターネットのホームページなどにより集客しており、家族連れが多く、修学旅行は3、4件であり、リピーターは5、6件で石垣島の人が多い。「サバニクルーズ」の体験者の減少は、悪天候や家族連れの減少などにより、このため、2005年からは、7月末からの夏休み期間中は「サバニクルーズ」を行うが、それ以外の7月や9月はカゴ網漁をかなり行っている。

「サバニクルーズ」の効果としては、既存の伝統的な漁船を使用するため過剰な設備投資を必要としないため低コストで実践できること、自主的な禁漁期間中でも収入の手当てができること、「サバニクルーズ」では漁獲は3kg程度あればよく資源管理に役立っていること、などがあげられている<sup>26)</sup>。

また「海業（うみわざ）観光」は、観光漁業部会に属する比嘉氏によって2004年から行われている。それは、1990年代中頃までは深海1本釣りでソデイカなどの漁が好調であったが、その後漁獲が減少したため始めたもので、所有する5トンの船で行っている。「海業（うみわざ）観光」には、シュノーケリングや釣りの体験ができる「海水浴・ファミリーコース」、「沖釣りファミリーコース」、「パヤオでのマグロ・カツオ釣りコース」があり、所要時間はすべて7.5時間で、料金は

それぞれ4万円、5万円、5万5千円である。2004年は35件、2005年は100件以上の利用があったが、「パヤオ釣り」が8割を占め、本土からの客が7割、地元が3割であり、40歳、50歳代の男性が多く、海水浴などはわずかであった<sup>27)</sup>。

## 9) 久米島の水産業・漁業地域体験

沖縄本島の西約100kmにある久米島は、2002年に具志川村と仲里村が合併して久米島町になっており、2006年で人口は9,161人である。久米島では、久米島空港の滑走路が1997年に延長され、150人乗りの飛行機が入るようになっている。2005年の入り込み観光客は94,983人である。

1998年には、体験滞在型の観光システムである「島の学校@久米島」がスタートしており、現在「島の学校」のプログラムは、「海洋生物（イノー）観察」や「自然海岸散策」などの自然系、「体験漁業」や「体験農業」などの産業系、「沖縄料理教室」などの文化系、「平和学習」などの歴史系がある。久米島には2006年度で27校5,000人以上の修学旅行生が来ており、小学校9校は沖縄本島からで、中学校3校、高校15校は大阪府や埼玉県などの本土からである。修学旅行生は体験などをしており、「島の学校」の収入は年間1,800万円である。

「島の学校」の「体験漁業」は追い込み漁で、島の北西部のリーフに囲まれた浅瀬で、大潮の満潮を狙って漁業者が仕掛けた長さ約300mの刺網に、翌日の干潮時に曳いて魚を追い込むものであり、漁獲した魚は裁いており、沖縄本島からの小学校の修学旅行などが体験している。体験料金は1人2,625円で、2005年は2校143人が、2006年は1校36人が体験している。「島の学校」では水産関係の体験が少なく、今後そのような体験メニューを望んでいるが、安全面の対策などが指摘されている<sup>28)</sup>。

久米島漁協では、1998年頃から漁協のセリ市場の見学を実施している。月曜日～土曜日の午前10時から30分ぐらい行うセリ市の状況を見学してもらうもので、小学校の修学旅行はほとんどが見学しており、県外からの高校の修学旅行や団体も見学している。また、一般客がタクシーで見学しに来るのも年間で100件程度ある。沖縄の魚は熱帯性でカラフルなため喜ばれているのである。また産業祭りには、漁協が養殖したクルマエビのつかみ取りを小学生が行っている。久米島漁協では、11基あるパヤオでの釣りや、島周りでのグルクン釣りなどを行っている。このような釣りをを行う漁船には女性客用のトイレもあり、家族連れも来ている<sup>29)</sup>。

また久米島では、民宿も営む漁業者が、20年前からホエールウォッチングをしており、船は25名乗りの船で、1～3月に午前と午後実施していて、料金は大人5,000円、子ども3,000円で、年に1,000名ぐらいが参加している<sup>30)</sup>。

## 5. 佐賀県の水産業・漁村地域体験の状況

### 1) 佐賀県の水産業・漁村地域体験の状況

第11次漁業センサスによると、佐賀県の漁業体験回数は、県全体で238回であり、そのうち、

鹿島市七浦が 170 回で圧倒的に多く、次いで、浜玉町（現、唐津市浜玉町）浜玉が 42 回、唐津市満島が 10 回などとなっており、漁業体験は七浦と浜玉に集中している。特に七浦は、漁業地区別の体験回数では全国第 3 位である。また、漁村体験回数は、佐賀県全体で 3 回である。

## 2) 鹿島市七浦の干潟体験などの状況と課題

鹿島市七浦は佐賀県西南部にあり、有明海に面しており、2004 年の人口は 3,666 人、世帯数は 1,002 であり、農家戸数は 2000 年で 503 戸である。漁業経営体は 2003 年では 82 経営体で、すべて個人経営体であり、そのうち 77 経営体がノリ養殖業で、他は小型底曳網や採貝、刺網などである。そして、七浦の水揚金額 748 百万円の内ノリ養殖業が 94.7%を占めている<sup>31)</sup>。

七浦の地先には有明海の広大な軟泥干潟があり、そこでは、1985 年より「ガタリンピック」を開催している。それは、1984 年に鹿島青年会議所が呼びかけて結成した「フォーラム鹿島」が主催している。1986 年には、地域振興のため、七浦地区の全戸が加入する「七浦地区振興会」が結成されている。1991 年には、国道 207 号沿いの海浜スポーツ公園にレストハウスを自主経営するため、地区振興の手段として地区民から出資を募り、1 株 5 万円で、300 人以上の地区民が 1,375 万円を出資して株式会社「七浦」を設立し、干潟体験や、干潟物産館、干潟レストラン、直売市などを経営している。そして 1994 年にはそこが「道の駅」に指定されている。

株式会社「七浦」の給与支給社員は 2005 年では 15 名であり、そのうち常勤が 6 名、50 歳代の男性が中心で、20 歳代の男性も社員となっている。「七浦」の 2004 年度売り上げは計 21,607 万円であり、七浦の山海の産物などを直売する「千菜市」の売り上げが 13,483 万円で最も多く、次いで鹿島市干潟物産館が 4,219 万円、干潟レストランが 2,126 万円であり、干潟体験は 1,346 万円である。

七浦の干潟体験は、1992 年から「フォーラム鹿島」で受入れを始め、1994 年より「七浦地区振興会」で受付けており、潟スキーや潟上綱引きなどの「ミニ・ガタリンピック」を行うもので、干潟環境教室、ムツゴロウを獲る「ムツカケ」の見学も行われている。干潟体験は、ノリ養殖業の漁期でない夏を中心に 4～10 月に実施している。干潟では、夏期はワラスボ漁やムツカケ、アカガイの養殖などを行っているが、干潟体験は沿岸から 30m 以内で行うため漁業とのトラブルはない。「ミニ・ガタリンピック」の所要時間は 120 分、干潟環境教室は 60 分であり、「ミニ・ガタリンピック」の料金は、30 名以上の団体一人当たり修学旅行生は 1,365 円、一般団体は 1,575 円、30 名未満は一団体 45,000 円、個人は 2,100 円、干潟環境教室のみは 840 円となっている。

七浦の干潟体験の体験者数は 体験者の推移 2004 年度では 15,941 人であり、団体が 88.0%で、一団体の最大人数は 372 名である。団体客のうち中学生が 51.4%、小学生が 32.5%であり、なかには 5、6 年続けて来ている学校もある。体験者の地方別内訳は、以前は関西が多かったが、近年では九州が中心であり、2005 年度では九州からが 57.8%、特に佐賀県が 26.9%、福岡県が 21.4%を占めている。また、関西からが 12.4%、中国地方からが 8.4%などとなっており、遠来は東京都



からも来ている。月別では、5月が29.0%で最も多く、次いで9月が18.7%、6月が16.2%である。

七浦の干潟体験の課題としては、地区内には宿泊施設がなく、宿泊は佐世保のハウステンボスなどとなっているため、地区内に宿泊施設が求められること、「ムツカケ」を行う人は1975年頃には鹿島市内で20人いたが2005年現在では5人であり、干潟体験では70歳の人が行っているが、今後、技の伝承をしなければならないこと、将来は干潟体験では年に2万人の体験者を目標にしているが、そのためには、潮が満ちている時の体験メニューとして「櫓漕ぎ」なども計画する必要があることなどがあげられている<sup>32)</sup>。

### 3) 佐賀県唐津市浜玉町における水産業・漁村体験の状況と課題

佐賀県唐津市浜玉町は、佐賀県の北東部にあり、人口は10,738人(2005年)で、唐津湾に面し、「虹の松原」の白砂青松の砂浜があり、海水浴場となっており、年間11万人が利用している。砂浜ではビーチバレーやウインドサーフィン、ビーチサッカーなども行われているが、海岸付近などに車を駐車する問題なども発生している。また、砂浜の海岸侵食が進んでおり、海岸整備事業も行われている<sup>33)</sup>。

浜玉町にある浜崎漁協は、2005年には正組合員22名、準組合員2名で、刺網や釣り、ゴチ網などが営まれており、1991年からは組合自営でクルマエビ養殖業が行われている。2003年では、漁業経営体20経営体、漁獲金額10,169万円である。

浜玉では地曳網体験が行われている。それは、佐賀県の観光が通過型であるため、旅行会社や観光協会、漁協が10年近く前から計画したものである。地曳網体験は、「虹の松原」東部の砂浜で、60代と70代の刺網や釣りを行っている2人の漁師が実施しており、1網2～3時間で4万円である。地曳網体験は、修学旅行や子供クラブ、大学の国際交流、会社の慰安旅行などで行っている<sup>34)</sup>。修学旅行生は1泊2日で地曳網を主にしており、2005年では、5月、6月と、9月、10月に、小学校を中心に約35校、計約1,600人が体験している。修学旅行は広島県と山口県が中心であり、広島県と山口県東部は、県の修学旅行の距離制限により、長崎には行くことができないためここに来ているのである。修学旅行生は浜玉にある2つの旅館に1泊6,500～8,500円で宿泊している。修学旅行の他には、漁協が電話で受けているのが約10件あり、子供クラブは佐賀県、福岡県から来ている<sup>35)</sup>。

浜玉におけるその他の漁業体験としては、地元の浜崎小学校の児童が2000年度からクルマエビ放流を年1回しており、地区内を流れる玉島川ではサケを年1回放流している。また、浜玉中学校の生徒が、クルマエビの出荷の職場体験をしている。さらに5月の連休には、福岡県や長崎県から数百人が参加してアサリの稚貝を撒いている<sup>36)</sup>。

## 6. 水産業・漁村地域の多面的機能からみた沖縄県・佐賀県の水産業・漁村地域体験

以上、水産業・漁村地域体験の状況と課題について、大都市から離れた地域について、沖縄県を

中心に佐賀県についても、漁業体験を中心にみてきた。

沖縄県、佐賀県ともに、水産業・漁村地域体験は、水産業・漁村地域の多面的機能の「居住や交流などの『場』を提供する役割」を利用して行われているが、その「場」は、漁村地域とともに、沖縄県では、サンゴ礁があり、パヤオが設置されている亜熱帯の海であり、佐賀県では、有明海の干潟や、虹の松原の砂浜などである。

水産業・漁村地域体験の内容は、本来的機能である「食料資源を供給する役割」については、海域における漁業操業時の体験が多い。沖縄県では、読谷村の大型定置網漁やアンプシ漁やモズク採り、恩納村の釣り、石川市の釣りや刺し網漁、東村の釣りや追い込み漁やパヤオ釣り、本部町のイカダ釣り、宮古地区の追い込み漁やパヤオ釣り、グルクン釣り、八重山地区の「サバニクルーズ」によるカゴ網漁やパヤオ釣り、久米島の追い込み漁やパヤオ釣りなどである。沖縄本島ではサンゴ礁や沿岸における漁業体験が多いが、宮古地区や八重山地区、久米島などの離島では、沖合のパヤオ釣りも多くなっている。佐賀県では、七浦の有明海での「ムツカケ」や、浜玉の地曳網体験などである。また、漁獲後の体験もあり、久米島では漁協におけるセリ市の見学も行われている。漁獲物の調理・加工体験も、読谷村の「魚の捌き方教室」や伊良部島の「鰹節加工」などが行われている。さらに、稚魚の放流が佐賀県浜玉で行われており、船を活かした「ハーリー漕ぎ」なども恩納村などで行われている。そして、これらの体験を行う漁業などは、それぞれの地域の漁協や漁業者が実施しているのである。

水産業・漁村地域の多面的機能の「地域社会を形成し維持する役割」については、漁村の風俗・文化の体験などがあげられる。沖縄県では、三線や伝統工芸などの琉球文化や、サトウキビ狩りなどの農業体験を行っている。これらは、主に、地域の恩納村商工会や東村観光推進協議会、それに「むら咲むら」や「ニライカナイ」などの会社を中心となって、地域の人と協力して行っているのである。沖縄県読谷村の漁具である「ミーカガン」の製作では、その製作技術をもった漁業者が行っている。

水産業・漁村地域の多面的機能の「自然環境を保全する役割」については、海ゴミ回収体験などのような体験ではなく、沖縄県八重山地区のサンゴ礁観察を含めた「サバニクルーズ」、佐賀県七浦の有明海の干潟での「ミニ・ガタリンピック」など、漁村地域の自然環境体験が行われている。

## 7. 水産業・漁村地域体験の課題

沖縄県の恩納村や東村や佐賀県の七浦などのように積極的に水産業・漁村地域体験に取り組んでいる例もあるが、沖縄県の八重山地区や本部町のように、漁獲量が減少や魚価が低迷してきたため体験漁業などを導入している例も多い。しかし、水産業・漁村地域体験は、水産業や漁村地域がなければ成り立たないということは言うまでもない。

そこで、水産業・漁村地域体験の第一の課題としては、地域の水産業を守り、発展させることがあげられる。それは、漁業資源を保護するとともに、沖縄県のサンゴ礁での「追い込み漁」など、

佐賀県有明海の干潟での「ムツカケ」などの地域特有の漁業や漁法などを守ることであり、さらに、沖縄県では、パヤオ釣りやモズク養殖などを発展させることである。

第二の課題は、水産業が成立する海域の漁場環境を保全することである。沖縄県では亜熱帯性のサンゴ礁やマングローブ、砂浜など、佐賀県有明海では干潟、佐賀県浜玉では砂浜の保全などである。そのためには、沿岸陸域や海域に流入する河川流域を含めた保全が必要であり、沿岸海域の埋立問題や沖縄県の赤土流入などの環境問題は解決されなければならない。

第三の課題は、漁村地域の景観、風俗、文化などを保全し、水産業以外の他の産業を振興することである。沖縄県では、三線やエイサーなどの琉球文化を守ることや、サトウキビ栽培などの農業の振興である。

第四の課題は、水産業・漁村地域体験のメニュー開発にあたっては、地域の自然環境や漁法などの地域性を活かすことである。それは、沖縄県においてはサンゴ礁の礁湖（イノー）、佐賀県においては有明海の干潟などを活かすこと、また、そこで行われる「追い込み漁」や「ムツカケ」などを活かすことである。石垣島などのように「サバニ」がかなり残されている地域では、それを活かすことである。

第五の課題は、水産業・漁村地域体験では、海の利用が多いため、季節性を考慮することである。沖縄県では、亜熱帯性気候のため、気候的にはほぼ周年にわたって水産業・漁村地域体験が可能ではあるが、モズクの収穫期が冬～春であるように、漁業には季節性があるうえ、沖縄への修学旅行は、高校では10～12月に多く、中学校は5月に多いことにみられるように観光にも季節性がある。沖縄県においても冬の北西の季節風の影響を受けるが、とりわけ佐賀県北部などの日本海側の地域は、北西の季節風のため冬季の漁業体験は困難になるのである。

第六の課題は、体験者の多い大都市などからの実際の距離や、時間距離などを考慮することである。修学旅行では、旅行期間とともに旅行金額にも制限などがある。東京都の高校は費用が安いいため、沖縄本島には来ることができるものの久米島などの離島に行くことはできないのである。また、沖縄県の小学校の修学旅行先は沖縄県内である。さらに、沖縄県の離島などにおいては、交通アクセス条件による時間距離が重要な要素になっている。

第七の課題は、水産業・漁村地域体験では、漁村地域のお産業や文化などを活かした多種類の体験メニューを作成することである。漁業体験は、天候に左右されるため荒天時の代替案が必要であるうえ、修学旅行のような団体が一度に体験することはかなり困難である。このため、「ニライカナイ」のような多種類の体験メニューをもった会社などが体験者数を増加させている。そこで、沖縄県の恩納村や東村、佐賀県の七浦のように、地域住民をはじめ、漁協や自治体、商工会などの地域内の団体などが連携した取り組みが必要である。

第八の課題は、地域住民、とりわけ地域の子どもの水産業・漁村地域体験などを重視することである。観光などは体験型も含めて、遠距離の地域外からの集客に目が向きがちであり、それは重要なことではあるが、近年、魚離れなどがみられ、学校でも「総合学習」で地域学習などが推進さ

れる中で、読谷村や伊良部島などのような地域の子どもの水産業・漁村地域体験が求められているのである。

第九の課題は、体験漁業などを行う漁業者などの人材の育成である。漁業者の高齢化が進み、後継者不足などもあるうえ、漁業者にとって客対応が難しいという面も出されているが、恩納村漁協のように体験漁業を行うことが漁業者の人間性の向上につながると言われているため、体験漁業が人材を育成するという観点をもつことが重要である。

## 8. おわりに

以上、水産業・漁村地域の多面的機能と水産業・漁村地域体験の状況と課題について、大都市から離れた地域について、沖縄県を中心に佐賀県についても、漁業体験を中心にみてきた。

水産業・漁村地域体験はまだ十分とは言えない場合も多いが、体験料収入などをもたらし、水産業・漁村地域に付加価値をつけるとともに、とりわけ離島などでは体験者が地域内に宿泊することなどにより地域振興にも寄与している。また、体験漁業は少量の漁獲でも成立するため、過度の漁獲努力や乱獲を回避することができ、漁業資源の保護にも繋がる。さらに、体験者は水産業や漁村地域への理解が深まり、魚食文化の普及などに繋がる。このため、水産業・漁村地域の多面的機能を活用して、水産業・漁村地域体験を行うことは重要である。そこでは、漁業の操業とともに、セリ市や水産加工、それに漁村地域全体の地域資源などを活かして行うことが重要である。

また、体験は学習を伴うものが多いだけに、体験参加者は「サバニクルーズ」のような家族連れ中心もあるが、学校の修学旅行などが多い。このため、大規模な宿泊施設の有無や大都市などからの時間距離や交通アクセス条件に影響されている場合も多く、沖縄本島の恩納村などのような大規模な宿泊施設の立地している地域で多くなっている。しかし、近年では、修学旅行も小グループでの行動や民泊なども行われるようになっており、沖縄本島北部の東村などにみられるように民泊なども利用されだしている。また、交通条件が整備される中で、離島の久米島などにも修学旅行が行くようになってきている。このため、状況の変化や地域性を十分考慮した取り組みが求められている。

ただ、水産業・漁村地域の多面的機能のうち、「国民の生命財産を保全する役割」は危険を伴うことも多く、体験することは困難である。しかし、沖縄県では、米軍基地の環境問題や広大な米軍の演習用の制限水域が漁業に多大の影響を与えているため、このような問題を、平和学習や環境学習の一環として取り上げることなども必要である。

近年では、従来型の「観光」ではなく体験型の「ツーリズム」などが盛んで、学校教育でも「総合学習」が推進され、修学旅行なども体験型が多くなっているため、水産業・漁村地域体験などへの対応がさらに求められていくのである。

### 【注】

1) 拙稿「観光・レクリエーションに対する漁業者の対応と漁業の動向—岡山県東南部を事例として

- 一) 『漁業経済論集』第32号第2巻 西日本漁業経済学会 1995. 10. pp.119~132  
拙稿「愛知県南知多町日間賀島における体験・観光漁業の状況」『漁村地域における交流と連携—最終報告—』東京水産振興会 2004年 pp.55~64 など
- 2) 漁業経済学会『漁業経済研究の成果と展望』成山堂書店 第5章「地域漁業」第4節「体験・交流型漁業」(鳥居亨司と) 2005年 pp.202~205
  - 3) 拙稿「水産白書を読んで 『水産業・漁村の多面的機能』と『海のツーリズム』の扱いと課題」『農林統計調査』55巻7号 農林統計協会 2005年 pp.43~49
  - 4) 拙稿「海のツーリズムと漁協—海のツーリズムに対する漁協。漁業者の対応と取り組み—」『地域漁業研究』40巻3号 地域漁業学会, 2000年
  - 5) 日本学術会議「地球環境・人間生活にかかわる水産業及び漁村の多面的な機能の内容及び評価について」2004年
  - 6) 沖縄県水産課「漁村活性化推進事業について」2006年
  - 7) 読谷村資料
  - 8) 「リゾート進出に対応した新しい漁業を創出 古堅宋達読谷村漁協組合長に聞く」『魚まち』4号 沖縄地域ネットワーク社 1994年 pp.39~45
  - 9) 読谷村役場や読谷村漁協での聞き取り調査より
  - 10) 「むら咲むら」での聞き取り調査より
  - 11) 恩納村商工会資料
  - 12) 沖縄県・沖縄県観光コンベンションビューロー「沖縄修学旅行説明会」2006年 p.10
  - 13) 恩納村商工会資料
  - 14) 恩納村漁協での聞き取り調査より
  - 15) 「沖縄体験学習研究会ニライカナイの企画 2006~2007」 p.12
  - 16) 沖縄体験学習研究会「ニライカナイ」の資料と聞き取り調査より
  - 17) 石川市漁協での聞き取り調査より
  - 18) 東村観光推進協議会での聞き取り調査より
  - 19) 本部漁協栽培漁業生産部会での聞き取り調査より
  - 20) 伊良部町漁協での聞き取り調査より
  - 21) 宮古島市役所伊良部史書での聞き取り調査より
  - 22) 伊良部町漁協『平成17年度事業報告書』2005年 p.3
  - 23) 伊良部町漁協での聞き取り調査より
  - 24) 沖縄県宮古支所での聞き取り調査より
  - 25) 八重山漁協での聞き取り調査より
  - 26) 仲田森浩氏からの聞き取りと石垣市水産課資料
  - 27) 比嘉康雅氏からの聞き取り調査より

- 28) 久米島町観光協会, 島の学校@久米島事業部の資料と聞き取り調査より
- 29) 久米島漁協での聞き取り調査より
- 30) 「しらはまマリン」での聞き取り調査より
- 31) 第 11 次漁業センサス
- 32) 七浦地区振興会資料と聞き取り調査より
- 33) 唐津市役所浜玉支所の資料と聞き取り調査より
- 34) 浜崎漁協での聞き取り調査より
- 35) 濱多摩地区の旅館での聞き取り調査より
- 36) 唐津市役所浜玉支所での聞き取り調査より

**【付記】**

この研究の成果は, 2006 年 11 月の人文地理学会大会において発表した。また, 2005 年度は, 日本福祉大学の 2005 年度学外特定研究の期間を利用して調査を実施している。